

令和2年

第4回北杜市議会定例会会議録

令和2年12月 8日 開会

令和2年12月24日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 8 日

令和2年第4回北杜市議会定例会（1日目）

令和2年12月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第75号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する
条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第76号 北杜市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税
免除に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第77号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第78号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第79号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第6号）

日程第8 議案第80号 令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第81号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第82号 令和2年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第83号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について

日程第12 議案第84号 須玉全国植樹祭会場跡地公園（みずがき山公園）の指定管理
者の指定について

日程第13 議案第85号 北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第86号 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第87号 アグリーブルむかわ外3施設の指定管理者の指定について

日程第16 議案第88号 たかねの湯の指定管理者の指定について

日程第17 議案第89号 青年小屋外1施設の指定管理者の指定について

日程第18 議案第90号 道の駅こぶちさわ観光案内所の指定管理者の指定について

日程第19 議案第91号 北杜市神代公園の指定管理者の指定について

日程第20 議案第92号 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について

日程第21 議案第93号 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）の指
定管理者の指定について

日程第22 議案第94号 白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について

日程第23 議案第95号 北杜市明野テニスコート外1施設の指定管理者の指定について

日程第24 議案第96号 北杜市須玉総合体育館外2施設の指定管理者の指定について

日程第25 議案第97号 北杜市高根体育館外1施設の指定管理者の指定について

日程第26	議案第98号	北杜市長坂総合スポーツ公園外1施設の指定管理者の指定について
日程第27	議案第99号	北杜市大泉体育館外2施設の指定管理者の指定について
日程第28	議案第100号	北杜市小淵沢総合スポーツセンター外1施設の指定管理者の指定について
日程第29	議案第101号	北杜市白州総合運動場外2施設の指定管理者の指定について
日程第30	議案第102号	北杜市武川運動公園外4施設の指定管理者の指定について
日程第31	議案第103号	市道路線の認定について
日程第32	議案第104号	市道路線の変更について
日程第33	同意第9号	北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
日程第34	同意第10号	北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
日程第35	同意第11号	小笠原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第36	同意第12号	朝神財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第37	同意第13号	穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第38	同意第14号	多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第39	同意第15号	江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第40	同意第16号	安都玉財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第41	同意第17号	安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第42	同意第18号	熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第43	同意第19号	甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第44	同意第20号	清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第45	同意第21号	金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第46	同意第22号	大平外老字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第47	同意第23号	日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第48	同意第24号	松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第49	同意第25号	肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第50	同意第26号	上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第51	同意第27号	念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第52	同意第28号	古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第53	同意第29号	三ッ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第 5 4	同意第 3 0 号	大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 5 5	同意第 3 1 号	三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 5 6	同意第 3 2 号	前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 5 7	同意第 3 3 号	日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 5 8	同意第 3 4 号	大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 5 9	同意第 3 5 号	武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 0	同意第 3 6 号	眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 1	同意第 3 7 号	大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 2	同意第 3 8 号	奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 3	同意第 3 9 号	前山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 4	同意第 4 0 号	日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 5	同意第 4 1 号	淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 6	同意第 4 2 号	鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 7	同意第 4 3 号	石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 8	同意第 4 4 号	内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 6 9	同意第 4 5 号	萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 7 0	同意第 4 6 号	駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 7 1	同意第 4 7 号	浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
日程第 7 2	諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件
日程第 7 3	請願第 6 号	「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

2. 出席議員（20人）

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

4番	小林 勉	5番	神田正人
6番	大芝正和		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市長	上村英司	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	山内一寿	企画部長	清水博樹
健幸市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
森林環境部長	宮川勇人	産業観光部長	中田治仁
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	上下水道局長	大輪弘
会計管理者	板山教次	監査委員事務局長	坂本孝典
農業委員会事務局長	土屋智	明野総合支所長	浅川和也
須玉総合支所長	堀込美友	高根総合支所長	植松宏夫
長坂総合支所長	興水伸二	大泉総合支所長	八巻弥生
小淵沢総合支所長	小泉雅人	白州総合支所長	中山和彦
武川総合支所長	清水能行	政策推進課長	浅川豪
総務課長	加藤郷志	財政課長	加藤寿

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	津金胤寛
〃	進藤修一

開会 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、ごあいさつ申し上げます。

今年も余すところ1カ月足らずとなりました。

議員各位ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今議会は先に行われた北杜市議会議員一般選挙後の初の議会定例会であり、私も議長として改めてその責任の重さに身の引き締まる思いであります。

また、北杜市長選挙も同日に行われ、上村英司市長が誕生されました。

今議会は私たち議員にとっても、上村市政にとっても市民の皆さまから負託された4年間のスタートの議会であります。

「始め良ければ全てよし」皆さまのご協力のもとに、市民の負託に応えられる議会運営を目指していきたく思いますので、よろしくお願いをいたします。

さて、今年は世界的規模の新型コロナウイルス感染症対策に迫られた1年でありました。

職員の皆さまには日常の業務に加え、先行き不透明な中での激務に気の休まるときのない日々であったかと思えます。

社会を覆っている暗雲はいまだ払拭できませんが、市民の皆さまの安全で安心できる生活を守り回復するため、最大限の努力をお願いしたいと思えます。

北杜市は合併して16年が経過しました。その間の行政と議会の連携、市民の皆さまのご努力、ご協力により最大課題として位置付けてまいりました財政健全化はもとより多くの重要課題等も着実に解決し、将来へ向かって発展拡大していく基盤が築かれてまいりました。

しかし、北杜市内を見回しますと合併以来の多くの公共施設の再編、大切な自然景観と生活環境の保全、少子高齢化等、問題は多々ありますが、一方、将来に向かっての潜在能力の高い北杜市でもあります。

関係者の連携と協働により、さらなる発展を目指していくことは今、求められているといっても過言ではないかと思えます。

私たち議会に託された、この4年間は北杜市が誕生し20年という大きな節目に向かっての大切な期間であるかと思えます。

今後、市民の皆さまが一層豊かで安全で安心な生活を送ることのできる北杜市の実現へ向けて、議会として心を一つに力を合わせて努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日、令和2年最後の議会定例会を迎えたところでありますが、今後、インフルエンザの流行、また新型コロナウイルス感染症も心配される季節となりましたが、議員各位におかれましては健康に十分留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして、十分なご審議を尽くすとともに円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は議案30件、同意39件、諮問1件であります。

次に本定例会において受理した請願は1件で、お手元に配布のとおりであります。

以上で諸報告は終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

4番議員 小林 勉君

5番議員 神田正人君

6番議員 大芝正和君

を本定例会の会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月8日から12月24日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月24日までの17日間に決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第3 議案第75号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第32 議案第104号 市道路線の変更についてまでの30件を一括議題といたします。

市長から所信表明および議案の提出理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

令和2年第4回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現在、全国において、新型コロナウイルスの新規感染者や重症者数が過去最大となり、極めて警戒すべき状況が続いております。

県内においても、過去最大となる21名の感染者が確認され、郡内、富士北麓地域を中心にクラスターが発生している状況であります。

全国的に、重症者向けの病床がひっ迫し始めており、県内の現在の感染状況を見ても、強い危機感を感じているところであります。

こうした中、コロナウイルスから大切な命を守るため、日々最前線に立ち続ける、医療、介護従事者の皆さまのご尽力に、心から感謝を申し上げます。

さて、国では、今月2日、新型コロナウイルスワクチンの接種無料化を柱とする、「改正予防接種法」が成立いたしました。

一方で、国民の命と暮らしを守る経済対策として、「雇用調整助成金」、「無利子・無担保融資」、「緊急小口資金」などの期間を延長するとともに、「ひとり親世帯」への緊急的な支援の準備を進めております。

今後、国の動向を注視し、市で行うべきことは、スピード感を持って対応してまいります。

また、昨日は、長崎県知事と市町村長とがWeb会議を行い、「3密の回避」、「マスク」など基本対策を確認するとともに、「来年1月末まで、大人数での会食はなるべく控える」、「感染防止対策をとっていない施設の利用は、厳に控える」2点について、各市町村へ要請を行ったところであります。

これを受け、本市といたしましても、市民の皆さまに広く呼びかけを強化してまいります。

併せて、「グリーン・ゾーン認証」取得の個別訪問を行うことから、本市においても、県に同行し、一層の推進を図ってまいります。

一方で、県に対しては、感染情報の迅速かつ適切な提供を要望したところであり、県では市町村に対し、スピード感を持って、しっかりと対応するとの見解を示したところであります。

これにより、市内で感染が発生した場合、これまで以上に速やかな対応を図ってまいります。

現在の富士北麓地域での感染拡大は、いつ北杜市で発生してもおかしくない状況であります。

市民の皆さまには、もう一度原点に戻り、大切な命と感染症に強いふるさとを守るための行動をとっていただきますよう、お願いしてまいります。

第3の波が猛威を振るっている現在、市民生活や市内の経済情勢も大変心配な状況であります。

市内の状況を把握するためには、様々な皆さまの意見を聴くことが必要であり、八ヶ岳ツーリズムマネージメントや北杜市観光協会・商工会などからの情報収集を行っているところでありますが、さらに各種団体より、広く意見を聴く体制づくりを早急に進めるよう指示したところであります。

今後、市内の状況を把握した上で、市単独の支援策も打ち出すこととし、補正予算等の願いをさせていただくこともあるかと思いますが、議員各位のご理解をお願い申し上げます。

こうした状況の中ではありますが、市民の皆さまのご活躍により、明るい報告をいただいております。

令和2年秋の叙勲において、元社会保険庁医療保険部長で、小淵沢町の内藤洸様が「瑞宝中綬章」を、元町田郵便局長で、大泉町の三井登一様が「瑞宝小綬章」を、元公立小学校長で、白州町の氏原宏幸様が「瑞宝双光章」を、元県立北病院看護部長で、明野町の伊藤けさみ様が「瑞宝単光章」を、それぞれ受章されました。

危険業務従事者叙勲においては、元峡北広域行政事務組合消防司令長で、高根町の下條哲義様が「瑞宝双光章」を受賞されました。

また、山梨県教育功労者において、長坂町の植松幹夫様、白州町の堀内弘様、須玉町の矢崎

元子様が、それぞれ表彰されました。

皆さまの受章は、長年にわたる功労をたたえるものであり、受章された皆さまに心から敬意とお祝いを申し上げます。

市内企業の皆さまのご活躍について、東京国税局が主催する、令和2年の「酒類鑑評会」において、白州町の「山梨銘醸」と、高根町の「八巻酒造店」が「優等賞」を受賞しました。

また、近年、新たな米づくりとして、市内集落営農組織を中心に栽培が拡大している「酒米」の評価について、醸造メーカーからも講評される中、「山田錦」の等級検査において、長坂町の農業生産法人「こぴっと」が、最高評価である「特上」を獲得いたしました。

農業に対する情熱、長年培ってきた高い技術に敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。

コロナ禍において、子どもたちの文化、スポーツなど、各種大会が縮小されているところではありますが、このような状況下においても、輝かしい活躍の報告が届いており、子どもたちの努力が報われたことをうれしく思い、将来、大きく羽ばたくことを期待しております。

次に、私の公約の実現に向けて宣言した、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の取り組みについてであります。

先の市政方針表明では、8つの戦略的プロジェクトを打ち出しました。このプロジェクトの実現に向け、早速、各部局の課長以下の若手職員を中心に、検討に着手したところであります。

検討に入った主な施策について、ご説明申し上げます。

はじめに、市民の皆さまの声、ご意見、ご提案をお聴きし、スピーディーな対応を図るため、「すぐやる課」および窓口をワンストップでつなぐ「コンシェルジュ」を早急に設置し、市民総参画市政を推進してまいります。

次に、本市の貴重な財源である「ふるさと納税制度」については、これまでも北杜市を応援してくださる全国の皆さまからの、温かいお気持ちにより成り立っております。

本年度は、事業者の皆さまのご協力をいただく中、魅力ある特産品の掘り起こしを行い、返礼品を充実させるとともに、新たな民間ポータルサイトの追加などにより、昨年の3倍となる、約3億円を見込んでいます。

今後、北杜市のブランドを、さらに全国に広くPRするため、新たに「ふるさと納税課」の設置に向けた検討に入り、「企業版ふるさと納税制度」も視野に入れ、地域をさらに活性化させるための財源確保に全力を尽くしてまいります。

次に、子育て・教育においては、ワンストップの利便性の更なる向上を図るため、様々な施策を総合的、計画的かつ包括的に推進する、「ほくと子ども育成戦略会議」の立ち上げを指示したところであります。

また、子育ての拠点となる保育園においては、現在、令和4年4月の開園に向けて、「小淵沢保育園」の建設準備を進めておりますが、今後、「白州保育園・西部こども園」の施設整備に当たり、検討委員会を立ち上げ、地域をはじめとした関係者の皆さまの意見を反映した施設づくりを進めてまいります。

子育て施策においては、民間の力を取り入れることも重要であり、運営の一部を民間へ委託する検討も進めているところであります。

学校教育においては、国が進めるICT教育の推進を受け、現在、「一人一台端末」の整備を進めているところであります。

また、効果的な活用の一つとして、コロナにより交流が止まっている友好都市などとの遠隔

による交流の再開も、検討してまいります。

そのほか、教員が学びの担い手となるための負担軽減を引き続き推進するとともに、高校生の教育支援の充実の検討に入ったところであります。

次に、観光拠点のルネサンスについてであります。清里エリアの再生に向けた検討を進めるため、「清里地域観光活性化委員会（仮称）」の立ち上げを指示したところであります。

また、「エイベックス株式会社」、「清春芸術村」との連携により、芸術と観光を結び付けた長期滞在型観光の構築に向け、「北杜アートプログラム」がスタートしたところであります。

次に、民間との連携についてであります。少子高齢化による人口減少など、本市を取り巻く社会課題に対し、行政の力のみで解決を図ることは困難な状況にあります。

私は、社会課題の解決や地域の活性化に向け、行政と民間企業が双方の強みを生かした連携を結び、共に協力する中で取り組みを進めることは、これからの市政運営に必要不可欠であると考えております。

このことから、本市が目指す持続可能な農業の推進を図り、これまで連携を結んだ企業との取り組みをさらに強化するため、新たな企業との連携により、エビデンスの検証に向けた取り組みを進めてまいります。

本市の産業の基盤となる農業については、耕作放棄地の解消を図るとともに、新たな北杜市ブランドを目指し、企業型農業生産法人の誘致も進めてまいります。

また、本市の大切な地域資源である「森と水を守る」取り組みを、さらに推進するため、新たな連携を結び、子どもたちへの「環境教育」の充実をはじめとした事業を展開してまいります。

すでに連携を結んでいる「THE NORTH FACE」とも、観光、森林、福祉など幅広い分野において、来年度からの事業展開に向け、官民協働の輪を広げてまいります。

次に、自治体間連携についてであります。

本市では、現在、7つの自治体と友好都市の関係にあります。10月、静岡県袋井市より特産品の「クラウンメロン」をいただき、市立17小中学校の給食に提供いたしました。

子どもたちからは、大変好評であり、改めて友好都市の大切さを感じたところであります。

本市からは、「紫黒米」、「浅尾ダイコン」をお送りし、「友好都市北杜市献立」として、袋井市の学校給食にも提供していただきました。

今後も、様々な機会を通じて、友好都市の自治体と交流の促進を図り、友好を深めてまいります。

現在、国が進めている5Gをはじめとする未来技術の社会実装による「デジタル化の推進」、「不妊治療」への支援の充実・強化、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減活動である「カーボンオフセット」の推進など、時代に即した施策に乗り遅れることのないよう、常に情報収集に努め、国、県と連携した対応を進めてまいります。

各種施策の実現に向け、職員と共に鋭意努力してまいりますので、引き続き、議員各位、市民や企業の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は、条例案件4件、補正予算案件4件、指定管理者の指定案件20件、その他案件2件、同意案件39件、諮問案件1件の合計70案件であります。

はじめに、条例案件であります。

議案第75号 「北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部

を改正する条例」につきましては、所得税法等の一部を改正する法律において、租税特別措置法の一部が改正されたことから、北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例のほか7条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第76号「北杜市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、当該省令の題名の一部が変更になったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号「北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定所得基準が変更されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第78号「北杜市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、老朽化に伴い小淵沢B&G海洋センターを廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第79号「令和2年度北杜市一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

今回の補正予算は、返礼品等の充実や民間ポータルサイトの活用により増加が見込まれる、ふるさと納税寄附金や、新型コロナウイルス感染症対策の財源として、国から交付される臨時交付金を計上しております。

また、各地域の特色を活かした農業振興を図るため、農業者が行う取り組みの支援や、中学校の指導用資料、デジタル教科書の整備、埋蔵文化財の発掘調査等について、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は2億1,451万9千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ372億6,230万8千円となります。

次に、議案第80号「令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

介護報酬改定等に伴い、システム改修を行うことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ423万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ48億3,028万3千円とするものであります。

次に、議案第81号「令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

市立塩川病院および市立甲陽病院における、マイナンバーカードを活用した「オンライン資格確認」の導入に向けた機器の整備を行うことから、855万8千円を追加とするものであります。

次に、議案第82号「令和2年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

企業誘致・立地活動推進事業において、水道本管の布設工事を行うため、455万4千円を追加するものであります。

続きまして、指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

議案第83号「北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について」から議案第102号「北杜市武川運動公園外4施設の指定管理者の指定」についてまでの20案件につきましては、令和3年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第１０３号「市道路線の認定」および、議案第１０４号「市道路線の変更」については、県道北杜ハヶ岳公園線の乙坂バイパス整備事業の完了に伴い、旧県道が市に移管されるため、道路法第８条第２項および第１０条第３項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

市長の説明が終わりました。

ただいま議題となっております３０件のうち、議案第７５号から議案第７８号までの４件と議案第１０３号および議案第１０４号の２件は、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれら６件の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

保坂君。

○１８番議員（保坂多枝子君）

この議会日程の中の、今おっしゃった１０３号と１０４号とあります。委員会付託の表には、経済の付託が議案第１０４号と１０５号というふうになっていますが、ここはどんなふうに整理したらよろしいのでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

ただいまのご指摘の議案番号についてであります。お手元の議案付託表の経済環境常任委員会、議案第１０４号、議案第１０５号となっておりますが、議案第１０４号を議案第１０３号、議案第１０５号を議案第１０４号に訂正をお願いします。

よろしいでしょうか。

保坂君。

○１８番議員（保坂多枝子君）

今のは、付託表のほうを変更ということによろしいですか。

○議長（加藤紀雄君）

そのとおりであります。大変失礼しました。

よろしいでしょうか。

（ な し ）

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第７５号から議案第７８号までの４件と議案第１０３号および議案第１０４号の２件につきましては、会議規則第３７条１項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（加藤紀雄君）

日程第３３ 同意第９号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、北杜市大泉町西井出1979番地2、藤森勇、昭和31年1月5日生まれの任命につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第9号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第34 同意第10号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

同意第10号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、北杜市白州町白須6748番地、原堅志、昭和27年11月20日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、原堅志君の退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第10号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

原堅志君の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長(加藤紀雄君)

再開いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長(加藤紀雄君)

再開いたします。

日程第35 同意第11号 小笠原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件から
日程第71 同意第47号 浅尾原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件ま
での37件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長(上村英司君)

同意第11号 小笠原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件から同意第
47号 浅尾原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの37案件につ
きましては、いずれも財産区管理委員の任期が満了となることから、北杜市財産区管理条例第
3条第1項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

はじめに、同意第11号 小笠原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件に
つきましては、北杜市明野町小笠原4138番地、藤原忠晴、昭和19年6月8日生まれ。北
杜市明野町小笠原4227番地2、小泉睦彦、昭和20年5月7日生まれ。北杜市明野町小笠
原4277番地、中村忠仁、昭和22年7月29日生まれ。北杜市明野町小笠原2948番地、
藤原昌彦、昭和29年4月25日生まれ。北杜市明野町三之蔵966番地、五味和彦、昭和29年
10月28日生まれ。北杜市明野町小笠原3913番地、木村千代彦、昭和31年11月30日

生まれ。北杜市明野町三之蔵 857 番地、柴田正一郎、昭和 32 年 7 月 19 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 12 号 朝神財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市明野町浅尾 500 番地、清水政治、昭和 16 年 4 月 1 日生まれ。北杜市明野町上神取 821 番地、小池和生、昭和 15 年 11 月 3 日生まれ。北杜市明野町浅尾 1992 番地、清水忠男、昭和 17 年 10 月 2 日生まれ。北杜市明野町浅尾新田 3879 番地、篠原寛二、昭和 22 年 1 月 5 日生まれ。北杜市明野町浅尾新田 3989 番地、小林久公、昭和 22 年 1 月 15 日生まれ。北杜市明野町浅尾 5259 番地 1028、雨宮智博、昭和 22 年 7 月 28 日生まれ。北杜市明野町下神取 138 番地、清水勝、昭和 24 年 3 月 27 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 13 号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市須玉町大豆生田 393 番地、長坂治男、昭和 24 年 11 月 15 日生まれ。北杜市須玉町大豆生田 540 番地 1、清水正貴、昭和 25 年 6 月 4 日生まれ。北杜市須玉町大蔵 682 番地 1、藤原正明、昭和 23 年 10 月 13 日生まれ。北杜市須玉町藤田 311 番地 5、落合孝一、昭和 27 年 4 月 14 日生まれ。北杜市須玉町藤田 1470 番地 1、櫻井八州彦、昭和 20 年 2 月 2 日生まれ。北杜市須玉町大蔵 1380 番地、土屋有彦、昭和 22 年 2 月 6 日生まれ。北杜市須玉町大蔵 821 番地、鷹左右三朗、昭和 23 年 3 月 1 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 14 号 多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市須玉町東向 2515 番地、宮崎久、昭和 16 年 12 月 21 日生まれ。北杜市須玉町東向 2712 番地、高田精二、昭和 26 年 8 月 23 日生まれ。北杜市須玉町小倉 86 番地、富口秀一、昭和 25 年 7 月 9 日生まれ。北杜市須玉町小倉 1482 番地、清水進、昭和 17 年 8 月 12 日生まれ。北杜市須玉町小倉 2046 番地、丸茂光則、昭和 34 年 9 月 17 日生まれ。北杜市須玉町小倉 2522 番地、丸茂本男、昭和 18 年 1 月 5 日生まれ。北杜市須玉町東向 2496 番地 4、篠原保男、昭和 24 年 9 月 18 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 15 号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市須玉町江草 2244 番地、篠原武敏、昭和 20 年 7 月 29 日生まれ。北杜市須玉町江草 10807 番地、八巻忠二、昭和 16 年 9 月 8 日生まれ。北杜市須玉町江草 10031 番地、八巻精一、昭和 18 年 7 月 18 日生まれ。北杜市須玉町江草 17536 番地、有井英明、昭和 11 年 5 月 9 日生まれ。北杜市須玉町江草 14921 番地、小澤良治、昭和 29 年 1 月 27 日生まれ。北杜市須玉町江草 5038 番地、日向正晴、昭和 21 年 9 月 5 日生まれ。北杜市須玉町江草 5122 番地、日向善元、昭和 30 年 6 月 3 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第 16 号 安都玉財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市高根町東井出 280 番地、秋山治雄、昭和 23 年 4 月 24 日生まれ。北杜市高根町東井出 1625 番地 1、谷戸信幸、昭和 23 年 9 月 9 日生まれ。北杜市高根町長澤 419 番地、輿水啓長、昭和 17 年 12 月 8 日生まれ。北杜市高根町長澤 2186 番地、輿水博、昭和 30 年 4 月 3 日生まれ。北杜市高根町村山北割 1463 番地 1、麻川善行、昭和 24 年 4 月 10 日生まれ。北杜市高根町村山北割 3268 番地、小島久、昭和 27 年 7 月 28 日生まれ。

北杜市高根町村山北割3680番地1、浅川文範、昭和27年7月23日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第17号 安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市高根町箕輪新町790番地、田丸敏行、昭和25年1月5日生まれ。北杜市高根町箕輪新町862番地、坂本治、昭和29年3月5日生まれ。北杜市高根町村山東割2030番地、清水英昭、昭和23年5月10日生まれ。北杜市高根町箕輪1826番地、清水春昭、昭和28年4月7日生まれ。北杜市高根町箕輪898番地、小林一明、昭和24年3月3日生まれ。北杜市高根町箕輪2029番地、中島秀夫、昭和27年1月26日生まれ。北杜市高根町村山東割1244番地、島正樹、昭和29年2月9日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第18号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市高根町村山西割2854番地、浅川源陽、昭和20年3月3日生まれ。北杜市高根町村山西割2120番地7、渡辺良清、昭和23年10月23日生まれ。北杜市高根町村山西割969番地、原博司、昭和24年5月25日生まれ。北杜市高根町村山西割405番地1、柳沢賢二、昭和25年7月31日生まれ。北杜市高根町藏原1908番地、新海敏生、昭和25年5月9日生まれ。北杜市高根町藏原1482番地、西原敏正、昭和26年1月2日生まれ。北杜市高根町小池609番地1、伊藤智明、昭和22年11月29日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第19号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市高根町五町田606番地、小宮山三次、昭和22年6月14日生まれ。北杜市高根町五町田1906番地1、小尾重徳、昭和23年9月21日生まれ。北杜市高根町五町田1547番地、清水俊男、昭和26年7月7日生まれ。北杜市高根町上黒澤761番地、廣瀬薫、昭和24年5月4日生まれ。北杜市高根町上黒澤1242番地、歌田文人、昭和27年11月9日生まれ。北杜市高根町下黒澤2784番地、植松俊彦、昭和22年6月22日生まれ。北杜市高根町下黒澤950番地、八巻俊司、昭和33年9月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第20号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市高根町浅川2026番地、深澤隆文、昭和25年10月20日生まれ。北杜市高根町清里529番地、利根川一喜、昭和23年2月19日生まれ。北杜市高根町清里1907番地、浅川豊澄、昭和24年3月30日生まれ。北杜市高根町清里2089番地、浅川千歳、昭和26年3月1日生まれ。北杜市高根町浅川268番地17、大柴正人、昭和28年8月25日生まれ。北杜市高根町清里3545番地469、小清水正美、昭和15年4月18日生まれ。北杜市高根町清里3592番地、小清水八市、昭和25年4月1日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第21号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市明野町上手8374番地11、五味力、昭和25年1月29日生まれ。北杜市明野町上手2342番地、清水正寛、昭和17年6月26日生まれ。北杜市明野町上手2013番地1、上野昭雄、昭和22年1月1日生まれ。北杜市明野町上手10211番地1、五味良一、昭和24年8月5日生まれ。北杜市明野町小笠原3905番地、清水明、昭和26年4月27日生まれ。北杜市明野町小笠原3227番地1、仲澤光秀、昭和

27年12月17日生まれ。北杜市明野町三之蔵901番地、小泉裕、昭和35年11月6日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第22号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市明野町小笠原3656番地、上野幸人、昭和21年5月29日生まれ。北杜市明野町三之蔵984番地、小泉文雄、昭和22年4月4日生まれ。北杜市明野町小笠原3394番地6、宮川広昭、昭和22年9月4日生まれ。北杜市明野町小笠原3365番地、水森栄一、昭和23年12月2日生まれ。北杜市明野町小笠原1452番地、守屋久志、昭和25年4月3日生まれ。北杜市明野町小笠原2045番地、進藤一之、昭和30年8月29日生まれ。北杜市明野町小笠原1307番地、長坂正秀、昭和37年8月9日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第23号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市須玉町下津金2425番地、三井一男、昭和22年8月9日生まれ。北杜市須玉町下津金2652番地、高橋正仁、昭和23年4月3日生まれ。北杜市須玉町下津金2886番地、津金武五、昭和26年2月3日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第24号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市須玉町上津金797番地、浅川東夫、昭和18年1月15日生まれ。北杜市須玉町下津金2231番地、名越聖一、昭和13年2月22日生まれ。北杜市須玉町下津金2974番地、藤原雅道、昭和16年5月22日生まれ。北杜市須玉町下津金1152番地、志水佳郎、昭和16年5月23日生まれ。北杜市須玉町穴平1709番地、坂本雄造、昭和12年11月26日生まれ。北杜市須玉町穴平3152番地1、坂本春雄、昭和20年2月15日生まれ。北杜市須玉町穴平240番地、湯沢長男、昭和12年5月4日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第25号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市須玉町境之澤608番地、小林三友、昭和24年6月4日生まれ。北杜市須玉町境之澤726番地1、岩下香、昭和29年4月5日生まれ。北杜市須玉町若神子新町816番地5、小澤秀行、昭和25年3月1日生まれ。北杜市須玉町若神子新町109番地、堀込義正、昭和25年7月3日生まれ。北杜市須玉町若神子2178番地6、大谷和正、昭和24年8月30日生まれ。北杜市須玉町若神子4495番地309、大西良空、昭和23年4月26日生まれ。北杜市須玉町若神子1025番地1、大島彰、昭和25年1月29日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第26号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市高根町村山北割3680番地1、浅川文範、昭和27年7月23日生まれ。北杜市高根町村山東割1244番地、島正樹、昭和29年2月9日生まれ。北杜市高根町村山西割969番地、原博司、昭和24年5月25日生まれ。北杜市高根町五町田1547番地、清水俊男、昭和26年7月7日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第27号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市高根町東井出1229番地、小松正壽、昭和26年3月26日生まれ。北杜市高根町村山北割1977番地、比奈田善彦、昭和28年11月5日生まれ。北

杜市高根町箕輪1803番地、清水斌、昭和13年6月8日生まれ。北杜市高根町村山東割889番地3、清水秀夫、昭和27年2月9日生まれ。北杜市高根町村山西割2127番地、原一元、昭和26年4月29日生まれ。北杜市高根町小池580番地、山本武夫、昭和11年12月16日生まれ。北杜市高根町清里2103番地、浅川豊和、昭和18年3月19日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第28号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市長坂町小荒間902番地、清水長治、昭和21年6月5日生まれ。北杜市長坂町白井沢3573番地642、田中賢次、昭和21年6月7日生まれ。北杜市長坂町白井沢1485番地、田中勝海、昭和17年1月13日生まれ。北杜市長坂町小荒間784番地、坂本天地、昭和19年3月11日生まれ。北杜市長坂町大八田2413番地、伊藤和彦、昭和27年7月10日生まれ。北杜市長坂町白井沢2606番地、利根川清一、昭和30年1月22日生まれ。北杜市長坂町白井沢702番地、入江薫、昭和28年8月10日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第29号 三ッ墓山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市長坂町長坂下条44番地、植松英照、昭和23年7月3日生まれ。北杜市長坂町長坂下条546番地51、大久保隆雄、昭和24年2月11日生まれ。北杜市長坂町長坂下条50番地、植松本、昭和25年9月28日生まれ。北杜市長坂町富岡2819番地、古屋克巳、昭和24年1月2日生まれ。北杜市長坂町富岡214番地1、飯田富士雄、昭和26年2月13日生まれ。北杜市長坂町富岡168番地、工藤昇、昭和22年4月26日生まれ。北杜市長坂町富岡2787番地1、清水俊昭、昭和22年10月27日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第30号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市大泉町谷戸4002番地、小池明智、昭和18年5月5日生まれ。北杜市大泉町谷戸1658番地、平井求、昭和26年10月30日生まれ。北杜市大泉町谷戸206番地、三井修、昭和23年11月16日生まれ。北杜市大泉町谷戸3820番地、三井博、昭和25年2月15日生まれ。北杜市大泉町西井出2638番地、浅川麟四郎、昭和21年1月5日生まれ。北杜市大泉町西井出266番地、小林成行、昭和25年1月6日生まれ。北杜市大泉町西井出2431番地、進藤実、昭和24年11月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第31号 三宝恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市白州町横手1426番地、中山盛夫、昭和26年1月27日生まれ。北杜市白州町白須246番地、輿石剛、昭和13年10月23日生まれ。北杜市白州町白須6725番地、嶋口昇、昭和24年11月14日生まれ。北杜市白州町横手2532番地、向井睦尚、昭和16年3月23日生まれ。北杜市白州町横手1873番地、名執徹、昭和30年3月12日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第32号 前山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市白州町横手1844番地、宮川節夫、昭和16年3月2日生まれ。北杜市白州町横手1161番地、大久保伸志、昭和23年2月21日生まれ。北杜市白州町大坊145番地、中山正治、昭和28年1月20日生まれ。北杜市白州町大坊774番地、天野義久、昭和17年9月28日生まれ。北杜市白州町大坊112番地、坂本伴和、昭和24年4月

22日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第33号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市白州町白須6748番地、原堅志、昭和27年11月20日生まれ。北杜市白州町白須1568番地、山田輝夫、昭和18年6月7日生まれ。北杜市白州町白須2924番地、古屋賢仁、昭和18年8月10日生まれ。北杜市白州町白須78番地1、堀内弘、昭和20年4月6日生まれ。北杜市白州町台ヶ原2310番地72、山口光茂、昭和19年7月29日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第34号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市白州町鳥原2639番地、渡邊稔、昭和27年1月7日生まれ。北杜市白州町鳥原1533番地、伏見富平、昭和11年8月20日生まれ。北杜市白州町下教来石708番地1、松野進、昭和22年12月1日生まれ。北杜市白州町下教来石652番地3、小池正利、昭和24年5月20日生まれ。北杜市白州町鳥原1881番地、渡邊政文、昭和28年2月21日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第35号 武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町牧原1675番地、中山貴之、昭和16年9月7日生まれ。北杜市武川町三吹1111番地、小野勇、昭和22年4月30日生まれ。北杜市武川町三吹2409番地、中山孝明、昭和27年11月16日生まれ。北杜市武川町山高2546番地1、中根光芳、昭和25年3月13日生まれ。北杜市武川町黒澤1464番地、一木正則、昭和25年2月17日生まれ。北杜市武川町新奥389番地1、齊木久壽、昭和19年9月7日生まれ。北杜市武川町宮脇2130番地1、宮下秀明、昭和26年5月14日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第36号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町牧原1675番地、中山貴之、昭和16年9月7日生まれ。北杜市武川町牧原690番地、前嶋輝雄、昭和35年2月9日生まれ。北杜市武川町山高2546番地1、中根光芳、昭和25年3月13日生まれ。北杜市武川町山高2693番地1、秋山博文、昭和24年10月19日生まれ。北杜市武川町黒澤1728番地、栗澤忠男、昭和24年4月25日生まれ。北杜市武川町柳澤2139番地、水石治仁、昭和26年2月12日生まれ。北杜市武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第37号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町三吹1111番地、小野勇、昭和22年4月30日生まれ。北杜市武川町三吹453番地2、木嶋昭、昭和23年3月2日生まれ。北杜市武川町三吹2409番地、中山孝明、昭和27年11月16日生まれ。北杜市武川町三吹2419番地、日向正長、昭和28年9月24日生まれ。北杜市武川町山高2693番地1、秋山博文、昭和24年10月19日生まれ。北杜市武川町黒澤1728番地、栗澤忠男、昭和24年4月25日生まれ。北杜市武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第38号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市須玉町江草2258番地、山口俊夫、昭和20年9月25日生

まれ。北杜市須玉町江草9916番地、有井弘、昭和13年7月15日生まれ。北杜市須玉町大豆生田1193番地、小林誠次、昭和27年9月4日生まれ。北杜市明野町小笠原4003番地、小泉和仁、昭和28年10月4日生まれ。北杜市明野町上手9845番地、五味操、昭和24年6月28日生まれ。北杜市明野町浅尾3475番地、入戸野仁、昭和28年10月6日生まれ。北杜市須玉町東向2515番地、宮崎久、昭和16年12月21日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第39号 前山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市須玉町江草17546番地、小澤高直、昭和23年5月11日生まれ。北杜市須玉町江草2054番地2、奥水正英、昭和28年8月25日生まれ。北杜市須玉町小倉146番地、清水一夫、昭和24年1月12日生まれ。北杜市須玉町東向3087番地、篠原芳英、昭和21年7月15日生まれ。北杜市須玉町大蔵509番地、内藤正、昭和14年2月5日生まれ。北杜市須玉町大豆生田524番地、菊見美房、昭和22年1月15日生まれ。北杜市明野町浅尾1492番地1、清水俊雄、昭和31年9月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第40号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市長坂町日野640番地、米沢幸敏、昭和21年6月6日生まれ。北杜市長坂町日野554番地、山坂正邦、昭和21年9月26日生まれ。北杜市長坂町日野109番地、田中孝、昭和23年2月4日生まれ。北杜市長坂町日野320番地、田中光夫、昭和25年12月19日生まれ。北杜市須玉町若神子3970番地1、川久保護、昭和25年6月8日生まれ。北杜市須玉町若神子1437番地、内田雄二、昭和27年3月28日生まれ。北杜市高根町下黒澤3169番地、清水克巳、昭和27年9月5日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第41号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町山高2546番地1、中根光芳、昭和25年3月13日生まれ。北杜市武川町山高2693番地1、秋山博文、昭和24年10月19日生まれ。北杜市武川町黒澤1464番地、一木正則、昭和25年2月17日生まれ。北杜市武川町黒澤1728番地、栗澤忠男、昭和24年4月25日生まれ。北杜市武川町柳澤2139番地、水石治仁、昭和26年2月12日生まれ。北杜市須玉町若神子1481番地、三井正好、昭和18年9月21日生まれ。北杜市高根町下黒澤707番地、小野幸男、昭和22年5月30日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第42号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町三吹453番地2、木嶋昭、昭和23年3月2日生まれ。北杜市武川町山高2546番地1、中根光芳、昭和25年3月13日生まれ。北杜市武川町黒澤1464番地、一木正則、昭和25年2月17日生まれ。北杜市武川町柳澤2139番地、水石治仁、昭和26年2月12日生まれ。北杜市須玉町若神子1481番地、三井正好、昭和18年9月21日生まれ。北杜市高根町下黒澤707番地、小野幸男、昭和22年5月30日生まれ。北杜市長坂町塚川2005番地13、三澤安雄、昭和23年4月5日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第43号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市大泉町西井出4502番地、山田裕、昭和25年7月2日生

まれ。北杜市長坂町夏秋136番地1、内田康行、昭和23年12月11日生まれ。北杜市高根町東井出1198番地、白倉秀雄、昭和19年11月28日生まれ。北杜市高根町村山北割3083番地、原藤和雄、昭和26年7月10日生まれ。北杜市高根町村山東割589番地1、清水長、昭和14年12月23日生まれ。北杜市高根町小池567番地、齊藤義道、昭和23年11月22日生まれ。北杜市高根町五町田767番地、五味仁、昭和24年8月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第44号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市大泉町谷戸3696番地、浅川修一、昭和27年2月18日生まれ。北杜市大泉町谷戸4002番地、小池明智、昭和18年5月5日生まれ。北杜市大泉町谷戸1658番地、平井求、昭和26年10月30日生まれ。北杜市大泉町谷戸206番地、三井修、昭和23年11月16日生まれ。北杜市大泉町谷戸3820番地、三井博、昭和25年2月15日生まれ。北杜市長坂町白井沢679番地、小松功一、昭和28年6月2日生まれ。北杜市長坂町白井沢3573番地151、田中茂、昭和22年1月7日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第45号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町山高2546番地1、中根光芳、昭和25年3月13日生まれ。北杜市武川町山高2693番地1、秋山博文、昭和24年10月19日生まれ。北杜市武川町黒澤1464番地、一木正則、昭和25年2月17日生まれ。北杜市武川町黒澤1728番地、栗澤忠男、昭和24年4月25日生まれ。北杜市武川町柳澤2139番地、水石治仁、昭和26年2月12日生まれ。北杜市武川町柳澤1492番地、小池啓一、昭和24年2月11日生まれ。北杜市長坂町塚川2005番地13、三澤安雄、昭和23年4月5日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第46号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市白州町白須6807番地228、細田哲郎、昭和19年11月2日生まれ。北杜市白州町横手2495番地、中山禎夫、昭和18年11月27日生まれ。北杜市白州町台ヶ原2284番地1、北原雄次、昭和21年4月3日生まれ。北杜市武川町三吹2636番地1、武藤昌人、昭和27年6月27日生まれ。北杜市武川町柳澤2139番地、水石治仁、昭和26年2月12日生まれ。北杜市長坂町日野1319番地1、向井伊三男、昭和28年6月18日生まれ。北杜市長坂町渋沢1007番地6、仲山弘、昭和30年12月27日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

最後になりますが同意第47号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市明野町浅尾500番地、清水政治、昭和16年4月1日生まれ。北杜市明野町上神取821番地、小池和生、昭和15年11月3日生まれ。北杜市明野町浅尾新田3879番地、篠原寛二、昭和22年1月5日生まれ。北杜市明野町浅尾5259番地1028、雨宮智博、昭和22年7月28日生まれ。北杜市須玉町藤田1470番地1、櫻井八州彦、昭和20年2月2日生まれ。北杜市須玉町大蔵821番地、鷹左右三朗、昭和23年3月1日生まれ。北杜市須玉町大豆生田393番地、長坂治男、昭和24年11月15日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上37案件につきまして、よろしくご審議の上、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後１時３０分といたします。

休憩 午後１２時００分

再開 午後 １時３０分

○議長（加藤紀雄君）

再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第１１号から同意第４７号までの３７件は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定をいたしました。

これから同意第１１号 小笠原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第１２号 朝神財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１２号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第１３号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１３号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第１４号 多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第１５号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について

て採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第16号 安都玉財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第17号 安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第18号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第19号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第19号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第20号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第20号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第21号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第２１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第２２号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第２２号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第２３号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第２３号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第２４号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第２４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第２５号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第２５号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第２６号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第２６号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第２７号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第２７号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第２８号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第29号 三ッ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第30号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第31号 三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第32号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第33号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

当事者がいらっしゃいますので、地方自治法第117条の規定により原堅志君の退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時38分

○議長 (加藤紀雄君)

再開します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第３３号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

原堅志君の入場を許可します。

暫時休憩します。

休憩 午後 １時３９分

再開 午後 １時４０分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

これから同意第３４号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第３４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第３５号 武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第３５号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第３６号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第３６号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第３７号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第３７号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第３８号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第３８号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第３９号 前山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第40号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第41号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第42号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第43号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第44号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第45号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第４６号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４６号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第４７号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第４７号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第７２ 諮問第２号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

諮問第２号 人権擁護委員の候補者の推薦について議会の意見を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たにその後任候補者を法務大臣に対し推薦する必要があるため、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、北杜市大泉町西井出８２８番地、浅川享子、昭和３７年３月１日生まれの推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから諮問第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第２号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第２号は、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第73 請願第6号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

11番議員、志村清君。

○11番議員（志村清君）

朗読をもって紹介させていただきます。

請願第6号

令和2年12月3日

北杜市議会議長 加藤紀雄殿

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

山梨県北杜支部 支部長 中川量幾

北杜市長坂町小荒間298-4

0551-32-5994

紹介議員 志村清

「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願
請願趣旨

戦前、天皇制政治のもとで主権在民をとなえ、侵略戦争に反対したために治安維持法で逮捕され、拷問による虐殺・獄死という多大な犠牲を多くの国民が受けました。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間で学者・宗教者・文化人など、逮捕者は数十万人、検挙された人68,274人、虐殺された人93人以上、拷問・虐待などによる獄死は400人余りにのぼっています。

日本がポツダム宣言を受諾した後、治安維持法は政治的自由と人道に反する悪法として廃止され、この法律によって処罰された人々は無罪とされました。しかし、日本政府は、いまだにその犠牲者に対し謝罪も賠償もしていません。

ドイツでは、連邦保障法でナチス犠牲者に謝罪し賠償しています。イタリアでも国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給しています。アメリカ・カナダでは、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し大統領が謝罪し、賠償をしています。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、年金を支給しています。

1993年に開催された日本弁護士連合会の第36回人権擁護大会では、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として・・・その行為は高く評価されなくてはならない」と指摘し、保障を求めています。

以上のような国内外の動きは、治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の正当性と必要性を証明しています。

つきましては、同じ過ちを繰り返さない立場から、地方自治法第99条の規定により国会及び政府に対し、「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」を制定し、犠牲者に対して1日も早く謝罪と賠償を行なうことを要望する意見書を提出していただきたく請願します。

請願の項目

国会と政府に対し、治安維持法犠牲者の名誉回復を図るとともに、謝罪と賠償を行なう「治

安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」を提出してください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第6号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

大変お疲れさまでした。

次の会議は12月22日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

散会 午後 1時53分

令和 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 2 日

令和2年第4回北杜市議会定例会（2日目）

令和2年12月22日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

星見里の声	興水 崇君
北杜クラブ	井出一司君
公明党	内田俊彦君
日本共産党	志村 清君
ほくと未来	福井俊克君
ともにあゆむ会	齊藤功文君

2. 出席議員（20人）

1番 高見澤伸光	2番 興水 崇
3番 中山喜夫	4番 小林 勉
5番 神田正人	6番 大芝正和
7番 秋山真一	8番 進藤正文
9番 清水敏行	10番 井出一司
11番 志村 清	12番 齊藤功文
13番 福井俊克	14番 加藤紀雄
15番 原 堅志	16番 清水 進
17番 野中真理子	18番 保坂多枝子
19番 内田俊彦	20番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（47人）

市長	上村英司	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	山内一寿	企画部長	清水博樹
健康市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
森林環境部長	宮川勇人	産業観光部長	中田治仁
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	上下水道局長	大輪弘
会計管理者	板山教次	監査委員事務局長	坂本孝典
農業委員会事務局長	土屋智	明野総合支所長	浅川和也
須玉総合支所長	堀込美友	高根総合支所長	植松宏夫
長坂総合支所長	興水伸二	大泉総合支所長	八巻弥生
小淵沢総合支所長	小泉雅人	白州総合支所長	中山和彦
武川総合支所長	清水能行	政策推進課長	浅川豪
総務課長	加藤郷志	財政課長	加藤寿
秘書広報課長	小澤永和	新型コロナ対策課長	小尾正人
消防防災課長	坂本賢吾	企画課長	大芝一
管財課長	末木陽一	市民課長	平井ひろ江
介護支援課長	白倉充久	健康増進課長	浅川知海
福祉課長	山田健二	子育て応援課長	中澤徹也
農業振興課長	皆川賢也	観光課長	小林晋
商工・食農課長	栗澤忠之	まちづくり推進課長	中山由郷
道路河川課長	小澤茂	教育総務課長	堀内典子
学校給食課長	三井喜巳	上下水道総務課長	河手貴
上下水道施設課長	斎藤乙巳士	上下水道維持課長	内藤肇
新型コロナ対策課長補佐	小池佳生		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	津金胤寛
〃	進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 星見里の声、60分。2番 北杜クラブ、45分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 ほくと未来、30分。6番 ともにあゆむ会、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、星見里の会の会派代表質問を許します。

星見里の声、2番議員、興水崇君。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

これより代表質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、私たち4名が今期結成をさせていただきました会派、星見里の声についてでございます。これは市のホームページにも記載されております愛称、星を見る里と書いて「ホクト」と読み、星見里の声という会派を結成させていただきました。

私たち星見里の声では、市民福祉の向上、そして市政、市の発展を目的として、サイレントマジョリティーといわれる市民の皆さまの声なき声を市政に反映することを基調に、大衆烏合とならずに政策立案提言を行ってまいりたいと考えております。

また、議会にあつては是々非々を根本に調査と検討会議を粘り強く繰り返し、政策実現に向けた活動を推進してまいります。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以下大きく4項目に分けて質問をさせていただきます。

まず1つ目の項目は、今後の新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルスが感染拡大をする中、北杜市では本年、国や県の対策と連動した「支えあい北杜！心つながる応援プロジェクト」、こちらを施行し、現在、第3弾までが実施、展開をされております。非常に多くの多岐にわたる内容で、市独自の取り組みも多くあり、多くの市民に公助が届き、皆さまから感謝の声も多く聞いております。本当にありがとうございます。

しかし、現在、第3波といわれる感染拡大の波が押し寄せ、年末の経済循環期において活動の制限や感染予防への日々のストレスなど、再び市民の生活に不安の影が落ち始めている。これも現在の事実かと思います。

また欧米では変異型が確認され、再びワクチンの有用性を問われる議論が勃発したり、株価の下落も始まっております。ここ日本においても、この事態というものは無視できる状況ではないかと思えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 北杜市における「支えあい北杜！心つながる応援プロジェクト」、こちらの第3弾までの所見などをお聞かせいただけますでしょうか。

2. 今後、第4弾の構想を含め、どのような対策を展開される予定か、お伺いできればと思います。

3. 「安心安全なまち北杜」、こちらの構想を鑑み、移住・定住政策と連動される予定はおありでしょうか。

続きまして、2つ目の項目となります。子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進について。こちらは先の議会におかれまして、上村市長が表明された政策への質問となります。

少子化が加速する日本において、この北杜市でも例外なく大きな問題の1つとされており、上村市長におかれましても、この問題解決に向けての決意だと私は感じました。

また、私自身もこれまでの社会経験や活動の中で、こちらの解決の土台となるものは所信にもございました「希望に溢れ、賑わう地域づくり」、こちらが必要だと考えます。また、これを創っていくのは、私たち大人の責務ではないでしょうか。そして、その目標値として子どもの数を10年で2倍という長期的な中ではございますが、10年後に向けてのKPIを掲げられました。

そこで以下、3点の質問をさせていただきます。

1. 所信の中にもあり、核になると思われる組織、今後創設される予定の「ほくと子ども育成戦略会議」の概要と具体的なメンバー構成等の構想について、お伺いできればと思います。

2. 子どもの数を2倍、こちらの具体的な基準についてお教えいただければと思います。

例えば現在の子どもの数を2倍なのか、現時点での人口ビジョンに基づく人口なのか、こういった形で教えていただければと考えております。

3. 今後の政策により、子どもの人口が増えるにあたり、公園など子どもが安心して遊べる場所の確保、こちらが必要であると思いますが、いかがお考えでしょうか。

それでは続きまして、3つ目の項目となります。情報公開透明性の高い市政についてでございます。

こちらにつきましても、先般、市政方針表明の中で、情報公開透明性の高い市政を堅持すると表明をされておりました。透明度の高い情報公開は、市民との信頼関係を築く上で重要なファクターであると考えます。また昨今、様々な団体や企業で情報漏えいのニュース等も飛び交っております。透明度とは逆のことかもしれませんが、守るべき情報も数多くあると思います。

私たち市民に関わる情報を含め、現在北杜市では、情報公開条例、個人情報保護条例に基づき、保護されるべき情報の漏えい防止、ならびに市民からの問い合わせに日々、回答をいただいているかと思えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 情報公開の方法等で、今後、更なる強化や取り組みの予定はございますでしょうか。

2. 市民からの要望、すなわち受け身としての情報公開の透明性だけではなく、市民の手元に届くような積極的な情報発信も必要かと考えます。こちらにつきまして、強化や新たな取り

組みはお考えでしょうか。

3. 保護されるべき個人情報等のセキュリティー対策と公文書などの漏洩を防ぐ現在の対策を改めてお教えいただけますでしょうか。

それでは最後、4つ目の項目となります。市民協働・総参画により、躍動する市政の推進についてです。

市民の皆さまがより一層の幸せを感じるため、この議場においては市長を代表とした執行部の皆さま、そしてわれわれ議会とが適切な緊張感の中で市政運営が行われることが重要であり、そのためにはお互いに市民の声、さらには声なき声に耳を傾けていくことが必須だと考えております。

そして上村市長の掲げる一丁目一番地、「市民協働・総参画により、躍動する市政の推進」、こちらはそんな理念の下、展開されるものだと推測いたしました。

そして、その実現のため早急に新設される課があると知り、一人の北杜市民としても今後の市政に多くの期待に心躍らせる時間もございました。

そんな中、以下の質問をさせていただきたいと思います。

1. 早急に新設とある、すぐやる課、コンシェルジュ、こちらの具体的な業務内容、そして現在の進捗について教えていただきたいと思います。

2. 市民総参画とあります。移動手段の限られたご高齢の方、身体障がい者の方、こちらの市政参画について、どのようにお考えなのかお教えいただければと思います。

3. 市民総参画市政の実現の指標を図っていくため、K P Iの設定について、すでに設定があるのか、はたまた今後どのように設定をされていくのか、お教えいただけますでしょうか。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

興水崇議員の、星見里の声の代表質問にお答えさせていただきます。

今後の新型コロナウイルス感染症対策における対策についてであります。

現在、「新型コロナウイルス感染症」の感染者数が、全国的に高い水準で推移している状況にあります。本市では引き続き、感染拡大防止に全力で取り組むこととし、「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト第4弾」を打ち出したところであります。

今後は、これまで取り組んできた支援策の効果を見ながら、特に生活困窮者への生活支援や市内観光事業者および中小企業の経済再生支援を先行して進めることとし、関係する皆さまと意見を交わしながら、「困っている人」にピンポイントで支援をしてまいります。

また、国が準備を進めている「ワクチン接種」については、国における安全性・有効性の確認を最優先に情報を収集し、迅速に対応できるよう準備を進めております。

次に、子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「はくと子ども育成戦略会議」についてであります。

私の市政方針である「子どもが賑わう夢かなう子育て・教育」を推進するためには、本市が持つ多くの地域資源、施策を総動員する必要があります。

このため、「ほくと子ども育成戦略会議」を立ち上げ、仕事、結婚、出産、乳幼児期から学校教育までにわたる子育て期など、様々な段階、分野における、切れ目のない子育て施策、重点施策等について意見交換を行い、総合計画や総合戦略の見直し、人口ビジョンを踏まえた中で、本市の将来像を見据え、会議を進めてまいります。

また、関連施策に関わる費用配分についても議論してまいりたいと考えております。

具体的な構成メンバーについては、将来、子育てを担うことになる高校生や、現在、子育て中の方、本市へ移住されてきた方などの当事者を中心に、専門家を加え、「ほくと子ども育成戦略会議」を立ち上げてまいります。

次に、子どもの数2倍の基準についてであります。

本市の人口動態や、社会的課題に照らして見ても、人口減少や少子高齢化は重要な課題であるため、現在の「北杜市人口ビジョン」に基づく10年後の15歳未満の年少人口を2倍にすることを基本と考えております。しかし、目標達成には様々な施策を講じる必要があるため、「ほくと子ども育成戦略会議」の中で検討してまいります。

次に、子どもが安心して遊べる場所についてであります。

市内には、子どもと一緒に訪れ、安心して遊ぶことができる特色ある公園が数多くあり、多くの子育て世帯の皆さまにご利用いただいております。

子どもの年代、家族構成など、ニーズは様々であることから、「ほくと子ども育成戦略会議」の中でニーズを整理し、検討を進めてまいります。

次に、情報公開透明性の高い市政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、更なる強化や取り組みについてであります。

私が市政運営に掲げる「情報公開透明性の高い行政」については、市政の状況などの情報発信の充実を目指すものであります。

私自らの言葉で、市民の皆さまに、分かりやすく、迅速に、市政の状況が伝わる方法について改善するため、新たに月1回の定例記者会見の開催や、市ホームページ上の「市長の部屋」の更新回数や掲載内容の見直しなどを行い、「市政の見える化」を加速させてまいります。

次に、積極的な情報発信についてであります。

市からの情報発信については、適時、適宜にスピード感を持って、多くの方に分かりやすく伝えていくことが重要であると考えております。

近年、「ツイッター」や「フェイスブック」などのソーシャルメディアは、即効性と拡散性の面から情報発信力に優れ、情報ツールとして大きな位置を占めるようになってまいりました。

本市の魅力や市政の状況の発信の一層の拡大を図るため、私自らが「ツイッター」や「フェイスブック」を通じて、情報発信を積極的に行ってまいります。

こうしたことで、透明性の高い市政の推進を図り、市民と協働の市政を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民協働・総参画により、躍動する市政の推進における、すぐやる課およびコンシェルジュについてであります。

「すぐやる課」は、本庁舎に市を退職した行政経験豊富な職員などを「コンシェルジュ」として配属し、市民の困りごとに気軽に相談ができる窓口といたします。

市民の側に立って相談に乗りその場で回答、内容によっては、速やかに各課につなげることが主な業務となります。

「コンシェルジュ」は、現在行っている総合案内業務のほか、市民に寄り添い丁寧な案内を行うことや、市民課や税務課関係などの各種申請書の書き方を補助することなどが、主な業務となります。

本年度中には、記載台の設置を行い、各種申請書の掲出など、試験的に施行する中で改善を行ってまいります。

市民目線による「すべての市民にとって優しい市役所」の実現に向け、できることから速やかに進めてまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

奥水崇議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

今後の新型コロナウイルス感染症対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第3弾までの所見についてであります。

本市のこれまでの「新型コロナウイルス感染症対策」においては、国の緊急事態宣言以降、大きな影響を受けた市民生活や市内経済への支援として、「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」を打ち出し、国や県の施策を最優先に活用しながら、市独自の支援策を加え、「感染予防」と「市内経済の再生」の両面から「今やらなければならないこと」にスピード感をもって全力で取り組んでおります。

応援プロジェクトは、市民の皆さまに、収束期に明るい光を感じていただけるよう「感染拡大期」、「収束期」、「更なる前進の時」の3段階のステップを柱に、その先の支援内容もお示ししてまいりました。

特に8月にスタートした「心がつながる応援券」を通じて、市民と事業者の皆さまが共に支え合いながら「元気なふるさと北杜」を取り戻そうと、支え合いの輪が日を追うごとに広がってきていると考えております。

こうしたことで「オール北杜」の「絆」が生まれ、現在の感染が抑えられている状況にもつながっているものと考えております。

次に、移住・定住政策との連動についてであります。

「新型コロナウイルス」による影響は、働き方や生活のスタイルが大きく変化しております。引き続き、県の「やまなしグリーン・ゾーン構想」を推奨し、「感染症に強いふるさと北杜」の基盤づくりを進めた上で、これまでの移住定住施策に加え、シェアオフィス、コワーキングスペースなどテレワークの推進を図り、働き場の整備の検討を進めるよう、市長より指示を受けております。

次に、市民協働・総参画により、躍動する市政の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者や身体障がい者の市政参画についてであります。

市長が考える「市民協働・総参画」は、市民の皆さまが行政のパートナーとして、積極的に市政に関わっていただき、お互いが両輪として市政の発展に向け、協働で進めるまちづくりであり、多くの市民の皆さまから声を伺うものであります。

今後は、市長自身が積極的に市民の皆さまのもとへ出向いてまいります。既存の「市政報告会」や「市長への手紙」、「パブリックコメント」などの見直しを行い、これまで以上に市民の皆さまの声が市政に反映できる体制づくりを検討するよう、市長から指示を受けております。

こうしたことから、現在策定中の「北杜市障害者福祉計画」および老人福祉、介護保険事業計画である「ほくとゆうゆうふれあい計画」においても、しっかりと高齢者や障がい者の皆さまの声を盛り込み、協働の市政推進を図ってまいります。

次に、市民総参画 市政実現のK P Iについてであります。

市民の市政への総参画が、どの程度実現しているのか、その達成状況を把握するための評価指標としてK P Iは大変重要であります。具体的な数値の設定は、今後検討してまいります。

また、市民アンケートや各種会議などを通じ、市民の皆さまからの提案機会の拡大、広聴機会の充実を図り、市民総参画市政を推進することが必要であると考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

興水崇議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

情報公開透明性の高い市政における、保護されるべき個人情報についてであります。

本市では、「北杜市文書管理規程」において公文書の取り扱いについて規定しており、申請等に基づかない場合の職員以外への公文書の閲覧・写しの交付の禁止、公文書の庁外への持ち出し禁止などを定めております。

また、秘密に属する文書や悪用される恐れのある文書の廃棄は、裁断などの適切な方法をとることと規定しております。

さらに、保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、「北杜市情報セキュリティポリシー文書」を策定し、基本方針および対策基準に基づき、定期的に内部監査を実施するなど、セキュリティ対策を講じているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

興水崇君の再質問を許します。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。それではすみません、すべての項目につきまして、再質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の項目でありました、今後の新型コロナウイルス感染症対策について、再質問2つさせていただきます。

1つが、先ほど市内の経済をまわすというところで、特に中小企業への対策というところも言われておりました。そういった観点で、感染症対策期、こちらにおかれましては、これまで以上に、できれば、例えば市の発注を市内の業者のほうに優先していくなど、市内での循環型という意味で、そういった政策も必要かと思ひますし、そんな声もいただいておりますが、いかがお考えでしょうか。

そして2つ目が移住定住政策として、感染症に強いふるさと北杜の基盤づくりということで、ともに移住定住政策も進めていくかと、先ほどのお答えで想像することができましたが、こちらにおかれましても、具体的な政策とかは現在ございますでしょうか、お伺いできればと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

星見里の声、興水議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の中で、市内企業を優先した発注をというご質問でございますけれども、現在、事業の発注等につきましては、市内企業の育成と地域における雇用確保の観点から市内企業を優先して、地域性を重視した中で業者の選定を行っているところであります。また、市内事業者で施工可能な案件については、市内事業者を選定しており、土木工事については、100%が市内業者の発注となっております。

引き続き事業執行にあたりましては、市内業者の育成と市内経済の活性化を心がけて、そのような格好で実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

興水崇議員の、星見里の声の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、感染症対策の中の具体的な移住定住策というところで、お答えをさせていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、ふるさとに帰れないという方が都会にも多くいらっしゃる。また、お子さんやお孫さんにも会えないという、そんなさみしい生活、我慢を強いられている生活が出ていると考えているところであります。

また、働き方の面においては、企業でテレワークの転換も進み、会社に行かなくて家庭で仕事をするというような、働き方も大きく変化しております。

こうした点に目を向けまして、感染症対策「支えあい北杜！心つながる応援プロジェクト」の「更なる前進の時」の段階におきましては、特に北杜市出身者のUターンに力を入れていこうということで、第1弾を打ち出したときから掲げているところであります。

その準備もそろそろ進めていかなければならないということで、ご家族や友人から市外に住んでおられる方に、ふるさとに帰ってきませんかというところをテーマにメッセージを送っていただきたい、そんな施策を進めていきたいと考えております。

そのメッセージにつきましては、多くの市民にもやはり関わっていただくということが大切になりますので、そのメッセージを、市民向けのコンテストを実施しまして、募集をした中から何点か選ばせていただきまして、北杜市民の声として多くの市民の手にも触れていただきながら、メッセージの発信を今後していきたいと考えております。

このコンテストにつきましては、本年、包括連携協定を結びました市内の郵便局にもご協力いただきながら、共同というような形で進めるよう現在、調整を行っているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございました。それでは、再々質問ではなくて次の項目の再質問に移らせていただければと思います。

続きまして、2つ目の項目でありました、ほくと子ども育成戦略会議についてでございます。

答弁を伺い、戦略会議を立ち上げる上で、多様性溢れるメンバーになることも予想されるお話をいただくことができました。おそらく移住されてきた方ですとかは、メンバー構成に加えるというところは、定住をしていただくという観点、そしてそういった環境づくりの観点、子育て世代の方というところは、今後の子育てについて現場の声を拾っていくというところの観点かと思っております。そういったところで土台をしっかりと固めていくということも大事なところを改めて考えての質問とさせていただきたいと思います。

私自身も市民の声を聞いていく中で、北杜市には、先ほども質問させていただきました公園は多々、様々ございますが、子どもたちが本当に遊びたい公園が本当に多いんだろうかというところの話をいただいております。そして、そんな声ということは、おそらく今の環境への少しの不満ですとか改善、要望というのがもとにそんな声になっているのかなと思いました。

そして、そういったところを対策としてやっていく上で、市外への人口流失を防ぐということでも大事ななと思い、実際に私自身も何度か北杜市に近い他市の公園に赴きアンケートを取ってまいりました。まだまだこれ、数がすごく少ないもので、これが基準になるとかそういうことではないんですけれども、私自身、甲斐市のドラゴンパークに行って、平日の夕方2時間ぐらい、37組にお伺いして、北杜市在住の方が7組いらっしゃいました。日曜日の日中に2時間、同じくお伺いしました。48組にアンケートを取り、北杜市在住の方がその日は10組いらっしゃいました。韮崎市の韮崎中央公園のほう、こちら平日の夕方の2時間、7組にアンケートを取りまして、北杜市在住の方は1組。日曜日の日中2時間、対象16組、取りまして、北杜市在住の方が4組いらっしゃいました。

そしてこの北杜市から来ている方に、なぜこの公園に今日は来たんですかという形でお話を聞くと、こんな意見がありました。やはり遊具が充実している公園が少ない。自然環境というところは非常に魅力なんだけれども、そういった公園がちょっと少ないんじゃないか。あるいは、子どもたちがこの公園に行きたいから。市内の公園は少し閑散としていたりして、子ども同士と一緒に遊んだりする環境が少し少ない。そんな声もいただいております。

本当に個人的に取ったものであり、数も少ないため、全体図をつかむにはまだまだ母数ですとか、そういった観点も少ないところではございますけれども、子どもたちが遊べる場所をしっかりと確保する上で、特にお子さまたちのニーズ、これをしっかりとらえるために限られた戦略会議のメンバーのみで議論するのみというものが、その手法が本当に正しいかということも改めて私自身、考えました。ぜひ多くの声を拾っていただくような方法というものを取り入れていただくことは、できますでしょうか。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

興水崇議員の、星見里の声の再質問にお答えをさせていただきます。

子育ての上の多くの声を聞く体制というところではありますが、今回、設置の準備を進めております、ほくと子ども育成戦略会議につきましては、先ほどの市長の答弁にもありましたように新たな視点で、様々なご意見を交わしながら政策に結び付けていくということがポイントになるかと思います。

現在、市長とも調整しながら設置の準備を進めているところではありますが、そのポイントは幅広く意見を交わしながら、市民の皆さんの声をお伺いし、課題の洗い出しから入り、それを市政につなげていけるよう、メンバー構成についても、当事者を中心としたというところで新たな、これまでにない会議の設置というところを目指しているところでもあります。

そんなことで、育成戦略会議のメンバーは構成を検討してまいりますが、本市におきましては、これまでも子育てに関わる意見交換については、市内の母親グループの皆さんとの意見交換も交わしてきておりますので、今後も積極的に自ら市長、足を運んでいただきながら、そんなお話をする機会も設けながら様々な声を拾い上げていきたい、そんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、続きましての項目の再質問をさせていただきます。

情報公開透明性の高い市政について、再質問をさせていただきたいと思います。

情報公開とは、調べたところ国などの公的機関が業務上の記録等を開示することであると百科事典に記されており、それをもとにしたウィキペディア等にも記されておりました。

先ほど、市長自らが発信していくという、情報発信については非常に多くのお考えを伺うことができましたが、上記に記されておりました情報公開、こちらの定義に基づく透明度の高い情報公開に対する市政の方針、こちらをお教えいただくことはできますでしょうか。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

星見里の声の代表質問、興水崇議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

透明度の高い情報公開の考え方ということで、ご質問をいただいたかと存じます。

まず、本市ではより開かれた市政を目指しまして、市政に関する情報は個人情報など必要最小限の例外を除きまして、原則公開をすることを基本としまして情報公開をしております。

その情報公開をするに当たりましては、プライバシー、また人権に関わる内容など個人情報保護についても最大限の配慮をしなければならないと考えておりまして、対応しているところでございます。

このため、情報公開の窓口体制、また請求手続き、開示手続きなど市民が利用しやすいよう

な環境設定、環境の整備に向けての体制を整えていく必要があると考えておりますので、また、そのような体制についても研究してまいりたいと考えております。

特に情報公開に当たりましては、公文書が中心になろうかと思います。そういう中で、公文書管理の適正化に関する社会的な要請も高まってきているということもありますので、市としては、公文書の管理の一層の適正化に努めなければならないということで、そのルールだったり、仕組みづくりについても研究してまいりたいと考えております。

今後におきましても、公文書を適正に作成しまして、適切に管理をしながら情報公開に当たってまいりたいと考えております。そうすることで、行政の活動を市民に説明する市としての責務をしっかり果たしていきたいと考えていますし、またそのような対応をさせていただくことによって、市民との理解と信頼関係が深まり、市民総参加の市政を目指してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。今、そういった体制の研究、検討をされていくということですので、ぜひ前向きに検討、研究を重ねていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは最後に市民協働・総参画により、躍動する市政の推進、こちらについて再質問させていただきます。

すぐやる課を創設し、市民の総合案内や手助けを強化されていくという全体像、こちらをつかむことができました。ありがとうございます。この広い北杜市、場所によっては市役所まで1時間かかる方もいらっしゃると思います。そんな方が頻繁に市役所に足を運んだりということも、なかなか困難ではあるかと思えます。その中でメールですとか、お電話の相談なども受け付けて対応を日々していただいておりますので、非常に感謝ではあるかと思えます。

そんな中で、これは私のイメージだったんですけども、想像したコンシェルジュ、こちらは例えると以前、ドコモの携帯に入っていた羊の格好をした執事さん、そんな通称、しつじさんというものだったんですけども、そんなような存在、こちらを想像しました。

来庁された方への的確な対応、こちらもちろん、必要不可欠ではございますけれども、家に居ながら気軽に、この相談はどこに行けばいいのか、市役所なのか、はたまた支所なのか、はたまた県庁なのか、予約を取らなければ、これは相談ができないのか、どこの窓口が適正なのか、そんなことをやはり、その場で確認ができるようなシステムがあればいいかなと思いました。

そして、現在はその時代よりもICTが加速度的に進化して、本当にいろんな意味でいろんな答えが自宅に居ながら見つかるような時代にもなっているかと思えます。

そして、その中でも多くの企業が現在、取り入れておりますチャットボットというシステムがございます。こちらは必要最低限の人手で済みますし、答えというものがお客さまにダイレクトに届くようなシステムでございます。構築には多少、時間もかかるかと思えますけれども、非常に有益なシステムであり、今後必要不可欠に、もしかすると、なってくるであろうシステムかと思いましたので、ぜひご検討をしていただければいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

星見里の声の代表質問、興水崇議員の再質問にお答えさせていただきたいと思いますが、自宅に居ながら市民が市役所とのやりとりができるような、今、お話されたチャットボットなどのシステムについての検討をしてはいかがかというような質問かと存じます。

まずもって、すぐやる課、またコンシェルジュの設置については、先ほども市長が答弁させていただいたところでございますけれども、市役所での届け出や手続きがいくつもの課にまたがるケースがあって、その手間をまず省きたいということ。また、市役所に来られた方々について親切、丁寧な案内をさせていただきたいということ。また、いろんな窓口での相談業務等ある場合についても、市民目線に立った相談対応ができるような体制を整えていきたいということで、まずもって市役所の組織体制の中でそのような体制ができないだろうかということで、今回、市長のほうから課の設置と、そういう人員の配置について指示を受けているところでございます。

議員が提案します、チャットボットの活用したシステムの検討については、やはり今後、市役所の業務全般の中での見直しをして、業務の効率化を図る中で進めていく必要があるのかなと考えているところでありますので、今、国のほうでもデジタル化政策というのでも推進しているところでありますので、その動きも見ながら、まずもって、どの業務でそのようなシステム化が図れるかということ、それによって効率化が図れるということ、あとはサービスの向上につながっていくかというようなところも含めまして、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、星見里の声の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、10番議員、井出一司君。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

北杜クラブの代表質問を大きく7項目について、質問をいたします。

まず最初に、1．長期総合計画の見直しについてであります。

12月の市長市政方針表明において、北杜市総合計画の見直しを明言されました。そもそも総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成されていると認識しています。現在の基本構想は10年で2026年まで。基本計画は、前期、後期各々5年で、後期のスター

トは2022年。実施計画は、実施期間は3年で毎年見直しと認識しています。後期のスタートは任期中、実施計画を毎年見直すのは当然のこととあります。実施計画に公約を盛り込めば対応可能であると考えますが、基本構想や計画体系の見直しをしようとしています。

それについて、以下伺います。

1. 理由に新型コロナウイルス感染症への対応を挙げっていますが、ワクチンや治療薬の動向も不明の中、どのような展望を持ち計画を立てるのか。

2. コロナ禍による経済情勢を挙げているが、今後どのような経済動向が予想され、どのような対応をとるのか。

3. 新型コロナウイルス感染症の諸課題は、いつ頃どのように収束し、どのような社会状況となると考えているか。

4. コロナ禍による市民生活への効果的な政策は。

5. 少子高齢化社会への抜本的な対策は。

6. 中部横断自動車道の完成をいつと予想し、開通に対応した政策は。

7. 総合戦略との整合性は。

8. 10年にわたる最長期計画である総合計画は、市民全員の目標である。時の市長の動向で基本構想まで変更されるのであれば、そもそも最長期計画は必要なのか、市長の見解は。

9. 総合計画を刷新するのであれば、人件費、調査費用、印刷製本費など多くの費用が伴うが、コロナ禍における市民および市の財政が厳しい中で、実行する必要性は。

10. その費用をコロナ対策に充当したほうが効果的な財政活用と考えるが、市長の見解を伺います。

次に大きく2番目の、グランドデザインを作り本庁舎の位置決定についてであります。

現在の庁舎は、仮庁舎との位置づけと認識しています。市長はグランドデザインを作り、本庁舎の位置を決めようとしています。現在の庁舎は、旧須玉商業高校であり、建物はかなり老朽化しています。土地、建物は県より移管され市所有となっていると認識しています。

一つのまちを創るにはキーとなるものが必要であります。その一つが本市の場合、庁舎があると共に鉄道および道路などの交通機関、さらには市民の平等感覚などを考慮していかなければならないと考えています。

災害が発生したとき、庁舎は災害応急対策や復旧などの主体とならなければなりません。災害により自治体自身が被災し、庁舎が使用不可能などになったことを考えると、災害対応等、通常業務を的確に行えなくなり、市民生活がさらに混乱することとなります。

このようなことを考えたとき、災害時の本部となる庁舎が老朽化した建物、災害の危険地帯内にあり、一番最初に問題が起これと思われる現庁舎につき、検討の俎上にあげたことは評価できるものであります。

そこで以下、伺います。

1. 庁舎位置の必要要件は。

2. 庁舎位置の意見集約方法は。

3. 委員会の設置、委員の人选方法は。

4. 庁舎位置決定の工程は。特に決定最終年度は。

次に3番目に移ります。子どもの数を10年で2倍についてであります。

少子高齢化に影響を与える要素として、非婚化、晩婚化、未婚化および結婚している女性の

出生率の低下などが挙げられています。また、2011年から本格的な人口減少時代になり、現在もご承知のとおり減少傾向であります。

本市の出生数は、ここ10年で見ると平成23年の283人をピークに減少傾向であり、このところの出生数は200人前後で推移しているとともに、本市の0歳から15歳の子どもの数は令和2年3月31日現在で4,844人と認識しています。

子どもの数は全国的にも減少傾向であり、本市も同様の傾向であります。国をはじめ各自治体でも減少傾向に歯止めをかけ増加に向け努力しているところではありますが、思うような結果が出ていないというところでもあります。

有識者の会議などでいろいろな意見を聞き、対応していますが、解決されていないのが現状であると考えています。

専門家の中には、人口減少を受け入れ、それに合った対応をしていくべきだという人も少なからずおります。

このような状況の中、市長はこの難題にしっかり向き合い、子どもの数を10年で2倍にするとしています。期待しているところでもあります。

そこで以下、伺います。

1. 2倍にする基準年度は。
2. 10年後の出生数は400人で、子どもの数は約1万人ということで良いか。
3. 市内増加の方法は。子育て支援政策などについてであります。
4. 市外増加の方法は。これは移住、定住促進政策などについてであります。
5. 以前から子どもの数を増加させる施策を行ってきたが、以前と違った今後の施策について伺います。

次に4. ふるさと納税課の設置について。

ふるさと納税は、生まれたふるさとや応援したい自治体に寄附をする制度であると認識しています。日本各地の名産品を楽しめるのもふるさと納税の魅力の1つであり、自治体では寄附者に対して地域の名産品などを返礼品にしています。また、地域の名産品には産業を多くの人に知ってもらえる機会でもあると思います。

現在、各自治体では財源確保の目的で、ふるさと納税の増額に力を入れているところでもあります。返礼品の額が寄附額の30%以内の中、知恵を出し、返礼品の数を増やすと共にポータルサイトを利用し、増額を図り、令和元年度9,839万2千円でありましたが、本年は11月現在で1億5,771万2千円と大きく増額となり、今回の補正で3億円を見込む状況であります。担当職員の努力に敬意を表したいと思っております。これをさらに増額すべく、ふるさと納税課を設置して、対応していくとしています。

そこで以下、伺います。

1. ふるさと納税に係る経費の内訳は。
2. ふるさと納税制度により、他市への流出税額は。
3. 現在の試算で、純増額は。
4. 今後の増額方法は。
5. 課の人員体制は。
6. 現在、返礼品約400品目で寄附額3億円である。ふるさと納税課を設置しての新策および目標金額について伺います。

5. すぐやる課・コンシェルジュについてであります。

すでに、すぐやる課を他県他市においては設置していると認識しています。例えば千葉県松戸市では業務はスズメバチの駆除・公道上の動物死体の処理・道路の簡易修繕、静岡県島田市では、道路や河川の占用・管理・境界確認、東京都葛飾区では市内民間業者と連携し対応しています。駆除のために職員を確保しておくことは、行政の肥大化に繋がると共に財政負担に繋がると考えます。

また、道路修繕については、各総合支所に地域課題早期対応事業があり、「すぐやる課」でも取り扱うとなると費用、優先順位、二重相談など混乱を招くこととなり、「すぐやる課」が優先されれば総合支所の在り方、本庁に気軽に相談ができる距離感の格差が発生するものと考えます。

市長への意見集約など広聴業務についても、前市長のときから力を入れて行っており、新しい課を新設して対応する意味があるのか。コンシェルジュについては、現在、正面入り口で、来庁する市民を出迎え、希望に沿った担当窓口を案内しているところであります。

そこで以下、伺います。

1. 「すぐやる課」の業務内容は。
2. 同じ業務を受け持っている既存の課や総合支所との整合性は。
3. 出来るだけ民間連携を進め行政のスリム化を図るべきと考えるが、市長の見解は。
4. 新たな課を設置することは、職員総数の増加を生み人件費が増えることとなる。同じ業務を受け持っていた課の名前を変えるだけの内容かどうか、伺うわけであります。
5. 既存の総合窓口との違いと、どのような効果を期待しているか伺います。

次に6番目ですが、地域事業者への多角的支援と第三者承継による事業継続について。

人口減少社会となり、国内需要は大幅に減少していくと予想され、中小零細事業者は厳しい経営環境となることを考慮し、経営を考えていかなければならない時代となっています。

本市の場合、中小零細事業者がほとんどであると認識しています。以前より、市内の事業者育成を目的に各種支援を行ってきたところでもあります。今回のコロナにより、特に飲食店、観光バス事業者、宿泊事業者などは大きな影響が出ており、従来の支援に合わせ新しい支援が必要であると思います。その他の事業者についても経済活動の制約により更なる支援が求められています。

また、経済状況などにより、事業承継が全国的に課題になっています。事業承継には親族承継、従業員承継、第三者承継の3パターンがあります。現状は、第三者承継が有力な事業承継手段で今後、増加していくものと思われます。

市長は、多角的支援と第三者承継による事業継続を行っていくとしています。

そこで以下、伺います。

1. 以前の多角的支援に対する考えは。
2. 以前の事業承継支援（親族承継・従業員承継・第三者承継）に対する考えは。
3. 以前からの多角的支援と第三者承継支援との違いは。
4. 多角的支援と第三者承継支援による効果は。
5. 今後の多角的支援の方法と内容は。
6. 今後の第三者承継支援の方法および内容について伺います。

最後に75歳以上、市内公共温泉の無料化について。

温泉は言うまでもなく健康面、身体面、精神面などの効果が得られると共に癒しの面、交流面など大きな効果があると考えます。特に高齢者にとっては、あらゆる面で大きな効果が期待できるものであると思われます。

市長は、後期高齢者を対象に健康支援をしていくということで、市内公共温泉の無料化を公約としています。たしかに老人が健康であることはいろいろな面から良いことでありますが、これに伴い考慮しなければならないことも出てくると考えます。

そこで以下、伺います。

1. この政策の考え方は。
2. 現在の利用の現状は。子どもと大人の利用人数および収入金額などについて、お伺いします。
3. 今後、75歳以下に拡大する考えは。
4. コロナで経営が苦しい状況の中で75歳以上を無料化とすると、さらに収入減が見込まれると考えるが指定管理などへの対応は。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（加藤紀雄君）

再開をいたします。

井出一司君の質問に対する答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

総合計画の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、少子高齢化社会への対策についてであります。

国においては、少子高齢化の克服を最大の課題と捉え、地域社会の支え手の減少への対応として、先進的な情報通信技術の活用による持続可能な社会の構築を目指す「Society 5.0社会」の実現を強力に推進しております。

また、県においても、社会経済の変革を踏まえ、ICTを活用した「価値創造による豊かさの実現」、「女性の活躍推進」、「教育・子育て環境の充実」などに重点的に取り組んでいるところであります。

本市においては、こうした国・県の取り組みと歩調を合わせつつ、未来技術をはじめとする様々な分野で国や県と連携し、女性活躍の推進、地域経済の活性化、移住定住対策の推進を中心とした「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の8つの重点プロジェクトを強力に進め、少子高齢化に対応した持続可能な地域社会の構築に取り組んでまいります。

次に、総合戦略との整合性についてであります。

現行の「第2次北杜市総合計画」の見直しに当たっては、8つの重点プロジェクトを強力に

推進する計画体系としつつ、総合戦略については、「人口減少問題への対応」と「地域経済の活性化」を軸に、より戦略性を有する計画としてまいります。

両計画の見直しについては、同時期に整合性を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、長期計画の必要性についてであります。

本市の基本コンセプトは、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」であります。

このコンセプトに則った北杜市を構築するためのビジョンやアプローチは、その時々の方針の考え方により異なる場合があります。

私は、市民総参画による市政を基本とした「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を実現することにより、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指す考えであります。

「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の実現のためには、時代の潮流や社会経済情勢の変化を踏まえた上で、市民の皆さまと基本理念や目指すべき将来像、具体的な施策を共有していくことが不可欠であります。

こうしたことから、適切な評価指標等も備えた新たな総合計画を策定する必要があると考えており、来年度、具体的な検討を進め令和4年度からの計画のスタートを目指してまいります。

次に、総合計画の見直しに係る費用についてであります。

総合計画の策定に当たっては、策定支援業務等をコンサルタント会社に委託するなど一定の費用が生じますが、現行の総合計画や「第2次北杜市総合戦略」、「第5次北杜市行財政改革大綱」などの各種計画のデータを有効活用し、また、職員自ら知恵を絞り、アイデアを出すなど汗をかくことにより、策定経費の縮減を図ってまいります。

なお、今後の「新型コロナウイルス感染症対策」に係る費用については、しっかりと将来の北杜市を見据え、財源確保に努めてまいります。

次に、グランドデザインを作り本庁舎の位置決定についてであります。

市役所は、市民の皆さまの生活に密着し、災害時においては防災拠点にもなることから、災害に強い施設で、かつ安全な場所に位置していることが重要であります。

また、交通の事情、他の官公署との関係等についても考慮し、市民の皆さまの利便性が高い場所であることが必要であると考えております。

こうした要件を備える本庁舎については、市民の皆さまに参画いただき、しっかりと議論の中でグランドデザインを描いていくことが大変重要であります。

このため、早期に検討委員会を立ち上げ、具体的な議論をスタートさせてまいりたいと考えております。

この検討委員会は、各種関係団体をはじめ、専門家や若い世代の方など、幅広い分野の方々を委員とする構成を考えており、本庁舎位置に関して、様々なご意見をいただきながら集約してまいります。

なお、庁舎位置決定までの工程についてありますが、現在のコロナ禍においては、感染状況を見ながらの検討委員会の開催とならざるを得ない点や、本庁舎の位置は、総合支所を含む市庁舎全体の在り方にも関わる、大きな課題である点を踏まえ、私の任期の中で方向性を決めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの数を10年で2倍について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、2倍の基準年度についてありますが、来年度「ほくと子ども育成戦略会議」の

立ち上げがスタートとなりますので、令和3年度が基準となります。

次に、10年後の出生数と子どもの数についてであります。

本市の人口動態や、社会的課題に照らして見ても、人口減少や少子高齢化は重要な課題であるため、現在の「北杜市人口ビジョン」に基づく、10年後の15歳未満の年少人口を2倍にすることを基本と考えております。

目標達成には様々な施策を講じる必要があるため、「ほくと子ども育成戦略会議」の中で検討してまいります。

次に、市内での増加の方法、市外からの増加の方法および今後の施策についてであります。

本市では、これまで保育しやすい環境づくりなど、子育て施策に取り組んでまいりました。

今後も、これらを継続しつつ、新たな施策を打ち出すことで、さらに市民の皆さまが魅力を感じ、次の世代が本市に住み続けたいと思うような、まちづくりを進め、定住に結び付けてまいります。

こうした取り組みを広く発信することで、市外の皆さまが魅力を感じ、移住につながるものと考えております。

今後の施策については、子どもを増やすためには、若い女性が活躍できる環境づくりや、「子ども医療費助成」を18歳まで拡充、国で示している不妊治療に対する助成の拡充、また、仕事から住まいまで、切れ目のない支援を行う「移住定住相談窓口」の充実、古民家などを活用したワーキングスペースの整備など、北杜市に「住み続けたい」、「住んでみたい」と思ってもらえるような施策等を「ほくと子ども育成戦略会議」の中で検討してまいります。

次に、ふるさと納税課の設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の増額方法と課の人員体制についてであります。

「ふるさと納税課」は、市の財源確保のため、これまで以上に、「ふるさと納税制度」を活用した取り組みを集中し、実施する担当課となります。

本市の魅力ある特産品や観光施設等の利用券を返礼品としてPRするとともに、「企業版ふるさと納税」の活用を視野に入れながら、本市事業との連携・活用等を企業に積極的にアプローチするなど、本市の営業担当となる課を目指してまいります。

それらの実現に向け、人員体制については、検討してまいります。

次に、新たな施策および目標金額についてであります。

ふるさと納税の増額策については、ふるさと納税を活用し、本市が取り組む事業のPR、返礼品のブラッシュアップなども、さらに推進してまいります。

また、新たな広告戦略や、本年度構築した、「北杜市ふるさと納税プロモーションサイト」を活用した、動画やメールマガジン等によるリピーターへの働きかけ、継続寄附者や高額寄附者等に対してのきめ細かな対応など、寄附者との「つながり」を構築し「北杜ファン」を増やしてまいりたいと考えております。

目標金額については、本年度の3億円をスタートに、更なる高みを目指してまいります。

次に、すぐやる課・コンシェルジュについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「すぐやる課」の業務内容と既存組織との整合性についてであります。

「すぐやる課」は、本庁舎に市を退職した行政経験豊富な職員などを「コンシェルジュ」として配属し、市民の困りごとに気軽に相談ができる窓口といたします。

市民の側に立って相談に乗り、その場で回答、内容によっては、速やかに各課につなげるこ

とが主な業務となります。このことから、既存の課や総合支所の業務などと重なることはありません。

次に、行政のスリム化についてであります。

限られた予算や職員数の状況の下、業務量は年々増加しております。この現状を踏まえ、PDCAサイクルに基づく事業の見直しに重点を置き、費用対効果が見込めない事業の改善や削減、外部発注できる仕事は民間に任せるなど全体のスリム化を積極的に図ってまいります。

次に、新たな課の設置についてであります。職員数や体制の詳細については、庁内検討会を立ち上げましたので、検討会の考えを参考に早急に進めてまいります。

次に、期待される効果についてであります。

既存の総合窓口の機能に加え、市民の困りごとに気軽に相談ができ、その場で回答、内容によっては、各部局への橋渡しをしっかりと行うことにより、速やかな対応が可能となります。

また、申請についても本庁舎において、総合支所と同様に市民課や税務課などの証明が1カ所で受け取れるワンストップ窓口を設けることで、市民の利便性とサービスの向上が図られるものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

総合計画の見直しについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への展望についてであります。

現在、「新型コロナウイルス感染症」の感染者数が、全国的に高い水準で推移している状況の中、これまで取り組んできた支援策の効果を見ながら、特に生活困窮者への生活支援や、市内観光事業者および中小企業の経済再生支援を先行して検討を進めるよう、市長から指示を受けております。

検討に当たっては、関係する皆さまとも意見を交わし、「困っている人」にピンポイントで支援を進める体制づくりも併せて検討してまいります。

次に、今後の経済動向と対応についてであります。

国の緊急事態宣言以来、人や物の動きが止まったことや、感染拡大防止による営業自粛により、市内においても、幅広い業種の皆さまの経営が悪化するなど、事業継続に大きな影響を与えております。

特に、飲食・宿泊・観光・運輸業への影響は大きなものであります。本市で、8月にスタートした「心がつながる応援券」や国の「GoToトラベル事業」の影響により、市内事業者の皆さまの経営状況も回復の兆しも見えてきたところでありますが、現在の国内、県内の感染状況を見ますと、先行きが見えず、この先、地域経済に大きな影響を及ぼすことが強く懸念されます。

今後も、「北杜市商工会」と一体となり、市内事業者の皆さまの動向をしっかり捉え、ピンポイントで必要な人に必要な支援が届けられる施策の検討を進めるよう、市長から指示を受けております。

次に、新型コロナウイルス感染症の諸課題と市民生活への効果的な政策についてであります。

「新型コロナウイルス」とは、今後、共存も視野に入れ生活していくことが求められておりますが、日常のマスクの着用や地域の行事の自粛は、市民生活に大きな影響を与え、人と人とのつながりが希薄となり、これまで北杜市を支えていただいている行政区や、各種団体などの活動にも支障を来しております。

現在の感染の状況が続けば、飲食業、宿泊業、観光業および運輸業への影響は、さらに増すことも考えられます。

こうしたことから、市長からは、多くの意見を聞く体制の整備、感染状況や国・県の支援策の情報収集に常に努め、迅速に取り組む体制の強化、市民の命と暮らしを守ることを第一に、状況の変化に迅速かつ的確に対応し、常に市民目線で効果的な取り組みの検討を進めるよう指示を受けております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

ふるさと納税課の設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、経費の内訳についてであります。

ふるさと納税の経費は、寄附金募集に係る民間のポータルサイトの使用料、返礼品とその発送に係る民間事業者への返礼品商品代と送料および寄附額の入金や商品数、配送先等の管理を事業者へ委託する委託費となります。

次に、他市への流出税額についてであります。

ふるさと納税の寄附金額は、住民税の控除の対象となり、本市の昨年の住民税の寄附金控除額は約2,490万円であります。このうち、その多くはふるさと納税に伴う寄附金であります。他の寄附金も含んだ金額となっております。このため、ふるさと納税単体での流出額については、捉えておりません。

次に、純増額についてであります。

今定例会において、ふるさと納税の歳入予算を2億円増額し、本年度の総額を3億円とした補正予算をお願いしているところであります。

歳出予算については、寄附金額のうち返礼品が約30%、その他サイト使用料等が約20%で、合計で約50%が経費となります。このため、それらを差し引いた概ね1億5千万円が実収入額となっております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

75歳以上、市内公共温泉の無料化における、政策の考え方および75歳以下への拡大につ

いてであります。

75歳以上の高齢者の利用料金を無料にすることで、より多くの高齢者が気軽に温泉を利用できる環境を整え、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、学習の場などとして活用していただき、高齢者の健康寿命の延伸を図ってまいりたいと考えております。

これにより高齢者が健康を維持しつつ、地域づくりの担い手として活躍し、地域の高齢者が安心して暮らせるよう、見守りや助け合い、つどいの場づくりなど、高齢者がお互いに支援していく仕組みづくりを充実させ、高齢化に対応できる地域づくりや医療費の削減につなげてまいります。

なお、無料化において、現時点での75歳以下への拡大は考えておりません。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域事業者への多角的支援と第三者承継による事業継続について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでの多角的支援についてであります。

これまでの事業者支援については、企業誘致、事業拡大、事業継続の3本柱を基本とし、事業者の自助努力の促進を図りつつ、創業に係る初期投資をはじめ、海外展開へ踏み出すための支援や、一定規模以上の設備投資をした場合における固定資産税の課税免除、設備資金借り入れの利子補給などの経済的支援策、また、人材確保の面では就職ガイダンスの開催や、ハローワークとの連携など、地域産業を支える事業者を多角的に支援し、活性化を図ってきたところであります。

次に、これまでの事業承継支援についてであります。

中小企業や小規模事業者においては、経営者の高齢化が進行し、少子高齢化の影響から、後継者不足は全国的な課題となっております。

こうした状況の中、これまで市では、「北杜市商工会」が中心となり、親族承継や従業員承継を主軸として捉え、後継者の問題や経営課題などの相談支援を行っており、より専門的な相談に対しては、弁護士や税理士、中小企業診断士などの専門家を派遣するなど、市商工会と連携した事業者支援に努めてきたところであります。

次に、これまでの支援との違いについてであります。

中小企業や小規模事業者は、雇用および多様な技術の担い手として、市の経済、社会活動において重要な役割を果たしており、その活力を維持していくためには、様々な経済的支援や、場合によっては、事業を引き継ぐ事業承継支援も必要となります。

これまでの多角的支援は、経済的な支援策や人材確保、経営相談など、現在経営している事業を支援するものでありますが、第三者承継支援は、親族や従業員など、身近なところに後継者候補がない場合などに検討されるもので、マッチングにより外部人材や事業譲渡先企業を選定するM&Aといった手法で、会社そのものを売却するなど、第三者に経営を譲渡するための支援であります。

次に、支援の効果についてであります。

多角的支援や第三者承継支援の取り組みは、市内企業の優れた技術など貴重な経営資源を継続させ、さらに地域における雇用を守り、事業所や店舗の廃業の減少により、市の活力が保たれるなど、様々な効果があるものと考えております。

次に、今後の多角的支援の方法と第三者承継支援の方法についてであります。

多角的支援については、今後もこれまで同様、企業誘致、事業拡大、事業継続の3本柱を基本とした支援を継続するとともに、コロナ禍における業種転換や、女性活躍につながるような施策など、国の支援策なども踏まえ、検討してまいります。

少子高齢化が進んでいる現在、中小企業者の高齢化が進み、今後ますます事業承継が大きな問題になってくるものと考えております。

事業承継がしっかりと行われるためには、時間をかけて準備する必要がありますので、「公益財団法人やまなし産業支援機構」内にある、「事業承継総合窓口」や「事業引継ぎ支援センター」の紹介など、早期対応に向け、市商工会と連携強化を図ってまいります。

また、国においては、第三者への円滑な事業引き継ぎに向けて、補助制度も確立していることから、動向を注視する中で、必要な支援を講じてまいります。

次に、75歳以上、市内公共温泉の無料化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の利用状況についてであります。

市内の温泉施設10施設の昨年度の利用実績については、市内小学生以下の子どもが1万1,708人、収入金額245万8,680円。中学生以上の大人が22万83人、収入金額9,243万4,860円。市外小学生以下の子どもが2万9,796人、収入金額1,251万4,320円。中学生以上の大人が22万7,768人、収入金額1億8,904万7,440円。市内・市外合計、子どもが4万1,504人、収入金額1,497万3千円。大人が44万7,851人、収入金額2億8,148万2,300円であります。

次に、指定管理などへの対応についてであります。

温泉施設の持続化および健全な経営を確保するためには、減額の実績に応じた補てんが必要であると考えておりますので、対応について検討してまいります。

なお、高齢者の通いの場として介護予防の面で補助制度もありますので、併せて検討してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

総合計画の見直しにおける、中部横断自動車道についてであります。

本年10月から、中部横断自動車道の長坂～八千穂間の環境影響評価に関する現地調査が開始されました。

現地調査は概ね1年かけて実施され、併せて予測・評価を行い、その後、準備書や評価書の作成、都市計画決定の手続きが行われます。

これらの手続きが完了した後に事業着手となることから、完成時期の予想は難しい状況であ

ります。

中部横断自動車道の開通は、本市の産業・経済・観光等、地域の活性化を図る上で、大きな役割を担っているものと考えております。

そのため、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の戦略的重点プロジェクトにおいても開通に向けた政策として、「観光拠点のルネサンス北杜づくり」において、清里エリアの観光拠点の再生を、「世界に打って出る地域を支える産業の北杜づくり」において、市内企業の活性化と企業誘致における雇用の創出、道の駅等を拠点とした農産物の販路拡大、地場産品のブランド化や担い手の育成を掲げており、今後これらの政策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは各項目にわたりまして、質問をさせていただきます。

まず最初の総合計画の見直しについてですが、主体的に市民が市政に参加できる市民総参加市政をつくると市長は表明されているわけですが、このことを実現するためには政策の立案、検証、助言、変更に関しても市民に参画してもらわなければ主体性は保てないと考えます。同時に市長は政策参与の採用も進められて、一個人の意見にも重点を置かれています。大勢の意見と個人の意見、場合によっては天秤にかけることも出てくると思いますが、市長はどちらに重点を置くつもりか、天秤にかけないのなら、どのような分限をさせるか伺います。

次に、これまで長期計画に対して、別方向から加えて更なる充実を図るとされていますが、市政方針の中ではこれまであった現役世代への健康づくり、交通安全、消防、防犯、上下水道などのインフラ整備、ごみの公害対策などには触れられていませんが、このような点についての見解を伺います。

また、加えたと言われる部分は実施計画では総合戦略レベルと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

井出一司議員の再質問にお答えさせていただきます。

市民総参画市政についてであります。

今まで市政にあまり関わる方が少ない方々、例えば若い方ですとか、特に若い女性、また高校生なども大変素晴らしい発想をお持ちだと思っております。また、移住してきた方々には高度な芸術性や技術を持つ方、専門的な知識を持つ方もたくさんいらっしゃいます。そういう方々にもっと市政に参画をしていただきまして、多様な考えを取り入れていきたいと思っております。

政策参与につきましては、法律的、専門的、また制度的な見地から国や県から情報収集、アドバイスをいただきたいと考えておりますので、求める役割がまったく違うと考えております。

次に、現役世代への健康づくり、交通安全、消防、防犯、上下水道などのインフラ整備、ごみや公害対策についてであります。

もちろん本市にとって、それぞれ重要な課題でありますので、引き続き総合計画の中に取り入れていく分野であるというふうに考えております。

また、私が考える別方向から加えてという意味でございますが、国や県が目指す、例えば国際的な見地とか、そういうところから別方向からということを書かせていただいたということでもありますので、そういう意味だということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは、いろいろ時間の関係がありますから次に移ります。

2番目のグランドデザインづくり、本庁舎の位置決定について再質問いたします。

本市は合併して16年経過していますが、まちづくりの中で庁舎の位置は大きな要素であると考えています。早急に決定をし、北杜市づくりに着手すべきだと考えています。確認をいたしますが、任期中の中で方向性を決めるとのことですが、市長の今の、今任期中ということによってよろしいか伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

井出一司議員の再質問にお答えさせていただきます。

グランドデザインの決定および本庁舎の位置決定であります。私の4年の任期中に結論を出したいということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

この4年でということで、伺いをいたしました。

では、次に3番目に移ります。

子どもの数を10年に2倍についてであります。この公約を掲げたことは、少子高齢化の中で人口増を図りたいという思いは理解できます。そこで市長自身としては、どのようなことをすれば人口増につながると考えているか、まず1点、伺います。

そして確認を、これもいたしますが、年少人口の基準は令和3年度で北杜市人口ビジョンをもとにして、10年後の年少人口を2倍にするということですが、10年後の北杜市人口ビジョンの年少人口は何人ですか、これについて伺いをします。

推測するに、現状とは数字が大きく違うと思いますが、数字に違いがあるのであれば、このギャップの説明が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

井出一司議員の再質問にお答えさせていただきます。

子どもの数を2倍にするという考え方でございます。

子どもの数を2倍にするという公約と人口増ということは、少し認識が違うのかなと考えておりますが、子どもの数を2倍にするためには、私は若い女性が活躍できるような環境づくり、そして子育てに係る経済的負担の軽減、そして移住定住しやすい環境づくりなどが必要だと考えております。

具体的な施策に対しましては、ほくと子ども育成戦略会議の中で検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

井出一司議員の、北杜クラブの再質問にお答えさせていただきます。

私からは人口ビジョンでの年少人口の人数であります。北杜市の人口ビジョンにつきましては、年少人口等、推計につきましては、国立社会保障人口問題研究所の調査に基づいて設定をしているところであります。現在の人口ビジョンでは10年後、2030年の15歳未満の人口を2,883人ということですので、10年後の子どもの数2倍というものにつきましては、その倍になりますので、5,766人を目標というふうになってまいります。

ただし、本年度、国勢調査を実施しております。同研究所の推計は国勢調査の人数を基本にしておりますので、その集計がまとめれば、そこで調整がかかる、それに基づいて、今言いました目標数値も調整する必要があると考えているところであります。

また、実際の数字と今、私が言いました数字との差が出るということで、市民への説明をというような話かと思いますが、本市の将来に向かっての少子化対策を進める上では、その根拠となるものは、やはり総合戦略と併せて策定しました人口ビジョンが基本になるというふうと考えているところであります。

市民の皆さまには今後、総合計画や総合戦略を進める上で、いろいろとご意見を交わす機会がありますので、そのときにしっかりと周知のほうはしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

たしかに人口ビジョン、今、数字の説明があったわけですが、再々になりますが、基本的に現状の流れの中で、一生懸命、今までの市政も人口増、また維持について検討、しっかり支援をしてきたというところの中で、通常の今の予測よりはかなり上のベースの中で推移していると、私は認識をしているわけです。ですから今の現状に合わせていくと、今の2、

883人ですか、これについては、今の現状からすると約半分くらいになってしまうというところなんです、目標の数値を低くすれば、それだけ楽だよということもありますが、たしかにいずれにしても子どもの数を増やしていくという考え方からすれば、大変なことだと思いますよ。これについては、一生懸命、考えながら、協力しながらやっていくつもりですが、その人口ビジョンという形の中で捉えなければならないというところが、今の市民感覚からすると、ちょっと離れている。今の現状の中で、一つ考えた中でどうなのか、そこが違うからしつかり、その説明をしていかなければならないんじゃないかなと、私は思っただけですが、その点について伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

井出一司議員の、北杜クラブの再々質問についてお答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、本来の将来に向かってにつきましては、総合戦略がやはり基礎となっております。そんな中で、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、そこでの目標、いわゆる市政での目標というものについては、やはりそれと併せ、つくりました北杜市の人口ビジョンというものが基礎となるというふうに、私どもは捉えております。市長からも目標ということで、それを目標にするということで私どもも伺っているところであります。

そんな中で、やはり市民の皆さまに誤解があってはいけませんので、この点につきましては、様々な場面におきまして、しっかりとお示ししながら、市長の目指す子育て支援等、取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

しつかり、その点について市民の皆さまの理解をいただけてください。

次に、4番目のふるさと納税課の設置について伺います。

担当職員が頑張り、この1年間で約3倍、3億円という数字が見込めるようになった現状で、課を設置するということは、さらに寄附額の増を図っていかなければならない使命が出てくると考えますが、高みを目指すとしていますが、しかし、課を設置する以上、数値目標を設定し、努力していくことが求められると考えますが、数値目標の設定についての見解を、もう一度お伺いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

北杜クラブ、井出一司議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税課設置に伴います、ふるさと納税の目標額というご質問でありますけれども、数値目標の設定につきましては、新しい課においては、寄附額のアップを目指すことは当然であ

と考えております。新たな取り組みとして、企業版のふるさと納税に対応する事業の展開、またすでにご寄附をいただいていた方々に対します、リピートを促すためのきめ細やかな対応、また人気の返礼品の数量確保や発掘などといった、安定した寄附額の維持に力を入れていかねばならないと考えております。

今後、設置する課の人員体制や業務内容などが固まった段階で、しっかり数値目標については定めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

課が出たところで数値目標をしっかり決めると、こういう答弁だということでよろしいですね。では次に移ります。

すぐやる課・コンシェルジュについてであります。市民の側に立って相談に乗り、回答などを行っていくとのことですが、現在でも答弁があったようなことは、支所等でも行っていると考えます。もう少し具体的に業務内容の説明をしてもらわないと、業務は重ならないと言っていますが、私は業務が重なるように思え、課の設置に疑問を感じますが見解をお伺ひします。

さらに相談に乗り、その場で回答と言われているが、回答するということは決定し、実行を指示することだと思ひますが、どの分野で、どの程度の権限を持たせるのか、決定したことに誰が責任を持ち実行するのか、また速やかに各課につなげるとのことですが、つなげたとき、担当課に相談内容を説明するのは、市民か、すぐやる課のどちらがするのか、いずれにしても二度手間、時間の浪費、経費の浪費、多くの無駄が発生すると思われる人も出てくると思ひますが、この点についての見解をお伺ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

北杜クラブの代表質問、井出一司議員の再質問にお答えさせていただきたいと思ひます。ただいまの質問ですけども、すぐやる課についての見解、業務の分野、権限などについての再質問かと存じます。

この課の設置については、市民の方々の身近な問題にワンストップで対応したいということで、設置の方向を考えてございます。それによりまして、安心して市役所を訪れていただける、そういう体制整備ということを考えております。

組織の新設については、たしかに議員がご心配する総合支所など、他の部署との業務が重なるということもあるわけですが、その点についてもやはり効率的に、この課の設置において業務が行える体制にしたいと考えております。

ですので、この課の所掌事務、権限、決定権などの詳細については、現在、関係する部署が集まりまして、課の設置に向けての検討を始めているところでございますので、十分、ご指摘された点についても精査、検討をしてまいりたいと考えています。

体制の詳細、具体的な内容等が決まりましたら、また改めて議会議員の皆さまにも説明、報

告をさせていただきたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは、しっかりと事務分担、内容をしっかりと決めていただきたい。重複しないような課という形の中で行っていただきたいと思います。

それでは次に移りますが、地域事業者への多角的支援と第三者承継による事業継続についてであります。事業承継をしっかりと行うには、時間をかけて準備をする必要があるということですが、そこは理解ができるわけですが、今、時間をかけていられる現状であると考えているのか。また、事業承継は時間をかける余裕はないと、今、考えております。事業者の高齢化が進んでいること、親族承継、従業員承継が難しい状況に加え、新型コロナによりどうするかを考えている事業者が多くなっていると思いますので、こちらから積極的に向かい合って対処しなければ手遅れになってしまうのではないかとこの考えを、私は今しているということと、心配をしているということではありますが、この件についての見解を伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

井出一司議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

事業承継支援についての再質問であります。親族、従業員、第三者への事業承継、3種類ございますけれども、事業者の状況が非常に様々な状況があります。そんな中で、時間をかける余裕はないということでもありますけれども、準備にどうしても時間がかかるものと考えております。状況把握、また相談体制を強化することは大切であると考えております。

国におきましても、中小企業の事業承継を重視する姿勢を鮮明に打ち出しておりまして、コロナ対策と並行で事業承継をサポートしていく考えを強調しているところでございます。

これまでも商工会において事業承継のアンケート調査も実施しましたが、回収率が低い状況もあり、これら、特にアンケートに答えていただけないような事業者の声を聞くことも重要であると認識しております。

コロナ禍においては、7月以降、国の支援におきまして、やまなし産業支援機構から市に相談員を派遣いただきまして、7月以降、市でも相談窓口を開設していることもあります。中小企業診断士、税理士などの専門家を招へいして、きめ細かな相談体制を行っていく必要があると思いますので、今後も国、県の動向を注視し、商工会と連携して相談体制の整備について検討して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

しっかり、たしかに難しい問題ですから、いろいろ問題があろうと思いますが、しかし、今

のコロナの状況の中で、いろいろやっぱり事業者は考えているというところだろうと思いますので、たしかに時間はかかるということは分かりますが、何らかの形の中で積極的に市のほうでも調査等をして対応していかないと、本当に北杜市の経済がまわらなくなってしまうのかなと、そういう私は心配をしていますから、ぜひどうか、その点について、早急な対応をお願いしたい。それをお願いして、次に移ります。

次に75歳以上、市内公共温泉の無料化についてであります。高齢者の健康や生きがいづくりなどを考慮して無料化ということですが、75歳以下の拡大は考えていないということですが、高齢者とは65歳以上と認識していますが、拡大しない理由を伺います。

次に、75歳以上の利用者の影響額について、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

そして75歳以上の人、例えば決まっていく場合には、今後の利用のチェックの方法についても併せて伺います。

そして、このコロナ禍の現在、重症者になりやすい高齢者が密になる環境をつくり出す政策であると考えられますが、実現していく考えかどうか伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

公共温泉の無料化についてであります。

この無料化の主な目的は、家に閉じこもりがちな高齢者の方が外に出て温泉に集っていただいて、多くの人と会話をすることによって生きがいや健康を増進していただくということが目的でございます。

この事業に取り組むことによりまして医療費を抑える効果がありまして、特に75歳からの医療費の増加が顕著でございますので、75歳以上から無料というふうにさせていただきたいと思っております。ぜひともご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

井出一司議員の、北杜クラブの再質問にお答えをさせていただきます。

私からは、コロナ禍における、この事業の考え方というところでお答えをさせていただきます。

市長が公約に掲げております、この75歳以上、市内公共温泉の無料化につきましては、高齢者の皆さまの集う場、また支えあう場づくりというところで公約を打ち出しております。本市におきましても、これまでは高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生涯住み続けていくというところで、人と人との支えあいというような事業も進めてきているところであります。そうした面から、この無料化につきましては、しっかりと検討をしていきたいと考えております。

その一方で、新型コロナウイルスの感染症につきましては、このあと、もう消えることはないということで、これからの生活では共存も視野に入れながら、いろいろの様々な検討は進めていかなければならない、その点が大切になると考えております。

この事業におきましても、感染予防には当然、十分に配慮し、実施する方法、またスペースの取り方等、温泉での運営の方法等も指定管理者とも相談しながら、また甲陽病院、塩川病院の院長先生等、専門家のご意見もお伺いをしながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

2つほど、質問をいただいております。

75歳以上の利用者の無料化による影響額は、どの程度かということでもありますけれども、温泉の利用料金につきましては、子ども料金と大人料金の2体系の分離のみで、特に年齢別の利用者数は把握しておりませんが、今回、管理者の判断になりますけれども、あくまでも概算の参考程度ということで、各温泉施設に75歳以上と思われる利用者の割合について確認をさせていただきました。市内の温泉施設は観光客が多い施設ですとか、地域の方の利用が多い施設など様々であります。概ね10%から30%というような回答があったところであります。

令和元年度の利用者で想定しますと、年間6万6千人程度、金額で約2,800万円程度の試算となります。しかしながら、無料化になることによりまして、利用者数が増えるかと思っておりますので、変動するものと考えております。

次に、75歳以上の利用者のチェック方法についてでありますけれども、チェック方法につきましては、利用者が確実に把握できるよう、これは利用料金の補てんということにつながりますので、確実な、把握できるように回数券ですとかフリーパス券など、方法につきましては、指定管理者と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○10番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

井出一司君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時40分いたします。

休憩 午後12時14分

再開 午後 1時40分

○議長（加藤紀雄君）

再開をいたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、19番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

公明党を代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

新型コロナ感染症対策、経済対策について、防災・減災対策、国土の強靱化計画について、デジタル化の推進について、大きく3項目につきまして質問をさせていただきます。

公明党は小さな声を聞く力、公明党として多くの国民の皆さまの声なき声を拾い上げ、また地方議会で、また国へとつなげる使命があることと思っております。今期におきましても、その旨、胸に刻みながら大衆とともに進む公明党の会派としての存在感を示してまいりたいと思っております。

国は、来年度予算におきまして106兆6,097億円、大型予算を組んだところでございます。また、政策的経費におきましては82兆8,509億円、社会保障35兆695億円、文教・科学5兆3,969億円、その他9兆円ほど、また新型コロナ対策予備費につきまして5兆円、そしておそらく地方が新型コロナによる影響で交付税が必要となるということでございまして、地方交付税交付金等については、15兆9,489億円を盛り込んでいるところでございます。

目標としてはデジタル化、また脱炭素社会の実現を目指しまして、国としては公共事業投資に6兆695億円、防災・減災、流域治水等、国土の強靱化も含めながら国土の強靱化につきましては、向こう5年間、15兆円ということで予想がされているところでございます。

来年度におきましては、およそ7兆円以上が国土の強靱化にも費やされるというような状況でございます。

これらを踏まえながら質問させてもらいますが、まず1点目でございますが、新型コロナ感染症対策、経済対策についてでございます。

新たな生活様式を推進して、新型コロナウイルス感染症対策と、経済への対策は、医療現場の感染対策と、個人、民間事業者の経済困窮の立て直しは現在、急務であります。

国は2次補正予算および3次補正予算において、国による事業、地方自治体独自に行う事業と区別して予算執行を行おうとしているところでございます。北杜市としても、国の地方創生交付金の内示により1次補正は約2億円、2次補正は約6億7千万円で、3次補正はこれから、重点項目と金額が示されることと鑑みるところでございます。

3次補正につきましても金額は提示されているところでございますが、この3次補正につきましては、感染症対策が主な重点だというふうに聞いているところでございます。

そこで以下、質問するところでございます。

国の1次補正分、修正減額をしたわけでございますが、これは予算書には載っていることでございますが、約5,700万円について現状と対応について、お伺いをするところでございます。

2番目でございますが、2次補正約6億7千万円の使途内訳についてでございます。これは予算書にも出てございますが、改めてお聞きするところでございます。

3 番目でございますが、3 次補正で予想されるワクチン接種の対応についてでございます。ワクチン接種におきましては、国がワクチンを用意する、またお金も用意する、県はそれに追従しながら、当然、市等への指導をするところでございます。北杜市は約 4 万 7 千人の市でございますから、保健所はございません。そういった中で、このワクチン接種については、例えば希望者にはすべての方にとということもございまして、これは今後の対応が地方自治体に求められている状況でございます。

4 番目といたしまして、今後 3 次補正ならびに新年度予算の感染症対策、経済対策についてでございます。国は 3 次補正、また来年度の本予算につきまして、15 カ月の継続とした中で予算組みを計画しているところでございまして、これらについて基本的には市が行うものについても、予備費の充当でありますとか、また感染症の対策、経済的な立ち直りのためには、おそらくお金を投下してくるということは予想されているところでございますし、特にデジタル部分については、それは考えられる、感染症部分も考えられるところでございます。

5 番目といたしまして、北杜市としての新たな感染症防止対策、経済対策についてお伺いをいたします。

2 項目めに移らせていただきます。防災・減災対策、国土の強靱化計画でございます。

防災・減災対策は、北杜市においても、北杜市地域強靱化計画の策定、災害対策防災会議、職員による防災訓練等を実施しているところであります。

国は国土の強靱化計画を 5 カ年延長の方針を打ち出し、本市の強靱化計画と相まって、市内の崩落危険法面、ため池整備、砂防道路河川整備、地域パワーグリッド事業計画、情報通信等、幅広い計画と実施に期待をしております。中には感染対策においても国土の強靱化計画は謳ってあるところでございます。

第 2 次総合計画との整合性も欠くことなく、今後事業展開をすることによりまして有利な補助金、また起債、北杜市の安心・安全な市民生活とグレードアップが図れることと鑑みるところでございます。

そこで以下、質問をするわけでございますが、1 番目といたしまして、強靱化計画の中で優先すべき計画について、お伺いをするところでございます。

北杜市においては、過去においては法面崩落等に、これは使われておりますし、県の事業かと思いますが、ため池の整備にもおそらく今、計画を練っているところですし、実施も進めているところだと思います。

2 番目といたしまして、総合計画と強靱化計画をはじめ各計画との整合性について、お伺いをするところでございます。

3 番目といたしまして、防災無線のシステム更新と生活情報を含めた防災アプリの一元化について、お伺いをいたします。これについては、難聴地域の解消と情報発信についてお答えをいただきたいと思います。防災無線につきましては、おそらく更新時期を迎えながらしているところでございますが、これらについては、防災・減災計画、またデジタル化、両方の面からおそらく国の交付金、補助金等の対象になるということは想像がされるところでございます。

4 番目といたしまして、現在国土の強靱化計画により、実施または計画中の事業内容について、お伺いをいたします。これらについては、財源内訳も示していただきたいと思います。

5 番目といたしまして、災害時の官民協力体制と協定内容の見直しについてでございます。災害時におきまして、官民、例えば姉妹都市とも協力体制を敷いておりますし、また民間の企

業等も協定を結んでおります。この協定につきましては、過去結んだ協定もございまして、今、ここに至っては、やはり昨今の豪雨と水害であるとか、また過去には地震もありました。今は、考えてみますと感染もこれは一つの課題となっているところでございまして、この協定の内容について、今後見直す必要があるとは思いますが、いかがお考えかお伺いをするところでございます。

3項目めといたしまして、デジタル化の推進についてお伺いをいたします。

国は更なるデジタル化の推進のため、デジタル庁の設置に向けた法案の作成と準備に入っているところであります。再来年の秋くらいにはデジタル庁を発足させるようなスケジュール感ですが、「豊かな国民生活と誰一人取り残さない社会を実現させるデジタル庁」を目指しているところでございます。北杜市においても、デジタル化の推進は、今後の政策に欠くことのできない実情に置かれていることと鑑みるところでございます。

デジタル化と感染症、そして今後の産業の発展というのは、ここに1つのキーワードがあるような気もいたしますし、市といたしましても進めていかなければならないことかと思えます。病院のほうにもカードリーダーを置いたところでございますが、ハードの面、またソフトの面と、デジタルは両方あるわけでございますが、推進する必要がある状況にあると思っております。

そこで以下、質問をさせていただきます。

1として、マイナンバーを含めた北杜市の情報化についてお伺いをするところでございます。マイナンバーについては、もう皆さんご存じのとおりでございますが、国が強く推進をしているところで、国民健康保険とは連動することにはなっておりますが、当初におきましては、金融関係ともリンクする予定でございますが、いろんな状況がございまして、今は国保だけにはリンクしていくという状況にあるところでございます。

2番目といたしまして、中小ベンチャー企業や地方のシステム開発企業などの公共入札の支援についてでございます。これにつきましては、多くの地方に、多くの「下町ロケット」のように特許を持ったり、特別の仕事ができたりとか、いろんな企業がある。実用新案も含めてアイデアはあるんですが、それを基本的に、その部分は長けているけども、PRの部分が長けていなかったり、またどのように働きかけたらいいかということが分からなかったり、またそういった企業にとっては、国とか県の大型プロジェクトというか、そういったものに参入するには、ハードルが高いと。また、入札に国、県が、やっぱりハードルが高いものですから、なかなか躊躇してしまうと。それを後押ししてこそ、産業の発展と雇用の推進になるというように考えるとところでございます。

3番目といたしまして、マイナンバー個人向けサイト「マイポータル」の活用推進についてでございます。

4番目といたしまして、デジタル活用支援員の登用についてでございます。政府は500人程度の専門家を今、予定しているようでございますが、本市としてでも、簡単に言うと年配の方はなかなか、デジタル化について付いていけない部分もあったりとか、いろんな、このデジタルへの弊害をなくすために、この活用支援員の登用というものについては、制度的に今後考えているようでございますが、これについてどのように市としてはお考えか、お伺いをするところでございます。

5番目といたしまして、庁内並びに公共施設内にワイファイの設置についてでございます。

これは、非常に観光施設については、ワイファイがあるかどうかによって、非常にその施設のグレードが上がったり、またインバウンド対応ということもありましたが、今はインバウンド対応こそ、これは難しい問題ではございますが、やはりデジタル庁が今後、設置される。また、そのデジタルに向かっていくことが、やっぱりコロナの感染症対策と相まっていくということになりますと、どうしてもこれは必要不可欠なものに今後なっていくというのは分かります。また、リモート等の会議等も今後するのであれば、どのようにするかということについても検討していかなければならないわけでございます、Wi-Fiの設置についてお伺いをするものでございます。

6番目としまして、5G対応のためのアンテナ局の設置要望についてでございます。5Gは皆さんご存じのとおりでございます、大容量の通信技術ということになりますが、例えば車の自動運転化というのがありますが、これらについてもアンテナを、おそらく高速道路を最初しようとしたら、高速道路の沿線にどんどん立てていかないと、これは不可能だという、こういう技術でございますし、また北杜市内におきまして、大容量の通信ができるという環境を整えることが、今後、北杜市の例えばオフィス環境ですとか、そういうものに重大な影響が出ることは、これは間違いないことでございます、小さな田舎町が世界に発信するには、やはりこういったものが必要であるというふうに私は考えるところでございまして、これらは設置を要望していくしかない、自前でアンテナというわけには、これはなかなかまいらないと思います。NTTも通信料を安くしてくるという状況もございまして、これらについてはいち早く、これは地方自治体として対応していくということが必要だと思いますので、設置要望についていかがお考えか、お伺いをするところでございます。

以上3項目について、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナ感染対策、経済対策における、国の補正予算への対応と市の新たな対策についてであります。

国では、「緊急包括支援交付金」の拡充による医療機関や軽症者向け宿泊療養施設確保の支援、ならびに雇用調整助成金、緊急小口資金、総合支援資金の特例措置および住宅確保給付金の支給期間の延長、ならびにひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給などを盛り込んだ第3次補正予算が閣議決定されました。

これを受けて、市では「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト第4弾」における支援に追加し、「ひとり親世帯臨時給付金」を今月中に追加再支給を行うとともに、市独自の支援である保育料と学校給食費の無償化の期間を1カ月延長し、子育て世代の経済的負担軽減を図ってまいりました。

また、県外に住まわれている学生等の皆さまが、北杜市に帰省する際に受ける「新型コロナウイルス感染症検査費用」の一部を補助する「おかえり！ほくと支援事業」を実施してまいります。

国では、今後の経済対策においては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策」、「ポスト

コロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」、「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」を3つの柱とし、「医療提供体制の更なる強化と、迅速かつ安定的なワクチン接種体制の整備」、「地方のデジタル化や、環境と経済の好循環を生み出すグリーン社会への実現」、「風水害や切迫する巨大地震等への対策や予防保全に向けた老朽化対策」、「防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策」などに取り組むとしております。

「新型コロナウイルスワクチン接種」については、国において安全性・有効性の確認を最優先に準備を行っているところであり、今後市民の皆さまへのワクチン接種に早急な対応を要する場合には、必要な対応を迅速に行ってまいります。

いまだ、「新型コロナウイルス感染症」の収束時期は、不透明な状況であり、引き続き、国や県の支援制度を優先的に活用しながら、ポストコロナを見据えながら、この危機的状況を乗り越えていける効果的な施策を、あらゆる面から「今できること」を検討し、全力で取り組んでまいります。

次に、防災・減災対策、国土の強靱化計画における、優先すべき計画についてであります。

本年6月に策定した「北杜市国土強靱化地域計画」の基本的な考え方は、国が示している45の起きてはならない最悪の事態等を参考に、本市の地域的特性を踏まえ、22のリスクシナリオを設定し、関連する分野別計画の指針となる内容としております。

その上で、人命の保護が最大限図られることなどを主要な目標とし、「減災力の強いまちづくり」や「防災拠点の整備」など13の事業を重点事業として掲げ、これらに優先して取り組んでおりますが、今後も災害から大切な市民の命と生活を守る整備を進めてまいります。

次に、デジタル化の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、庁内および公共施設内へのWi-Fiの設置についてであります。

市では、「新型コロナウイルス感染症対策」に伴う、「新しい生活様式」に対応した、事務環境の整備が喫緊の課題であります。

既存のネットワーク環境は、情報セキュリティー対策の観点から、リモート会議やテレワークなどへの対応が困難であり、これらに対応できるよう、新たなネットワーク環境を計画的に整備していく必要があります。

このため、本庁舎および各総合支所への、Wi-Fi環境の整備や、管理職職員、市議会議員などが活用するタブレット端末等の整備を、順次進めてまいります。

また、他の公共施設については、市民サービス向上の面から、利用の状況などを踏まえ、必要に応じて、整備を図ってまいります。

次に、5G対応アンテナ局の設置要望についてであります。

5Gは、4Gに比べ、通信速度は20倍、接続混雑時の遅延は10分の1、同時接続数は10倍と、大容量の通信が行え、一度に多くの端末が接続しても問題がないことから、新たなサービスやビジネス展開に期待できるものと考えております。

本市においても、「テレワーク」や「ワーケーション」の推進や企業誘致などにも有効であると考えことから、電気通信事業者等の動向の把握に努めるとともに、国への要望をしてまいりたいと考えております。

また、県においても、「スマート農業」や「鳥獣害対策」等への活用についての実証実験が予定されていることから、県とも連携してまいりたいと思います。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災・減災対策、国土の強靱化計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合計画との整合性についてであります。

「第2次北杜市総合計画」と「北杜市地域強靱化計画」や「北杜市耐震改修促進計画」、「北杜市災害廃棄物処理計画」など各分野の個別計画との整合性については、計画の年度更新などの際に、目標値や指標の達成状況等を検証し、必要な修正・変更を行うなどして、関連する計画間との整合を図っていくこととしております。

次に、実施または計画中の事業内容についてであります。

「北杜市国土強靱化地域計画」の進捗管理を的確に行うため、61項目のアクションプランを策定しておりますが、本年度はそのうち50項目の取り組みを実施しております。

計画または検討中の取り組みについては、10項目となっております。

主な事業内容であります。計画の中で優先度が高く、重点化項目としているトイレトレーラーを導入しての「災害支援トイレネットワークへの参加事業」、地域減災リーダーの育成事業や防災教育などを行う「減災力の強いまちづくり事業」、農業用ため池の老朽化対策として「ため池の防災対策事業」、道路のり面の落石・崩壊などの対策として「急傾斜地及び道路のり面の崩壊対策事業」があります。

取り組み項目の事業の財源内訳については、特に計画策定により、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」が充当可能となった事業に係るものとして、「ため池整備事業」、「り面修繕・補強事業」、「トンネル修繕事業」および「中学校施設整備事業」の4項目の取り組みについては、その事業費が7億8,600万円余りとなっており、その財源の内訳は、国庫支出金3億円余り、市債が4億8,600万円余りという状況にあります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

防災・減災対策、国土の強靱化計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、防災行政無線のシステム更新および防災アプリの一元化についてであります。

現在の防災行政無線は、平成22年から4年計画でデジタル化の整備をしておりますが、本市は広範囲にわたり小さな集落が点在し、山林の中にも住宅が散在するとともに、急峻な土地の形状も多いことから、防災行政無線の電波が阻害される要素が多いため、放送内容を電話で確認できる電話応答サービスや緊急時に市が割り込み放送できる「防災ラジオ」、「北杜ほっとメール」などで補完しております。

また、現在のシステムは、音声を録音し放送するだけの機能しか有しておらず、「ソーシャルネットワークサービス」や「防災アプリ」など他の通信手段との連携を図ることができません。

来年度には、通信設備の法定耐用年数である10年を経過することから、操作卓の更新を財源確保を図る中で計画的に進めるとともに、防災行政無線と防災アプリを連動させることで、難視聴地域など市民がどのような居住環境にいても、迅速かつ簡単に防災情報や生活に関する情報が入手できるアプリの導入について検討を進めてまいります。

次に、災害時の官民協力体制等についてであります。

本市の減災・防災対策を補完するものとして、現在、官民合わせて53の団体と防災応援協定を締結し、物資の供給などの体制を整備しております。

今後は、同時に自然災害等に遭わないような自治体との締結を研究しながら協定締結に取り組み、更なる有事の際の備えとして強化を図ってまいりたいと考えております。

また、現在、締結している協定については、協定締結先との連携を取り合いながら、より効果的に機能するよう内容の見直しの検討を行ってまいります。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナ感染対策、経済対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、1次補正修正減額分の現状と対応についてであります。

本年6月市議会定例会で修正議決により減額された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、5,685万4千円は、元気な北杜を取り戻せるよう、家計への支援としてすべての市民に3万円を支給する「心がつながる応援金支給事業」の財源として計画しておりました。

しかし、当該事業費が修正議決により計上されなくなったことから、この臨時交付金の取り扱いについて、国、県とも協議を行ったところ、すでに提出した事業計画に計上した事業への充当は可能とのことから、市民の生活の安定と市内での買い物による市内経済の活性化を通じた地域振興を図るための、「心がつながる応援券支給事業」に充当することとしたものであります。

次に、2次補正の使途内訳についてであります。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の第2次補正予算分として本市に配分される、6億7,741万9千円を充当した事業については、「心がつながる応援券支給事業」に6億4,314万6千円、誘客等を図る事業者を支援する「心で支え合う事業者応援事業」に1,700万円、山梨県が提唱する「やまなしグリーン・ゾーン構想」の推進を県と連携して実施する「感染症に強い「ふるさと北杜」支援事業」に1,027万3千円、公立図書館ならびに学校図書室に図書消毒機を整備する「感染リスク低減対策事業」に700万円を、それぞれ充当したところであります。

次に、デジタル化の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市の情報化についてであります。

情報化については、行政内部の情報化、市民と行政の接点の情報化、地域・産業活性化に資する情報化のためのものとして、マイナンバー活用においては、コンビニエンスストアでの証

明書交付、マイナンバーカードを健康保険証としての利用を見据え、市立病院ではオンライン資格確認など、活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、新たな生活様式への対応を含め、利用者視点でのサービスを念頭にデジタル化を推進してまいります。

次に、公共入札の支援についてであります。

中小ベンチャー企業や地方のシステム開発企業においては、高い技術力を持ちながら、入札参加へのハードルの高さなど、様々な課題があるものと考えております。

デジタル化の推進に当たり、これらの企業に対して公共入札への参加を促すことは、地域の活性化にもつながるものであると考えられることから、現行入札制度の改革など、国における動向に注視しつつ、受注機会の確保のため、市としても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、マイナポータルを活用推進の考えについてであります。

「マイナポータル」は、国が運営する国民一人ひとりのポータルサイトであり、厳格な本人認証ができるマイナンバーカードでログインすることにより、その特性を生かして、申請先へ正しい情報を安全・迅速に提供できるプラットフォームとなっております。

今後も、基幹系システムなどデータ連携環境の整備による業務効率化や、オンライン手続きなど市民サービス等利便性の向上につながるものでありますので、全庁で、利用促進への取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、デジタル活用支援員の登用についてであります。

デジタル化の推進加速に伴い、デジタル環境において、知識・技術、より高度化など、職員での対応が難しくなると予測し、市民の利用しやすさ、高齢者・障がい者等の機器利用のサポートなど、人材の確保は、市民サービスのために必要なものであるものと考えております。

また、国においてもデジタル人材の確保の推進のため地方公共団体への支援方針を固めたことから、デジタル環境整備を進めるに当たり、人材登用についても、しっかりと対応できるよう整えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新型コロナ感染対策、経済対策における、ワクチン接種の対応についてであります。

15日の臨時閣議において、第3次補正予算案が決定し、「新型コロナウイルスワクチン」が開発され有効性や安全性が確認された際、遅滞なくワクチン接種が受けられるよう、迅速かつ円滑な接種に向けた体制を図るための予算となっております。

ワクチン接種の基本的な考え方は、国の指導の下、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとされていることから、市としては国から詳細が示され次第、ワクチン接種が受けられるよう、必要な対応を行ってまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

各項目におきまして、再質問をさせていただきます。

まずはじめに、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策について再質問させていただきます。

先ほど、市民部長がお答えいただきましたワクチン接種の対応でございますが、市長の答弁では、早急の対応ということになっておるわけでございますが、実際、現在は一刻一刻と情報が、今、捉えられている状況にあると思います。例えば、ワクチン接種にはチケットでありますとか、カードでありますとか、またそのワクチンの運ぶ方法ですとか、保管の方法ですとか、また接種において、集団的に接種するのか、医療機関でするのか、そういったことについても地方自治体に委ねられる現状があるわけでありまして、集団接種をするのであれば、例えば公民館でやる場合もあるでしょうし、公共施設でやる場合もあるでしょうし、集団健診のやり方もあると思います。ただ、問題なのはワクチンの数や、またワクチンの保管をする、冷凍保管をしなければならないということもございまして、またそのワクチンを解凍した場合に、1ロット当たりいくつとかという数もありまして、これは北杜市の今の現状を見ながら、やはり今から計画的にしておかないと、実際、ワクチンは認証され、もう来年になれば、おそらくあちらこちらで接種が始まるという状況の中で、私は遅れをとってはならないと思いますので、心配するわけでございますが、今現在の情報化の中で、どのように市としては対応するのかをお伺いをするところでございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

北杜市の現在の準備の状況ということで、遅れをとらないようにということの状況の中で、今の考え方をという内容だったかと思います。

北杜市としましては、現在、国のほうで12月18日に自治体向けの説明会等がありました。その中で、想定されることとしましては、市は住民に最も近いというような行政の単位であるということから、主に接種の事務を担うということを想定しております。

具体的な内容としましては、医療機関との調整ということで、今後、県等が医師会等と会議を開催するというような状況の中で、北杜市と医師会等とも調整をしていかなければならないと考えております。それと併せて契約、支払い事務や住民への接種勧奨、予診表とかクーポンを必要としますので、それらの個別通知や集団接種となった場合については、会場等の確保が主な業務の内容となるということを想定している状況でございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ワクチン接種につきましては、3密を避けたり、また高齢者の方については、なかなか家から出てこれないという方につきましても、やはりそれなりの手を打っていかねばならないとなると、どうやって会場まで来られるかということも、地域の会場であればいいんですが、そこも考えなければいけない。そして、タイムラインを決めて、予約制かなんかでやっていかないと、やはりスムーズな接種がなかなか難しい現実もありますので、それらについては、たしかに急を要する話でございますけども、やはり市としてのある環境、データというのをよく把握しながら、一人も残さずに希望者にはワクチン接種ができるように努めるべきだと、こういうことになるわけでございますが、そこについてはいかがお考えなんでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

高齢者を含めた、接種を希望する方にスムーズな接種が行えるようにということの体制についてということのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、様々な事情で会場に来られない方とか、色々な方がいらっしやると思いますけれども、そちらにつきましても、県等としっかりと情報を共有しながら市としても取り組んでいきたいと考えております。

様々な課題等もありますが、早急に、それらの課題等につきましては、担当する健康増進課をはじめ、専門の医療等の関わりのある医師会等とも相談をしながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

防災・減災対策、国土の強靱化計画について再質問させていただきます。

1番目の国土の強靱化計画の中で優先すべき計画について、13事業とありました。この13事業をご説明していただきたい。

また、この強靱化計画によりまして、財源内訳を聞きますと、簡単に言うと交付金、補助金なりがあって、国の支出金があって、残りは事業起債があるということでございます。これらについては、非常に有利な事業となるわけでございますが、これについて計画中の事業内容についてもお伺いしたところでございますが、来年度については、どのような計画があるかお伺いをするところでございます。よろしく、2点、お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

内田俊彦議員の、公明党の再質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、13項目の重点事業ということであります。

まず、1点目がハザードマップの活用、2点目は災害支援、トイレネットワークへの参加、3つ目は減災力の強いまちづくり、また市役所本庁舎の災害対応力の強化、自主防災組織の育成、防災拠点の整備、また医療救護体制の充実、地域マイクログリッド機構モデル事業、また観光客への情報伝達、また中央道のチェーン規制に係る避難体制の整備、ため池の防災対策、河川等の維持管理改善、急傾斜地および道路のり面の崩壊対策という13項目を重点項目とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

加藤財政課長。

○財政課長（加藤寿君）

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えをいたします。

来年度、予定している防災・減災対策についてでございます。

国の防災・減災、国土強靱化の対策につきましては、先般、方針というか、5年間延長というところで、15兆円規模の予算で事業実施を図るという報道等がございます。

現在まだ国土強靱化の補助制度、詳細について、まだ示されていないところでありますが、おそらく現状の施策体系の中で事業展開が図られるものと考えております。

現在、本市といたしましては、これまでも取り組んでおります、県事業としてのため池の改修をやはり重点的に行っていく。また急傾斜地の崩壊対策、また市道の法面補強等、やはり防災・減災に直接、関わりのある事業につきましては、しっかりと国、県の情報もキャッチしながら事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

防災・減災対策について、もう1つお聞きします。

防災無線システムの更新についてでございますが、先ほど防災アプリの一元化ということも、私も提案したところでございますが、これらについてはおそらく、他の自治体等の状況も市としては把握しているところだと思います。そういったことについて、もしご紹介ができればしていただきたいし、おそらくそれについての検討はすでに始まっていると思いますが、いかがでしょうか、お伺いをするところでございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

公明党の代表質問、内田俊彦議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思っております。

北杜市の防災行政無線の更新に当たりまして、他市との事例の研究というご質問だったかと存じます。

現在、ちょっと事例等を、情報を得ているところについては、茨城県の守谷市の関係なんですけれども、守谷市について、ここは水害を受けた市でございまして、そのときまで防災無線がなかったというような状況でした。そういう中で、いかに市民に情報を伝達させるかというのが、やっぱり問題になったということで、防災無線による個別ラジオの設置等も考えたんですけども、そこについては、費用的な面から断念をしたということでございまして、今回、防災無線、このアプリを使った媒体を通して、その防災関係の情報を発信しているということを聞いております。

また、併せて防災の関係の情報のみならず、子育てだったり、ごみ処理の問題だったり、市民の身近な生活にかかるような内容についても、情報発信をしているというようなところも聞いております。

北杜市についても、そのような他市、先行した事例がたくさん、多いところでありますので、そのような他市の事例を参考にしながら、防災無線の操作卓とSNSの連動によりまして、複数の媒体に一齐に情報が送信できるようなシステムの導入を考えていきたいと思っているわけなんですけれども、やはり更新をする操作卓の機能にもよりますけれども、災害の関連情報だけではなくて、市民生活に関わるような一般的な情報についても、情報配信できるような対応アプリということで考えているところであります。

いずれにしても、有効的な財源の確保を図りながら、計画的に進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは3項目め、デジタル化の推進についてお伺いをするところでございます。

先ほど、中小デジタル企業や地方のシステム開発企業などの公共入札の支援についてでございますが、これらは必要な支援を行うという、より具体的でない回答があったわけでございます。しかし、北杜市におきましては、企業立地で参入される企業につきましては、第7条におきまして、例えば道路の整備ですとか水道の整備、そしてあらゆる斡旋をしていくと、こういうことが謳ってあるわけございまして、たしかにこれは、このベンチャー等はそういったハード面よりもやはりソフト面での支援をしっかりと明文化しながらやっていかないと、必要な支援という、簡単に言うとアバウトな言い方であっては、こういった中小企業のよりよい、これから伸びそうな企業というものが伸びにくいと思いますので、やはり企業立地と同じように、要綱を謳って、これは推進すべきというふうに考えるところですが、見解をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

公明党、内田俊彦議員の再質問にお答えいたします。

デジタル化の推進の中で、中小のベンチャー企業、また地方のシステム開発企業などが活躍するに当たって、やはり国や県の制度の中に入っていくには、非常にハードルが高い部分もあ

と考えております。議員ご指摘のとおり、やはりそういう面、ソフト面について、市も当然、補助金申請とか、そういう書類的にはしっかり対応できる部分もありますので、そういう面での支援や、また入札制度における実績とか、どうしても企業ではクリアすることができない等の問題につきましては、国や県にそういう要望をするなど、先ほどご指摘いただきました企業の支援条例、または要綱等で、しっかりそういうところについては明文化して支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

最後になりますが、マイナンバーを含めた北杜市の情報化について、先ほど市立病院にカードリーダーを設置したと。これは予算化もされているわけですが、公共の医療機関は、診療所等もございまして、これらについても今後、考えていかなければならないと思いますが、そのへんについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

内田俊彦議員の再々質問にお答えいたします。

市内の開業医の先生方の診療所へというご質問・・・失礼しました。2診療所へのマイナンバーカードの導入ということでよろしいでしょうか。失礼いたしました。ご質問の内容をちょっと勘違いしまして、申し訳ございません。

マイナンバーカードを読み取るためのカードリーダーにつきましては、国のほうから支給をされるということで、無料の配布となっております。それをつなぐために、診療所では電子カルテというものを入れています、それをつなぐための費用等がちょっとかかってくるということで、この3年度の予算の中で予算計上はする予定となっておりますけれども、その部分につきましても、国等から助成が受けられるとなっておりますので、そちらのほうで対応する予定となっております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

以上で、内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

進藤正文君の関連質問を許します。

○8番議員（進藤正文君）

防災・減災対策、国土強靱化計画についての中の防災無線システム更新と生活情報を含めた防災アプリの一元化について、これは提案をさせていただきましたけども、先ほど茨城県の守谷市の防災無線が災害があったときに届かなかったということで、私もほんとメールとかということは、何度も質問させていただきましたけども、なかなかほんとメールとか防災無線が登録していただけないという現状がありまして、今後、このような防災無線の更新のときにSNSを使って、携帯を持っている方も、高齢者も増えてきていますので、ぜひこういうのを前向

きに現状を把握していただいて、安心で皆さんのところに情報がしっかり届く、また生活情報も都度、届くというような方向性で検討していただきたいと思いますけども、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

公明党の代表質問の関連質問、進藤正文議員の関連質問にお答えさせていただきます。

防災無線の放送と連動するようなアプリの導入というような内容のご質問だったかと思いますが、今、防災行政無線の一番の課題はやはり地形的な問題から発生する難視聴世帯への情報配信というのは、やっぱり一番の課題になっているかというふうに考えております。

それを補完するためにほっとメールだとか、また電話応答システム、またSNSとかいろいろな媒体を使って、その難視聴の問題を補っているというのが今の状況であります。そのアプリの導入によりまして、それらのいろんな媒体にも同時配信するとともに、また携帯のスマートフォンとかに、そういう情報が入ってくるというものになりますので、難視聴の問題も併せて解消できるというふうなメリットがございますので、そのアプリの導入については、操作卓の更新に合わせて、ぜひ導入をして、より迅速、確実、しかもどのような場所においても情報が多くの市民の皆さまに届くような体制を整備していきたいと考えておりますので、また財源等の確保の問題もありますけども、できるだけ早い段階で、操作卓の耐用年数の問題もありますので、整備をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、志村清君。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

日本共産党の代表質問を行います。

入る前に、ご存じのとおり国道141号からオギノや市役所へ入るT字路に信号機が設置されました。私は、この場で2回、地元の皆さんの要望として設置を求めてきたわけですが、設置に向けた市の皆さんの努力に感謝を申し上げて、質問に入ります。

まず第1は、市長選公約のうち、市民が歓迎する施策の早期実施を求める件です。

私たち日本共産党は、議員の選挙の中でも市長選挙について「どなたが市長になられても、良いことにはもちろん賛成ですが、市民にとって不都合な提案や市民の負担増になることには、キッパリ反対を主張して頑張ります」、こう訴えました。今後も、こうした姿勢を貫いて奮闘する決意です。

また市長が2日の「市政方針表明」で述べた「市政運営の基本姿勢」の第一にあげた「一党一派に偏しない、しがらみのない市政」ということは当然とはいえ、評価できる姿勢だと考えます。その上で、選挙中に上村市長が公約したもののうち、市民が歓迎するであろういくつかについて、早速その実現を求めたいと思います。

今回の市長選挙では、候補者の全員、あるいはほとんどの方が「高校3年生までの医療費無料化」と「小中学校の給食費無償化」を公約していました。この2つは、私たち議員2人も、4年間の議会で実施を求め続け、議員の選挙でもトップの公約に掲げていただけた、「ここまできたか」と感慨深いものがあります。また、それだけ強い市民要求であったと確信した次第です。公約した課題には、すぐにでも実施できるものと、さらに庁内で検討が必要なものだろうと思われませんが、市民から期待の大きい以下の諸点について、実現に向けたスケジュール感も含めて、決意を伺いたいと思います。

1点目は、高校3年生までの医療費無料化の実施についてです。

2点目は、小中学校の給食費段階的無償化の実施についてです。

3点目は、自衛隊への「18歳、22歳の名簿提出の中止」、これを公約、約束していたはずですが、この公約は一切、今後協力をしないという考えでいいのでしょうか。

4点目は、「10年で子どもを2倍」「少人数学級の推進」ということについては、「小中学校の統廃合はしない」、そういう理解でいいのかという点です。

5点目は、「常勤医師の強化」「救急医療体制の強化」は、「公立病院統廃合計画には反対」という理解でいいのか、答弁を求めます。

大きな2点目です。第3波の真っ只中にある、さらなるコロナ対策の充実、強化についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大の「第3波」が広がっており、世界のコロナ死者は1,500万人を超え、国内、県内でも新規感染者や重症者数は過去最高を連日更新し、ピークすら予想できない状況となっています。GoToトラベルを見直すどころか延長し、具体的には国民に「マスク会食」を呼びかけるだけという菅政権の無為無策、逆行が国民の間に不安を広げています。

市は、感染発生以来、渡辺前市長のもとで3次にわたる「心がつながる応援プロジェクト」を実施して様々な対策を講じてきましたが、その最終的な評価はコロナ収束後に議論されることと思いますが、職員を挙げて取り組まれてきた、この10カ月余りの努力には感謝を申し上げます。

その上で、2日の臨時議会での上村市長初の「市政方針表明」でも、また今議会に提案された「12月補正予算案」にも、新たな独自の具体的なコロナ対策はあまり示されませんでした。就任後の時間的制約などがあったとはいえ、「PCR検査体制の充実」を公約に掲げていただけたに、がっかり感を覚えた市民は多いと思います。

「応援プロジェクト」は「第3波」など想定しない前提でつくられ実行されてきたものです。市長には、新しいコロナ感染拡大という情勢のもとで、市民の命と暮らしを守るという立場で、

臨時議会など一日も早く開催し、次なる支援策などを提案していただくことを求め、以下5点について具体的に伺います。

第1は、塩川病院、甲陽病院などの市内医療機関に「医療体制のひっ迫」状況はないのかどうか。受診控えの影響やPCR検査等の実績はどうか。今後、必要とする業種の従事者や入所者が市内でPCR検査などを受けられる体制、いわゆる社会的検査体制をつくる考えはないかという点です。

全国はもとより、県内でも感染者数は430人（これは9日通告の時点です）を超え、今は480人を超えています。9月までの2倍のペースとなり重症者も急増しています。市内の医療体制、コロナ対応の状況はどう変化し、対応しているのか。「体制のひっ迫」はないのか。新型コロナウイルスの最大の特徴は「無症状者がほかの人に感染させる」ということですから、この10カ月余りの全国の経験から、感染を拡大させない最良の方策は「発症者はもちろんですが、無症状の感染者を早く発見して隔離などの対策をとる」ことがいまや共通の認識となっています。

その観点から市内の検査体制を県の「行政検査」の枠内に留めずに、医療、介護、教育、保育などで働く方々や、医療機関や介護施設の入所者に広げるPCR検査体制、先ほど言った社会的な検査を市の支援で行うべきと私は考えますがどうでしょうか。

2点目は、GoToトラベルの市内の観光業者等への影響・効果をどう把握しているのか。ホテル・ペンションなど観光業、交通事業者などへの独自の支援策の考えはないのでしょうか。

トラベルの効果は大手旅行代理店や大型宿泊施設と、中小の旅行、宿泊事業者との格差が指摘され、経済効果も限定的といわれています。市の応援券Cの活用も、飲食業を引けば10%前後ではないかと思われます。北杜市の売りである観光産業の維持・発展の観点からも、更なる支援策が求められます。かねてから提案している南アルプス市が実施した、ホテル・ペンション・山小屋には1部屋当たり10万円とか5万円、バス会社には1台あたり10万円、タクシー・運転代行は1車当たり3万円などを給付する施策、また、除外されてきた商工会に入っていない事業者にも一律5万円の支給など実施すべきと考えますがどうでしょうか。

3点目は、「心がつながる応援券」（商品券）の今後の活用促進についての対策、使用期限の延長やC券の活用範囲拡大の考えはないかという点です。

市のコロナ対策の目玉ともいえる「心がつながる応援券」の発行から4カ月半が経過しました。コロナ課に聞けば、11月20日現在ですが、ちょっと古い集計ですが、配布率は98.92%、換金率は64.9%、約9億円。券ごとの活用率はA券が49.98%、B券が28.25%、C券が21.77%、これを業種別に聞くと大型店が32.9%、小売店等が37.2%、観光業が31.9%ということですが、別に私、計算して、券の使われ方を数えると券の発行予定枚数は総数162万枚ですが、このうち66.6%が使われて、内訳でいってA券の500円券は76.4%、1千円券が80.2%、B券が65.8%、C券が50.7%となります。細かい数字を言いましたが、4カ月間で262万枚の約3分の2が、108万枚が使用されたことになりました。

問題は、私、C券の対策だと思います。9月議会でもこのことを取り上げて、高齢者などから「ペンションやホテルなどには行けない」という声があることを紹介しましたが、11月末で50.7%が使われ、まだ約半数、約23万枚が手元にあることとなります。業種別の活用割合でも観光業31.9%のうち飲食業が22.1%と発表されていますから、ホテルや運送業のほうには一桁前後しか使用されないということになっています。経済効果も限定的だと、

生まれていないと言えないでしょうか。

年末年始、これから購買活動の増加を考慮しても、全体で3分の1が未使用という状況、活用促進の対策強化が求められると思います。そこで、使用期限、1月末までなんですが、これを延長してほしい。例えば4月の入学を控えたお母さんたちからは、1月いっぱいだと制服などが用意できない、3月まで延ばしてほしいという声があがっています。また、C券の使用範囲の変更や拡大、例えばB券と同じに年末年始の買い物を小売店で、あるいは美容院や床屋にも行けるというようにしたらどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

4点目に年末を迎えて、コロナの影響から生活の維持にも困窮している市民へのピンポイントでの支援策実施の考えはないかという点です。

コロナを理由にした解雇・雇止めは全国で7万人を超えて、市内でも「奥さんのパート時間が減らされたまま」ですとか、「夏のボーナスは減額されて、冬はもう出せないと会社から言われている」などの悲痛な声が寄せられています。国の「新型コロナ特例貸付」、いわゆる小口融資ですが、10万円貸してくれる、最近これが20万円になって、9月末までだったのが12月まで延長されていますが、市の社会福祉協議会に、窓口ですが、聞きました。11月までに合計220件、活用されて、3,500万円の利用となっています。これだけお金を借りて、その場をしのいでいる人がいるわけです。社協の人の話では、自営の方や観光に関わる方が多い。また「10月から相談の件数は減っているんですが、より一層深刻な相談が増えてきて、相談にかかる時間は変わらない」、こういうことです。政府は今回、ひとり親家庭への特別支援を打ち出しましたが、より身近に市民の実態が分かる市こそ、年越しを控えて、本当に困っている人への支援を急ぐべきだと考えますがどうでしょうか。

最後に5点目、国から交付された「地方創生臨時交付金」はどう活用されてきたのか。基金の減少分に充てるのではなくて、「第3波」対策として更なる市民支援策の財源に活用する考えはないかという点です。

おおよその整理をすれば、せつかくの交付金、合計約8億8千万円、9億円近くは、市のコロナ対策に使った「財政調整基金」「公共施設整備基金」「まちづくり基金」の3つの基金を取り崩した「穴埋め」に使ったことになります。取り崩して活用するとの説明がされた際には「市民1人当たり10万円の規模で、いわゆる8万円、5万円の案が提案されたときです。取り崩しても、県内市町村並みの基金は残りますと。毎年の黒字分の半分を戻せば、数年で基金の規模は元に戻せる」、こういうふうに渡辺前市長や担当者が表明していました。今まで述べた4点の提案などは、新しい市長のもとで「第3波」を予想しない段階でつくられた「応援プロジェクト」をさらに凌駕するコロナ対策を、この国交付金を活用した対策を、様々な知恵を絞って、出し合って実施すべきではないか、このことを改めて求めまして、答弁を求めたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長選公約のうち、市民が歓迎する施策の早期実施をについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高校3年生までの医療費無料化についてであります。

医療費無料化については、子育て世帯への経済的支援として、「子ども医療費助成」の対象年齢を、18歳まで拡充する検討を進めてまいります。

次に、小中学校の給食費段階的無償化についてであります。

公約の実現に向けて宣言した、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の戦略的重点プロジェクトの施策の一つである「ほくと子ども育成戦略会議」において、様々な子育て・教育施策の総合的、計画的な推進について検討してまいります。

この戦略会議において、給食費の段階的無償化、食育の推進および質の高い給食の提供などの施策を俯瞰的に検討し、推進してまいりたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策、「支え合い北杜！心がつながる応援プロジェクト」において、市の独自支援策として実施しております、小中学校の給食費の無償化については、来月分まで延長してまいりたいと考えております。

今後も、子育て世帯の生活状況や感染状況を注視し、対応を検討してまいります。

次に、小中学校の統廃合についてであります。

私が、公約に挙げた「子どもの数を10年で2倍」については、現在の「北杜市人口ビジョン」に基づく10年後の15歳未満の年少人口を2倍にすることを基本とし、目標達成に向けて、「ほくと子ども育成戦略会議」を立ち上げ、各種施策を検討してまいりたいと考えております。

少人数学級の推進については、県において、来年度から小学校1年生に25人学級を導入することとしていることから、県の動向を踏まえ、補助教員などを活用したきめ細かい指導に努めてまいりたいと思っております。

なお、小中学校の適正規模等の検討については、行政が一方的に進めるものではなく、市民の皆さまのご意見を踏まえ、丁寧な議論が必要であると考えており、現在、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」において、ご審議をいただいているところであります。

現時点では、昨年度実施した地域説明会や本年度予定しているワークショップなどのご意見を踏まえて、審議会において議論をしていただく段階と捉えております。

次に、公立病院統廃合計画についてであります。

病院運営において、医療現場の現状や課題を把握することは重要であると考え、就任後早々に、「北杜市立塩川病院および甲陽病院」、「JA長野厚生連 富士見高原医療福祉センター富士見高原病院」の各院長と個別に面談を行い、「医師を含め人材確保が困難なこと」、「コロナの影響で収益が落ちていること」、「公立病院の使命」、「地域医療の必要性」など、様々な意見交換を行いました。

意見交換を通じ、市民の皆さまに安心した医療を提供するためには、救急医療体制の充実や必要な医師確保は最大の課題であり、引き続き、病院の院長と打ち合わせの機会を設け、信頼関係を築くとともに、私自身も関係機関に出向くことの必要性を強く感じたことから、今後、山梨大学医学部などに「継続した医師派遣」のお願いにまいりたいと考えております。

なお、市の高齢化率は、2040年まで増加し、高齢者を中心とした入院の医療ニーズは、堅調に推移していくものと考えられます。

本市は、県内で最も広大な面積を誇る一方、入院できる民間医療機関がなく、医療資源が少ない中で、2つの市立病院が連携し、地域医療を担っているところであり、今般の「新型コロナウイルス感染症」への対応においても、2つの病院があることの強みを改めて認識したとこ

ろであります。

これらを含め、現段階においては、2つの市立病院の連携体制の強化、役割分担の在り方について検討し、長期的には様々な議論も必要であると考えております。

病院機能の役割分担については、今後策定予定の「北杜市立病院改革プラン」の中で、検討してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

第3波の只中、さらなるコロナ対策の充実、強化をについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、心がつながる応援券の活用促進についてであります。

市民生活や、市内経済を支えるための緊急支援策である「心がつながる応援券」における飲食業や宿泊業など観光関連への活用率は、今月1日現在で57.8%と伸び悩んでおりました。

今月に入り、市と一体となって応援券の活用を図る「北杜市商工会」において、市民向けの宿泊パンフレットを発行していることや、年末年始に向け、市のPR事業補助金の活用も増えてきていることから、C券の利用が伸びていくと予想しております。

こうした状況から、現在のところ、使用期限の延長および利用範囲の拡大については考えておりませんが、市長からは来月早々に活用状況や効果の検証を進めるよう、指示を受けております。

次に、生活困窮世帯への支援についてであります。

生活困窮者に対する相談体制としては、「北杜市社会福祉協議会」等と福祉課が連携して当たっており、相談状況は毎月約20件となっております。

現在の感染状況の影響により、年末年始において相談も増加すると考えられますので、体制強化を図ってまいります。

次に、「地方創生臨時交付金」の活用についてであります。

本市では、これまで国や県に先駆け、スピード感を持って支援策を打ち出してまいりました。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、これまで進めてきた施策の財源に充てることとし、今定例会に補正予算をお願いしているところであります。

今後、交付金等、国の動向を注視し、市民生活や事業者の状況を注視しながら必要とされるピンポイントの支援に有効に活用してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長選公約のうち、市民が歓迎する施策の早期実施をにおける、自衛隊への名簿提出につい

てであります。

自衛官等の募集事務については、「自衛隊法施行令」および「地方自治法」の規定により、その一部が都道府県および市町村の法定受託事務として定められており、県内すべての自治体においても協力していることから、今後も依頼に基づき対応してまいります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

第3波の只中、さらなるコロナ対策の充実、強化をにおける、市内医療機関の医療体制とPCR検査体制についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の相談体制は、これまで保健所が行ってまいりましたが、「北杜医師会」の協力のもと、先月1日より発熱等の症状がある場合は、「かかりつけ医等最寄りの医療機関」へ、相談先がない場合や休日夜間においては、「山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター」が対応とすることとなりました。

また、外来体制については、市立2病院および2診療所では、発熱等感染の疑いのある患者と一般患者が接触しないよう、プレハブの発熱外来の設置や施設内をゾーニングし、専用の入り口を設けるなど感染防止に努めております。

医療体制のひっ迫状態については、県の確保病床計画から判断することとなり、本県においては、まだひっ迫状態となっていないことから、市内の医療機関においても、ひっ迫とは、なっておりません。

受診控えの影響については、「新型コロナウイルス感染症」への感染の不安や、外来の混雑緩和のための長期投薬などから、外来患者数が減少し、収益も減少しております。

「PCR検査」については、発熱等の症状のある者、陽性者の濃厚接触者、救急の外来、入院時や手術等の処置前など必要な患者には、積極的に検査を行ってまいりました。

医療や福祉などで働く方へのPCR検査については、検体採取時点での感染の有無を検査するものであることから、医師が検査の必要性を判断し、状況に応じた適切な検査を実施してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

志村清議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

第3波の只中、さらなるコロナ対策の充実、強化をにおける、G o T o トラベルの影響等についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、市内観光事業者においては、依然先行きの見えない状況が続いておりますが、国の「G o T o トラベル事業」や、本市の「心がつながる応援券」の効果もあり、先月の観光施設への入込客数は、対前年比100%を超える施設も

出るなど、その効果が出ております。

しかし、今月に入り、感染拡大に伴う「Go To トラベル事業」の全国一時停止措置など、今後の影響について懸念しているところでありますので、今後は、「北杜市商工会」、「北杜市観光協会」とも一体となり、状況把握に努め、「困っている人」にピンポイントで支援ができるよう、情報収集、対策の検討を行ってまいります。

なお、市商工会未加入者への一律支給については、市商工会への加入促進事業により、新たに259の事業所が加入し、一定の効果があつたことから、先月30日で制度を終了したところであります。

今後、事業者の方のご意見を伺いながら、必要な支援を検討してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

では、最初に2つとも再質問をお願いしますが、1項目め、公約についての早期実施をということについてですが、私は、市長が選挙公報として公に報じた選挙管理委員会発行の公約と様々な内部資料として政策を掲げたものを同列に考えるということとはしませんが、今後4年間、公約に掲げたことの、ぜひ100%実施に向けて努力してほしいと思います。

その中で、先ほど述べましたが、例えば15の公約が一斉にスタートするということは、実際、あり得ないことも理解しています。競馬で馬が並んで一斉にダッシュと出るということは、公約が全部、明日から、今日からスタートするということまでは望んでいません。ただ、市民からの大きな期待、午前中質問があつた75歳以上の温泉無料化、その1点だけで、私、上村さんに投票しましたという方も何人か会いました。その1点だけを支持して、市民がそれぞれ上村市長を選んだわけですから、ぜひ、その重みを考えてほしいと思います。

特に高3医療と給食費は、北杜市は子育て日本一レベルということを掲げてきたけど、この2つは日本一どころか、山梨県でもトップクラスになっていないんですね。もうすでに進めているところがいくつも生まれている。そのことをぜひ自覚をして、高校3年生までについては、もう具体的に動き出しているようですので歓迎したいと思います。

自衛隊のことについて、部長から答弁がありました。従来どおりだということですが、どういう従来どおりなのか。今、前期の議会の中で、市民の皆さんからの請願があつて、結論が出ないまま新しい議員が選ばれたわけで、そのことを尊重して、今のところ今年度は、名簿を提出していないと聞いていますが、その姿勢をそのまま維持するのか、従来どおり、つまり昨年までと同じように名簿を提出する姿勢に戻るのか、そこは今回、はっきり答弁をお願いしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

日本共産党、志村清議員の再質問にお答えさせていただきます。自衛隊の名簿提出の件でご

ございますけども、これについては、法的な根拠に基づきまして、これまでも自衛隊のほうに名簿の提出をさせていただいたところありますので、先ほども答弁のほうで申し上げたとおり、従来と同じような対応を市では取っていきたいと考えているところあります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

再々になりますが、そういうことは、上村市長が名簿は提出しないというチラシを私、確認しているんですが、そのこととの整合性が取れないと思いますけど、新しい判断ということで受け止めざるを得ないんでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

日本共産党、志村清議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思いますが、今のご質問の中で、チラシの件が出てきましたけども、そのチラシの件については、市長が掲げる公約とは別のものだというふうに捉えております。今回、この名簿提出の件についても、しっかり市長にも、こういう法律に基づいた中で、市は対応してきました。ですので、今後の対応についてもいかがでしょうかというような話をさせてもらった中で、法的根拠に基づくものだというご理解をいただいたということでございますので、これまでと同じ対応ということで行くことになりました。ご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

それはちょっと残念ですが、また別の機会に議論させていただきたいと思います。

2項目めの再質問ですが、コロナ対策、様々な提案をさせてもらったつもりなんですけど、1つは、山日が昨日報道していました、全国知事会は提言をまとめて持続化給付金、あるいは家賃支援の給付金を再支給してほしいということを提案し、国に求めるということを決めたそうです。同じ、第3波が来た時点で。新しい情勢のもとで。市長はこういう考え方をほかの市長などを含めて求めていく、国に。2つの制度の再支給、持続化給付金などの再支給を求める考えはないのか、あるいはそういう動きが市長会であるのか伺います。

もう1つは、新しい対策はないんだと、がっかり感ということを申し上げましたが、PCR検査だけとってみても、山日の報道でも大月市は大月市立病院で自己負担ですけども、受けられるんですね。上野原市は介護認定を受けた方など、あるいは病気をお持ちの方など500人を予想して1千万円の補正予算を今回の議会で組んで、上野原市ではそういう方々はPCR検査を優先して受けられると。補助があるわけですね。500人で1千万円。それから事業者支援については、笛吹は従業員20人以下の事業者に対して一律、この暮れに10万円支給する。応援すると。南アルプス市は、これは4月からずっとやっているんですが、先ほど言った持続

化給付金を受けた事業者に、そのうちの3割を補正で応援すると。100万円もらった方には30万円が市からプラスされるというような、またこの12月議会でも3回目の補正を組んで応援しています。こういう具体的な施策をぜひお願いしたいと思います。

私は、5月にもらったパンフをもう1回持ってきましたが、これは国が出した内閣府地方創生支援室が5月1日に書いた、先ほどから出ている地方創生臨時交付金の活用事例集、絵付きでこんな厚く、107ページくらいあるんです。この中をぜひ探して活用してほしいと国が言っているわけですから、ぜひこういうのも再度、活用して。もちろん、担当部長などはこれを細かく読んで、様々考えられているとは思いますが、そういうことについて、ぜひ具体化をしてほしいと思います。午前中の審議の中で、市長もピンポイントで生活困窮者に、あるいは事業者にというふうに言っていました。これから担当部長も、そういう指示を市長から受けているんだと繰り返し言っていました。ピンポイントで、本当に今、困っている人、事業者にとということで、市長にはぜひ、この間の市政方針の中では市単独の支援策を打ち出すこととして、補正予算等のお願いもあるかと思いますと述べられましたので、もう一度、市長の口から改めて補正予算を考えていくと。具体的には、臨時議会を早急に開くという点について、ぜひ表明いただきたい。これが最後の質問になります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

志村清議員の、日本共産党の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、持続化給付金などの国への要望につきましては、現在のところは市長会も含めまして、動きはございません。ただ、市内の状況を把握する中で、当然、国に要望していかなければならないというところについては、県の市長会とも連携をしながら、今後進めてまいりたいと考えております。

また、事業者の支援についての様々な考え方ということでありますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、本市におきましては、8月に動き出しました、応援券の制度が今、動き出している状況でありますので、その検証を来月に入って、その効果等も含めて進めていきたいと考えておりまして、市長からもその指示をいただいている状況であります。そのへんを進めると、一緒に答弁にありましたように、様々な関係者の皆さんと意見を交わしながら、必要なものについては、ピンポイントですということでもありますので、いずれにしても、今後の具体的な支援策につきましては、そういうことを進めながら検討をし、私のほうが前回の全員協議会だったのでしょうか、ご質問に答えさせていただいたように、必要なもの、早急に対応しなければならないものについては、当然、補正予算も組みながら、議員の皆さまには臨時会の開催もお願いしながら、スピード感を持って対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

市長公約について、1点だけお願いをいたします。

高校3年生までの医療費の無料化と小中学校の給食費の無償化、検討するという事は分かっていましたが、新年度から実施するのかどうか、それとも1年後ぐらいになるのか、その時期を明確に答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

日本共産党の代表質問の、清水進議員の関連質問にお答えいたします。

現在、子ども医療費の助成は窓口無償化としておりますので、窓口無償化とするためには、国保連合会、それから社保基金などとの調整、それから各医療機関との調整もございます。また、今使っているシステムの改修、それから条例等、例規の整備、また市民への周知等が必要になってまいりますので、現時点ではいつというふうには明確に申し上げられませんが、早期実現に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

大変申し訳ございません。先ほどの志村議員のご質問の中、PCR検査に関する補助の考え方が答弁漏れておりました。大変申し訳ありません。

PCR検査につきましては、私ども市内生活圏の感染情報が入るたびに対策本部を開いておりまして、その中でも議論はなされております。その中で甲陽病院の院長先生も、その対策本部の委員に入っているんですが、過剰なPCR検査については誤解を招く恐れがあるので、進めることは慎重に考えるべきだというようなお話もいただいているところでもあります。PCR検査を行ったから絶対であるかという、例えばPCR検査をした帰りにコンビニとかどこかへ寄り道したとき、そこで感染するということも考えられるということで、PCR検査の補助については慎重に考えるべきだ、過剰な検査に結び付かないようにするべきだというようなご意見もいただいているところであります。

今後につきましては、国のほうの動きでワクチン接種等も進んでまいりますので、その点と併せて、この補助についても今後、検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

日本共産党の代表質問の、清水進議員の関連質問について、お答えをさせていただきます。

まず、給食費の段階的無償化等につきましては、先ほど市長から答弁のあったとおりでございますけれども、本市におきましては、合併以来、これまで様々な子育て支援、あるいは教育施策等について取り組んできたところでございまして、こういう従来の施策の振り返りと、ある程度の検証、こういうものをしながら、恒久的なというか、新たな施策に取り組む必要性があ

るかと思っております。それは当然、財源的な部分も含めてでございます。

また、21世紀の中盤を見越した中での個々の事業、こういうものにつきましても、総合的に連携しながら展開していく必要があると考えております。

そういう中で、給食費の保護者負担につきましても、子育て世帯の経済的負担の時期とか、そういうものも含めまして、ほくと子ども育成戦略会議において議論をされていくというふう

に理解をしております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、13番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

それでは、ほくと未来を代表しまして代表質問をいたします。

質問事項につきましては、市長の市政方針について、大項目で行います。

令和2年第4回北杜市議会定例会において、議長のお許しをいただきましたので、会派ほくと未来を代表して、質問をさせていただきます。

まずもって、今回の市長選におかれましては、北杜市長3代目となりました上村市長に心からお祝いを申し上げる次第です。おめでとうございます。

上村市長のこれからの市政運営に大いにご期待を申し上げるところであります。

さて、先般の令和2年第4回北杜市議会臨時会におきまして、市長から市政方針表明がありました。その内容について、4項目、お尋ねをしたいと思います。

1つ目は、市政運営の基本姿勢について。2番目として、北杜市総合計画見直しの理由について。3番目として、新型コロナウイルス感染症対策について。4番目として、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の戦略的重点プロジェクト8項目についてをお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、市政運営の基本姿勢について。

先般の臨時会において、市長から5つの市政運営理念をお聞きしましたが、最初の定例会に当たりまして、改めて市政運営の基本姿勢をお伺いをいたします。

2番目として、北杜市総合計画見直しの理由についてであります。

その1つとして、新型コロナウイルス感染症に伴い悪化している経済・市民生活への効果的な施策展開とは、例えばどのような施策を取り入れたいとお考えか、お伺いをいたします。

3番目として、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

本対策においては、国の第1次・2次補正による対策費と、市単独予算を最大限活用した県下でトップレベルの対策を講じてきたところであります。市長は、これまでの事業の継続、拡大としていますが、具体的な対策をお伺いをいたします。

4番目として、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の戦略的重点プロジェクト8項目について。

1つとして、北杜新時代に向けた一丁目一番地とする「市民協働・総参加により、躍動する

市政の推進」であります。具体的にどのような場面にどのように関わるのか伺うとともに、現在ある地域委員会についてのお考えをお伺いをいたします。

また、市民の声、意見・提案にスピーディーな対応を行う「すぐやる課」の具体的な所掌事務は何を考えているのか。また、現在の窓口対応の課題をどのように捉えているかお伺いするとともに、現在の総合支所の在り方をどのように考えておられるか、お伺いします。また、自治基本条例の制定について、その制定についてはどのような考えで、制定時期はいつごろか、お伺いをいたします。

2番目として、子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進についてであります。

子どもの数を10年で2倍にする長期目標については、有識者を含む「ほくと子ども育成戦略会議」において、子育て施策の総合的・計画的かつ包括的な推進を展開するとされておりますが、教員の多忙な勤務実態の改善を図ることを含め、その具体策について伺います。また、小中学校の統廃合についての考えも併せてお伺いをいたします。

3番目として、住みやすさ、元気・生き甲斐づくりについて伺います。

セーフティネットとしての年金医療の充実に加え、高齢者・障がい者の生涯教育による学び、生き甲斐、目標探しに向けた取り組みの推進と公共温泉を活用した高齢者の集会の場の整備などにより高齢者の疾病率を低下させ、国保財政の軽減を図るとし、余力を必要施策に振り向けるとしてありますが、具体的な内容とその施策についてお伺いをいたします。

4番目として、日本列島のど真ん中、魅力ある安全な山岳田園都市づくりについて伺います。

その中で太陽光発電条例の見直しについて、どのような見直しを考えているのか、お伺いをいたします。

5番目として、食でつながる地産地消の推進についてであります。

食の連携を輪とする地産地消づくりの概念と、これまで北杜市の進めてきた施策との相違点は何か伺います。

6番目として、観光拠点のルネサンスの推進について伺います。

本市の観光拠点である小淵沢をはじめとした各エリアに併せ、清里エリアの再生に向けた検討をするとしておりますが、各エリアの範囲はどこを示すものか。例えば南アルプス南麓エリアなども含まれているのか、お伺いをいたします。

7番目として、世界に打って出る地域を支える産業についての推進策として、経営革新、技術革新、第二創業やベンチャー企業による創業、第三者による事業継承対策で地域経済の活性化を図るとしてありますが、その具体策について伺います。

また、農林業の生産力強化については、地場製品のブランド化や、構造改善および担い手育成を掲げておりますが、その具体策についてお伺いをいたします。

8番目として、明日を担う財政再建のまちづくりについて伺います。

本市の財政は、合併特例債などの減少と、新型コロナウイルスによる景気減退などから市税の減収、財政状況は一層厳しい状況でありまして、財政の健全化と行政改革の旗を掲げ、将来への負担軽減に全力に取り組むとしております。その中で総合支所の在り方の見直しは、どのような見直しを考えているのか。また、公共施設の統廃合の実施と事務事業の徹底した見直しの具体策について、改めてここでお伺いをしたいと思います。

以上であります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時5分いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時05分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

福井俊克君の質問に対する答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

私の市政方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市政運営の基本姿勢についてであります。

私の公約における政治姿勢の基本は、「市民の皆さまにしっかりと寄り添い、互いに、共にパートナーとして、苦しみ、喜びを分かち合い、共感し合う」という姿勢であります。

市民の声をしっかりと聞き、市民の皆さまと同じ方向を向いて、市政を前に進めてまいりたいと考えております。

また、市政運営の基本姿勢は、第一に、一党一派に偏しない、しがらみのない市政。第二に、市民の流した汗が報われる市政。第三に、市民が共感し協働する市民総参加型市政。第四に、決断と実行力の市政。第五に、情報公開透明性の高い市政。この5つの理念を堅持し、市政運営の基本理念として、実行してまいります。

次に、総合計画の見直しについてであります。

私は、市民総参画による市政を基本とした「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を実現することにより、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を目指す考えであります。そのため、総合計画において必要な見直しを進めてまいります。

「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の実現のためには、時代の潮流や社会経済情勢の変化を踏まえた上で、市民の皆さまと基本理念や目指すべき将来像、具体的な施策を共有していくことが不可欠であります。

こうしたことから、適切な評価指標等も備えた新たな総合計画を策定する必要があると考えており、来年度、具体的な検討を進め、令和4年度からの計画のスタートを目指してまいります。

市内経済、市民生活への効果的な施策については、地域商品券を使った地域経済の循環と、高齢者の健康増進を連携させる施策などを考えております。

なお、総合計画の見直しに当たっては、今般の「新型コロナウイルス感染症対策」もしっかりと視野に入れて行ってまいります。

次に、市民協働・総参画についてであります。

私の考える「市民協働・総参画」は、市民の皆さまが行政のパートナーとして、積極的に市政に関わっていただき、お互いが両輪として市政の発展に向け、協働で進めるまちづくりであ

ります。

このため、本市の各般にわたる施策展開の中で参画をいただき、協働して「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、「地域委員会」の事業については、自ら率先して積極的に活動をしていただける方の参加をお願いしたいと考えており、来年度の改選時には、市民公募枠を広げてまいりたいと考えております。

次に、「すぐやる課」については、本庁舎に市を退職した行政経験豊富な職員などを「コンシェルジュ」として配属し、市民の困りごとに気軽に相談ができる窓口といたします。

市民の側に立って相談に乗りその場で回答、内容によっては、速やかに各課につなげることが主な業務となります。

所掌事務の詳細については、庁内検討会の考えを参考に決めてまいります。

窓口対応の課題については、本庁では、各種手続きや証明書の発行をそれぞれの課で行っていることから、市民から「手間が掛かる」ことや、「各部局が複雑に分かれ、行きたい課がどこにあるのか分かりづらい」、「総合支所では相談は本庁に行ってくださいと言われる」などのご意見をいただいております。

このことから、本庁における総合案内所の拡充、総合支所にいながら本庁とリモート対応ができる環境整備を行うなど、利便性の向上に向けた取り組みを進めております。

次に、自治基本条例についてであります。

市民の皆さまが行政のパートナーとして、積極的に市政に関わり、協働してまちづくりを進める場合に、市民と行政等との役割や責任が明確であることが重要であります。

このため、参加と協働によるまちづくりの観点から、市民と行政等の間で、どのようなルールが必要となるのか検討を行ってまいります。

なお、条例等の制定の時期についても、今後検討してまいります。

次に、住みやすさ、元気・生きがいをづくりについてであります。

すべての市民が幸せを実感できる故郷をつくるためには、高齢者や障がい者が地域や社会で活躍できる場を創出し、生きがいをづくり、つなげることが必要であると考えております。

来年3月策定予定の「北杜市障害福祉計画」では、障がい者一人ひとりが地域社会の一員として、その能力に応じて役割を果たし、いきいきと社会参加することを目指しております。

このため、質の高い専門的な発達支援と、文化芸術やスポーツ活動の推進などの取り組みを行うとともに、就労移行支援事業などにより、一般就労に向けて取り組んでまいります。

また、現在策定を進めている「第6次ほくとゆうゆうふれあい計画」では、高齢者通いの場など、介護予防につながる多様な機会や場の創出に取り組み、温泉などを活用した健康寿命の延伸を図るなど、市民が共に支え合う地域づくりを目指しております。

このため、高齢者のボランティアの育成と、就労的な活動への参加を促し、地域や社会での活躍の場づくりを広げることにより、高齢者などの健康増進と医療費削減につなげてまいります。

次に、太陽光発電条例の見直しについてであります。

太陽光発電設備の設置に際しては、森林の伐採や設備廃止後の廃棄など、課題がいくつかあると考えております。

これらの課題に対し、森林保全を考慮したゾーニングによる区分や条例の運用面における廃

棄の手続きの明確化など、現状の問題点を検証し、他法令での対応が可能かなど、専門家との意見交換を進めてまいります。

また、県の条例化の動向を注視する中で、条例の見直しの検討を行ってまいります。

次に、世界に打って出る地域を支える産業についてであります。

産業の振興においては、これまでの取り組みをさらに加速させ、新たな企業の誘致や事業者支援等に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

本市の主産業である農業では、「東洋ライス株式会社」をはじめ、「三井不動産株式会社」など、世界を舞台に活躍する企業に魅力を感じていただき、市内において新しい事業がスタートしたところであります。

「特別栽培米」をはじめ、「マイクロハーブ」、「ベビーリーフ」、「シャインマスカット」などのほか、最近では、「醸造用ブドウ」の栽培も盛んになるなど、本市の豊かな自然環境と、新たな技術が融合し、付加価値の高い作物の生産が行われております。

これらの参入企業を支援し、連携することで、担い手の確保や販路の開拓など、様々な効果も期待でき、ブランド化に向けた支援を行いながら、ふるさと納税返礼品への活用などについても検討してまいります。

また、農業の生産力強化については、生産性向上のため、高能率機械の導入やスマート農業の推進を、さらに加速させながら、将来にわたって地域農業の担い手を育成するため、農業先駆者による育成事業などを検討してまいります。

次に、林業の振興については、「峡北森林組合」や民間造林事業体と連携し、「里山整備事業費補助金」の活用を促す中で、森林の施業を加速化させ、本市の里山の保全を図ります。

その中で、林業の担い手となる「林業地域おこし協力隊員」等の人材育成を推進するとともに、北杜市産材の利用促進や、捕獲した鳥獣の利活用によるジビエ、革製品の開発などのブランド化に向けた支援を行い、総合的な施策の推進を図ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市長の市政方針における、子どもが賑わう子育て・教育の推進についてであります。

教員の多忙化改善に係る施策としては、これまでも、市単独補助教員や支援員、部活動指導員の配置、校務支援システムや電子黒板などのＩＣＴ環境の整備、また、不登校対策としての「北杜市教育支援センター」の設置など、様々な取り組みを行ってまいりました。

さらに、本年度においては、「新型コロナウイルス感染症対策」に伴う、教員の負担軽減のため、「学習指導員」や、教材等の消毒作業等の業務をサポートする「スクール・サポート・スタッフ」を配置し、教員の負担軽減を図っているところであります。

また、国では、学校の働き方改革を踏まえ、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を示しており、本市においては、地域人材の活用や地域団体との連携について検討しているところであります。

今後も、子育て施策の一つとして推進してまいります。

なお、小中学校の適正規模等の検討については、市民の皆さまのご意見を踏まえ、丁寧な議論が必要であると考えており、現在、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」において、ご審議いただいているところであり、現時点では、審議会において議論していただく段階と捉えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市長の市政方針における、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大の状況下、国の第3次補正予算や県の新たな緊急経済対策を踏まえ、本市では、第4弾の「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」において早急に対応することとしたところであります。

市長からは、ポストコロナを見据えながら、知恵を絞り、この危機的状況を乗り越えていく効果的な施策を、あらゆる面から「今やらなければならないこと」を検討し、全力で展開するよう指示を受けております。

その方針は、今後も「必要な支援を必要な人に」「必要な支援から漏れる人がないように」を基本な方針として、関係する皆さまと意見を交わし、「困っている人」にピンポイントで支援できるよう進めること。加えて、事業者の取り組む「やまなしグリーン・ゾーン構想」に沿った感染予防対策を支援する市独自の制度を生かしつつ、市内事業所に推奨しながら、県と足並みを揃えていくことなどであります。

次に、明日を担う財政再建のまちづくりについてであります。

総合支所は、市民の皆さまの身近な窓口として、これまでご利用いただいているところであります。

しかしながら、本市における今後の財政状況を見据えると、待ったなしで徹底した行財政改革を進める必要があり、そうした中で、総合支所の見直しも例外ではないと考えております。

市長からは、総合支所の見直しについては、これまでの公共施設の複合化や本庁機能の支所への移転などの取り組みを基本としながら進めること。

総合支所の見直しの方向性は、本庁舎の位置に左右される部分もあることから、今後立ち上げる本庁舎の位置に関する検討委員会の中で、具体的な検討を進めること。

事務事業の見直しについては、事務事業全般にわたる棚卸しを行い、類似事業の統合や効果の見込めない事業の見直しを図ることなど、検討の指示を受けております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市長の市政方針における、明日を担う財政再建のまちづくりについてであります。

公共施設の統廃合については、「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後30年のうちに更新時期を迎える公共施設の延床面積を、30%程度縮減することを目標に取り組んでいくところであり、今後個別計画をまとめ、議会、市民の皆さまのご理解をいただく中で、しっかりと取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

市長の市政方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、食でつながる地産地消の推進についてであります。

市では、平成27年に「北杜市食育推進計画」を策定し、「食」やその原点となる「農」への関心を高めるため、「みつめよう食の原点」をスローガンに、地産地消の推進に取り組んでまいりました。

主な事業としては、保育園・小中学校への地元食材の提供、「教育ファーム事業」、生産振興・消費拡大を目的とした「北杜市エコひいき地産地消協力店認定制度」、農業を支える多様な担い手づくりなど、地域社会の維持発展を目指し、生産者と消費者の顔が見える地域の実現に向け取り組みを進め、特に学校給食の食材における地産地消率は、目標45%に対し、昨年度は49.8%を達成したところであります。

今後は、これまでの取り組みをさらに加速させながら、新たな企業と連携した持続可能な農業を促進し、さらに給食の質の向上などにより、農業に関心を持ってもらうことで、食文化、農文化の継承を促進してまいります。

次に、観光拠点のルネサンスの推進についてであります。

観光ルネサンスは、市全体をエリアとして捉えて観光振興を図るものであり、市内3つの観光エリアにおいて、引き続き、個性と魅力のある観光地域づくりに取り組んでまいります。

南アルプスエリアについても、「南アルプスユネスコエコパーク」、「世界に誇る「水の山」プロジェクト」など、地域や企業の皆さまと連携し、特色ある観光振興を推進してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

○13番議員（福井俊克君）

以上で終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、12番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

令和2年第4回北杜市議会定例会にあたり、代表質問を行います。

私たち会派の名称には、市民の皆さまとともにあゆむとの思いが込められております。私たちは市民との対話を重ね、市民の福祉向上と地域社会の活力ある発展のために努力を重ねてまいります。

また、北杜市の発展と市議会の活性化を進めるためにメンバーそれぞれが各自の問題意識に基づき、調査・研究を進めて自己研鑽に励むとともに、業務を通じて互いに協力・協働して活動してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束のみえない社会情勢の中で、議会も行政も将来を見据えて社会の変化に的確に対応していくことが強く求められています。

このたびの選挙において、上村市政となり、新たな市政方針で任期がスタートしました。私たちも気持ちを新たに、これからも市民の皆さんとともに着実な市政発展の歩みを進めてまいりたいと思います。

まず第1は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、各事業者も経営が厳しくなっている、このときこそ公助の役割が重要となります。

以上を踏まえ、以下質問いたします。

（1）持続化給付金（国制度）の対象とならない事業者に対する市独自の給付制度の創設を考えてほしいという、こうした事業者からの要望が、すでに市役所の担当部署にも出されております。

ちなみに、全国のいくつかの自治体においても、こうしたケースにあたり独自の支援制度をつくっているところもあります。

今後、すでに出されている市への要望にどのように応えていくのか伺います。

（2）コロナ禍の厳しい状況の中ですが、市独自の支援制度創設に向けて、市長の英断、お考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

第2は、小中学校統合問題についてであります。

令和元年8月2日付けで教育委員会から、北杜市立小中学校適正規模等審議会会長に、以下の事項について諮問がされています。

①小中学校の適正規模に関すること。

②小中学校の適正配置に関すること（小中一貫教育等を含みます）。

③小中学校の通学区域に関することです。

また、現在審議会において慎重に審議されていることは承知しております。

以上を踏まえ、以下質問いたします。

（1）12月2日の市政方針の中では小中学校統合問題について直接触れていませんが、今後、上村市長はこうした慎重に審議されておる現実を踏まえ、どのように小中学校統合問題について考えておられるのか、お伺いいたします。

（2）また、現在慎重に審議されている審議会の、これからの進め方等についてのお考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

第3は、公共交通についてであります。

少子高齢化の進む中で、高齢者の免許証返納に伴い、公共交通による足の確保は喫緊の課題

となっております。

こうしたことを踏まえ、以下質問いたします。

(1) 12月2日の市長市政方針の中で公共交通に関する施策については、直接触れておりませんが、本年4月から本格的に「デマンドバス」が全市において運行されております。

運行エリアによって利用状況（利用者の登録数・利用者数）に大きな差が出ております。

こうした状況をどのように受け止めておられるのか、お伺いいたします。

(2) こうした状況を踏まえ、今後の利用促進は。

また、改善すべきところは改善し、また利用者・市民のご意見・ご提案などを活かす、そうしたことが重要ではないでしょうか。今後のデマンドバスについて、いかがお考えかお伺いいたします。

第4は、「市太陽光発電条例」の見直しについてであります。

「本市の有する豊かな自然環境及び美しい景観並びに市民の安全・安心な生活環境の調和を図り、もって魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的」として「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」（以下、「市太陽光発電条例」といいます）が令和元年7月3日公布され（一部即日施行）、令和元年10月1日から施行され、まもなく1年3カ月となります。

条例施行後、地域住民とトラブルとなっている、いくつかの事例に直面しております。

こうしたことを踏まえ、以下質問いたします。

(1) 12月2日の市長市政方針の中で「県の動向を注視する中で、太陽光発電条例の見直しの検討を行ってまいります。」と市長は表明しております。

今後どのように見直しを検討していくのか、また今後の時間的予定について伺います。

(2) 「住民説明会」、いわゆる「住民合意」などの条例中の規定を、分かりやすい条文に見直す必要があるとの識者からの意見をいただいております。

また、防災上や水源保護のためにも明確に禁止エリアを定め、条例第7条の「特定区域」に指定し追加すべきと考えるのがいかかがか、お伺いいたします。

以上の、これらの規定を明確に見直せば、住民とのトラブルはほとんど解消すると思われます。一刻も早い見直しを求めるところでございます。

まさに、上村市政の「決断力と実行力」の真価が問われるところでもあります。お考えを伺います。

(3) 山梨県においては、太陽光発電施設設置や維持管理を規制する県条例を制定する方針を長崎知事は表明しています。12月4日の県議会において、来年6月定例議会に条例案を提出するとの方針を明らかにしています。こうした県の条例制定に向けての動きの中で、市条例をすでに施行している北杜市として、県に対して意見交換などされていくことも必要と考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

第5は、水道事業についてであります。

今後の北杜市水道事業の進め方について、以下質問いたします。

(1) 12月2日の市長市政方針の中で、水道事業については直接触れておりませんでした。が、本年4月より水道会計は公営企業会計に移行して事業が進められております。

昨年度まで毎年、一般会計より水道特別会計へ不足分（赤字）が繰り入れられてきました。こうした状況の中で、今後の水道料金の見直し（改定）について、どのように考えておられる

のかお伺いいたします。

(2) また、施設の統廃合についてどのように考えておられるのか、併せてお伺いいたします。

(3) 12月2日の市長市政方針表明の中で、各総合支所の在り方を見直していくと述べています。

各総合支所の今後の位置づけについて、緊急時の災害対応を含め地域に精通した職員（水道担当など）を配置する考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

第6は、予算編成についてであります。

少子高齢化の進む中、市内各地区・集落においても様々な課題が起きています。行政区・自治会活動では役員のなり手問題、農地の荒廃では後継者問題、地域防災活動では一人暮らし世帯の増加、公共交通での足の確保では免許返納者の増加、河川の清掃草刈り作業では高齢者世帯の増加等々が挙げられます。

また、加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大する中ですが、これからも住民要望に応える、よりきめ細やかな施策が求められております。

以上を踏まえ、以下質問します。

来年度（令和3年度）の現在、予算編成の時期であります、地域からの要望の多い以下の2事業について、今後の取り組みについて伺います。

(1) いわゆる「軽微な道路修繕など、地域が抱える様々な課題および要望に対して、迅速に対応を行う、」いわゆる地域課題早期対応事業費については、どのように取り組まれていく考えなのか。

(2) また「各地域委員会から提案のあった事業について、補助金の交付を行う、」地域振興事業費補助金については、どのように取り組まれていくのでしょうか、お伺いいたします。

最後になりますが、第7です。係争中の事件についてであります。

12月2日の第4回北杜市議会臨時会において「損害賠償請求調停事件の損害賠償額の決定について」など議会に提案されています。近年裁判の事件が議案に上程されることがたびたびあります。

こうしたことを踏まえ、以下質問いたします。

(1) そこで、現在北杜市において係争中の事件について、それぞれ具体的に事件内容と裁判の進捗状況はどうなっているのか伺います。

(2) また、それぞれの事件への対応と、見通しについて市長のお考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策における、市独自の支援制度創設についてであります。

全国的に、日々感染者数が更新されている現況の中、本定例会には、国の第3次補正予算や、県の新たな緊急経済対策を踏まえた、追加の補正予算をお願いすることとし、早急な対応を進めてまいります。

今後も、ポストコロナを見据えながら、知恵を絞り、この危機的状況乗り越えていけるよう、関係する皆さまの声を聴きながら、「困っている人」へピンポイントで迅速な対応を図り、全力で取り組んでまいります。

次に、市太陽光発電条例の見直しにおける、条例の見直し、禁止エリアおよび県との意見交換についてであります。

太陽光発電設備の設置に際しては、森林の伐採や設備廃止後の廃棄など、課題がいくつかあると考えております。

これらの課題に対し、森林保全を考慮したゾーニングによる区分や、条例の運用面における廃棄の手続きの明確化など、現状の問題点を検証し、他法令での対応が可能かなど、専門家との意見交換を進めてまいります。

現在の条例で規定する、住民への説明や特定区域の条文を見直すことは、専門家から難しいと伺っております。

また、県の動向を注視する中で、必要に応じて意見交換なども行い、条例の見直しの検討を行ってまいります。

その他につきましては、教育長、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

小中学校統合問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、小中学校統合に関する考えについてであります。

小中学校の適正規模等の検討については、市民の皆さまのご意見を踏まえ、丁寧な議論が必要であると考えており、現在、「北杜市立小中学校適正規模等審議会」において、ご審議いただいているところであります。

現時点では、審議会において議論していただく段階と捉えております。

次に、審議会の今後の進め方等についてであります。

本年10月に実施予定でありました、各町でのワークショップについては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期し、来年1月から開催する予定であります。

ワークショップで出されたご意見も踏まえ、審議会において慎重に議論を進めていただく予定であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

係争中の事件における、係争中の事件ならびに事件への対応および見通しについてであります。

はじめに、「松くい虫感染木伐採に係る慰謝料等請求事件」であります。

原告は神奈川県横浜市在住の女性、被告は北杜市、裁判所は「甲府地方裁判所」であります。

本事件は、原告が長坂町大井ヶ森に所有する土地に、平成25年から平成27年にかけて市の職員が同意を得ずに侵入し、赤松等20本以上を無断で伐採したとして、慰謝料等458万円余りの支払いを求めて、市を訴えたものであります。

市は、14回に及ぶ口頭弁論を通じて、原告は山林の管理を怠っている一方で、同意に応じず、松くい虫被害の拡大を防止するために緊急かつ必要な措置であった点を主張してまいりました。

先月10日、市に1万4,500円の支払いなどを命じる判決が言い渡されたところでありますが、原告が判決を不服として控訴しましたので、今後、「東京高等裁判所」において審理が続くことになります。

次に、「白州町交流促進施設に係る損害賠償請求事件」であります。

原告は北杜市、被告は「道の駅はくしゅう管理運営組合」の組合長および「白州ジビエ株式会社」の代表取締役、裁判所は「甲府地方裁判所」であります。

本事件は、市が指定管理の取り消しを行ったにもかかわらず、令和元年8月以降、被告が施設の明渡しをしなかったことに起因して多額の損害が発生したため、その損害金、指定管理納入金の未納額等1,294万円余りを被告に請求したものであります。

本年3月26日に訴状を提出、1回目の口頭弁論と3回の弁論準備手続を経まして、今月11日の第2回口頭弁論をもって結審したところであります。

判決言い渡しは、来月29日の予定となります。

次に、「市道須玉若神子31号線擁壁設置工事」の強制執行等に係る損害賠償請求事件であります。

原告は北杜市、被告は「塩川観光開発有限会社」の取締役、裁判所は甲府地方裁判所であります。

本事件は、被告により繰り返し行われた土地造成により、市道に崩落の危険が生じたため、平成24年、市が擁壁設置工事等の請求の訴えを提起し、平成26年に勝訴が確定したにもかかわらず、被告が何もせず放置したため、市が擁壁設置工事の代替執行を行い、平成30年に工事が完了したことから、その損害金1億3,498万円余りを市が被告に請求したものであります。

本年9月11日に訴状を提出、今月1日に第1回口頭弁論を終了したところであります。

被告から反論書面の提出がなかったため、本年度中に終結するものと予想しております。

次に、市税等に係る損害賠償請求事件であります。

原告は、白州町在住の男性、被告は北杜市、裁判所は「甲府簡易裁判所」であります。

住民税、固定資産税および国民健康保険税の賦課・徴収、国民健康保険被保険者証の資格者証への切り替えなどに対する訴えであります。

今月3日に第1回口頭弁論が行われましたが、原告から明確な反論がないため、来月19日の第2回口頭弁論において結審し、市の主張が全面的に認められるものと考えております。

なお、今月の第4回市議会臨時会において、ご審議いただきました水質事故に係る「株式会社ニチレイアイス」との損害賠償請求調停事件については、年明けに「東京簡易裁判所」で行われる第7回調停において和解条項に合意する予定となっております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

齋藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

公共交通について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用状況についてであります。

本年4月から、市内3エリアにおいて、デマンドバスが運行しております。

利用状況の違いについては、3エリアの人口規模、山梨交通路線を含むデマンドバス以外の幹線バスのカバー率の違いが大きく影響しているものと考えております。

その他の要因としては、エリア内の各種利便施設の立地状況、地域内でのロコミによる広がり等、複数の要因があるものと考えております。

次に、今後の利用促進についてであります。

デマンドバスについては、予約方法が分かりにくい、運行時間と利用ニーズが合わないなどのご意見をいただいております。

今後も、新たな市民バスを地域で活用していただく活動として、デマンドバスに限らず、継続的な利用促進・周知を図ってまいります。

また、各エリアの「地域公共交通運営委員会」から、新たな市民バスを分かりやすく紹介する手段として、より簡略で具体的な行き先を意識したチラシの作成についてのご意見をいただいておりますので、委員会で議論しつつ、作成に着手してまいります。

改善については、直近では大きな見直しは現状想定しておりませんが、運営委員会を中心に意見収集、調査等を進め、新たな視点で改善すべきところは改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、予算編成における、地域課題早期対応事業についてであります。

本事業については、地域の抱える様々な課題に迅速に対応するものであり、これまでも地域の課題解決に寄与してきていることから、来年度についても、引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、地域振興事業費補助金についてであります。

「地域振興事業費補助金」については、各町地域委員会から提案される事業について、各町の地域委員会正副会長を交え、直接市長とヒアリングを実施し、協議の上、予算を決定しております。

引き続き、地域の特色ある事業にご活用いただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

齋藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策における、事業者からの要望についてであります。

持続化給付金の対象とならない事業者支援として、これまで「北杜市商工会青年部」をはじ

め、「北杜市フードバレー協議会」から、各店舗における様々な取り組みをPRするための支援や、新たな販売事業に対する支援などの要望をいただいところであり、これらの要望を踏まえ市独自事業として、新規顧客等を確保するための販売促進事業や、ホームページの開設、広告宣伝に係るPR事業など、新たな支援制度を創設したところであります。

持続化給付金は対象者の要件があり、制度から漏れる事業者がいることも承知しておりますが、今後も、国・県の支援制度を注視しながら、事業者の状況把握に努め、必要な支援を検討してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水道料金の見直しについてであります。

現時点では、水道料金の見直しについては、具体的な計画はございません。

旧町村から引き継いだ膨大な施設や地形的な要因、また人口減少などの社会的背景などから、一般会計からの、一定の繰入金が必要と考えておりますが、公営企業会計に移行した、本年度の決算に基づく財務諸表等により、公営企業の経営や資産等を正確に把握し、分析を行い、経営基本計画の見直しをする中で、適切な施設の更新や民間委託の拡大などを検討しながら、経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施設の統廃合についてであります。

多数ある水源・配水池を施設統廃合していくことは、健全経営を図る上で重要であります。設備更新時期や地形および水源確保などを考慮する必要があるため、関係機関などと協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

なお、ここ10年を見据えた「北杜市上下水道事業経営基本計画」では、老朽管更新や水質改善対策を優先事業に位置づけております。

次に、緊急時の職員の配置についてであります。

これまで、経営改善に取り組む中、段階的な組織統合に努めてまいりました。

また、遠隔監視システムの導入や応援体制の見直しなど、業務の集約を図ってきたことから、現状では問題は生じていないため、各総合支所への上下水道局職員の配置は考えておりません。

なお、緊急時の訓練として「北杜市国土強靱化地域計画」に基づき「給水所開設訓練」、「停電時応急処置訓練」、「災害備品管理強化」などを実施しておりますが、今後も必要な対応については逐次検討しながら、危機管理に対する技術や意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

時間の許す限り、各項目について再質問を行いたいと思います。

まず、第1項目でありますけれども、国の持続化給付金の対象とならない事業者が、この北杜市にもいます。その中で、先ほどの答弁の中でも対象にならない事業者があるというふうなお答えがありましたけれども、いわゆる人格のない社団というのに対しては、国の支給対象外となっております。こうした人格のない社団でも消費税を納めたり、住民税、国税、法人税を納めたりしている、法人番号のある事業者もあるわけでありまして。そうした事業者に対して、国でも対象外ということでございますので、出ていないんです。ですけれども、各自治体でもそうした法人格のない社団に対しては、出ておりますので、このへんもよく調べていただいて、200人近い会員を擁するそうした直売所などありますので、そうした皆さんに寄り添ったようなご支援をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

持続化給付金の対象とならない人格のない社団についての質問であったかと思います。

国の持続化給付金につきましては、対象となる法人は法人登録している法人、またNPO、協同組合など登録されている法人等が対象となっており、人格のない社団については対象外であります。

これにつきましては、任意団体ですとかサークル、同窓会など人格のない、みなし法人につきましては、様々な形態があります。そのような中で、なかなか線引きが難しいということの中で、国では法人を対象とし、任意団体を対象としていない状況であります。このため、市で実施する場合につきましても、同様の理由から判断が難しいため、慎重に検討が必要であると考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

今の答弁でありますけれども、法人税とか消費税、すべて国税等も払ったり、県民税、市民税も払っている団体であります。そうした団体をよく調査して、きめ細やかな支援をお願いしたいと思います。そういうことでいかがでしょうか。再度。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えいたします。

みなし法人、人格なしの社団ということで、いろいろ法人税等も納めているということではありますが、現在、事業者の状況把握等も行っておりますので、それらの状況も確認しながら慎

重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、第2項目ですけれども、小中学校統合問題についてでございますけれども、先ほどの答弁の中でも審議会で今、慎重に検討していると。その様子を見てというような、市長の考えもそのようでございますので、またワークショップ等を通じて、いろいろなお考えも出ると思いますので、それを斟酌して、今後の良い方向を見つけていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えをさせていただきます。

今、審議会の中で昨年から3年計画の中で慎重に調査・審議をしておるところでございます。今年度につきましては、市民の多くの方々の意見を伺うワークショップを計画しております。そういう中で、意見集約を行いながら、丁寧に説明をし、また意見集約を図っていきながらの答申になると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

公共交通について伺います。再質問をいたします。

デマンドバスは、市民総参加と言うんですかね、運営委員等を公募した中で、2年くらいですか、かけてつくり上げたデマンドバス方式です。こうしたデマンドバス、住民の要求に応じてつくられたバスですけれども、利用状況を見ますとかなり差があるということもあったり、また利用者から改善すべきところがあるのではないかという意見もいただいております。こうしたことを踏まえて、毎年毎年、ローリングしながら、改善するというようなお考え、先ほどの答弁だと、当面は考えていないというような話がありましたけれども、小さい改善であっても毎年、利用促進のためには改善することが必要ではないかと思いますが、このへんについてのお考えを再度お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員のデマンドバス、公共交通に関する再質問にお答えいたします。

先ほども答弁のほうで申し上げさせていただきましたけれども、大きな改善等はなかなか難しいと考えておりますけれども、各地域の運営委員会のほうのご意見をいただく中で、当然、改善すべきところ、利用しやすい改善は図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

「市太陽光発電条例」の見直しについて、再質問させていただきます。

先ほど、市長は第7条の特定区域は追加することはできないと専門家が言っていると言われていましたけれども、専門家はどのような理由で、この区域にこうしたものを定めることができないか、よろしくお願いいたします。そのお考え。

そして、あと1つは、昨日も太陽光規制の有識者会議がありましたけれども、その中で今日の新聞にも出ておりますけれども、各市町村と連携をした中で、県もやったほうがいいではないかという、有識者のお考えが、意見が出ております。そんな中で、すでに条例を制定している、この先進条例とは言わないけれども、制定した最初の市として、今後、県との連携はどのように考えているか、この2点について伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中での、特定区域の条文を見直すというところで、専門家からのご意見という質問かと思いますが、特定区域につきましては、協議を条文で謳ってあるわけでございますが、実質的には規制をするものではないというところがございます。では、なぜ規制ができないのかという部分がございますが、現状では事業者が受忍できる範囲、いわゆる財産権の制約をする場合は、抑制的でなければならないという部分がありまして、その部分が難しいというところから、条文の見直しはできないというところがございます。

また、一方、設置を禁止できる場合は公共のために用いる場合というふうに憲法でも認められているところでございます。

県の有識者会議の中で、市町村との連携を進めていくべきだというようなご意見の質問かと思えます。

私どもも県内では先進の市として条例の制定をさせていただいたわけでございますが、これまでも意見の交換も当然していますし、今回の検討委員会での傍聴、また担当課とも今後も引き続き意見交換をするということで確認をしておるところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

この太陽光発電も現在、北杜市内では未稼働の認定件数、約1千件くらい残っていると言われています。FIT法は抜本的に見直され、2022年4月には新たな再生利用促進に関する特措法が施行されると聞いております。長期末稼働の執行も可能になるわけでありまして、これに伴って法施行前に駆け込みの設置が増えると予想されます。こうしたことをなくすためにも、早急に、この北杜市太陽光発電条例の見直しを来年、県条例は6月というふうに言っておりますので、それに合わせる、先行してでも、見直しを期待しますけれども、いかがですか、市長のお考えをお伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の再々質問にお答えさせていただきます。

見直しにつきましては、今の太陽光条例の中で手続きの明確化をしていきたいと思っております。それは廃棄に対する手続きが今まで明確ではなかったということなので、そこをしっかりと明確にして、まずはそこを見直すということをやっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

水道事業について、伺います。

行政の透明性の確保というような、上村市長の姿勢が表明されておりますけれども、この中で料金改定は当面考えていないというような考えでございますけれども、料金を改定する、また赤字を解消する上でも、給水原価だとか供給原価等の、どのくらいお金がかかるのかという、そうしたことを市民に知らしめる、利用者ですね、水道供給の利用者に知らしめるということは、とても大切なことだと思います。そうしたことを、市長は自ら透明性の確保ということをおっしゃっておりますので、こうした水道が、なぜ赤字に、こんなになっているのかということを示すためにも、それぞれの地域での給水原価等の明細を公表すべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

まず、透明性で経営状況の公表ということでご質問いただいていると思っておりますけれども、これにつきましては、今年の4月から公営企業会計に移行いたしましたので、それに伴いまして、決算後につきましては、公営企業会計の決算および財務諸表の公表をしていきたいと考えております。

それから各地域ごとの総括原価ということでご質問をいただいておりますけれども、これにつきましては、水道事業としての総括原価、ですから事業会計の総括原価として公表していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

6番目の予算編成についてでありますけれども、先ほどの答弁で、現在、予算編成の時期でございますけれども、地元地域からの要望の多い地域課題早期事業については、継続してやるというようなことですが、現在、総額で1億円なんですよね、支所、合わせて。これを2倍、3倍くらいにさせていただいて、早期にやっていただけるような、そんな手立てを予算計上していただけるかどうか、そんなこと、地域の要望でございます。

地域委員会からの提案につきましては、先ほど正副委員長からの、協議して、市長と決めるというような話がありましたけれども、これらについても、この事業は割と、市の中の事業としても人気のある、また要望の多い事業でございますので、ぜひとも充実した予算計上をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の予算編成にかかる地域課題早期対応事業、また地域振興事業費補助金についての再質問でございますけれども、まず地域課題早期対応事業につきまして1億円ということでやっておりますけれども、現在の金額で十分に効果が出ているものと考えておりますので、金額については現状の金額でいきたいと考えております。

また、地域振興事業費補助金につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、各地域からしっかり事業計画を出してもらう中で、しっかり対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは最後に、係争中の事件について伺います。

先ほど、現在、係争中の事件は5件ということでございますけれども、今、同時に5件が行っているということで、とても、何か、この裁判が多く行われているような感じがしますが、新しい市長になって、新しい市長の時代に起こったわけではないですけども、市長はこうした事件、係争についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再質問にお答えさせていただきます。

裁判の事案が北杜市においても多いのではないかと、そのことに対しての見解ということでございますけれども、裁判が多い少ないというのは、比較については、ちょっと分からないと思いますが、裁判が起きてしまったということに対しては、誠に遺憾だということでございます。やはりそうならないためにも、行政のほうから情報を提供して、市民に理解をしてもらうということが一番大切なのかなと考えておりますし、また、そのやりとりがスムーズにできなかった結果がこのような裁判に結び付いているのかなと考えております。

ですので、やはりこれから市民対応についても、先ほど来、出ています、そういう市民目線での対応、すぐやる課の設置だったり、またコンシェルジュの設置によって、そういう対応ができるようにして、行政の情報を市民に的確にタイムリーに流していく、そうすることによって、市民に対する行政の説明責任を果たしていくということが、やはり一番大切なのかなと考えておりますので、まずはもって、行政と市民との信頼関係を築くということで、このような裁判の事案を減らしていきたい、裁判にならないように努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

2項目について、質問させていただきます。

まず1点目に、小中学校統合問題について、それと係争中の事件について、この2項目について質問させていただきます。

小中学校統合問題については、新しく市長が代わったということで、特に白州、武川については、非常にこの問題について敏感になっております。

そこで、市長にぜひ伺いたいのは、数年前から小中一貫教育ということが文科省でも認められました。私も何回もこの議会の席上、ぜひということも考えてくれということの中で、審議会でもこれが議論に入ったという中で、市長の、できれば小中一貫教育についてのお考えをぜひ伺いたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

ともにあゆむ会の、原堅志議員の関連質問にお答えさせていただきます。

繰り返しの答弁になりますけれども、現在、審議会において慎重に審議がされているということでございまして、そこで今、議員が言われた小中一貫教育、それが出てくれば、それも検討にのるのかなと思っておりますので、そういうところを見ながら、それも案の1つとしてしっかりと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

ありがとうございます。時間等ございませんので、係争中の事件について、1点だけ伺いいたします。

確認ですけれども、道の駅はくしゅうの、先ほど12月11日に結審して、1月9日に決まるということで、ここを確認ですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

ともにあゆむ会の代表質問、原堅志議員の関連質問にお答えさせていただきます。

道の駅の関係につきましては、今月の11日に第2回の口頭弁論をもって結審をしました。判決言い渡しについては、来月、年が明けて1月29日の予定となっています。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

ありがとうございます。そこで、今のお話ですと1月29日に結審するというご答弁だったんですけれども、そこで、この事案については特に白州の道の駅の問題で、ここ約1年半以上、いろいろと問題がございまして、できれば結審後は速やかに、現指定管理者および生産者と話し合いの場を速やかに持っていただくような、そういうことをお願いしたいんですけれども、それについてご答弁をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

原堅志議員の、ともにあゆむ会の関連質問にお答えいたします。

結審のあとの、管理者と地元の農業者との関係ということでありますけれども、市は結審の、裁判の状況、判決を待っている状況でありますけれども、そののちには、指定管理者、また地元との合意形成によって、その上で円滑な施設運営ができるというふうに考えておりますので、合意形成に向けて、なお一層の努力をするよう努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月23日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時17分

令和 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 3 日

令和2年第4回北杜市議会定例会（3日目）

令和2年12月23日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

4番	小林 勉君
3番	中山喜夫君
1番	高見澤伸光君
20番	秋山俊和君
7番	秋山真一君
8番	進藤正文君
16番	清水 進君
15番	原 堅志君
6番	大芝正和君
18番	保坂多枝子君
5番	神田正人君
9番	清水敏行君
17番	野中真理子君

2. 出席議員（20人）

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（45人）

市長	上村英司	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長	山内一寿	企画部長	清水博樹
健康市民部長	浅川辰江	福祉部長	伴野法子
森林環境部長	宮川勇人	産業観光部長	中田治仁
建設部長	仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長	中山晃彦	上下水道局長	大輪弘
会計管理者	板山教次	監査委員事務局長	坂本孝典
農業委員会事務局長	土屋智	明野総合支所長	浅川和也
須玉総合支所長	堀込美友	高根総合支所長	植松宏夫
長坂総合支所長	興水伸二	大泉総合支所長	八巻弥生
小淵沢総合支所長	小泉雅人	白州総合支所長	中山和彦
武川総合支所長	清水能行	政策推進課長	浅川豪
総務課長	加藤郷志	財政課長	加藤寿
秘書広報課長	小澤永和	人事課長	小澤哲彦
消防防災課長	坂本賢吾	企画課長	大芝一
管財課長	末木陽一	市民課長	平井ひろ江
介護支援課長	白倉充久	健康増進課長	浅川知海
福祉課長	山田健二	子育て応援課長	中澤徹也
環境課長	花輪孝	観光課長	小林晋
まちづくり推進課長	中山由郷	教育総務課長	堀内典子
生涯学習課長	渡辺美津穂	学校給食課長	三井喜巳
上下水道総務課長	河手貴	上下水道施設課長	斎藤乙巳士
上下水道維持課長	内藤肇		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	津金胤寛
〃	進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、13人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に星見里の声、41分。次に北杜クラブ、21分。公明党、9分。日本共産党、9分。ともにあゆむ会、7分。無会派 大芝正和君、15分。無会派 保坂多枝子君、15分。無会派 神田正人君、15分。無会派 清水敏行君、15分。無会派 野中真理子君、15分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許可します。

最初に星見里の声、4番議員、小林勉君。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

長らく観光に携わってきた新人議員として、北杜市における観光課題について質問させていただきます。

新型コロナウイルスの猛威はいまだ出口が見えない状況にあり、世界の感染者数は8千万人を超す勢いとなり、それによる死者の数も160万人を超えました。

こんな時期に観光施策について問うのは、いささか説得力がなく響きますが、やまない雨はなく、また明けない夜はありません。来たるべきその時のために、現在の観光施策の棚卸と未来への準備のために問題提起をさせていただきます。

足元では北杜の観光業者にとっての頼みの綱であったGoToトラベルも年末年始は全国一斉停止となり、大きな痛手となっております。国のこの大きな方向転換が感染収束に至ってくれることを祈るばかりです。

先が見えない状況ではありますが、下を向いてばかりいるわけにはいきません。こんなときだからこそ、未来を見据えた新しい戦略を練る必要があります。そこであえて、北杜市の今後の観光施策についてお聞きします。

コロナの影響を経て、国内の観光需要も変化しつつあります。リモートワークやワーケーションなど、働き方の変化に伴い、観光の在り方も変化しつつあります。

長野県白馬村や軽井沢では、早くも地元自治体が支援しながら拠点整備が始まっているようです。

もともと北杜市を含む八ヶ岳南麓エリアは、全国の観光地と比べると、異常なほどリピーター率の高いエリアです。2019年度の八ヶ岳観光圏来訪者満足度調査によれば、この地を訪れる人の中で2回以上の来訪者が全体の79%にのぼります。中でも10回以上の来訪者率は31.3%と実に3人に1人は10回以上のヘビーリピーターとなります。この数字が意味することは、物見遊山の日帰り観光中心から出会いや体験を求める長期滞在型、半移住型観光へと、ここを訪れる人々の意識にも変化が生じているということです。

これらの流れを見据えて、まず1つ目の質問です。

北杜市のAfterコロナを見据えた国内観光客誘致のための施策を教えてください。

そして次にインバウンド観光客の誘致に対してお聞きします。

これまでも、ここ北杜市はインバウンド観光客の誘致がうまくいっていたとは言えません。2019年度の山梨県の観光入れ込み客統計調査によれば、富士河口湖エリアのインバウンド宿泊者数が132万1千人に対して、峡北エリアは2万8千人と大きな差があります。

八ヶ岳エリアは富士山を目指した団体バスの通過点であったり、台湾や香港など一部地域からの個人客に留まり、誘客数の横ばいが続いています。

コロナの状況下において、インバウンド需要の消滅のダメージは皮肉なことに大きくありますが、ダメージの大きかった地域は大変な危機感の中で次の施策を練っています。

コロナの出口はまったく見通せませんが、Afterコロナのためにこれまでのインバウンド観光客の誘致施策の棚卸と今後のビジョンづくりが必要かと思います。

長期滞在型の観光地を目指す中で、2つ目の質問はAfterコロナのインバウンドFIT（個人旅行）を誘致するための施策についてお聞きします。

そして3つ目の質問は、平成22年から北杜市と長野県富士見町、原村との連携で始まった八ヶ岳観光圏のこれまでの活動経緯と、今後の連携や取り組みについてお聞きします。

平成27年には同じ枠組みで定住自立圏として、総務省から認定され、平成29年には日本版DMOにも認定されるなど、国とも太いパイプがありながら、北杜市民への認知が低いような気がします。

本州の中心に位置する八ヶ岳エリアの将来を考える上でも、八ヶ岳観光圏の位置づけは大きいかと思います。

そこで、八ヶ岳観光圏の活動の内容と今後の連携体制について教えてください。

そして最後に市長の所信表明演説の中でお聞きした、清里地域観光再活性化委員会についてお聞きします。

私もNPO法人清里観光振興会の会長として、清里の再生には様々取り組んでまいりました。駅前でマルシェやコンサートを開催したり、様々なアウトドアイベントを支援したりしてきました。

しかし、清里バブルが終結して30年余りが過ぎても、いまだに人々の心には負のイメージが残り続けています。

市長の所信表明演説の中で、大きく取り上げられた清里地域観光再活性化委員会による清里のルネサンス、そして再生への誓いは清里の住民のみならず、北杜市の観光従事者にとって、非常に大きな励みとなります。

そこで市長にお聞きします。

「清里地域観光再活性化委員会」の具体的な運営体制（誰が主体になり、どんな組織で）委員会を立ち上げるのか。

そして、その委員会が目指す「清里地域観光の再活性化」とはどんな姿なのか。

そして、そのアクションプラン（いつまでにどのようにするか）をお示してください。

そして、最後にその予算規模が決まっていれば教えてください。

以上が私のほうから質問です。ぜひよろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

4番、小林勉議員の北杜市の観光施策における、清里地域観光再活性化委員会についてのご質問にお答えいたします。

清里地域の再生には、土地利用の在り方も含めた、長期的・総合的な戦略が必要であると考えております。

この計画に向けて、新たに設立する委員会は、市が主体となり運営する計画で、多くの観光事業者や農業事業者、清里地域ですでに活動を始められている若いメンバーの方々、再開発・都市計画の専門家、国・県など、多方面からあらゆるアイデアやお知恵をいただく中で、ビジョンやアクションプランづくりなどを進めてまいりたいと考えております。

再活性化に向け目指す姿としては、長期滞在ができるような、自然豊かな環境、きれいな街並みをイメージし、清里駅前から様々なエリアを散策できるような、まちづくりビジョンを描いているところであります。

清里地域の再開発は、規模も大きく、多岐にわたるため、国・県などの補助も検討する中で、長期的な事業展開を想定しております。

活性化委員会において、事業規模についても検討をいただいてまいりますが、来年度から取り組みが始められるよう準備を進め、着手をしてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

4番、小林勉議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の観光施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国内観光客誘致についてであります。

市では、感染症に強いまちづくりを目指し、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」への加入促進に取り組み、今月11日時点で251施設が認証されるなど、安全・安心な受け入れ体制を推進してまいりました。

コロナ禍では、旅行に対する価値観が変化し、感染の心配が少ない観光地、マイクロツーリズムやアウトドアなど、本市が秘めている豊かな自然を感じられる観光が主流となることから、市内のおいしい食やお酒などの地域資源を活用した、長期滞在型、体験型観光の振興を図って

まいります。

さらに、「新型コロナウイルス感染症」拡大により、人々の生活や仕事、旅行の場の概念が変わり、働く場を見直す動きが活発化していることから、観光面にとどまらず、二地域居住やワーケーションなど、新たな働き方に対応した施策についても検討してまいります。

次に、インバウンドの誘致についてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の世界的な収束の見通しが立たない中、インバウンドの回復時期は、不透明な状況であり、今は、海外よりもまずは国内にしっかりと目を向けた取り組みが重要であります。

アフターコロナにおけるインバウンドについては、国・県の動向を注視しながら、対応してまいります。

次に、八ヶ岳観光圏についてであります。

「八ヶ岳観光圏」は、平成22年4月に北杜市、長野県富士見町、原村の3市町村で形成され、「一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント」が、「観光地域づくりプラットフォーム」として、これまで地域が一体となり、観光ブランドの醸成に取り組んできたところであります。

主な活動内容としては、多くの事業者が参画し、官民連携の下、八ヶ岳ブランドによるコンテンツの強化、モニターツアーや周遊ルートの造成、食・アウトドアをテーマにしたインバウンド誘致事業、八ヶ岳魅力発信誘客プロモーション、2次交通整備など、「八ヶ岳観光圏」が目指すコンセプトに基づき、世界に発信できる観光地として戦略的に取り組んでいるところであります。

一方、「八ヶ岳ツーリズムマネジメント」は、平成29年に地域連携DMOに認定され、「観光地経営」の視点に立った観光地域マーケティング・マネジメント組織として、ブランド力を高める仕組み、プロモーション等を行っているところであり、今後も各事業の推進を通じて、多様な組織との連携体制を確立していく計画であります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

小林勉君の再質問を許します。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

最初の国内観光誘客のための施策づくりについて、再質問させていただきます。

地域資源を活用した長期滞在型の体験型観光の促進のための具体的な動きがあれば、聞かせてください。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

小林勉議員の再質問にお答えいたします。

長期滞在等の具体的な動きということでありまして。

具体的な動きとしましては、現在、コロナ禍ということもありまして、新たな旅、生活様式を取り入れた安全で安心、また集客力の高い、国の事業になりますけれども、誘客、多角化の

ための魅力的な滞在コンテンツ造成という実証事業等に取り組んでおります。

事業の中では、電動の自転車、またホロ付きの三輪バイクを活用したガイドツアーなどのプログラム、また水の山のフットパスガイドのプログラム、縄文文化を中心としたガイドツアーの造成など、新たな市場開拓に向けた事業の実証をスタートしているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

小林勉君の再々質問を許します。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

今の国内観光客誘致の施策についての具体策、その他についてですが、ワーケーションの拠点づくりのための具体的な動きなどがありましたら、教えていただければと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

4番、小林勉議員の再々質問にお答えいたします。

ワーケーションにつきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、新たな生活様式という中で需要が高まっているものでありますが、現在、それに向けては検討はされているということでもあります。また、民間事業者のほうにおいても、独自に、そんな動きも出ているというふうに承知をしております。

今後、またそれらについても八ヶ岳観光圏、また北杜市内の観光事業者と連携しながら対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、小林勉君の一般質問は終わりとします。

次に星見里の声、3番議員、中山喜夫君。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

このたび、星見里（ホシミサト）の声と書いて星見里（ホクト）の声、私たち、この一員として地域の皆さまの熱き意見、そして声を届けていくべく、真摯に私たちはこの一般質問におきましては、皆さまの地域のジャンル、そして業種、そして分野に問わない質問をしていきたいと考えております。

私の本日させていただきます質問は2つございます。大項目の1つ目は、まずは今、私が住んでおります地域の問題として挙げられております、任期がちょうど2年で切れます消防団の今後の在り方についての問題が1つ目。そして大項目の2つ目の質問につきましては、私の住む武川、白州の川筋地域のこれからの河川の衛生管理についての問題について、お話をさせていただきます。

初めての壇上で不慣れな点もありますが、皆さまどうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず、大項目の1つ目の質問をさせていただきます。

私の住む旧武川村、白州地域は川と山に囲まれた大自然の豊かな地形上、その恩恵を受けながらも反面、歴史的にも様々な自然災害に数多く見舞われてきました。

例えば昭和34年8月の台風7号、そして同年9月の台風15号、通称、伊勢湾台風の洪水による大水害、近年でも平成26年の大雪や昨年10月の台風19号の被害、さらに歴史を紐解くと、この地域は天保5年から安政4年までのわずか20年ほどの間に火災による焼失事件は計133件もありました。

当時の三吹村、現武川町がいかに水難や火災に苦しめられてきたかが古文書の武藤守吉家所蔵文書にも記されております。

私は消防団には属していませんが、地域の身近な消防団の活動は住民にとっても、生活生命線、ライフラインを守ると同時に、地域おこし活動や活力溢れる地域未来づくりを担っている、非常に重要な組織であると認識しております。

令和2年第1回3月定例会でもあがった経緯のある現在の消防団についてですが、北杜市の各地域での消防団員の高齢化、今後の団員数の維持、確保の困難についての問題に加え、前述のとおり歴史上、過去から今まで起きている緊急災害時の消防団のタイムリーな出動、そしてその機能性、特に平日の日中などについての様々な災害の危険性と不安を地域の方々は、生活と隣り合わせで抱えております。

一方、自警団としての、近隣の有事の際には必要不可欠と言える消防団の班活動の意義、「近隣地域は自分たちが護る」という意識が若者世代になるにつれて、徐々に希薄化してきているとの声も聞いております。

また、有事の際に緊急出動できる若い団員数の確保の難しさ、現団員大多数の今後の高齢化による定員、そしてその定員の縮小、通例、団長など役職退職後の引退時期の際に代替りの新しい団員を定員数確保のために探す難しさから、なかなか引退できず、また部員に戻り在籍しなければならない退団時期の引き伸ばしという実態。高齢化、規模縮小により年々加速すると予想される個々の団員への地域活動への肉体的、時間的出動負担の増加。そして中間労働者にとって緊急有事の際の出動に対するボランティアとしての限界、出動内容と時間に見合った出動手当の妥当性などが今後、改善していかなければならない課題として考えられます。

年々深刻化し、地域の消防団が抱えていくことが明白ともいえる上記の問題を踏まえまして、以下の4点につきまして、市長のお考えを伺いたいと思います。

まず1つ目は、火災に限らず、自然災害による近隣地域有事の際にタイムリーに出動できる、地区住民の身近な頼みの綱である消防団の班組織の機能性強化について。

2つ目は、高齢化による今後の団員数減少に伴う団員の負担増について。

3つ目は、自然災害を含め緊急有事の際に「逃げ遅れゼロ」「住民の生命第一」に、地元近隣地域に在中する団員に召集、救援、協力、その要請ができる体制づくりについて。

4つ目は、緊急有事の際、ボランティアとしての限界から団員の出労報酬などの在り方についてです。

ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

引き続き、次の質問である大項目2つ目の内容について、お伺いいたします。

北杜市川沿い地域である武川、白州地区は清流河川の恩恵を受け、歴史的にも発展をしてきました。県の管理となってしまう一級河川につきましては、市としての対応が難しいことは重々

承知の上ですが、川沿い広範囲の地域において、観光や自然の景観保全のためにも次世代に残す、地域の財産である河川、そのごみ、そして衛生管理を努めることは、川沿い地域に住む住民として当然であると私は考えております。

また、近年のアウトドア志向の高まりに伴い、武川町の大武川河川地域では「涼み・自然景観」を求めて、6月から10月の週末、そして夏休み期間中、シルバーウィークには地元のキャンプ場はもちろん、大武川河川敷での川遊びやバーベキューを楽しむ県内外の観光客が近年見ないほど増加してきております。

そしてコロナ禍における新たな生活様式が求められる中で、密を避けたアウトドア需要はまだまだ今後も続くと思われております。

そこで以下の3点につきまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、現在、河川敷にはトイレやごみ収集場もないため、今後の武川白州地域の自然財産でもある河川の衛生・景観の管理維持について、市としての対応可能な範囲での河川沿い、地域周辺のこの問題についてのお考えを伺いたいです。

2つ目は、次期シーズンを見据え、河川敷来訪者の道德心に委ねない、河川近隣の地域全体のゴミ処理のガイドライン制定について。

3つ目は、県内外からの観光来訪者をチャンスと捉え、武川白州地区への来訪者に心に残るよい印象を与え、地域利益と観光促進につなげるための施策について。

ご答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

3番、中山喜夫議員のアウトドア需要の高まりによる河川敷の衛生管理における、ガイドラインの制定についてのご質問にお答えいたします。

本市の豊かな自然環境を守るためには、市民だけでなく来訪者等への啓発活動を積極的に推進する必要があると考えます。

近年の自然派志向の高まりから、ごみの適正処理のガイドラインである「一般廃棄物処理基本計画」の来年度の見直しに先行して、「北杜市環境基本条例」に行政、市民、事業者の責務に加え、市への来訪者にもごみの適正処理をしていただく責務等の明文化を進めてまいります。

こうした見直しにより、SDGsの目標達成や3つの名水百選、2つのユネスコエコパークに代表される、本市のかけがえのない自然環境を守り後世に伝えてまいります。

次に、地域利益と観光促進につなげる施策についてであります。

本地域は、ユネスコからエコパークとして認められ、「南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会」や「北杜市観光協会」を中心に、豊かな自然環境を活用した地域づくりを推進してまいりました。

南アルプスの豊かな水は、おいしいお米やお酒などを育み、さらにこの地域の魅力を高めております。

近年アウトドア志向の高まりから、登山やキャンプなどの利用者也増加しており、今後も来訪者が増えることが予想されるところでありますので、食とアウトドアを中心とした滞在型観光地を目指して、経済の循環が図れるよう取り組みを進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

3番、中山喜夫議員のご質問にお答えいたします。

消防団の組織運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消防団の機能性強化についてであります。

現在の「北杜市消防団」は、団本部の傘下に8分団65部340班の組織体系となっており、有事の際においては、組織の連携による指揮命令系統を維持しながら、消防活動を実施しているところであります。

しかしながら、様々な要因から生産年齢人口は減少し、消防団員の人数も減少の一途をたどっておりますので、消防団の効率的かつ円滑な組織運営と活性化を検討する「消防団活性化検討委員会」において、消防団組織の再編など、現在、検討を進めているところであります。

次に、団員の負担増についてであります。

市消防団においては、40歳以上の団員が占める割合は概ね56％であり、これは、県内各自治体と比べましても、特別に高い割合ではありませんが、団員の減少により団歴が長い団員も少なからずおりますので、地元の理解を得ながら、機能別団員制度の導入も視野に入れて、組織の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、協力要請ができる体制についてであります。

有事の際は「北杜市消防団の組織等に関する規則」また「北杜市消防団・団員マニュアル」に基づき、出動・応援体制を組むとともに、韮崎市や甲斐市、長野県富士見町、南牧村との出動に関する応援協定などにより、災害状況に応じた出動救援を行うこととなっております。

次に、出労報酬などの在り方についてであります。

消防団員の年間報酬や出動手当については、「北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」で定めているところでありますが、郷土愛護の精神と崇高な誇りを持った消防団員がいきいきと活動ができるよう、消防団組織の再編に応じた検討を考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

3番、中山喜夫議員のアウトドア需要の高まりによる河川敷の衛生管理における、衛生、景観管理維持についてのご質問にお答えいたします。

河川敷等の衛生・清掃・管理維持は、行政区や地区ボランティアの方々のご協力をいただく中で、清掃活動等を実施していただいております。市においても不法投棄の未然防止策として不法投棄防止の監視パトロールの実施、ごみの持ち帰りを呼び掛ける啓発看板や不法投棄防止看板の設置を行っております。

また、山梨県、警察および中北管内市町で構成される「中北地域廃棄物対策連絡協議会」において、河川敷を不法投棄重点箇所として監視体制の強化をお願いしているところであります。

引き続き、季節に応じた柔軟な監視体制の構築やキャンプ場利用者が川遊びをする傾向もあることから、キャンプ場経営者に来場者のごみの持ち帰りを呼びかけていただけるよう要請してまいります。

なお、トイレ等の利用につきましては、最寄りの道の駅等の公共施設を案内しております。
以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

中山喜夫君の再質問を許します。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

それでは大項目1、2のそれぞれにつきましては再質問をさせていただきます。

まず、大項目の1つ目、消防団についていただいた各答弁に全体的な再質問を1つ、させていただきます。

市内全体の団員定数は現在1,884人に対し、定員に届かず200名以上少ない1,653人と聞いております。団員の高齢化とともに今後も規模は縮小していくことが十分予想されます。

個々の団員の負担が増える中、災害時の団員の緊急時の出動について、時には危険を冒してまで、近隣地域の方々の安全確保と救援活動に当たる郷土愛とボランティア精神、それは心から感謝と敬意を申し上げたいと思います。

安心・安全な市民の皆さんの生活の生命線、ライフラインを守り、地域一体化と活性を担う組織、それが身近な地域の消防団だと感じております。

北杜市では平成16年に施行された規則第169号、北杜市消防団の組織等に関する規則の第13条に記載の出動手当について、水火災、警戒、または訓練等の場合、1回の出動につき500円。水難、山岳救助、またその救助活動の場合、1回の出動につき1千円と出労時間がたとえ何時間であれ、出動依頼の回数による一律の金額にて出動手当を定めております。

例えば同じ峡北地区の隣の韮崎市は、1日につきの日当として、役職別に最低でも現在の北杜市の1.7倍以上の出動手当を支給しております。

そこで、消防団の方々の愛郷心とボランティア精神、出労時間と労力に見合った出動手当のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

3番、中山喜夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

出動手当については、議員ご承知のとおり、規則等で定めた額を現在、支給しているところではございます。そういう中で、国におきましても、団員が全国的に減少しているということに対しまして、先般、消防団員の処遇を改善するなど、団員確保に向けた取り組みを進める大臣書簡というのを発出して、本市にも届いております。その中におきましても、各自治体で団員の処遇が異なっており、適切な処遇の在り方を議論する有識者による検討会を立ち上げる方

針ということも、その書簡の中で示されてきております。

やはり、本市におきましても多発する災害に対しての消防団員の役割というのは、大変大きくなくなっているというふうに考えているところでありますので、やはり報酬や出動手当の処遇についても、何らかの形で見直しをしていきたいと考えておりますし、また、このような国の動向も注視しながら、そして消防団活性化検討委員会を立ち上げておりますので、そちらのほうで、十分議論していただく中で、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

丁寧なご答弁、ありがとうございました。

次に質問の大項目、2つ目の河川敷の衛生管理につきましていただいた答弁に対して、それぞれ再質問させていただきます。

まず1つ目の再質問をさせていただきます。

現在、武川地区では地元のボランティアの方々地域が自然財産である河川の衛生管理と景観維持のため、中には小学生の親子で毎月定例的に河川敷の清掃活動に取り組んでいる方もいらっしゃいます。各自持参のごみ袋にて河川のごみを拾い、各家庭に持ち帰り処分をしております。

しかし、家庭ごみとして出せないサイズの廃棄物や不法投棄物、自分の名前を書いた家庭ごみ袋では、衛生上、地域の収集所に出せない代物などある状況で、ボランティアの方々は処分に大変困っております。ごみの処分について、今後、どうすればよいか伺いたいです。

2つ目の再質問をさせていただきます。

河川敷や、その周辺にごみの不法投棄が目立ちます。河川敷や周辺のキャンプ場など、観光施設を利用した来訪客の方々が持ち帰りを指示されたごみを、帰りの帰路の途中で捨てていくことも珍しくありません。河川衛生管理と景観保全のため、河川の流域沿いにある近隣の観光施設にて出てくる燃えるごみ、燃えないごみ、生ごみも含む処理についてガイドラインの制定が必要であると考えております。お考えをお伺いしたいです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川森林環境部長。

○森林環境部長（宮川勇人君）

3番、中山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

2点、ご質問をいただきました。

はじめに、ごみの処分、ボランティアの方々が収集していただいたごみの処分でございますが、まず多くの地域、武川地域に限らず、市内多くの地域で環境美化活動に精力的に取り組んでいただいております、大変ありがたく思っております。

その中で、ボランティア活動等によって収集されました廃棄物につきましては、市で廃棄物の分別マニュアルというものを用意しておりますので、それに従って分別をしていただきまして、原則は地区のごみステーションに排出をお願いをしているというところでございます。

しかしながら、先ほどご指摘いただきました地区の収集所に出せないと言いますか、出しにくいような収集物もあろうかと思しますので、その際は大きなものも含めまして最寄りの総合支所、または市の環境課にご相談をしていただいた上で対応をしてまいりたいと考えております。

また、非常に大きなもの、また数がたくさんあるものもあろうかと思しますので、そういったものにつきましては、無理をせずに市、県、また警察に相談をいただければと思っております。

次に、ガイドラインの制定ということでございますが、こちらにつきましては、ごみの適正処理のガイドラインという位置づけであります、北杜市の一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、生ごみを含む可燃ごみや不燃ごみの適正処理等につきまして定めており、積極的に推進しております。

この基本計画は処理対象のごみの種類、対象の区域、ごみの処理の流れなどを詳細に記載がしてございます。先ほども市長から答弁をさせていただきましたが、この計画を来年度において見直しをすることとしております。その際に、行政、市民、事業者の現在の責務に加えまして、市に訪れていただく方々にもごみの排出抑制や持ち帰りなどの適正処理をしていただく責務を記載し、また併せてその周知もしていきたいと考えております。

この計画が市のガイドラインということになりますので、これらの見直しにより持続可能な社会の実現を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

ご丁寧な答弁、感謝申し上げます。今後のご対応と検討のほど、よろしくどうぞお願い申し上げます。

星見里の声は、郷土愛を育て育み、次世代につむぎ託していく思い、それをもってこれからも皆さまの声をつむいで、そして届けていきたいと考えております。

いにしえから脈々と受け継がれてきました地域の意志、それが郷土の未来をつくる原動力になると私たちは考えております。これからも業種、分野、そしてジャンルの垣根を越えて、これからも星見里の声の一員として、私たちは地域の声を大にして届けていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、中山喜夫君の一般質問を終わります。

次に星見里の声、1番議員、高見澤伸光君。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

私からは3つの大項目につきまして、質問させていただきます。

1つ目は、市役所内の新型コロナウイルス感染予防対策についてです。

現在、新型コロナウイルス感染の第3波が起きている中、市役所内には多くの市民の皆さまが出入りしており、多くの職員の方々が勤めております。そのため、これまで以上に感染予防対策と、そして安心して市民の皆さまが市役所にお越しいただけるように、現在、市役所内で行っている感染予防対策を市民の皆さまに周知、徹底することはとても大切なことであると考えます。そこで質問いたします。

現在行っている北杜市役所内の新型コロナウイルス感染予防対策についてお聞かせください。

2つ目は、交通弱者を出さないための市民バスの在り方についてです。

市のホームページを見ると現在の市民バスとデマンドバスについての説明が書かれており、その下に幹線と支線の時刻表のPDFがリンクされ、その下にデマンドバスのインターネット予約の流れが書かれたPDFがリンクされておりますが、肝心のインターネット予約のリンク先はページ内にはなく、PDF内に記載をされ、登録者は直接、市のバスのページから予約ページに行くことはできません。

また、北杜市の広い広さを考えると、もっと綿密な運行が必要であり、交通の利便性の向上は広い北杜市で生活するにあたって、特に重要であると考えます。

そこで質問をいたします。

現在の市民バスとデマンドバスの利用状況と市民から市役所に寄せられている声、市民の満足度調査の結果が分かれば教えてください。

そして、市民バスとデマンドバスの運行方法を今後、見直す考えがあるかどうかをお聞かせください。

最後に3つ目の、市の太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例についての質問です。

上村市長の所信表明の市政方針の中で、太陽光発電条例の見直しの検討をするとなりました。今年の11月20日、市議会議員と報道関係者立ち会いのもと、市の建設部に大学の防災専門教授による、傾斜地への太陽光発電等の設置にかかわる「土砂災害リスク評価書」が手渡され、メディアでも報道されました。この評価書は、「八ヶ岳南麓の斜面で森林伐採を伴う太陽光発電などの開発は、森林の保水力を喪失させ、豪雨や台風発生時に土石流災害の引き金になりかねないため行うべきではない」「事業用地から2キロ以上南まで被災する可能性がある」と人命に関わる土砂災害の危険性が示されております。また、北杜市は観光産業が大きな基幹産業であり、景観は大切な財産です。

上村市長の12月定例議会の所信の中に、カーボンオフセットを推進していくという考えが示されておりました。現在、世界的にCO2削減の動きが出ており、CO2の吸収源である森林の保護は、自然豊かな北杜市の環境とマッチしており、効果を期待できると考えます。

この自然を守る活動は、森林伐採による土砂災害の人命リスクの回避と北杜市の大きな財産である「景観」を守ること、CO2削減に大きく貢献できるなど、多方面の角度から、とても素晴らしい案であります。

森林伐採を行う太陽光設置の危険性は「土砂災害リスク評価書」に示されたとおりで、市は市民の安全・安心を守る責務があることから、八ヶ岳南麓等の土砂災害リスクのあるエリアについては、市長権限を定めた市の太陽光条例「第7条」を適用し、市長が事業用地を「特定区域」に指定することで、人命と自然を守ることができます。

また、上村市長の選挙公約の文面の中に「北杜市の貴重な財産 森、里山、湧水を守る メガソーラー建設問題への対応強化 景観・森林保護、ゾーニングから最終撤去まで網羅した規制条例」と記載されていました。条例の見直しをして改正されるまで時間がかかることを踏まえて質問をいたします。

今までで、市長権限に基づく市の太陽光条例「第7条」を適用した事例と「特定区域」に指定された区域はありますか。

また、土砂災害リスクのある場所の太陽光設置について太陽光条例「第7条」を適用する考えがあるか否か、理由とともにお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

1 番、高見澤伸光議員の市役所内の新型コロナウイルス感染予防対策における、感染予防対策の現状についてのご質問にお答えいたします。

市役所内については、「北杜市新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」に基づき、対策を講じております。

具体的には、職員一人ひとりがマスクの着用をはじめ、施設入口および各窓口への消毒液の設置や、本館入口での「体温測定カメラ」による来庁者の体温のセルフチェックを促しております。

また、施設内の清掃、消毒の徹底、定期的な換気の実施や、各窓口への「飛沫感染防止ボード」、「オゾン空気清浄機」の設置など、市民の皆さまが安心して来庁できるよう、環境整備に努めているところでございます。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

1 番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

交通弱者を出さないための市民バスの在り方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用状況と市民の声等についてであります。

市民バスの利用状況は、幹線と支線を合わせ直近の本年11月では、6,269人の利用人数であり、このうち、デマンドバスについては、676人が利用しております。

また、市民の声を聴く、アンケート調査等は、「新型コロナウイルス感染症」の影響により、実施できておりませんが、デマンドバスについては、予約方法や運行時間に対するご意見をいただいております。

次に、今後の運行方法についてであります。

運行方法については、本年4月に再編を行い、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けたことから、運行について正確に検証ができていない状況であります。

このため、現時点、運行方法の大きな見直しを行うことは考えておりませんが、「地域公共交通運営委員会」を中心にご意見を収集し、改善すべきところは改善を図ってまいります。

また、今後は、アンケート調査等を実施し、それに伴う評価を行い、次の見直しの必要性、方向性を見定めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

1 番、高見澤伸光議員のご質問にお答えいたします。

市の太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第7条を適用した区域についてであります。

特定区域の指定は、規則で定めるところとしており、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則」において、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」など13の区域を指定しております。

現時点で、「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」第7条第1項4号のその他市長が指定する区域の指定はありません。

次に、第7条を適用する考えについてであります。

特定区域への指定については、太陽光発電設備設置に対する安全性や自然環境への影響を考慮した中で、検討するよう市長から指示を受けております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

高見澤伸光君の再質問を許します。

高見澤伸光君。

○1 番議員（高見澤伸光君）

各項目についてお答えいただきまして、ありがとうございました。

各3つの大項目について、再質問をいたします。

まず1つ目、市役所内の感染予防対策についてですが、市役所内で行っている対策の周知は、市役所を出入りする市民の皆さまの安心感につながりますので、ぜひ積極的な発信や周知をお願いしたいのと、あとご年配の方々や小さなお子さまなど、多くの市民の皆さまが出入りをされている公共施設や保育園などに、こういった対策などの対応を広げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

また、クルーズ船のときなどは、お手洗いの場所などで靴の裏からウイルスを運ぶというようなこともあったそうです。そういったところから医療現場やイベント会場などでは、靴の裏を除菌するマットが敷かれたりしています。そういった観点からも感染の予防対策をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

1 番、高見澤伸光議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本市におきましては、これまでも市民生活、また来訪者がよく集まる施設から施設整備ということで感染予防に努めてきたところであります。

市役所につきましても、来訪される市民の方、また職員の感染予防という面からいろいろ取り組んできているわけではありますが、議員おっしゃるとおり、市役所の感染対策の情報については周知が不足している部分もありますので、今後しっかりと取り組みを進めてまいります。

また高齢者、また保育園等の公共施設というところの感染予防につきましては、水道の自動水栓化であるとか、トイレの関係の改修であるとかというところ、これまでもしっかりと対策は取ってきております。ですので、その施設につきましては、今後の状況を見ながらしっかりと対応してまいります。

また、イベント会場等の感染予防というところではありますが、やはりコロナも発生してから、もう数カ月経っていて、いろいろな機器等についても開発も進んでいるところもありますので、今後についてはそういうところに情報収集を図りながら、適切な感染予防に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1 番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。ぜひ前向きなご検討、また都度、その時々に応じた対応をお願いいたします。

続いて、大項目 2 つ目、市民バスのあり方について再質問いたします。

バスの利用者数ですが、今年は、改定後に関しては 6, 269 名とのことなんですけども、改定前は、同じ 11 月のときは利用者数 6, 996 名、さほど利用者数に関しては変わりはありません。私が考えるに、生活する上でどんなに新型コロナウイルスの感染のリスクがあっても、また不便であっても生活する上では利用しないとならないというのが、たぶん現状なのではないかなと、そしてそれを表している数字なのではないかなと考えます。また、利便性が上がったのであれば、数字が増えて当たり前ではないかと、そういうふうにも考えます。

市民の皆さまからは、自宅からバス停までの移動距離が大変であるというご意見もいただいたこともあります。車が運転できない状況については、突然、病気とか事故や、また誰しもが明日訪れる可能性があると思います。年齢を問わず、いつでも誰でも免許証を返納しても大丈夫な北杜市を目指してほしいと考えますけども、いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

1 番、高見澤伸光議員の公共交通に关します再質問にお答えいたします。

免許等を返納して、そのあと公共交通がないと、なかなか有事の際とか対応が難しいという

ことでございます。

市では非常に広大なエリアにおいて、それらの全対象者を網羅する市民バスの運行というものに関しましては、大変難しいものがあると考えております。このため、今後、各エリアの地域公共交通の運営委員会におきまして、ご意見、また今後実施するアンケート調査の結果を参考にさせていただく中で、これについては本当に市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら考えていかなければならないと考えておりますので、その中でより利用しやすい運行体制などを目指して考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1 番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。ぜひ、都度、少しずつでもいいので、運行方法に関して、また検証、検討、調査などを行っていただいて、良い方向に変わっていくようにお願いいたします。

そして最後に3つ目の大項目、太陽光条例に関することなんですけれども、太陽光条例第7条を使うか、使わないかについて、使うか否かについての再質問をいたします。

7条を使うか、使わないかなんですけれども、おそらく自分たち、住民の人たちが聞きたいと思っていることは、自分たちの住んでいる場所が土砂災害のリスクになる可能性があつて、命の危険性があると。だから、市長がそれを使うか、使わないかを知りたいと思っていると思うんです。なので、7条を使うかどうか、安全と、あと自然に考慮して検討していくとのことなんですけれども、選挙公約実現に向けて第7条を適用していくというのを前提とした検討と受け取ってもよろしいのでしょうか。住民の方々、それを知りたいと思います。

そして、またどういう条件がそろそろ第7条を使うことができ、どういう条件だから使えないのかとか、そういったところも教えていただきたいんですけれども、そしてあと第7条には企業と市長との協議と書かれているんですけれども、片方だけの意見だけではなく、条例には書いてはいないんですけれども、住民の皆さまと市長との協議というのも市長の心意気として行っていたきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして最後に土砂災害の人命リスクのあるエリアに対して、第7条を使うことができないと、使うと明言できない理由、第7条を使いますと、人命リスクがあるので使いますと言えない理由、人命よりも大切なものとは何なんのでしょうか、市長の考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

1 番、高見澤伸光議員の再質問にお答えいたします。

まず1 点目であります、7 条の適用をするかというところであります。

どういう条件の下にということだと思いますが、第7条の適用につきましては、特定区域を条例上は設けております。そこを市長が適用するかというところでございますが、市長は公約の中でも森林保全の思いを伝えておるところでございますが、この条例での市の判断による特定区域を指定するための根拠などは、先ほどの答弁の中でも専門家等と意見を交換していく

ということで、今後も調査・研究していきたいということで答弁をさせていただいたところであります。

それから7条の条件、指定する場合の条件というところでございますが、これにつきましては、科学的な知見とか、諸々の要素を含めた中での判断をするというところで考えております。

市長との協議を行ってもらいたいというところでございますが、先ほどの答弁の中でも専門家等の意見を聞きながら、今後事業者側とも適用、そもそもが特定地域の指定については、先ほど申し上げました土砂災害の関係法ほか、13の例をもって協議をするということになっていきますので、それらをもとに今後もそういったリスクがあるというところを事業者側にも理解をしていただくと。特に設置の禁止という財産権の完全な制限はしないものの、太陽光設備の設置にあたりましては、調和のための特別な配慮が求められる区域であるということを事業者側、企業者側にも十分理解していただくというところが、この特定区域を設けているところでございます。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

お答えいただき、ありがとうございます。

先ほど僕、質問で、人命よりも大切なものは何ですかと、市長の考えをお聞かせくださいと言って、部長がお答えいただいたんですけども、僕は部長の考えを聞いているわけではないんですけども。

これは再々質問になってしまうと思うので、再々質問も含めてお聞きいたしますけれども、まず、ちょっと観点を変えて、北杜市の自然というのは大切な財産であり、またカーボンオフセットを推進して自然を守っていくという市長の考え、そして自然や畑、田んぼ、また森林も大切だということを子どものころから知って、教育をして、郷土愛を持っていただく。そういった教育を行うことで、将来、土地を売ってメガソーラーをつくるとか、森林伐採をするとか、また地球規模のCO2の問題であるとか、そういった問題意識がだんだん改革されていくのではないのかなと思うんです。

そしてそういった地域教育の観点から、自然との共存、自分たちの住んでいる故郷は自分たちが守るんだという、そういった教育が大切ではないかと考えるんですけども、教育という分野でもいかがでしょうか。

そして最後に、先ほどの人命に関することなんですけども、僕、全部、太陽光が7条を使っ
てほしいとか、そういうことを言っているのではなくて、人命がかかっているところに関して、どうするんですかということを僕、言っていまして、もしも、土砂災害のリスクがあるというところに太陽光をつくって、そこをつくったあとに土砂災害になって人命に関わるような事故になったとか、災害が起きたというときにどう責任を取るのかとか、そういうことになっていきますし、あとそうすると7条を使う、使わないと、さっきの答弁だと、市長が定めればできますというふうにも、僕、捉えられたんですけども、特定区域にしています、その根拠に関しては、一応、土砂災害リスク評価書というのが手渡されているので、そういった面からも見るができると思うんです。

そして、やっぱり市民の人命というのはすごく大事だと思うんですけども、今回の7条を使うか、使わないかに関しては、人命がかかっている、北杜市民の人命と、あとは北杜市外の業者の人がつくる、つくらないという、その選択を天秤にかけているような状態だと思うんです。なので、どう考えるかというのを、市長のお言葉でお願いいたします。

そして、さっきの再質問のところで、住民と市長との協議も検討してほしいと、市長の心意気として検討してほしいと、僕、言ったんですけども、それに関しての返答がきていないので、そちらも返答をお願いいたします。

お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

高見澤伸光君に申し上げます。

今の再々質問の中で、子どもに対する環境教育につきましては、今回の通告外でありますので。

それでよろしいですか。

○1番議員（高見澤伸光君）

承知いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

仲嶋建設部長。

○建設部長（仲嶋敏光君）

1番、高見澤伸光議員の、先ほどの再質問の中で答弁漏れがございましたので、申し訳ございませんでした。

まず、土砂災害の発生する地域での適用ができないのかという理由でございますが、そもそもといいますか、土砂災害の、先ほどの危険区域など3法あるわけでございますが、その内容につきましては、土砂災害が発生したときに生命、身体に危害が生じる恐れがあるエリアということで指定がされております。ですので、設置が危険であるというわけではないわけでございます。

ですので、その土砂災害のエリアの中でも、太陽光パネルにつきましては、構造物の扱いでございますので、建築基準法に基づく建物も当然、建てられるということで、そのエリアにつきましては、その処置、災害を防止するような処置をすれば、当然、基準法に基づく建物も建てられるというようなエリアでございます。でありますので、うちの条例上は直接的には、そこを規制するエリアには含めなくて、当然、該当する所管の法律がございますので、所管において規制すべきところだとの考えで、そこからは除いてあるとといいますか、そういう危険のエリアでありますよというところを事業者と協議をして、意識付けをして、地域にも周知をしていただく。また、事業者側もそういったエリアで事業を行うというところで、最初から事業を始める段階から、そういった位置づけで、少しでも抑制力ができたらという考えであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

高見澤伸光議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私も、人命救助のためにも森林の保全というのは非常に大事だと考えております。ただ、その中で、この太陽光条例の中で、なかなかその森林を残していくということは、条例の中では難しいのかなと思っておりますので、まちづくり条例の改正ということを考えておりますので、そちらのほうの改正で森林を、なるべく北杜市の森林を残していくということを検討してくださいということを指示したところでございますので、そちらのほうの検討を今後、していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで1番議員、高見澤伸光君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時35分

○議長（加藤紀雄君）

再開をいたします。

次に北杜クラブ、20番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

一般質問を4項目にわたってさせていただきます。

まず、学校給食費及び保育園の保育料・副食費の無償化の延長について。

北杜市の学校給食費、および保育園の保育料・副食費について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、子育て世帯の負担が増大しております。市では子育て世帯への経済的支援を図るため、新型コロナウイルス感染症対策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」の一環として、本年4月から7月までの学校給食費および保育料・副食費の無償化を実施してきました。さらに収束の兆しが見えない中、子育て世帯の不安な生活が続いていることから、負担軽減の継続として12月分までの無償化延長を実施しました。

現在、全国的に第3波として、さらに感染拡大しており、本県においても同様の状況であります。そこで子育て世帯への経済的な支援策の考えをお伺いいたします。

1つ、学校給食費及び保育料・副食費の延長についての考えは。

2つ目として、延長した場合の影響額はいくらになるか、お伺いいたします。

続いて、2項目め、上下水道事業についてでございます。

本市は、地形的な要因と8町村が合併した経緯から、面積が602平方キロメートルと広く集落が散居している状態であります。人口は現在4万6千人余りですが、20年後の令和22年には3万2,880人に減少するとの推計がなされています。特に上水道事業は、市民のライフラインの支えとして24時間、365日、絶え間なく供給されています。私たちも、当たり前のように安全に安心して使うことができる一方で、人口減少に伴う水需要の減少・地方公営

企業における独立採算制の原則・水道施設の老朽化・深刻化する人材不足等の直面する課題があり、全国的にみても上水道を取り巻く環境は、大きな変革の波の中にあると感じているところです。

本市においても、「第2次北杜市総合戦略」に地方公営企業法の適用による持続可能な上下水道事業の推進を掲げ、「上下水道事業経営基本計画」においても、健全性を維持するため、投資・財政計画に基づいた経営を進めていくこととしている。そこで、市の上下水道事業について、「持続可能」の視点から、上水道を中心に以下質問をいたします。

- ①特別会計と企業会計の相違について。
- ②上下水道事業の起債残高と本年度の償還額及び償還のピーク時期について。
- ③市が有する上下水道事業の資産内容と年間償却額及び償却率について。
- ④上水道施設（設備）の更新について。
- ⑤上水道事業の課題について。
- ⑥上水道事業の今後の取り組みについて。
- ⑦上水道技術者育成の取り組みについて、お伺いいたします。

3項目めの、災害時の指定避難所の状況はということでお伺いします。

最近地球温暖化により台風は大型化傾向にあり、また地殻変動による地震やゲリラ豪雨等による災害がいつ発生するか分からない状況であります。

そこで以下、質問いたします。

- ①指定避難所の空調・トイレの現状は。
- ②福祉避難所の空調・トイレの現状は。
- ③指定避難所・福祉避難所の空調・トイレの対策はいかようになっているか。
- ④指定避難所・福祉避難所への備蓄配備の状況はいかがか。
- ⑤指定避難所・福祉避難所への感染症対策の備蓄はいかがか。
- ⑥感染症対策を含めた指定避難所のトイレの洋式化はいかがか。
- ⑦避難についての認識が徹底されているのか、市当局としてどのようにして周知するのかお伺いします。

4つ目といたしまして、市内の介護施設の現状はということでお伺いします。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年には、日本の高齢者人口が3,677万人に達し、諸外国でも例を見ない超高齢化社会に入ろうとしている中、特別養護老人ホームの待機者増加が問題となっております。また、平成28年6月閣議決定の「ニッポン1億総活躍プラン」において、2020年代初頭までに、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、介護サービスの基盤整備を推進することとされております。

そこで市内の介護施設の現状について、お伺いいたします。

- ①市内にある特別養護老人ホームの入所者数と待機者は。
- ②待機者は在宅でどのような生活をしながら待機しているのか。
- ③高齢者の増加により待機者も増えていくことが明らかであるが、施設整備の予定はいかがでしょうか。

以上、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

20番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費および保育園保育料・副食費の無償化の延長について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、延長の考えについてであります。

市では、新型コロナウイルス感染症対策「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」の市の独自支援策として、子育て世帯の負担軽減を目的に、4月から7月分の小中学校の給食費および、保育園の保育料・副食費の無償化を実施し、さらに今月までの延長を行ったところであります。

現在、全国的に感染が拡大している中、子育て世帯の経済的な影響に鑑み、家計への負担を最小限に抑えるため、来月分まで小中学校の給食費および、保育園の保育料・副食費の無償化を延長してまいりたいと考えております。

今後も、子育て世帯の生活の状況や感染状況を注視し、対応を検討してまいります。

次に、影響額についてであります。

今月までの影響額は、小中学校の給食費が1億1,209万6千円余り、保育園の保育料・副食費が3,606万円余りとなります。

また、1カ月延長した場合の影響額については、小中学校の給食費が1,245万5千円余り、保育園の保育料・副食費が441万円余りとなります。

その他につきましては、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

20番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

災害時の指定避難所の状況はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定避難所および福祉避難所の状況と避難所トイレの洋式化についてであります。

指定避難所は、学校や社会体育施設など38の施設を定めており、エアコンなどの空調設備は、学校の教室など19施設に整備してありますが、社会体育施設などについては整備されていない状況であります。

また、トイレにつきましては、35施設で完全または一部洋式化されております。

福祉避難所は、官民合わせて33の施設を定めており、このうち8カ所の公共施設におけるエアコンなどの空調設備とトイレの洋式化はすべての施設で整備済みとなっております。

学校や社会体育施設の指定避難所のトイレについては、所管課において洋式化を進めているところであります。

次に、避難所の対策についてであります。

指定避難所などでの避難生活において、エアコンなどの空調設備の整備がされていない施設については、「災害時における応急対策業務用レンタル機材の提供に関する協定」を民間事業者

と締結しておりますので、レンタルの冷暖房機器の配備や、備蓄しているストーブで対応するとともに、エアコンが整備されている教室を活用してまいります。

また、災害時の大きな課題となっているトイレ不足については、「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」によるトイレトレーラーの支援を受けるとともに、備蓄している簡易トイレや「災害時における応急対策業務用レンタル機材の提供に関する協定」に基づき、レンタルトイレで充足する計画であります。

次に、備蓄配備の状況についてであります。

避難生活に備え、食料2万5千食、飲料水3万1千リットル、毛布3千枚、簡易トイレ950セットなど、市内12カ所に備蓄配備しており、指定避難所や福祉避難所等合わせて20施設に飲料水の配備をしております。

次に、避難所の感染症対策についてであります。

感染症対策の備蓄として、ダンボールベッド500台、間仕切り1,200セット、消毒液150リットル、マスク8万4千枚などを市保健センターや各総合支所など13カ所に整備し、指定避難所には必要に応じて配備してまいります。

次に、避難の認識についてであります。

災害発生に備え、ハザードマップや各家庭周辺の危険な箇所の確認を家族で話し合って避難先をあらかじめ定めるとともに、備蓄品を整備することによって、いざというときに慌てずに命を守る行動につながります。

避難とは、難を避けることで、災害の発生が予想または発生した場合に、安全な場所にいる方は避難所へ避難する必要がないことから、避難先は、自宅周辺が安全であれば自宅にとどまる、崖や河川の近くなど危険がある場合は、安全な親戚や知人の家、市で開設する避難所、ホテルなどへの分散避難について、市の広報紙やホームページなどで啓発を行っているところであります。

しかしながら、市民一人ひとりの認識はまだ不十分であるため、今後も、市民の皆さまが日常生活に防災・減災の意識を取り入れていただき、自助力・共助力が高められるよう、出前塾や市広報紙などを通じて呼び掛けてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

20番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

市内の介護施設の現状はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特別養護老人ホームの入所状況についてであります。

「特別養護老人ホーム」の入所者は、令和2年4月1日現在、市内4施設306人で、入所要件に該当する要介護3から要介護5までの待機者は372人であります。

次に、待機者についてであります。

入所要件に該当する待機者のうち180名余りは、「小規模多機能型居宅介護施設」、医療的なケアも行える「看護小規模多機能型居宅介護施設」や「認知症対応型通所介護」など、1つの事業所で、「通い」「訪問」「泊り」の複数サービスを一体的に提供する施設などを利用しながら

ら生活しております。

その他、190名余りは、病院の医療・介護の療養病床や、市内3カ所にある「介護老人保健施設」などに入所して、待機しているところであります。

なお、「特別養護老人ホーム」では、要介護者の身体、住まい、介護の状況等のやむを得ない事情により、在宅での生活が困難な待機者は、優先入所制度の適用があり、必要に応じ早期に入所することができます。

次に、施設整備についてであります。

市では、来年3月策定予定の「第6次ほくとゆうゆうふれあい計画」で、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備の推進を掲げております。

計画では、県が指定する、居住地がどこであっても入所できる広域型の「特別養護老人ホーム」は、介護認定者100人当たりの定員で、昨年度の全国平均8.5人、県平均9.0人に対し本市は15.7人で、全国や県の約2倍と充実していることから、整備の計画はありません。

一方、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう「通い」「訪問」「泊り」など複数のサービスを提供する、市指定の「地域密着型施設」については、「小規模多機能型居宅介護施設」と「看護小規模多機能型居宅介護施設」を、各1カ所整備する計画であります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

20番、秋山俊和議員のご質問にお答えいたします。

上下水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、会計の相違についてであります。

特別会計では、現金主義が基本とされ、当年度の現金支出がそのまま当年度の費用となる「単式簿記」に対し、企業会計では、発生主義を基本とし、減価償却など現金を伴わないものも、事業年度ごとに計上し、期間損益計算が可能な「複式簿記」としております。

また、財務諸表の作成や歳入歳出区分は収益的収支、資本的収支に区分し管理するほか、保有資産においても分類・管理することとしております。

次に、起債についてであります。

上水道事業の整備に充てた借入金の起債の残高は、昨年度末で、76億5,401万5千円であります。

本年度償還額は、元金利子合わせて7億8,437万1千円であり、償還額のピーク時期は、令和4年度であります。

下水道事業は、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を大きな目的とし、公共下水道事業・農業集落排水および浄化槽市町村整備事業などを行い、これら整備に充てた借入金の起債の残高は、昨年度末で、240億6,059万9千円であります。

本年度償還額は、元金利子合わせて27億2,011万1千円であり、償還のピーク時期は、令和4年度であります。

次に、資産についてであります。

各事業の資産は、固定資産台帳システムにより管理・更新しております。

上水道事業資産は、主に浄水場5カ所・配水池106カ所・管路1,342キロメートルで、資産総額は431億3,900万7千円であります。

また、年間償却額は8億9,799万5千円で、償却率は各耐用年数で定められており、総資産額に対する減価残存割合は47％であります。

下水道事業資産は、主に、公共下水道処理施設13カ所・農業集落排水処理施設26カ所・管渠765キロメートルで、資産総額は983億740万5千円であります。

また、年間償却額は18億2,393万円で償却率は各耐用年数で定められており、資産総額に対する減価残存割合は54％であります。

次に、施設の更新についてであります。

水道の安定供給を継続するためには、老朽化した施設の更新は必要な事業の一つであります。

更新対象は、土木構造物、機械、管路で、更新の規模は、「上下水道事業経営基本計画」のベースとなる「アセットマネジメント」に基づく更新需要の算定により、令和2年から令和51年度の50年間で、約530億円程度になる予測であります。

今後の更新事業は、「経営基本計画」に基づき、老朽化した管路更新を耐震化に位置付けた国庫補助を利用し、事業費の抑制に努めながら設備更新を進めてまいります。

次に、事業の課題と今後の取り組みについてであります。

課題については、人口減少社会による給水人口の減少と、節水型器機の普及および事業系の水需要の低迷から、給水収益が減少する一方で老朽管路の更新需要が増大し、多額の事業費が必要となり、経営環境が年々厳しい状況になることが予想されます。

今後の取り組みについては、本年度決算に基づく財務諸表等により、公営企業の経営や資産等を正確に把握し、分析を行い、経営基本計画の見直しをする中で、適切な施設の更新や民間委託の拡大など検討しながら、経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、技術者育成の取り組みについてであります。

水道業務の職員は、水道特有の技術の習得が求められ、その技術継承に取り組むことが安全・安心な水道水の供給へつながると考えております。

経験者が年々減少する中、上水道技術者育成の取り組みとして、本年度より「水道技術管理者」の資格取得のため、講習会へ職員を1カ月派遣しております。

今後も毎年度1名程度の資格取得に努め、職員の知識、経験、技術の向上を図ってまいります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

秋山俊和君の再質問を許します。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

4項目にわたりまして、再質問をさせていただきます。

まず、1番目でございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えない中、また世の中が経済的に疲弊している状

況での学校給食費および保育料・副食費の有償化は、子育て世帯にとって大変な負担になります。市長は令和2年12月2日の市政方針表明で、新型コロナウイルス対策として、このように述べております。

現在、第2波を大きく超える感染拡大を見せておりますが、これまでの新型コロナ対策として打ち出された事業を継続、拡大するとともに、地域医療機関の連携確保や今後の状況を踏まえ、国、県からの財源獲得に努め、機動的かつ的確に新型コロナ感染症対策を講じ、この難局を乗り切っていく覚悟であります。

私としましても、その意気込みは大いに期待しております。子育て世帯の市民の皆さんは心から延長を望んでおります。せめて1年余り、令和4年3月まで無償化が延長できませんか、市長のお考えを伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

20番、秋山俊和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

学校給食および保育園の保育料・副食費の新型コロナ感染症対策としての延長というご質問だと思いますが、先ほど市長の答弁にもありましたように、この制度につきましては、子育て世代、感染症に伴う子育て世帯の生活支援というところに目的を持っております。

いずれにしましても、今後の動向を見ながらということで、まず来月まで1カ月延長を決めているところでありますので、今後につきましても、子育て世帯の生活状況等を注視した中で、延長については検討させていただきたい、そういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

20番、秋山俊和議員の学校給食費の無償化等についての再質問に、私のほうからはコロナ対策以外で、子ども世帯の費用負担について、就学援助という面からお答えをさせていただきます。

まず、子育て世帯の生活状況、こういうものもコロナの関係でいろいろ負担がかかっておりますけれども、児童生徒の保護者で経済的理由により就学困難な保護者につきましては、給食費を含めまして、就学にかかる経費の一部を補助する制度がございます。

また、この制度につきましては、前年度の課税状況により認定するという事になっておりますけれども、現在、コロナ関係の失業等で家庭状況に変更が生じた場合には、状況を丁寧に聞き取る中で柔軟に対応していきたいと考えています。

まずは、そのような場合につきましては、教育委員会のほうにご相談をしていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

それは、教育部、それから福祉部等で、非常に子育て世帯の皆さんは期待しておりますので、よろしくお願いします。

続いて、上下水道事業について再質問をさせていただきます。

1番として、上下水道起債について伺います。

8町の簡易水道事業と下水道事業を引き継ぎ、その整備、統合事業による財源として借り入れた上水道起債残高76億円と下水道起債残高240億円は、起債残高の規模の大きさでも全国第3位という状況で、膨大であると考えます。

先ほどの答弁で、本年度償還額は元金、利子、合わせて上水7億8千万円、下水27億2千万円としているが、それぞれの元金、利子、利率について伺います。

2つ目として、上水道事業の更新について伺います。

上水道は市民にとって重要なライフラインであり、上水道事業の更新は施設が存在する限り続きます。本市の管延長は、先ほど伺った1,342キロメートルあり、円滑に水道水を供給するための多くの施設もあります。

老朽化した管路の布設替えはもちろん、各施設の補修、建て替えは必然であるわけでありま
す。更新の継続に50年の530億円と予測しておりますが、単純に1年に10億円もの設備
投資が必要と思われるが、直近の計画ではどのようなになっているのか、伺います。

3として、水道技術者について伺います。

日常管理はもとより、水質事故や漏水修理による断水の復旧時間短縮など、経験者、いわゆる
プロフェッショナルによる対応は不可欠。給水を受ける私たちも安全で安心な水道水の供給
を望んでおります。講習等を通じて知識や技術の向上に努めているようだが、固定的な技術者
の採用、例えば局採用などは考えているのかどうか、伺います。

以上。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

20番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

質問を3点、いただいたかと思います。

はじめに起債の元金と利子の額、利率についてであります。

上下水道事業の本年度償還金の内訳でありますけれども、元金が6億4,192万7千円、
利子が1億4,211万円、利率につきましては、借入年度によりまして、それぞれ異なりま
すけれども、最小で0.005%、それから最大で4.4%であります。利子が2%から3%
の利率のものが過半という形になっております。

続きまして、下水道事業の償還金の内訳ですけれども、元金が22億8,075万3千円。
それから利子が4億3,935万8千円であります。利率につきましては、年利がそれぞれ年
度で違いますけれども、0.005%から一番高いものが5.5%で、やはり2%から3%の
利率のものが過半を、半分程度を占めております。

次に、直近の更新計画でございます。

水道施設の更新につきましては、令和元年度から令和10年度までが計画期間の、北杜市上

下水道事業経営基本計画に基づきまして、耐用年数の経過や漏水が多発している管路を中心に国庫補助事業を受けながら、配水管の耐震化改修と、水質改善のほうを主要に進めている計画でございます。

次に技術者についてですけれども、現在、上下水道局には土木技術者が2名配置されております。専門の技術者として、現状の採用可能な職種が土木職と、それ以外に水道や下水道の技術職の提案や、ご質問にありました局採用などにつきましては、待遇面なども踏まえまして、人事を担当する部局と協議をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

丁寧なご説明ありがとうございました。

というように、本市が抱えております上下水道事業、これは上下水道局ということで、今回から行っておるということでございますが、このように非常に起債の残高が大きくて、それをまた償還するのに、例えば下水道で22億円返すのに4億円以上の金利がかかると、非常に厳しいわけですね。それに加えて今度、各施設の老朽化等が進んでおるわけですから、それも更新していかなければならないと。そういうことで、先ほど言うように年間10億円ぐらいの費用がかかるんじゃないかということで、非常に厳しい、このことを踏まえて、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

続いて、3番の災害時の指定避難所の状況について再質問をさせていただきます。

1つ目として、指定避難所38カ所の施設、福祉避難所、官民合わせて33カ所の施設を定めてある中で、指定避難所19施設にはエアコンなどの空調設備が整っているが、社会体育施設に整備されていないのが現状。福祉避難所33の施設のうち8カ所は空調設備、洋式トイレは整備されている状況は分かりました。災害の規模によりますが、避難民のストレスを少しでも緩和できるよう未整備の施設の整備を進める考えがありますか、お伺いします。

2つ目として、備蓄品の配備状況は、各総合支所などに配備しており、飲料水を20カ所の避難所で備蓄しているとのことであるが、各避難所へ飲料水以外の備蓄を配備する計画は考えておりますか、お伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

20番、秋山俊和議員の再質問にお答えさせていただきます。

2点いただいたところでありますけれども、まず最初に空調設備の整備についてということでございます。

未整備の施設、社会体育施設をはじめ屋内運動場等の施設については、各施設を所管する所管課において、今後、整備をするということで、ご理解をいただければと考えております。

そのような中で、総務部、消防防災課としましては、整備が進んでいないという施設におきましては、先ほどの答弁にもありましたように、まずトイレにつきましては、災害派遣トイレ

ネットワークプロジェクトによりまして、トイレトレーラーの配備、また協定に基づくレンタルトイレ等で対応してまいりたいと考えておりますし、またエアコン等の空調設備についても、やはりレンタル事業者などの協定先を増やすなどしまして、避難所におけます熱中症対策、または寒さ対策に対応できるように機器の配備をしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、議員がご指摘するように、その避難所におけるストレス、それを緩和させるということは、避難所生活における最大課題の1つでもあると考えられておりますので、少しでも避難者のストレスを緩和できるようなトイレ環境、そして空調の環境の整備について当たっていきたいと思いますし、また、その対策については、様々な方法で対応できるように準備をしてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、各避難所への飲料水以外の備蓄品の配備ということでございますけども、現在、学校の空き教室を活用させていただきまして、毛布や段ボールベッドなどの配備をしているところであります。

また、社会体育施設とか福祉避難所については、やはりスペース的な課題があるということでございますので、その点について施設の管理者と協議しながら、できるだけの配備を行えるように、今、調整をしているところであります。

いずれにしても、有事の際には速やかに、これらの備蓄品が各避難所に速やかに配置できるように、備蓄場所についても検討しながら備蓄に当たっているというところでありますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

よろしくお願いします。

続いて、4つ目の再質問をさせていただきます。

市内の介護施設の状況は、よく分かりました。入所要件に該当する待機者のうち、180名余りは待機者の受け皿として1つの事業所で通い、訪問、泊まりなど複数サービスを一時的に提供する小規模多機能型居宅介護施設、医療的なケアも行える看護小規模多機能型居宅介護施設や認知症対応型通所介護などのサービスを利用しながら、在宅生活を過ごしていると伺いました。

本市の特別養護老人ホームは、全国や県より約2倍の充実状況であるので、それ以上、増やせない実情があるわけです。それでは入所要件に該当する要介護3から5までの待機者、372人おられるわけですから、小規模多機能型居宅介護施設や看護小規模多機能型介護施設など、もっと増やせば残りの190名余りの待機者にとってもよいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

20番、秋山俊和議員の再質問にお答えいたします。

ご質問が、小規模の多機能型の施設や看護多機能型の施設をもっと増やせばいいんじゃない

かというご質問でありました。

施設の計画に当たりましては、策定委員会がございまして、こちらのほうから委員のご意見を伺う中で、第6次の計画になりますけれども、この計画期間中は団塊の世代が、まだ後期高齢の年齢、75歳になる手前であること、併せまして高齢者へのサービスの利用ニーズの調査等を行い、その結果をもとにしたサービス量などの見込みから今期の計画におきましては、先ほど答弁でお答えしたとおり、小規模多機能型の居宅介護と看護多機能型の居宅介護施設を設置するというような、整備するというところで決定をしたという状況でございます。

2025年、2040年度も見据えたサービス基盤の整備は、やはり介護保険料等にも影響してまいりますので、介護需要等も踏まえ、計画的に進めていくということで、その必要があると考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○20番議員（秋山俊和君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで20番議員、秋山俊和君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時45分といたします。

休憩 午後12時14分

再開 午後 1時45分

○議長（加藤紀雄君）

再開いたします。

次に北杜クラブ、7番、秋山真一君。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

前期4年間の市議会議員としての経験を活かしつつ、声なき声を市政に届けるため、市民の代表者として2期目の市議会議員活動を進めていきたいと思っております。

はじめに、結婚新生活支援事業について。

市長の政策方針表明において、結婚から出産、乳幼児期から子育て期、児童生徒までの段階にわたり、切れ目のない政策を立てると表明されました。これまでの本市の政策は、独自の政策を含め国や県と運動し、新婚世帯や子育て世帯に向けて、多くの支援策を実行してきました。しかし私は、結婚直後の世帯に向けた支援が、不足していると考えます。

今回、提案する政策の結婚新生活支援事業とは、内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当）が行っている地域少子化対策重点推進交付金のことで、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し結婚に伴う新生活のスタートアップに掛かる費用（新居の家賃などの費用や引っ越しに掛かる費用など）を支援する目的です。

補助上限額30万円のうち国が2分の1、市が2分の1支出し補助する事業で、山梨県内では、唯一韮崎市が今年10月から行っています。

市単独の事業を展開するよりも国の制度を利用し、政策展開することが財政負担を少なくし施行効果も大きく、新婚家庭が北杜市により多く居住することにより、少子高齢化問題への対策にもつながります。また、移住を検討している家庭への新たな魅力にもつながると考えます。

このように多くのメリットがある結婚新生活支援事業について、以下お伺いします。

①北杜市でも結婚新生活支援事業を実施すべきと考えるが、市長の見解は。

②「ほくと子ども育成戦略会議」を立ち上げることは良いことと思いますが、市長自身が考えている、切れ目がある部分とそれに対応する政策は、どのようなものでしょうか。

次に、職員数、人件費について。

今年度の当初予算について、就任前の上村市長は、SNS上で「人件費の大幅増加」について懸念を示し、大幅な削減を言及していました。実際のところは今まで人件費として参入されなかった賃金などが国の方針により人件費にまともただけであり、上村市長は市議会議員をされていたときも、人に対する経費は今と同じくらいかかっていたので、今年度、大幅増加したというのは少し違います。

しかし少子高齢化、人口減少が懸念される中、長期的な計画をもってコンパクトな行政体制を目指すことは、大いに賛同できると思います。

現在のコロナ禍における社会情勢を見ても、多くの企業が人件費の削減に苦慮し、早期退職の推進、大幅なリストラ、新規雇用の縮小などを実行しています。このような情勢の中、北杜市内の企業にも規模の大小に関係なく、この風潮は流れています。

北杜市行政においても、コロナ禍における社会情勢、少子高齢化、人口減少などを十分に考慮し、行政体制の検討をすべきと考えます。

以上を踏まえ、以下お伺いします。

①行政体制の見直しについて、市長の見解は。

②コンパクトな行政を構築するためには、民間企業との連携、業務委託が重要と考えるが、市長の見解は。

③人件費の削減について、どのような対応をされるのか。

④一般企業のように、早期退職の推進、大幅なリストラなどは考えているのか。

⑤来年度の新規雇用についての考えと、人数、例年比は。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

結婚新生活支援事業における、事業の実施、切れ目がある部分と政策についてであります。

当該支援事業は、所得要件が厳しいことから、現状では実施自治体が増加していない状況であります。

こうした中、国では、来年度から年齢条件の緩和、所得要件の拡大、補助額の増額や補助率の引き上げる方針で検討しておりますので、その動向を注視しながら検討してまいりたいと考

えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

7番、秋山真一議員の職員数、人件費における、行政体制の見直しおよび民間企業との連携、業務委託についてのご質問にお答えいたします。

今後の行財政運営において、質の高い公共サービスを安定的に提供していくためには、組織のスリム化が一層必要であると考えております。

このため、これまでの数次にわたる行財政改革の成果を踏まえつつ、先進的なデジタル技術を活用し、効果的・効率的に行政サービスを提供するスマート自治体への転換も図りながら、民間にできることは民間に委ね、市が重点的かつ戦略的に取り組むべき事業への職員配置や財源確保を図るなど徹底した行財政改革を行ってまいります。

その上で、こうした行財政改革により生み出される人的・財政的資源を有効に活用し、新たな市民ニーズ等に対応した施策展開を図り、市民満足度の向上につなげていくよう、市長の指示により検討を進め出したところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

職員数、人件費について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人件費の削減についてであります。

合併以来、常勤職員については、「定員適正化計画」に基づき、職員数を削減してまいりましたが、一方で、業務量の増加や、複雑多様化する住民ニーズに対応するため、臨時的任用職員・非常勤職員は増加しております。

本年度からは、「同一労働同一賃金」、「地方公務員法」の改正により、臨時的任用職員等が厳格化され、「会計年度任用職員制度」が導入されております。

これまで、臨時的任用職員には賃金として支給してまいりましたが、会計年度任用職員へは報酬として支給しております。

このことから、予算の性質別の分類が「物件費」から「人件費」に移行されたこと、さらに処遇の改善も行ったことから、人件費が大幅に増加したところであります。

今後は、業務の効率化や外部委託等を検討する中で時間外勤務の抑制や会計年度任用職員の適正配置を行い、人件費の抑制を図ってまいります。

次に、早期退職の推進、大幅なリストラについてであります。

「新型コロナウイルス感染症」の対応に伴い、経済対策や感染症防止対策に関する業務が増加しております。

コロナ禍においても市職員は公共の福祉を目的に、市民に最も近い立場から、生活に直結す

る様々な行政サービスを行い、市民が安心して暮らせる環境をつくらなければならないことから、職員の早期退職の推進やリストラなどは考えておりません。

次に、来年度の新規雇用についてであります。

常勤職員の新規採用職員数の考え方については、定年退職者および普通退職者の補充を基本としております。

この考え方に基づき、来年度の常勤職員は、17人を採用する予定であります。

年度ごとの退職者数にもよりますが、昨年度の採用人数は21人で、本年度は27人でありましたので、来年度は、例年に比べて4人から10人程度少ない採用予定となっております。

なお、会計年度任用職員については、一会計年度を限度に、職務に必要な期間、時間、人数を基本とし、業務の終了や縮小を見定め、前年度を上回らないよう任用する予定であります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ありがとうございます。時間も少ないので、一応、2項目とも再質問させていただきます。

はじめに、結婚新生活支援事業について再質問します。

具体的な政策は、今はないということと認識しました。ほくと子ども戦略会議の答申をあてにしていると思うんですけど、その答えが出るには半年から1年以上かかると思います。新たな政策が実現するのは、早くても1年先の令和4年度の当初予算からということでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えをさせていただきます。

新たな子育て支援策というところではありますが、議員おっしゃるとおり、ほくと子ども育成戦略会議において、今後の子育て支援策についてはご検討いただいて進めてまいりますが、いずれにしても総合戦略、また総合計画を見直す際に市長からよく言われているのは、縦割りではなくて横串をしっかりと通った、連携を取った事業展開を進めてほしいということも言われておりますので、まずは既存の事業を総合的にできる体制を執行側としては検討しつつ、それに併せて戦略会議のほうで新たな事業については、ご意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。

ですので、総合戦略・総合計画の見直しの段階において新たな展開というところも出てくるかと思うので、来年、令和4年度の当初予算以前に展開の方法等は変更する部分が出てくるかと思っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

分かりました。よりよい政策ができることを期待します。

再々質問はせずに職員数、人件費について再質問させていただきます。

1点だけ、高校、大学などの卒業生は今、コロナの影響によって新規採用が激減している状況です。これは就職難に陥っているというニュースもありますけれど、このようなときこそ、会計年度職員でもいいですから若い人材をより多く入れて、この市政に活用するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

若者を会計年度任用職員としての採用ということのご質問をいただいたところでありますけれども、来年度の会計年度任用職員につきましては、職務に必要な期間、時間、人数を精査する中で、前年度を上回らない範囲で、また任用をしたいと考えているところであります。これは先ほど答弁で述べさせていただいたところでございますけれども、来年度に向けて、会計年度任用職員の採用にあたりましては、ハローワーク、また市のホームページ等を通じて公募してまいりますので、このコロナで就職に影響があった学生さんについても、そのような募集を通じた中で応募をしていただきまして、優秀な人材については、1年間という期間限定でございまして、任用をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

残り時間1分です。

○7番議員（秋山真一君）

若い人は、なかなか入れられない状況なのかなと思います。それでも市長は今回の様々な提案でOB、あと経験者、65歳定年以上の方をより多く採用するような政策を立てていますが、若い人を入れるのではなく、若い力で選挙活動をしてきたと思うんですけど、ある意味、高齢の人たちばかり採用する、そういう政策を打ち立てている、それについて、若い力ではなく若くない力を利用する、その市長の考え方、そのへんをお聞かせください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

7番、秋山真一議員の再々質問にお答えさせていただきます。

当然、若い力というのも行政推進の担い手として活躍していただきたいと考えているところでもありますけれども、逆に経験値を積んだ、やはりOBの職員の方についても、再任用という形で任用させていただいているところであります。それらのOBの方については、経験を活か

した中で、若手にはない力を発揮してもらいたいということで任用制度がありまして、その任用制度に基づいて任用しているというところでございますので、OBだけに限らず、若い職員とのバランスも保ちながら、今後、会計年度任用職員、また再任用職員の任用を考えていきたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

次に公明党、8番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

公明党の一般質問をいたします。

はじめに、減災力の強いまちづくりについて質問をいたします。

近年、温暖化の影響で深刻な豪雨災害が多発しており、今年も7月の豪雨で、熊本を中心に80人以上の死者・行方不明者を出すなど、大きな災害が生じました。北杜市においても、一昨年の台風24号と昨年の台風19号の襲来で農地や林道など大きな被害が発生しましたが、幸いにも人命には影響がありませんでした。

このように激甚化、頻発化している自然災害への対応に公明党は、「防災・減災・復興」を政治と社会の主流にすべきと、かねてより訴えております。また、本年11月の自公幹事長会談では、3次補正予算を機に防災・減災、国土強靱化に向けた5カ年計画をスタートさせる方針で一致しました。

北杜市においても、2018年6月の「広報ほくと」から「減災力の強いまちづくり」のシリーズ化がスタートし、本年11月で30回目となりました。また、地域減災リーダー育成事業も実施され、日ごろから自主的に減災への取り組み、自助力・共助力を付けることを目的としており、公明党会派の2人も受講し、認定されております。

災害はいつどこで起こるか分かりません。一人ひとりが防災意識を高めて、安全・安心で暮らせるように、インフラ整備を推進し災害に強い地域を実現することが北杜市民の命と暮らしを守ることに繋がります。

本市は、政策の中で全力で取り組む最優先課題の1つが「防災・減災」対策であります。本年9月に県内初のトイレトレーラーの導入、地域減災リーダー育成事業や出前塾の事業も3年目を迎えるなど、積極的に取り組んできました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた防災訓練や避難所運営と訓練、在宅避難の在り方など共助力向上の推進に、まだまだ取り組まなければならない課題があると鑑みま

す。

そこで以下、質問いたします。

1. 災害時の避難所開設を迅速に実施するための「避難所運営と訓練」の体制強化は。
2. 在宅避難の市の考えは。
3. 「オンライン化」の推進による市役所と各総合支所をつないだ災害状況の情報共有化の取り組みは。
4. トイレトレーラーの運用は。
5. 特定地区総合防災訓練の来年度の計画は。

6. 北杜市地域減災リーダー育成事業の来年度の計画は、どのようなお考えかお伺いいたします。

次に、健康長寿の推進について質問をいたします。

北杜市は、フレイル予防をはじめ介護予防事業の推進により、国保会計や介護保険会計は高齢化率、高齢者数を基礎データとすると、健康で元気な高齢者が生き生きと自立して生活している健康長寿の杜であります。

しかし、高齢化率は毎年高くなり、38%を超え40%に迫ろうとしております。また、元気で一人暮らしの生活をしておられる方も少なくない状況の中において、徐々に筋力の低下が進むことにより、転倒する頻度が増え、最悪の場合には骨折などを機会に要支援や介護認定を受けなければならないケースが見受けられます。

高齢を迎えても「自立」して生活することが本人にとっても、家族にとっても大切なことであります。その支援として市独自の事業の中で、「高齢者在宅生活支援助成」があり、現在の助成限度額は5万円ではありますが、高齢化が進む中において支援の改善が必要であると考えます。その限度額の見直しを行うことで、住宅改修や福祉用具の購入に対して今まで以上に支援が手厚くできることから、本人や家族、遠距離にある家族も安心して生活を送れることと鑑みます。

そこで以下、質問いたします。

1. 「高齢者在宅生活支援助成」限度額の見直しの考えは。
 2. 高齢者世帯の見守り・声掛けの状況と課題は。
 3. ふれあいペンダントの活用状況は、どのようなお考えかお伺いし、質問を終わります。
- ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

8番、進藤正文議員の健康長寿の推進における、高齢者在宅生活支援助成についてのご質問にお答えいたします。

市では、平成30年度より要支援・要介護認定に該当しない虚弱な高齢者を対象に、在宅において自立した日常生活を営むことができるよう、市単独事業である「高齢者在宅生活支援住宅改修・福祉用具購入助成事業」をモデル事業として実施しております。

事業開始から3年が経過したことから「ほくとゆうゆうふれあい計画策定委員会」で評価した結果、身体機能低下の抑制に効果があったとのご意見をいただいたことから、来年度より対象設備の拡充と助成限度額の増額を行い、事業を本格実施することといたします。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

8番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、避難所運営と訓練についてであります。

本市では、避難生活における避難所運営から閉鎖までの「避難所運営マニュアル」を策定しており、本年6月には「感染症対策編」を新たに追加し、「新型コロナウイルス感染症」対策を踏まえた訓練を行うとともに、職員自ら訓練計画を立てた職員防災訓練を実施し、有事の際に的確な対応がとれるよう職員体制の整備を進めているところであります。

今後、本庁と支所、各部署間の連携強化を図るため、継続した訓練を実施するとともに、避難所運営においては、市民自らが携わらなければならないということを、「特定地区総合防災訓練」を通して、市民の皆さまに意識していただけるよう働きかけてまいります。

次に、在宅避難についてであります。

過去の大規模災害では、避難所生活における環境の変化などで災害関連死が多くなっております。

在宅避難とは、自宅周辺に危険箇所がない、大地震後においても居住可能な場合など、自宅を避難場所とすることによって精神的、肉体的消耗を減らすことが可能な避難方法であるため、公設避難所だけが避難先ではないことを一人ひとりに認識してもらえよう、分散避難と併せて継続的に市民に呼び掛けてまいります。

次に、情報共有化の取り組みについてであります。

本市は広い面積を有しているため、各総合支所を中心に初期の被害状況を把握し、本庁各部署でその集計を行っていることから、本年度は情報伝達の連携強化の訓練を実施したところであります。

また、業務の効率化を目的にタブレット端末を本庁・各総合支所に整備したことから、今後は、これを活用した円滑な情報の伝達および共有化が図れるよう実用的な訓練を行うとともに、防災行政無線操作卓の更新に合わせ、災害時の情報管理を一元化できる防災情報システムの導入についても検討を進めてまいります。

次に、トイレトレーラーについてであります。

本年9月に全国で10番目の自治体としてトイレトレーラーを導入したことにより、「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」に参画し、現在、全国のトイレトレーラー導入自治体で構成する協議会設立に向けた協議と、支援方法などを定めた協定の締結に向けた検討を進めております。

今後、市内における大規模災害発生時には、災害支援病院となる市立塩川病院または甲陽病院へ本市のトイレトレーラーを優先配備し、市内の指定避難所には、ネットワークに参画する自治体のトイレトレーラーを配備する計画であります。

本年度末には導入自治体が14団体になる見込みであり、更なる自治体間の支援の輪を広げるため、防災応援協定の締結先や、「きぼうの桜プロジェクト推進事業」において交流のある自治体へのトイレトレーラーの普及活動に取り組むとともに、運用基準を定め、市内の学校での防災教育、防災訓練での活用を通して、家庭におけるトイレの備蓄を呼び掛けてまいります。

次に、特定地区総合防災訓練についてであります。

市では、「北杜市地域防災計画」に基づき、指定避難所において市民自らが主体的となって避難所の運営ができるよう、地域住民と施設管理者が協働して行う「特定地区総合防災訓練」を計画しておりますが、本年度は、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のため、訓練の実施を見合わせております。

来年度は2回の訓練を計画しており、地域の防災・減災力の向上に取り組んでまいります。
次に、北杜市地域減災リーダー育成事業についてであります。

「地域減災リーダー事業」は、機能する自主防災組織のリーダー、家庭や地域の被害を最小限にできるよう、自助力・共助力向上のための人材を養成することを目的に、平成30年度から実施しており、来年度も一般市民向け3回、職員向け2回の事業を計画し、減災における地域の核となる人材の育成に努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

8番、進藤正文議員のご質問にお答えいたします。

健康長寿の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高齢者世帯の見守りについてであります。

本市では、民生委員・児童委員による75歳以上の一人暮らし高齢者等への訪問事業、80歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした「お楽しみ給食サービス事業」を実施する中、高齢者の声かけ、見守りを行っております。

また、民間事業者25社と協定し、通常の業務の中で地域の高齢者等の「異変」に気付いた時に市へ連絡をいただくシステムの「あんきじゃんネットワーク事業」も実施しているところであります。

こうした中、人口減少、自治会への加入率の低下などによる地域のつながりの希薄化が課題となっていることから、今後は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、つどいの場づくりなど、身近な地域の中でお互いに見守り支援を行う取り組みを充実させることが必要であると考えております。

次に、ふれあいペンダントについてであります。

疾病などによる虚弱な高齢者が安心して日常生活を送るため「緊急通報システム」、いわゆる「ふれあいペンダント」を設置し、安全と不安の解消に活用していただいております。

本年11月末現在で62台を設置しているところであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。

先ほどトイレトレーラーにつきまして、市内の学校での防災教育や防災訓練での活用との答弁がありました。避難所でトイレの重要性を知る機会になり、現物を見て体験できることから積極的に開催していただきたいと思っております。

再質問ですが、地域減災リーダーのフォローアップの計画をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

8番、進藤正文議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域減災リーダー、フォローアップの計画というご質問でした。

現在、地域減災リーダーにつきましては、一般の認定者69名であります。市では地域減災リーダーの、この認定者が100人を超えたところで、このリーダー、また市民の方々を対象としまして、防災・減災を学ぶ機会としてフォーラムを開催したいと考えております。

このようなフォーラムを通じて、防災・減災に対しての啓発活動を行ってまいりたいと考えておりまして、また住民と行政が協働する住民主体の、そういう減災力の強いまちづくりに向けて、フォーラムを開催することによって取り組んでまいりたいと考えています。

今のところ、69名の認定者数となっておりますので、100名になるまでの間については、お隣の韮崎でも減災フォーラムを開催しておりますので、そちらのほうに案内をしているところでございます。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

次に、健康長寿の推進について再質問いたします。

地域の中を見ても、少子高齢化が進んでいると実感させられます。元気で手押し車を引いて、畑仕事に生きがいを持って、家族や子ども、孫に獲れたての野菜をあげたいと頑張っている高齢者、またコロナ禍の影響で外出も少なくなり、筋力が低下している高齢者など様々でございます。

しかし、住宅内事故で多いのが転倒であります。家で転ばない、安全な暮らしに高齢者在宅生活支援助成制度がありますが、先ほど市長の答弁で増額していくとの答弁でした。具体的に限度額をお伺いします。

また、高齢者在宅生活支援助成制度の内容を詳しくお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

8番、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

住宅改修の増額の額と内容についてのご質問をいただきました。

現在ですけれども、対象箇所ということで、浴室、脱衣所、玄関およびトイレの手すりや段差の解消、床材の変更と、あとトイレの洋式化ということを事業の対象としておりましたが、見直しにより箇所につきましては、住民票上の家屋というふうにいたしました。このために居間や寝室、あと屋外であっても対象とすることといたしました。

あと改修内容につきましても、引き戸等の戸の取り替えということで、そちらのほうも可能

といたしました。

あと金額につきましては、今まで費用上限が5万円でありましたが、10万円と増額をすることを予定しております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

再々質問をお願いいたします。

今までは限度額が5万円ということでしたけども、今まで5万円を活用した方も利用できるのか、そのへんのところをもう一度よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

8番、進藤正文議員の再々質問にお答えいたします。

5万円を利用したあとできるかということですが、このたびの見直しで4月以降は箇所が違えば対象とすることができますので、費用の申請をしていただくことができるようになります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで8番議員、進藤正文君の一般質問を終わります。

次に日本共産党・・・秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ちょっと体調不良のため、退場させていただきたいと思います。ご許可をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

退席を許可します。

（退席）

再開します。

次に日本共産党、16番議員、清水進君。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

まず第1に、食物アレルギーのある児童に給食提供はを伺います。

牛乳と小麦粉でアレルギー反応がある子どもが、来年度小学1年生になります。現在の保育園では、事前に献立表がお母さんに渡され、アレルギーのある食べ物は除去され、他の子と同じ給食を食べています。みそ・しょうゆなど調味料は同じもので調理しても大丈夫です。小麦粉そのものを使うときだけ除去してもらいます。例えばムニエルなら小麦粉を付けずに焼く、ハンバーグなどのつなぎは小麦粉を入れる前に別にして作るなどであります。

小学1年生になる説明で、複数の食物アレルギーを持つ子どもさんは、学校給食ではなく弁

当を毎日持参することと対応をされています。

平成27年3月の文部科学省学校給食における食物アレルギー対応指針基本的な考え方、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることです。

そして対応の大原則の第1に、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する、そのためにも安全性を最優先するとしています。

近隣の韮崎市・南アルプス市では、調味料でアレルギー反応を起こすことがないことを確認して、給食を提供しています。北杜市でも同じ対応、食物アレルギーのある児童にも給食提供を行うこと、このことを求めます。

次に第2に、生活保護費級地の引き上げについてお伺いをいたします。

第1に、北杜市生活保護費の級地は県下最低の3級の2であります。3級の1に引き上げることを国に要望することをお伺いいたします。資料にあるように3級地2と3級地1の差は高齢者単身世帯では年間2万2,680円の差、夫婦では3万6,360円の差になります。1カ月の生活費が韮崎市と大きく違うのでしょうか。隣の市と違いがありません。全国生活と健康を守る会が厚生労働省と交渉し、基準額を全国一律にしてほしいと求め、重要な課題と認識しており、次の基準部会では間違いなく検証がテーマになると厚生省で回答しています。

北杜市の級地引き上げについて見解を伺います。

2. 最近の夏の期間は猛烈な暑さになります。気象庁は命を守る行動を呼びかけております。生活保護世帯、必要な世帯にはエアコン設置を補助することをお伺いいたします。

市内でも断熱材がない市営団地、住宅では過酷な夏となります。エアコンは最低生活維持のために必要とされる家具什器であることが明確となりました。

3. 保護世帯で、入院治療など遠方に出かけるとき、交通費を支給することについてお伺いをいたします。

通院の場合であっても交通費、例えば白州町横手から長坂駅経由で市立病院までは往復800円、武川からJR韮崎駅から電車で甲府駅まで、そして県立病院まで往復は1,940円となります。こうした交通費は今、最低生活の中から自己負担しております。最低生活費を下回る事となっております。よって、交通費の支給を求めます。

第3の項目として、75歳以上医療窓口2割負担に反対すること、このことについて市長の見解をお伺いいたします。

全日本民主医療機関連合会が実施している「経済的事由による手遅れ死事例調査」では、現状の1割負担でも痛ましい事例が報告されています。

病気の一人息子と同居していた後期高齢者の70代女性は、2018年暮れに乳房のしこりに気が付きましたが、治療費が心配で受診せずにいました。1年後、2019年夏を過ぎると痛みで眠ることもできなくなり、10月に救急搬送をされております。診断は乳がん、転移により背中まで黒く変色をしていました。入院1カ月の2019年11月には亡くなっております。また、これ以外にも我慢しきれず受診したときには、がんの併発・転移で「末期」の症状で、入院後1カ月後に亡くなった70代の男性の例もあります。

75歳以上の高齢者は、原則1割負担の現在でも年収に対する窓口負担に占める割合で現役世代より2倍から6倍近い負担を行っております。疾病は早期発見・治療が何よりも重要であります。応能負担は、受診抑制をもたらす窓口負担ではなく保険料・税金でこそ求めるべきであります。これまで、税金の恩恵を受けてきた大企業や高額所得者に率先して負担してもらう

べきであります。このことについての市長の見解を求めてまいります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

16番、清水進議員の生活保護費級地の引き上げを求めることはにおける、エアコン設置補助および交通費の支給についてのご質問にお答えいたします。

エアコンの設置については、平成30年4月から一定の条件を満たす方に対し、エアコンの給付が認められております。

また、交通費の支給については、個別にその内容を審査し、国の要領に基づき給付しているところであります。

今後も、被保護者に対し、適切な対応を行うとともに、必要な人に、しっかりと支援を行うよう、寄り添った対応を行ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

16番、清水進議員の75歳以上医療窓口2割負担に反対を、市長の見解はについてのご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療費を、自己負担分以外を後期高齢者からの保険料1割、公費5割、現役世代からの支援金4割で賄うことにより、高齢者の医療を社会全体で支える仕組みとなっております。

高齢者の医療費は、医療技術の高度化や令和4年には団塊の世代が75歳以上の高齢者となることで、一層増加することが見込まれ、高齢者の医療制度を支える現役世代の支援金の負担も大きく上昇することが想定されております。

現在、国は、全世代型社会保障検討会議において、後期高齢者の窓口負担割合のあり方を議論している状況であることから、市としては、その動向を注視してまいります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

16番、清水進議員の生活保護費級地の引き上げを求めることはにおける、国への要望についてのご質問にお答えいたします。

級地の設定は、「生活保護法」に基づき、総務省の家計調査をはじめとする各種データを総合的に分析、検討する中で、国において設定したものであるため、これを尊重したいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

16番、清水進議員の食物アレルギーのある児童に給食提供はにおける、給食提供についてのご質問にお答えいたします。

学校給食における食物アレルギー対応については、文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、「北杜市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、栄養教諭等により毎年、内容の見直しを行っております。

このマニュアルに沿った、確実な対応により、食物アレルギーを持つ児童生徒が安全に楽しく給食時間を過ごせるように取り組んでいるところであります。

食物アレルギーの把握は、新1年生の就学時検診等での情報収集と、保護者との個別面談で詳細な把握を行っております。また、在籍児童生徒には進級時の情報収集と年度途中においても随時情報収集の上、対応しているところであります。

市ではマニュアルに基づき、個別面談の必要な児童生徒には医師の診断による「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の提出をいただき、これにより、北杜南・北杜北学校給食センターでは「乳・卵・エビ・イカ・そば」の除去5品目を、調理過程で取り除き、給食を提供しております。

食物アレルギーは、その対応を誤ると命に関わる場合もありますので、調理過程はもとより、給食時間の栄養教諭等の対応を含め、保護者・医師などとの緊密な連携のもと慎重かつ丁寧な対応で、安全な給食の提供を行っております。

現在、市では小麦粉等の除去5品目以外の品目については、施設設備・人員等の課題があるため、安全性を最優先し、保護者のご理解により、家庭から代替品を持参していただいております。

今後も、引き続き関係者相互の密接な連携のもと、安全・安心の学校給食の提供を最優先に、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それぞれについて、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まず最初に、給食の件であります。

市で給食ができない理由として、1つは規則で、給食費の関係で食べない日を減額することができない、だから支給される全額を負担しなければいけないということが1つある。もう1つは、対応する学校が難しいのではないかと、この2つの理由であります。

ただ、現在、20人程度が市内で弁当を持参すると聞いています。弁当を持参する家庭では、毎日の献立と同じようなもの、食材を子どもさんに持たせるということで、その食材を購入するということは、家計にとって大変な負担であるということを伺っております。

ですので、調味料の中に例えば小麦粉では、発酵して問題がないというふうな状況で、例えば調味料でアナフィラキシーショックを起こすというのは、よっぽどの重症でない限りはないということで、先ほど医師の診断書も必要だということが言われていますが、食べられる日はぜひ提供してもらえないかということでもあります。その分、給食費は全額負担してもよいという家庭ありますので、そのへん十分、入学時の、そのときに相談されるということですが、お母さん方、家族の負担がありますので、ぜひ聞き取って、食べられる日は提供する、そういう対応はできないのか、再度お伺いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

16番、清水進議員の食物アレルギー関係の再質問につきまして、お答えをいたします。

まず、食物アレルギーの対応、これにつきましては、その対応を誤れば命に関わる、こういう重大なものにもなりますので、慎重に対応していかなければならないと考えております。

また、食物アレルギーの関係につきましては、児童生徒、個々の体質というか、そういうものも、程度も異なりますので、同じ食品、同じ調味料等につきましても影響がある、なし、こういうのがあると思います。また、調理の方法、これについても、個々対応が違ってくると思っていますので、それらにつきましては、個別面談のときに、しっかり保護者と状況を説明しながら、また保護者からお伺いをしながら、対応していく必要があると思っております。

それと完全に食物アレルギーを除去した学校給食を提供するということになりますと、施設を食物アレルギー専用、専用エリアを分けなければならないということ、また調理する施設とか調理器具、また調理員、こういう方々もしっかり分けなければならないというような、様々な課題が現状あります。そのような中ではございますけれども、まずは子どもの命を大切にすることということも含めまして、今後しっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

残り時間47秒です。

○16番議員（清水進君）

給食の件については、様々、今後とも検討していただきたいと思います。

次に生活保護の級地の問題で、国の動向だということですが、やはり生活保護をもらっている、受給している人たちがなかなか、自分たちから引き上げてくれというのは言いにくいと思います。

先ほど資料にありますように、荏崎市と、では北杜市で1カ月の生活費がそんなに違うかというと、ほとんど違いがないわけで、年間になるとやっぱり、正確な数字は各家族によって違いますが、1万円以上は違うということで、ぜひ市から国に対して級地を引き上げてほしい、その要望をあげてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

16番、清水進議員の再質問にお答えいたします。

お隣の韮崎市と北杜市、級地が違うということですが、私どもも十分承知はしているところですが、何せ、こればかりは国が判断したというものでございます。先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、級地については国において総務省、家計調査をはじめとする各種データを分析し、検討した中で総合的に判断したものでありますので、こちらのほうを尊重してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで16番議員、清水進君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（加藤紀雄君）

再開をいたします。

次にともにあゆむ会、15番議員、原堅志君。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

2項目について、質問させていただきます。

まず、北杜市立保育園整備計画について。

現在、小淵沢西・東保育園の園舎老朽化に伴い統合による新園舎の建設を行っていますが、進捗状況について伺います。

①これまでの経過について。

②事業概要は。

③今後の事業執行スケジュールは。

2点目として、白州保育園・西部こども園の改修計画について。

北杜市立保育園整備計画に基づき、小淵沢保育園統合後は、白州保育園が次の整備計画と考えるが伺います。

①小淵沢西・東保育園の統合後は白州保育園の改修を行う施設と位置付けて良いのか。

②改修計画の時に3点について整備内容として検討することになっているが再度確認します。

③2年度当初予算で検討委員会設置計画があるが、進捗状況について伺います。

2項目め、放課後児童クラブ移設について。

白州放課後児童クラブについては、国道20号線沿いで事故多発地帯である。以前から移設について地域からお願いしているところではありますが、その後の進捗状況について伺います。

1. 白州放課後児童クラブ移設について、その後の経過は。

2. 小学校の空き教室を活用することも検討すべきと考えるがお伺いします。
 3. 白州小学校の空き教室を活用する場合、どのくらいの事業整備が必要かお伺いします。
 4. 今後の移設スケジュールは、どのようになっているかお伺いします。
- 以上、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

15番、原堅志議員の北杜市立保育園整備計画における、白州保育園・西部こども園についてのご質問にお答えいたします。

老朽化が進む北杜市立保育園は、「北杜市立保育園整備計画」に基づき、子どもたちの安全な保育の確保を図るため、引き続き、順次整備を進めてまいります。

白州保育園・西部こども園についても、早急に改修が必要な施設の一つであり、整備順位は、小淵沢保育園の次に位置付けられております。

また、白州保育園は、テラスが屋外にあり、プールの改修も必要であること、駐車場が狭いことの3点についても整備内容として検討してまいります。

検討委員会については、第1回目の会議を、来月に予定しているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

15番、原堅志議員の北杜市立保育園整備計画における、小淵沢統合保育園についてのご質問にお答えいたします。

保育園施設の老朽化に伴い、小淵沢西保育園・東保育園、2園の統合による建て替えを行うこととして、これまで地域や保護者への説明会を開催し、ご理解をいただく中、市営新井団地跡地へ新園舎を建設する運びとなりました。

昨年度には、新園舎の設計を実施し、今年度は新井団地の解体工事と、プールの設計を行ったところであります。

工事については、今定例会に工事請負契約の締結についての議案を提出しているところであります。

主な事業概要は、新園舎・プールともに鉄筋コンクリート造り平屋建てとし、150人定員を予定しております。

今後のスケジュールについては、園舎の工期を令和4年1月31日までとし、プールについては、来年度に入札、工事を行い、令和4年4月の開園を予定しております。

次に、白州放課後児童クラブ移設について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、経過の状況と空き教室の活用に向けた検討についてであります。

「白州放課後児童クラブ」は、交通量の多い国道20号に面しており、利用する子どもたちの安全な移動について検討を行い、白州小学校の空き教室の活用について協議を進めてまいりました。

次に、空き教室の事業整備についてであります。

空き教室を活用する場合、学校の管理上、放課後児童クラブの差別化を図る必要がありますので、放課後児童クラブ専用の出入口およびトイレの設置等を予定しております。

その他、セキュリティー等を差別化することや学校施設の使用についての許可申請など、関係部局との協議を行ってまいります。

次に、移設スケジュールについてであります。

来年度、整備内容についての調査・設計を行うとともに、保護者および関係機関と協議し、早期移設を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

まず、2項目について再質問させていただきます。

まず、北杜市保育園整備計画についてですけども、白州保育園、西部こども園についてご質問させていただきます。

先ほどご答弁の中に検討委員会ということがございましたけども、その検討委員会を来年、1月ですか、第1回をやるということでしたけども、これについて結論を、例えば検討委員会、3月までに出すのか、それとも来年度、半年ぐらいかけてやるのか、そのへんの検討委員会の日程スケジュールですか、それについてまず1点。

それと当初、この保育園については、大規模改修でやってもらいたいという意向の中でいろいろ議論があったんですけども、先ほど、ある意味、新築と大規模改修という中で、また再度、議論があるのではないかと思いますけども、これについて、両面で、検討委員会で諮っていくのか、そのへんの2点についてお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

15番、原堅志議員の再質問にお答えいたします。

検討委員会を何回やるのか、またどのくらいやって決定をするのかというご質問かと思いますが、1回、2回ではおそらく結論はつかないと思いますので、何回ということははっきり申し上げられませんが、なるべく早いスケジュールで進むよう、検討していきたいと思います。

それから大規模改修か、建て替えかということでございますが、検討委員会のほうで建て替えも含めた検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

再々質問、1点だけお願いいたします。

そうした面で、小淵沢のほうが先ほどのご答弁の中で、令和4年の4月に開園を予定しているということの中で、白州についてはいつごろを予定できるのかということの1点について、再々質問させていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

15番、原堅志議員の再々質問にお答えいたします。

白州に着工といいますか、設計も含めていつごろから予定しているかというご質問かと思いますが、小淵沢の開園を令和4年の4月に予定しておりますので、おそらく令和4年4月、令和4年度の設計開始ということになるだろうと予想しております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

ぜひ早急な、小淵沢が終わったあと、ぜひ一日も早く子どもたちのために建設等をお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

2項目めで、放課後児童クラブの設置についてですけれども、これにつきましても、一緒に、私、2年前にお願いしておいたこの安全策からいっても、早急な対応をお願いしたいということで、ようやく、先ほどの答弁の中に移転を含めた形が出てきましたので、まず2点ほどご質問したいと思いますけれども、関係部署ですね、例えば教育委員会と、当然、学校のほうへ移転ということになれば、教育委員会との連絡等の形も取らなければいけないのではないかと思いますので、関係部署との協議がどのくらい進んでいるのか、まずこの1点ですね。

当然、これを進めていく上には、先ほどトイレとかいろいろ整備をするということの中で、来年度当初予算に、この予算が計上する予定があるのかどうか、そのへんについて、この2点についてよろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

15番、原堅志議員の再質問にお答えいたします。

白州の放課後児童クラブについて、各関係部署との協議がどのくらい進んでいるかという点についてであります。白州の小学校、それから教育委員会との協議はしております。

それから当初予算に計上するのかということですが、来年度の当初予算に調査、それから設計は予算計上をお願いしたいと思っておりますが、まず、どのくらい予算がかかるかという、調査をしてみないと、どのくらいかかるのか、どんな設計をするのかということも今後、決まってくると思いますので、工事費については、来年度ということは、少し考えにくいのかな

と思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○15番議員（原堅志君）

この問題は、2年前にもお願いして、早急な安全対策の観点からも移転が望ましいという当時の市長もそんなような話をしていました。ぜひ、それについて、上村市長がこの放課後児童クラブの移転についてどのようなお考えを持っているか、もしできればご答弁をお願いしたい。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

原堅志議員の再々質問にお答えさせていただきます。

なるべく早く教育委員会のほうにもご理解をいただきまして、ぜひ早急に進めていきたいと思っておりますので、またご理解をいただく中で、移転が進むようにしっかりと行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで15番議員、原堅志君の一般質問を終わります。

次に無会派、6番議員、大芝正和君。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

私の選挙公約としまして、議会では政策として小さなことでも提案をしていくということを公約に掲げておりますので、そういった意味での一般質問と捉えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

はじめに、新型コロナ禍のため、フィジカルやメンタル面において、大変なご負担をいただいております市立病院等の医療従事者の皆さまに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

また、厳しい市長選挙におかれまして、当選をされました上村市長にはぜひ選挙のしこりを残さない、ノーサイドの精神で今後の市政に共に取り組んでいただきたいと思います。

人口減少、高齢化、日本各地で発生する大規模災害や新型コロナなどにより価値観の変化や労働環境が変わるなど、社会情勢は不安定な時代になっています。

今こそ、安定が求められています。そのためには市民から信頼される市政、市議会になることが何よりも重要だと私は考えています。信頼されることで、市民との強いつながりができ、市民が安心して暮らし、次世代に負担を残さない持続可能で未来に希望が持てる、そんな北杜市が実現できると、私は考えております。

さて、上村市長は市政方針において市政運営の基本として「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を宣言され、8つの戦略的重点プロジェクトを示されました。

このうち3つのプロジェクトについて質問をさせていただきます。

はじめに、子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進について伺います。

教育環境の充実についてであります。

地域づくりは人づくりからです。そして人づくりの基本は教育であります。まさに教育投資という考え方が私は必要だと思っています。

そこで未来を担う子どもたちのため、学校予算を拡充し、子どもたちのやる気と自信を高め、地域で活躍する若者を育成し、将来、子どもたちが帰ってきたくなる北杜市を築いていくことが今、求められています。

昨今、学校現場での教員は放課後の校舎内の消毒、児童生徒のソーシャルディスタンス指導などの感染予防対策や臨時休校の影響による授業時間の確保、多岐にわたる書類等の作成に日々追われている状況にあり、児童生徒一人ひとりの成長に合わせたきめ細やかな指導をする時間を確保することが大変難しくなっています。この状況は今後も長く続くことが予想されます。

そこで部活動やICT教育に民間等の様々な機関や人材を活用し、教員の負担軽減と子どもたちとのふれあいの時間をつくる必要がありますが、教育長の見解を求めます。

次に、子育て支援についてであります。

子育て中でも安心して仕事ができる子育て環境の充実が今、求められています。市長の公約でもあります10年で子どもの数を2倍にしていくためには、公共施設の多目的利用や、昨日、代表質問の中にもありましたけども、市民から要望の多い子どもと保護者、高齢者が気軽に安心して、いつでも利用できる子ども公園の創設、また認定こども園の拡大、三世代の交流の場づくりなどを進める必要があると考えています。

共働きの家庭が多く、祖父母などの協力がなければ子育ては大変難しいというのが現状です。育児休業中であっても、気軽に保育ができる市内3つの認定こども園の拡大は、子育て中の保護者から多くの要望が寄せられています。特に高根町、長坂町、大泉町、小淵沢町を主な受け入れ先としている小泉保育園、北部こども園は入園希望者が多く、定員を超えているとも聞いております。この地域に認定こども園を増やしていく考えはないか、市長に伺います。

また、北杜市は観光や農業が重要な産業でもあることから、休日に保護者が就労している割合が高い状況にあります。子育て中でも安心して仕事ができる環境整備も必要です。職員の理解と協力が必要であり、実施には課題もあろうかと思いますが、保育園、放課後児童クラブの時間延長、土日開設など保護者の就労に合わせた運営を進める考えはないか、市長に伺います。

次に、住みやすさ、元気・生き甲斐づくりについて伺います。

北杜市の高齢化率は38.8%と約4割です。新型コロナの感染の広がりにより、地域医療、かかりつけ医の大切さを改めて実感することになりました。市内には2つの市立病院と2つの診療所があります。北杜市は面積も広く、標高差も大きいことから、2つの病院は市民が安心して暮らすという点からも私は存続させるべきだと考えています。

しかし、病院の施設整備や維持管理には、多額の財政負担と医師や看護師等の確保などが大きな課題となっています。

年間の出生数が200人、死亡者数が700人という自然減もある中での人口減少と、40%を超えていこうとする高齢化、それに加えて生産年齢人口が総人口の半数を割り込もうとしている北杜市では、財政負担は次世代の大きな負担となります。

そこで周辺医療機関との連携を検討していくことが必要と考えます。具体的には、八ヶ岳定

住自立圏を活用して、長野県富士見町の富士見高原病院と市立甲陽病院、さらに韮崎市立病院と市立塩川病院との連携を行い、市民が安心して受診できる環境づくりに、今から取り組んでいくことが必要です。特にお隣の富士見高原病院は、患者の24%が北杜市民であり、救急搬送での割合は、約4割にもなると聞いております。

経営主体の違いや医師の確保などの課題がありますが、医療連携は有効な手段と考えられます。市長の見解を求めます。

次に、北杜市版家庭医制度の創設についてであります。

住み慣れた地域で最後まで安心して暮らすことは市民の願いです。しかしながら、新型コロナ禍の昨今、病院等を受診することを控えるなどもあり、全国的にも医療体制の見直しが迫られています。

また、65歳以上の高齢者が約4割の北杜市では、通院手段や付き添い等の課題がますます増えています。今こそ治療から予防に変えていくべきだと考えております。

医療機関が市民を事前に登録し、それぞれのカルテや住民健診、人間ドックのデータを共有することで、市民は日常のちょっとした体の変調などを希望する医療機関に電話やメール等で気軽に相談でき、不安を解消できる予防医療をモデル的に行ってはどうかと考えています。

つまり、今の制度である病気の人が多ければ、診療報酬が多くなる制度から病気の人が減ることで、医療機関や医師が評価される北杜市版家庭医制度を創設するために新型コロナ禍で医療現場や職員たちは大変厳しい状況ではありますが、今のうちから市民や医療関係者などで構成する検討会を設置したらどうかと考えております。市長の見解を求めます。

次に、明日を担う財政再建のまちづくりにおける公共施設のアウトソーシングについてであります。

多くの公共施設を有する北杜市では、施設の効率的な運用が合併時からの課題です。その中で、市内の3つのホールはそれぞれ特色があり、特に単独施設である八ヶ岳やまびこホールは木造の施設として音響的にも大変優れていると演奏者から高い評価を受けています。また、交通の利便性や駐車場が整備されていること、また周辺に食品販売店などがあることから、今後も利用者の増加は見込まれます。

しかし、芸術・文化イベントには人と人とのつながりが重要であること、さらに豊富な経験が求められています。現状の市の管理運営だけでは、職員などの定期異動などもあり、利用者との継続的なコミュニケーションの維持が難しく、ホールが十分に活用されていない状況だと感じています。そこで、モデル的に八ヶ岳やまびこホールをアウトソーシングにしていこうかではないか、伺います。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

6番、大芝正和議員の子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進における、認定こども園についてのご質問にお答えいたします。

市では、平成28年4月より、地域ごとの利便性等を考慮し、保育園に幼稚園機能を備えた認定こども園を3カ所設置したところであります。

利用状況については、幼稚園部門では、保護者の就労要件が不要であることから一定水準で

の利用希望があります。

現在、「須玉保育園・南部こども園」、「白州保育園・西部こども園」は、定員に余裕がありますが、「小泉保育園・北部こども園」は、保育部門も合わせた施設全体として定員が、飽和状態となっております。

現段階では、保育部門と幼稚園部門のバランスを調整し対応してまいりたいと考えておりますが、今後、増設については検討してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

6番、大芝正和議員の子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進における、教員の負担軽減と子どもたちとのふれあいの時間についてのご質問にお答えいたします。

教員が子どもと向き合う時間を確保するためには、教員の負担軽減が必要であると捉えており、多忙化改善に係る様々な取り組みを行っております。

部活動においては、国が示す「部活動ガイドライン」に則り、適切な部活動の運営を行うとともに、「部活動指導員」として地域人材を活用しており、国で示す令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向け、地域団体との連携について検討しているところであります。

また、「地域の子どもは地域が守り・育てる」をコンセプトに、コミュニティ・スクールを推進し、学習支援や校外行事などにおいても、地域の方々にご協力いただいているところであります。

I C T教育においては、小中学校に「I C T支援員」を派遣し、授業における補助的な支援や学習ソフトの効果的な活用方法の研修などを行うとともに、「北杜市立I C T活用研究会」を立ち上げ、有識者や民間の専門家のご意見、ご指導をいただく中で、校務支援システムや電子黒板などの効果的な活用方法などを研究し、教員の負担軽減に努めているところであります。

さらに、本年度においては、市単独補助教員および支援員に加え、コロナ禍の中、児童生徒一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かな指導などを行うための「学習指導員」や、教材等の消毒作業等の業務をサポートし、教員が子どもの学びに注力できるよう、「スクール・サポート・スタッフ」を配置しているところであります。

引き続き、教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間の確保と教員の負担軽減に努めてまいります。

次に、明日を担う財政再建のまちづくりにおける、八ヶ岳やまびこホールの管理運営についてのご質問にお答えいたします。

ホール事業は、市民が田舎にいながら一流の芸術文化に触れる機会を提供するため、市内にある3つのホールの特徴を生かし、「北杜市ホール運営検討委員会」と連携協力し、市民の志向などを取り入れながら事業を企画しております。

近年は、参加型の事業を企画し、市民がオペラ等の演者となるなど、本市ならではの事業を行っております。

八ヶ岳やまびこホールは、平成14年度に建築され、市内3ホールの中でも音響効果が良く、オーケストラや合唱、コンサートに適しており、こうしたイベントの利用率が高い施設であり

ます。

また、市民による合唱や演奏会などが行われ、市民の芸術活動発表の場としても利用されております。

ホール施設の音響設備や照明設備等の操作は専門的知識と経験が必要であります。また公演内容によっては専門業者へ委託するなど、維持管理・運営面でのコストが多額となる等の課題があります。

こうしたことから、現状の管理運営方法の検証を行い、ホール運営検討委員会やホール事業に関わりのある方たちの意見を伺いながら、管理運営方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

6番、大芝正和議員のご質問にお答えいたします。

住みやすさ、元気・生き甲斐づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、医療連携についてであります。

医療連携については、これまでも、「韮崎市 国民健康保険 韮崎市立病院」など、近隣の医療機関と必要に応じ連携を図っております。

特に、「JA長野厚生連 富士見高原医療福祉センター 富士見高原病院」は、市民にとって利便性もよく、2つの市立病院が持たない診療科も開設されており、また、救急医療においても、多くの患者を受け入れていただいていることから、市民にとっても必要な医療機関であると考えております。

次に、北杜市版家庭医制度についてであります。

市立2病院は、診療科による専門的な医療を中心に提供しており、病院の医師が直接、ちょっとした相談は受けられない状況にあります。

しかしながら、院内には地域連携室が設置されており、ソーシャルワーカーが介護、医療、保健福祉などの悩みや不安などに対し、患者のカルテなどの情報を確認しながら、包括的な支援業務を行っていることから、新たに検討会の設置を行う予定はありません。

また、日本医師会は、何でも相談できる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉などの総合的能力を有する「かかりつけ医」を持つことを推奨しており、市としても、市内開業医にその役割を担っていただきたいと考えております。

市民一人ひとりが「かかりつけ医」を持つことは、病気の早期発見・早期治療につながることから、市民に対しその必要性を、積極的に周知してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

6番、大芝正和議員の子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進における、保育園・放課後児童クラブ等の運営についてのご質問にお答えいたします。

現在、市立保育園では土曜保育、休日保育を実施しており、放課後児童クラブは、土曜保育を実施しております。

延長保育については、保育園での実施はありませんが、放課後児童クラブでは、午後7時まで延長保育を行っているところであります。

なお、保育園の延長保育について一定割合の希望があるため、今後も保護者のニーズ等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

大芝正和君の再質問を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

ご答弁ありがとうございました。2点目の住みやすさ、元気・生き甲斐づくりについては、昨日の代表質問において、上村市長が就任してすぐに富士見高原病院に出向き、連携について協議しているというふうな、市長自らの答弁がございましたので、私からは他の2項目、子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進と、明日を担う財政再建のまちづくりの2項目について再質問をさせていただきます。

はじめに、子どもが賑わう夢かなう子育て・教育の推進についてであります。

新聞報道によりますと、来年度の国の予算案において、小中学校でICT活用に長けた教員が不足しているということから、IT企業の経験者を学校スタッフとして配置するというのが示されたところです。

学校での部活動などに民間等を活用することについて、北海道の例を申し上げますと、民間の会社が部活動の技術指導を行い、教員と連携・調整しながら部活動に当たることによって教員の負担軽減とともに、この民間の方はかなり若い人たちですので、同年代くらいの人たちとの社会人との交流が生徒にとっては貴重な体験学習になると、保護者からも好評であると聞いております。

学校評議員や保護者、部活の指導に当たっている教員の意見などを聞きながら検討していただきたいが、どうか伺います。

次に保育園、認定こども園についてであります。

先ほど説明がありましたけども、北杜市では保育園と認定こども園が併設をされていますので、保護者のニーズに合った保育園、認定こども園の定員等の見直しを柔軟に行いながら両園を運営していくことができると思います。

国ではデジタル化を進めていますので、今は保護者のニーズ調査はたぶん紙ベースで行われていると思うんですけども、ICTなどを活用して保護者のニーズをリアルタイムで把握してはどうか、伺います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、部活動に民間等の力を入れて活用する考えについての再質問だと思っております。

これにつきましては、学校の働き方改革を踏まえまして、国では部活動改革の第一歩といたしまして、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行として、学校、部活動から地域部活動への転換、こういうものを推進しております。

本市においては、教員の多忙化解消の1つとして、学校と協議をしながら部活動指導員としての地域人材を活用し、部活動の顧問教員の多忙化解消に努めているところでございます。

また、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築に向けまして、民間等を含めた地域団体等の連携についても検討を進めているところでございます。

議員が示された北海道での民間会社での、そういう事例等につきましても、全国的な先行事例、あるいは先進事例等の情報を収集いたしまして、部活動指導について生徒、学校現場、あと学校評議員、保護者などのご意見を伺いながら、子どもたちともふれあいの時間がより多く取れるというような方向の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えいたします。

I C Tの活用のニーズ調査というご質問についてですが、保育園、認定こども園のニーズ調査、現在、紙ベースによる申込書を提出していただいております。

それによりまして、保育の必要性、それから集計を行いまして、希望園の振り分けをします。それから定員内であるかどうかの調整を行いまして、最終的に必要な保育士の人数の配置を行っております。そういった事務量というのがかなり多い状況になっております。

また、保護者の方にも状況把握を十分に行わなければいけないため、市役所のほうに足を運んでいただいております。

そんなことから、議員がご提案したようにI C Tを活用した申請、申し込みとすることで、保護者の方の負担軽減にもつながりますし、事務処理の簡素化にもつながっていくと思います。

ですので、今後、他の自治体の先進事例などを参考にしながら、今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。それでは、明日を担う財政再建のまちづくりについて、再質問をさせていただきます。

皆さん、ご案内のようにY C C県民文化ホールや東京エレクトロン葦崎文化ホールなどでは、すでに指定管理者制度を導入しています。お隣の葦崎文化ホールでは、制度を導入してから利

用者数が多くなったと聞いております。やはり民間のノウハウを活用すべきだと私は考えております。

コンサートや劇などの芸術・文化イベントは、主に平日の夜や休日に開催されることがほとんどであります。また、八ヶ岳やまびこホールなどでは、市民団体の利用が多いことから、事前の打ち合わせも平日の夜間や休日が多く、職員の負担になっていると思います。特に子育て中の職員には大きな負担があると感じています。ぜひ、指定管理者制度導入について、前向きに検討していただければと重ねてご意見を伺います。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

6番、大芝正和議員の再質問にお答えをいたします。

ホール事業について民間の活力というか、民間のノウハウを活用してホール事業を運営していくべきだというご質問だと思っております。

ホール等のアウトソーシング、あるいは外部委託を検討する際には、まず施設本体の維持管理のみを委託する場合、あるいは事業の、ホール事業ですので、ホールの事業の企画、立案、運営、こういうものを委託する場合、またその両方ですね、施設の維持管理とホール事業の企画、立案、運営、こういうものをパッケージで一体として外部委託、アウトソーシングする、様々な方法があると考えております。契約に基づく委託方法と自治法に基づく指定管理者制度、こういうものも両睨み中で検討していく必要があるかと思っています。

こうしたことから、ホール運営検討委員会や実際、ホールでの公演を行った人たち、こういう関係する市民団体のご意見を聞きながら、あるいは意見交換、話し合いの場を設けながら、またある意味、職員の働き方改革というものにも役立つようにしながら、本市の芸術・文化活動の、あるいは市民意識の向上のために合併以来の課題の1つでもあります公共施設の効率的な運用、そういうものについて、よりよい方法が出るように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○6番議員（大芝正和君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番議員、大芝正和君の一般質問を終わります。

次に無会派、18番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

通告に従いまして、子どもを増やす施策について、観光振興策としての考えはについて、2項目、質問いたします。

まず、子どもを増やす施策についてです。

少子高齢化は大きな課題であり、早急に解決すべきことでありますが、一朝一夕には片付くものではありません。今回の市長所信表明の中で、「子どもが賑わう夢かなう子育て・教育」の推進とあり、「子どもの数を10年間で2倍にする」と謳われています。

結婚から出産、乳幼児期から子育て期、児童・生徒まで切れ目のない子育て支援策を立て、これを見える化するために「ほくと子ども育成戦略会議」を立ち上げる計画のようですが、北杜市ばかりでなく、国においても重要な課題であり、今回のこの会議は有効な手段として期待しています。そこで以下、伺います。

①具体的なビジョンはどのように考えていますか。

②目標達成には、多くの課題がありますが、子どもの数を増やすためには、何が問題で、何が必要だと考えていますか。

③10年で子どもの数を2倍にするという目標はかなり難しいことが予想されますが、喫緊の解決すべき大きな課題です。タイムスケジュールは、どのように考えていますか。

次に、観光振興策としての考えは。

小淵沢の駅舎にピアノを設置して、訪れる人が演奏を楽しめるという企画が、市民の間で検討されています。「ストリートピアノ」の名称で各地で取り組まれています。

ストリートピアノは音楽を通して交流の場をつくる趣旨で、ヨーロッパで始まりました。今では世界各地に広まり、国内でも人の集まる商業施設などに置かれています。

小淵沢駅は、北杜市の北の玄関口として大きな役割を担っており、通勤、通学ももとよりビジネスや多くの観光客が利用しています。駅は交通の拠点のみならず、その土地の雰囲気やイメージにつながるものがあります。駅舎の一角に音楽を親しむコーナーがあることは、駅の利用者や北杜市を訪れる人には、癒しの効果と、また来たいというリピーターを生む可能性があります。音楽は世界共通のものであり、万人に理解されやすいものでもあります。

ここに12月16日付け、山梨日日新聞の記事がございます。笛吹市や石和温泉観光協会などは24日、誰でも自由に演奏できるストリートピアノをJR石和温泉駅に設置する、これは12月16日に掲載されたものでございますが、このように近隣の自治体でもこうした取り組みが行われています。

設置につきましては、駅周辺の住民や地元の方の理解やJRとの協議も必要かと考えますが、「北杜アートプログラム」の1つとしても考えられる施策と思いますが、見解を求めます。

以上で質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

18番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

子どもを増やす施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、具体的なビジョンと2倍への目標についてであります。

私の市政方針である「子どもが賑わう夢かなう子育て・教育」を推進するためには、本市の持つ多くの地域資源、施策を総動員する必要があります。このため、「ほくと子ども育成戦略会議」を立ち上げ、仕事、結婚、出産、乳幼児期から学校教育までの子育て期など、様々な段階、分野にわたる切れ目のない子育て施策、重点施策等について意見交換を行い、これまでの、様々

な子育て支援施策に加え、新たな施策を検討してまいります。

また、2倍への目標については、現在の「北杜市人口ビジョン」に基づく10年後の15歳未満の年少人口を2倍にすることを基本と考えておりますが、目標達成には様々な施策を講じる必要があるため、「はくと子ども育成戦略会議」の中で検討してまいります。

次に、目標達成への課題についてであります。

子どもの数を増やすためには、出生数の増加や移住定住人口の増加等を、重点プロジェクトに位置付け、総合的、計画的かつ包括的な推進が必要であると考えております。

目標実現に向け、これまでの様々な子育て支援策に加え、移住定住や仕事、結婚から出産、乳幼児期から子育て期、児童生徒までのあらゆる段階にわたり切れ目のない新たな施策を検討してまいります。

また現在、検討を始めている「子ども医療費助成」の対象年齢の拡充や、国が示している「不妊治療」に対する助成の拡充や保険適用など、国の制度の積極的な活用を図るとともに、市単独の支援策についても、検討を進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

18番、保坂多枝子議員の観光振興策としての考えはについてのご質問にお答えいたします。

JR小淵沢駅舎は、平成29年7月より新駅舎の供用を開始し、自然豊かな環境に調和するデザインや、外観については八ヶ岳や南アルプスの山々をイメージし、利用者に癒しを与える空間となっております。

駅舎へのピアノ設置については、芸術と観光を結び付ける「北杜アートプログラム」の一環として有効な取り組みであると考えますが、維持管理や利用に関するルール、駅の利用者および地域の方々のご理解など、様々な課題もありますので、企画をしていただいている方々と調整してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では2項目について、1項目ごと再質問と再々質問をさせていただきます。

まず、子どもを増やす施策についてでございますが、この戦略会議、先ほども申し上げましたが、非常に重要な会議になると考えておまして、この戦略会議の位置付けはどのようなのでしょうか。部局になるのか、市長直轄になるのか、諮問機関になるのかというふうなことでございます。

それから先ほど、国の制度の積極的な活用というご答弁がございました。私の以前の質問で、不妊治療は女性ばかりでなく男性にも必要である。また、この不妊治療の支援をしていただいているということも聞いておりますが、この不妊治療については、国のほうでも所得制限を撤

廃するなど示されていますが、この国の制度を活用すれば、どのようなことができるのか、2点
お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私からは戦略会議についての位置付けというところで、答弁をさせていただきます。

現在、設置の準備を進めております子ども育成戦略会議につきましては、まず、条例等で定める、いわゆる付属機関ではございません。自由に意見も交わしていただくというところで、要綱等で定める、いわゆる任意の組織ということで、現在、調整を進めております。

様々な面から総合的に意見を交わしていただくということになりますので、この戦略会議で意見を出されたものにつきましては、総合戦略のほうにも反映をさせていこうと考えております。そうしたことから、戦略会議においては政策秘書部のほうの所管というようなことで、今、検討を進めているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

国が現在、示している不妊治療の活用をするとうどうなるかというご質問かと思いますが、現在、北杜市の不妊治療の助成につきましては、今年度から所得制限の撤廃をしております。また、男性不妊治療を対象とするなど、事業の拡大を図ったところであります。

現在、国が示しております拡充内容を活用した場合には、今、助成回数が通算6回となっておりますが、そこが1人の子どものついて、6回の治療が行えるということになるため、取り入れた場合には、さらなる拡充を図ることができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

1人のお子さんにつき6回ということですね。

では、再々質問させていただきます。

この子どもを増やす政策の中で、すごく具体的な話なんです、1家庭に2人、お子さんがいらっしゃるのでは、人口は横ばいということになります。2人以上でなければ子どもは増えないということになるんですが、今年度、リニューアルした規則がございまして、例えばほくっとこ誕生事業のようなものがございます。これも非常にいろいろ、執行のほうでも練っていただいて、リニューアルしたというところもございしますが、以前、第2子が10万円、第3子から30万円、第4子以降が50万円という規則でございましたが、それが第1子から一律

10万円、4カ月健診時に印鑑を届けて、子どもの名義というような、具体的な施策を考えていただいています。非常にこのことも練っていただいた結果の、リニューアルした規則だとは思いますが、今回、また市長の方針で子どもを増やすという施策の中で、こういった、また検討も必要になるのではないかと思います。その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

規則等の改正ということで、例えばはくところ誕生事業についてということで、この事業について限定させていただき、お答えをさせていただきます。

これまではくところ誕生事業、議員おっしゃいますように出産祝金事業ということで行っていました。今年度からリニューアルをいたしまして、今まで第1子には祝金がありませんでした。お母さん方のほうから一人ひとりの子どもの大切さというのは、みんな同じなのではないかというご意見もありました。それから第1子目に祝金がなく、第2子目からというもの不公平ではないのかというふうなお母さん方からのご意見がありまして、市のほうで検討させていただき、生まれたすべての子どもは市の宝物であるので、すべての子どもの健やかな成長を願っていきましようということで、リニューアルをしたものでございます。

市長のほうからもしばらく様子を見る中、今後、お母さま方のご意見を聞き、検討をしていきましようという指示をいただいているところであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございました。細かい規則なんかについても、検討もしなければならないという場面も出てくるのではないかとということで、今、質問をさせていただきました。

では、2項目めの観光振興の件について質問いたします。

このストリートピアノにつきましては、収益を上げるというものではありません。1つの収益を生むための手段の1つであると考えています。

小淵沢のピアノ設置の費用について、お伺いしたいと思います。

先ほどの質問、また答弁の中にもありましたが、周辺の住民の方の理解や、また迷惑行為にならないようなルール作りが必要で、それがクリアできたとしたら、次には運搬、または設置、それから調律、ならびにコロナの対策などの費用が必要となると思います。その初期費用というか、初期投資の費用などについてもどんな見解がいただけるのかと思っています。

それからもう1つ、交流施設の入り口には防犯カメラが設置されています。しかし、内部にも危険や事故の防止などのために防犯カメラを設置する必要があるのではないかと思います。この2点について見解を求めます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

18番、保坂多枝子議員の観光振興策としての考えはについての再質問にお答えいたします。
小淵沢駅舎におけるストリートピアノの設置における初期投資ということであります。

これまで、企画いただいております方々と協議を行っているところでございますが、これまでの打ち合わせの中では、投資の、かかる経費等の話は金額等も含めて示されておられません。地域の方々が地域の活性化を目的として行おうとしている事業であると思えますけれども、他方、いろいろな意見等、地元の合意形成等も必要だというふうに考えております。

これら課題が払しょくされまして、設置が可能という方向になりました場合につきましては、それらの経費の予算も含めて検討してまいりたいと考えております。

また、交流施設の部屋の中を映す防犯カメラ等はありませんので、ピアノの設置も含めて防犯上の問題が懸念されるということであれば、そこらへんについても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では、再々質問させていただきます。

今の件につきましても、市民の方たちがクラウドファンディングだとか、自分たちでも費用をというふうな心配もされていますが、市の施設を使つてということもありますし、石和の駅でも、こんな取り組みをしているというところがありますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

再々質問なんです、清里の駅前です。清里の駅前は駅を出た途端にシャッターが閉められた店舗が非常に多いと感じておりまして、この閑散とした観光地だというふうにとられやすい環境であります。

私も高根でございますので、そういった点も地元の方からお聞きすることがたくさんありまして、この観光振興という点からストリートピアノ、清里駅でも実施をしていただけるようなお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

18番、保坂多枝子議員の観光振興策としての考えはにおける再々質問にお答えしたいと思います。

清里駅でもストリートピアノの実施というご質問であつたかと思えます。

清里駅につきましては、JRの建物であるというふうに承知しているところでございます。ピアノを置く場合につきましては、JRとの協議も必要となると考えております。また、地域の有志の方々が行いたいということであれば、また市としてもJRとの協議については一緒に対応させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで18番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時20分いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時20分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に無会派、5番議員、神田正人君。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

増富エリアの観光拠点のルネサンスへの具体的内容について、質問をさせていただきます。

愛する故郷を守り育てるために質問させていただきます。

日本百名山のみずがき山、金峰山の麓にある増富温泉は戦国時代、武田信玄が傷病兵を療養させたといわれる「武田信玄の隠し湯」の一つと言われております。

大正時代の初めには、ラジウムの効能が広く宣伝されてからは秋田県の有名な玉川温泉と鳥取の三朝温泉とともに、ラドン泉として体の免疫機能の活性化等に効能がある温泉といわれ現在に至っております。

また周辺は、標高1050メートルの秩父多摩甲斐国立公園で春の新緑、秋の紅葉等見ごたえのある景色が堪能できます。また信州峠からの道も広く、群馬、長野方面からのドライブコースとなっており、かなり、ほかの峠と比べてもマイカーも訪れておると思います。

ただし、残念なことに前出の玉川温泉、三朝温泉と比較すると知名度の低さは否めません。また紅葉の時期の増富地区は観光客も多く、写真撮影等素晴らしいのですが、冬はさみしい限りであります。

そこで市長が12月2日の市長市政方針表明の中で、増富エリアを中心とした湯治、温泉観光の振興を図り、観光拠点のルネサンスを推進していくという表明の中、質問をさせていただきます。5つの質問をさせていただきます。

①信州峠からの、先ほど申し上げたとおり交通量が他の峠と比べて多いと認識しておりますが、そのような人たちをどのように取り組むべきか。

②私自身も富士五湖観光圏という仕事に携わっていた関係で、どうしても春、夏、秋という時期におきましては、一定の客が見込まれるわけですが、悩みであります冬のオフ対策について、どのように取り組んでいこうとしているか、質問させていただきます。

③最近では滞在型というお客さまが増えている関係の中で、長期滞在が見込まれる、当然、湯治客というのは長期滞在ではありますが、その方たちを含め、長期滞在に向けての取り組み方を質問させていただきます。

④旅行予約サイトへのPR対策、あるいは北杜市のホームページ、いろんな企業のバナーとかが張ってあるわけですが、そのようなものに対しての取り組みについても質問させてい

たきます。

⑤北杜市内の、増富温泉に限らず宿泊施設、レストラン等の、そのような施設に対しての市長はトップセールス等をどのように考えているか、以上5点の答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

増富エリアの観光拠点のルネサンスへの具体的内容について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、信州峠からの来訪者の取り込み、冬のオフ対策および湯治客への対策についてであります。

昨年、増富地域を含む甲武信ヶ岳周辺地域が「甲武信ユネスコエコパーク」に登録が決定し、素晴らしい自然環境や文化などが再確認されたところであります。

このような豊富な観光資源を備えている増富地域でありますので、長野方面からの誘客や、温泉を訪れる湯治客の皆さまに、増富地域に少しでも長く滞在していただき、楽しんでもらえるよう、情報発信、温泉や森林、溪谷を活用した健康づくりや癒しの場の整備など滞在コンテンツの開発を、地域の皆さまと一緒に検討してまいりたいと考えております。

最近では、クライミングの拠点として、「増富ラジウム峡観光協会青年部」において、地域活性化を目指した取り組みをスタートさせたと同っております。

また、山々に囲まれた絶好の環境は、星空観察にも適しており、民間事業者を中心に天体観測会も定期的に開催されるなど、オフシーズンでもある冬期も含め、年間を通じて、誘客施策にも取り組まれております。

市として、今後、質の高い長期滞在型観光を目指していくことから、地域の方と連携し、これらの取り組みをさらに支援をしてまいります。

次に、PR対策およびトップセールスについてであります。

近年、宿泊予約については、国内外ともに宿泊予約サイトの利用率が最も高いという調査結果も出ており、これらのサイトを有効活用することで、多くのユーザーの目に触れ、効果も大きいことから、市の魅力を発信する有効な方法として、今後も検討してまいりたいと考えております。

また、近年クライミングの聖地として、瑞牆山周辺が注目されていることから、ツイッターやインスタグラムなどの活用についても検討を進めながら、来訪される登山客などに対しても、増富温泉に立ち寄っていただけるよう、PRを行ってまいります。

また、ふるさと納税において、宿泊券が人気であることから、増富温泉郷の返礼品として宿泊券や体験プログラムを設け、私自らPRし、魅力発信を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

神田正人君の再質問を許します。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。では再質問、2点だけさせていただきます。

増富地域は今、市長のおっしゃるとおり、いろんな意味でアウトドアの拠点として、今後の広がりが考えられると思います。また、冬の氷まつり等、イベントとかを行い、観光客誘致に向けてオフ対策として、以前では氷まつりとか、最近はなくなってしまったんですけども、そういったものについて、今後どのようなイベント、お祭りとかそういったものに対して考えておられるか、答弁を求めます。

もう1つ、PR活動についてですけども、国内のみならず、コロナ禍の中で非常に厳しい時期ではありますが、コロナ後に向けても目を向けるべきだと考えております。

おととい、山日の新聞におきまして中国のウェイボーというサイトの中で高知とか函館とか、そういった日本の物産品とか、そういったものをPRしていたという新聞記事がおとといの紙面に出ておりました。そういった意味も含めて、インバウンド客に向けての、清里地区での質問がありましたけれども、それに向けてのもう一度、答弁をお願いいたします。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田産業観光部長。

○産業観光部長（中田治仁君）

5番、神田正人議員の増富エリアの観光拠点のルネサンスへの具体的内容についての再質問にお答えいたします。

1つ目は、オフ対策、以前は氷まつり等があったということの中で今後のイベント、祭り等についての市の考えであります。

増富温泉郷につきましては、観光協会の青年部、それから女将の会など様々な取り組みが行われているところであります。また、特に最近におきましては、増富地域においては、クライミングやキャンプなどアウトドアが人気でありまして、今後もコロナ禍の中、アウトドアの需要が高まることが予想されております。

そんな中、市でもアウトドアを絡めたオフシーズンの対策について、どんなものが有効かどうか、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと考えております。

2つ目の質問でありますけれども、コロナのあとを見据えたインバウンドのPR活動についてであります。

今後、コロナ感染症が収束を迎え、旅行の形態はこれまでの団体から個人旅行などへ変化する可能性があります。インバウンドは必ず戻るものと考えております。コロナの感染の状況など、機会を捉えまして、首都圏の旅行会社を中心にインバウンドのトップセールスも積極的に行いたいと市長から方針を伺っております。

また、海外に向けた情報発信についてもWe bなど様々な方法があると思いますので、ターゲットを絞った有効な発信方法につきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。今後、増富地区のみならず北杜市には素晴らしい観光資源が豊富です。観光客が訪れ、交流人口が増えることによって、北杜の活性化、観光関連業者との支援、ふるさと納税、先ほど市長がおっしゃったとおり、それとリモートワークの地域としてもいろいろ拡大等が期待できると思います。

上村市長のトップセールスをお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、神田正人君の一般質問を終わります。

ここで本日の会議は、あらかじめ延長いたします。

次に無会派、9番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

まず冒頭、上村新市長に祝意をと思います。おめでとうございます。

市長には公正・公平な、そして市民に寄り添う市政をお願いいたします。

コロナ禍の今、日々の暮らしの中で、今までにない悩みを抱える市民も増えているのではないかと思います。生きる上で悩みは尽きないわけではありますが、そんな折、本市ふるさと親善大使、栗原正明さんのある言葉を見つけました。「現実を逆転して実現しよう」という言葉でした。努力することで日常などを変えていくことと私は理解します。なかなか難しいわけですが、一つひとつの、一日一日の積み重ねこそ大切なのだと思います。

議員として1年を振り返り、そして新たな年への思いを込め、以下12月定例会、一般質問をいたします。

大きく2項目でございます。

まず、最初の質問でございます。ふれあい支援農道信号機設置についてお伺いします。

これまで3回、地域の課題・要望としまして質問してきましたけれども、市道西割・蔵原線と、ふれあい支援農道との交差点、高根クラインガルテン近くの交差点でございます。近年交通量も増加し、市道であっても信号機による交通整理が求められるところでございます。行政区、熱見南区の区長名で要望書も提出済みでございます。

前回の答弁は「公安委員会に設置を上申、強く要望」とのことでもございました。そこでまた、改めて以下ご質問します。

1. 現在の進捗状況はいかがででしょうか。また早期設置に向け、重ねて県公安委員会など関係機関へ強く要望を求めたいと思いますが、本市のご見解をお願いします。

次に大きな項目の2でございます。市長の考える本市学校教育の課題と対応策についてお伺いします。

私は、「教育は共育、そして今日行く」と考えます。共に学び、共に成長していく。子どもの過去よりもむしろ未来を問う、そういう姿勢が大切ではないかなと考えます。様々な教育の課題がある中で、今回は「学校教育」ということにつきまして、その視点で以下ご質問します。

1. 市長の考える本市学校教育の主な課題とは何でしょうか。また、その課題解決のための対応策をお聞きます。

2. 小学校の教科担任制について、22年度から本格的に導入をという中教審の方針が示されていますが、本市として、例えば小学校5、6年生を対象とする教科担任制についての見解はいかがでしょうか。

以上、大きく2項目、ご質問します。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

9番、清水敏行議員の市長の考える本市学校教育の課題と対応策についてのご質問にお答えいたします。

グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化を受け、人々の価値観や生活様式が多様化しており、学校教育においても多様な価値観への対応が課題であると考えております。

近年、特別支援教育の対象となる児童生徒や不登校の児童生徒は増加傾向にあり、学校では、一人ひとりの子どもの発達状況に応じて、個々の可能性を伸ばすための指導や支援を行っております。

また、「北杜市教育支援センター」では、適応指導や訪問指導を通じて、様々な理由で学校に行けない小中学生に対し、個々の状況に応じた適切な支援を行い、一人ひとりに寄り添った学習機会の確保に努めているところであります。

新しい時代を見据えた学校教育では、一人ひとりの児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら社会の創り手となるよう、その資質・能力を育成することが求められております。

子どもたちが、地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や地域への愛着と誇りを育むよう、さらに「コミュニティ・スクール」を推進し、学校と地域の連携・協働を進めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

堀内教育長。

○教育長（堀内正基君）

9番、清水敏行議員の市長の考える本市学校教育の課題と対応策における、小学校の教科担任制についてのご質問にお答えいたします。

教科担任制については、義務教育9年間を見通した指導体制として、教科指導の専門性を持った教員による、きめ細かな指導の充実が図られるとともに、教員の授業準備の効率化により教員の負担軽減が図られるものと考えております。

本市においては、小学校5・6年生の外国語科の指導において、英語を専門とする教員が授業を行っており、授業の質の向上と合わせて、きめ細かな指導の充実が図られております。

今後も、教科担任制における国、県の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

9番、清水敏行議員のふれあい支援農道信号機設置についてのご質問にお答えいたします。

信号機設置については、「山梨県警察本部」および「山梨県公安委員会」が交通量、危険度等を勘案し、設置の可否や設置順などを決定しているものと伺っております。

現在のところ、県公安委員会から設置する旨の回答はいただいておりますが、当該道路は全線開通により交通量も増加していることから、引き続き、県公安委員会に対し強く要望してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

それでは、2項目それぞれ再質問をさせていただきます。

まず最初に、ふれあい支援農道の設置についてでございますが、この信号機の設置については、規定といたしますか、必要条件、それからそういう条件があると理解をしております。1つは交通量ではないかなと。先ほど部長もおっしゃったと思うんですが、交通量。私が、ある平日の1日ですけれども、朝の午前7時半から8時半、1時間ですね、自分で見てみたんですが、300台強ですね、300台を超える交通量がございます。この必要条件の中には、300台という、たしか台数が表記されていると思うんですが、その一言をもってクリアしているとは思いませんし、県道、市道ということがあるんだろうと思います。ただ、以前の答弁では、本市では国の道路交通センサスで利用実態調査を必要に応じてしているというような話があったかと思うんですね。ですから、私が1日やった数字だけですけども、お願いしたいのは、やはり実数、実態をつかんでいただいて、そして実際、私、1日でしたけれども、自分の中では当初、そんなに交通量は、果たしてあるのかなと思ったんですが、実際に1時間、平日、月曜日でしたけれども、300台超えるんですね。ですから、ぜひお願いしたいことは、県道だとか市道だとか、優先順位はもちろん分かるんです。この市役所の入り口はもうすでに設置が進んでおります。ですから、そういう事情はよく分かるんですが、この条件の中に人身事故が信号機設置を検討する前の1年間に2件以上発生しておりという、こういう文言があります。ですから、こういう事故が発生してから設置しますよというふうに読み取れるわけですね。ですから、事が起きてからでは遅いので、実際にまた事故が起きております。ですから優先順位、その設置の順序があるのであれば、それを待ちましょう。それは待ちます。そうでなければ、ぜひ、その実態を捉えていただいて、近年の交通量の増加、それから交通事故発生の実態、道路状況から、やはり今度はつながっていますから、かなりのスピードで来られるんですね。信号が変われば、まとまって来られますので、ぜひそういう事情を確認された上で、条件の適合性という、その根拠を添えて関係機関、県警ですか、それから県の公安委員会ですかね、そういう関係機関のほうへぜひ、ただお願いしますではなくて、実際に実態を、根拠として添えていただいて、この警視庁の、ここに必要条件、これはたぶん山梨県警も同じだと思うんですが、必要条件がございます。そういった条件を1つでも満たしているのではないかなと

思われる部分がありますし、とにかく実態を見ていただいて、無理なお願いを何回もしているということではなくて、ぜひ、そこはお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

9番、清水敏行議員のふれあい支援農道の信号機設置につきます、再質問にお答えします。

これまで市のほうでも上申書を作成して、しっかりと要望をしてきたところでございます。そんな中で先ほど議員のほうからもいろいろな要件のお話がありましたけれども、これらについては、私どもが決めることではなくて、あくまでも県のほう、県警本部と公安委員会のほうに、そういう基準で優先順位を決めているということの中で、どうしても優先順位が上にいないというのが今の状況と考えておりますので、それらの根拠についても再度、確認する中で要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは2項目め、市長の考える本市学校教育の課題と対応策について、お伺いします。

このあと市長に中学校教育について、その思いといいますか、課題がいろいろある中でお考えをお伺いしたいと思うんですが、北杜市の学校教育、先ほど多様化という話がありましたが、そうした様変わりする中で、やはり教師や保護者との共通理解、共通認識のもとに北杜市の、本市の学校教育を進めていくことが大切だろうと思います。

時代はまさしくICTといわれる情報通信時代に入ってきていて、私などは逆に困るような時代になってきたなと思いますが、こうした時代になって、ある識者は赤ちゃんが人の顔を見て笑うという話をされたことがあります。これは、やはり安心という、対面での認識がそのようにさせるんじゃないかというふうに思うんですね。今はコロナ禍の中で大変難しいわけですが、やはり教育の原点は人と人の対面のつながり、対面の中でのやりとりが、私はやはり基本であり、大事だと思っております。ですから今、本市の学校教育、いろいろ過渡期にあると思いますが、大切な要素であり、そういう環境づくりも思うわけであります。

今の本市の学校教育の課題と、その対応策ということでお聞きしましたが、それぞれがその課題、そして対応策がそれぞれ有機的な働きをしていけば、それはその先に、本市の学校教育像というものが、私は見えてくるのかなと思います。この未来志向の視点での教育、先ほども触れられました新しい学校教育というような話がありましたが、その未来志向の視点での教育、そしてやはり新時代の職業観を醸成するような教育も、私はより重要になってくるかなと思います。

今回は中学校教育ということでお聞きしているわけですが、そういう中学校教育の意味も増してくるかなと。そんな中で、その中学校教育に本市がどのように関わってくるのか、またどのように本市が考えていくのか、そのような中で市長の、いわゆる中学校教育という限定の中で、市長の思い、考え方、そのへんをちょっとお示しいただければと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山教育部長。

○教育部長（中山晃彦君）

9番、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

本市の学校教育の課題と対応ということで、議員、様々、中長期的な展望も含めて、将来像も含めてのご質問でございまして、これにつきましては、非常に難しい問題であると考えております。またその対応についても、1つですべてが解決するというものではないと考えております。現在、また未来を含めまして、短期的、中長期的な考えが必要ではないかと思っております。

その中で、中学校という限定ということではございますけれども、まず、先ほど市長が答弁したとおり、ICT、あるいはAI、人工知能、こういうことの中から情報化は非常に進展しております。早いスピードで。そういう中で社会の在り方が劇的に変わるようなSociety 5.0社会の到来、こういうものを見据える必要があるのではないかと考えております。

それと、さらに近年、今年になってからですけども、新型コロナウイルス感染症の拡大、そういうようなものも含めまして、予測不能な社会、こういうものも出てくると考えております。令和の日本型教育みたいなものを考えていかなければならない。令和の北杜市教育というものを考えていかなければならないと思っております。

すべての子どもたちの可能性を引き出すような、また個別、最適な学びと議員おっしゃるような教師と保護者、学校、教育委員会、市、そういう協働しての学びの実現、こういうものが必要ではないかと考えております。

そのような中で、非常に難しい問題ではございますけれども、短期的な展望、中長期的な展望の中で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時52分

再開 午後 4時53分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

答弁が終わりました。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

今、部長のほうからお話をいただきました。私としては、市長のほうから端的にお考えをちょっとお聞きできたらと思いましたが、今、小学校、中学校の在り方については、本市小中学校適正規模等審議会、今まさに審議中でございます。ですから、課題の1つだろうと思うんですが、そこはあえて触れておりません。

市長におかれましては、ぜひ北杜市の教育行政、そして学校教育、そうしたものに対して一層のご理解をいただいて、何とぞお願いしたいということを一言申し添えまして質問を終わります。

ます。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

最後になりますが、無会派、17番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

2項目について、一般質問をします。

1項目めは、総合計画の見直しと総合戦略についてです。

市長は市政方針表明で、総合計画の見直しに言及されました。総合計画の見直しは、自らの方針に基づく長期計画のもとで市政を執り行うために必要なことであると理解はしています。しかし、この間、北杜市では渡辺前市長のカラーが全面的に打ち出された「第2次北杜市総合戦略」も策定されています。その総合戦略の扱いと上村市長が今後行う総合計画の見直しが、どのような関係と方針のもとで行われるのか、以下質問いたします。

①「第2次北杜市総合戦略」の扱いを市長はどのように考えておられるのでしょうか。「総合戦略」の見直しもあるのでしょうか。

②「総合戦略」の施策を企画立案する上で重要な基礎と位置づけられているのが「地方人口ビジョン」です。「北杜市の人口ビジョン」の中に総人口の推移、少子高齢化の進展、人口の将来展望が記されていますが、自らの公約も含めて、人口ビジョンに対する市長の考えをお聞かせください。

③内閣府地方創生推進室の手引きによれば、「総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能」ですが、市長の考えはいかがでしょうか。

④各種「計画」の策定には、民間コンサルティング企業への委託などで多額の費用が今まで投じられてきました。策定費用を圧縮する考え、またその方策をどのようにお考えでしょうか。

2項目めは、情報公開透明性の高い市政についてです。

市長は、市政運営の基本的姿勢として「情報公開透明性の高い市政」を掲げられました。このことについて、以下質問いたします。

①北杜市には「情報公開条例」がありますが、情報公開のありかたはその運用によって大きく変わることを経験してまいりました。情報公開に対する市長の基本的なお考えをまず伺います。

②透明性の高い市政のためには、施策や方針決定のプロセスを市民に「見える化」することが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

③②のために、プロセスを公文書として残すことが大変重要であると考えます。このことの徹底をお願いしたいですが、市長のお考えを伺います。

質問は以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

17番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

総合計画の見直しと総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合戦略の扱いについてであります。

現在の「第2次北杜市総合戦略」は、「第2次北杜市総合計画」も継承した内容で策定されておりますが、今後の総合戦略については、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の実現に向けて、新たに策定する総合計画の中で、「人口減少問題への対応」と「地域経済の活性化」に重点的に取り組む戦略とし、明確に位置付けるなどの見直しを行ってまいります。

次に、人口ビジョンについてであります。

少子高齢化の流れに歯止めを掛け、持続可能な地域社会を構築していくためには、15歳未満の子どもの数を増加させることが大変重要であります。

そのためには、子育て世代が「安心して住み続けたい」「北杜市に住みたい」と思える施策に、重点的に取り組む必要があると考えております。

この点を踏まえ、私は、市政方針において、「10年で子どもの数を2倍にする」大きな目標を掲げたところであります。

この目標の実現に向け、今後立ち上げる「ほくと子ども育成戦略会議」において、子育て世代が魅力を感じるまちづくりや、人気の高い移住先としての強みを活かす施策など、子育て施策の総合的、包括的な検討を進めるとともに、人口ビジョンについても見直しを行ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

17番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

総合計画の見直しと総合戦略について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、一体化についてであります。

総合計画の見直しに当たっては、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の基本理念や将来像、重点的に取り組む施策等について、より分かりやすい形で市民の皆さまと共有していくことが大変重要であります。

この点から、現在、別々に策定している総合計画と総合戦略を一体的に策定することも有効な方法であることから、来年度、選択肢の一つとして検討を進めるよう、市長より指示を受け検討を始めております。

次に、策定費用の圧縮についてであります。

計画の策定に当たっては、策定支援業務等をコンサルタント会社に委託するなど、一定の費用が生じますが、現行の「第2次北杜市総合計画」や「第2次北杜市総合戦略」、「第5次北杜市行財政改革大綱」などの各種計画のデータを有効活用し、また、可能な限り、職員自らが手をかけることにより、策定経費の縮減を図ってまいります。

次に、情報公開透明性の高い市政における、見える化についてのご質問にお答えいたします。

市長が市政運営に掲げる「情報公開透明性の高い行政」については、市政の状況などの情報

発信の充実を目指すものであり、市長からは、市政の情報を適時、適宜にスピード感を持って、分かりやすく、多くの方に伝えられるよう、方法改善の指示をいただいているところであります。

今後は、新たに月1回の定例記者会見の開催や、市ホームページ上の「市長の部屋」の更新回数や掲載内容の見直しなどを行い、「市政の見える化」を加速させてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

17番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

情報公開透明性の高い市政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、情報公開の在り方についてであります。

開かれた市政、市民総参加型市政の実現に向け、「北杜市情報公開条例」の目的である「市が市政に関し市民に説明する責任を全うするようにし、もって市民の的確な理解と批判の下に公正で透明な市政の推進に資する」ために、積極的な情報公開は必要不可欠なものであると考えております。

また、情報公開の在り方がその運用により大きく変わることをないように、情報公開制度の適切な運用を徹底してまいりたいと考えております。

次に、公文書としての取り扱いについてであります。

行政は文書主義を基本としており、その意思決定に至る過程や事業の実績を後から検証することができるように、事務事業の内容を文書にする事は重要であります。

このため、公文書の管理について、国においては「公文書等の管理に関する法律」、市においては「北杜市文書管理規程」において、その取り扱いを定めております。

なお、公文書に対する市民の関心が高まっていることから、市では、本年8月28日から9月2日にかけて、リーダー以下の全職員を対象に、「公文書管理等に関する研修会」を開催し、330名の職員が参加し、公文書の管理方法や記録を残すことの重要性について再確認したところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それぞれの大項目について、再質問、再々質問、たぶんさせていただくことになると思います。

まず、総合計画の見直しと総合戦略についてですけれども、総合戦略も見直される、また総合計画と総合戦略を同時期に一体としてすることも選択肢の1つであるということで、考えられていることで、それに大変期待したいと思います。というのは、それぞれ別の計画でも、もちろん良いんですけれども、地方版の総合戦略が人口減少克服と地方創生を目的としている。

まさに、どこの市も今、求められていることが、一番に求められていることがそういうことで、特に市長が子どもの数を増やしたい、活性化したいということは、まさしく、この総合戦略に掲げられているものがメインになるのではないかとということで、なかなか2つの戦略等、計画を私たちも含めて、市民の方にバラバラに理解していただくというのは難しいのかなと、ずっと思っておりまして、大変良い機会ですので、分かりやすく、皆さんに伝えていただけるような方策を考えていただければと思います。

改めて、どのようなお考えかを伺いたいのと、あと人口ビジョンも見直されるというふうに伺いました。たしかに人口ビジョンの中には、短期的・中期的な目標というのがありまして、短期的には令和2年がすでに出生率を向上させて、移住定住促進事業により子育て世代の転入を増やして、人口規模の現状を維持するということを掲げられて、すでに令和2年がかなり経っているわけです。そこがどの程度、達成されているのかも含めて、今の人口ビジョンに対して、もう少し具体的な市としての見方ということを教えていただきたいと思います。

この令和2年の短期的な目標と、それから令和22年、20年後、人口規模4千人を確保するというのが、今の人口ビジョンですけれども、人口ビジョンを見直されるという中で、どういようなことを方針として掲げて見直されるのかが、今の現段階でいいんですけれども、分かれば教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

17番、野中真理子議員の総合計画、総合戦略に関します再質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目であります、市民に分かりやすい見直しというようなポイントだったかと思いますが、やはり国で示しております総合計画、総合戦略の一体化というのも整合性をしっかり取るということがポイントだと思っております。

また、総合戦略につきましては、国からの支援を受ける上でも戦略に掲載されていないと支援が受けられないという点もあるということの中で、現段階の第2次総合戦略も一体化ではないんですが、同じ事業を、整合性を取りたいという意味で、約80の事業を取り組んでいるところであります。

今、見直しを進めているのは、総合計画の基本計画と実施計画がありますが、実施計画のほうに詳しい事業がのっているということで、まずは基本計画と実施計画は一本のものにしようと思っています。その中で、先ほど市長の答弁にもありましたように、戦略におきましては人口減少問題への対応と地域経済への活性化への対応ということで、大きな二本柱、重点プロジェクトとして据えていきますので、いわゆる総合計画の見直しの中に盛り込む事業の中で、総合戦略に位置付ける事業もしっかりと明確化をして、両方の整合性を取りながら、あとは市民の皆さんに分かりやすくお示しする方法も検討してまいります。

そういうことの中で、いずれにしても一体化が、そのほうの有効的だということであれば一体化も図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、人口ビジョンの見直しのことに関しますありますが、いずれにしても本市の人口ビジョンの基礎になりますのは、国立社会保障人口問題研究所で示された推計数値ということ

ろが一番のもとになっております。

本年度、国勢調査を行っているところでありますので、その速報値を見ながら、この同研究所の数値も変わってくると思われています。それと今回、市長が公約に掲げました10年で子どもの数2倍というところも含めて、そのへんにつきましては、人口ビジョンの内容を見直していきたい、そんなふうに今の段階では考えているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

では、1項目めの再々質問ですけれども、総合戦略と総合計画の見直しということで、現在の総合戦略はやはり、事業自体は、みんな同じなのをシャッフルというか、それぞれの、渡辺市長の方針に基づいて組み替えたというか、そういう印象が大変強かったです。そういうことだけではなく、そこに多額のお金をつぎ込むのはちょっとどうなのかなというような感想も持っていたので、ぜひ今回、総合計画と総合戦略を見直されるのであれば、本当に分かりやすく、それからなぜこれをやるのかということも含めて、分かりやすい形を示していただければと思います。

また、人口ビジョンのことですけれども、ぜひ、今まだ令和2年、途中ですけれども、今の段階での目標値に対してどうなのかということは、先ほども伺ったんですけど、そこについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

17番、野中真理子議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、分かりやすくというところであります。

議員おっしゃるとおり、現在の総合戦略につきましては、前市長の目指す柱で組み立てをしております。今回の見直しにおきましては、来年度の事業展開につきましては、やはり市長が掲げました「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の宣言に基づく、8つの戦略的重点プロジェクトに色分けをしながら、戦略というか、事業を展開していく中で、総合戦略・総合計画の見直しをしていきたいと考えております。

ですので、来年度、当初予算については、柱が変わってくる可能性もあるということで調整をさせていただき、市民の皆さまにもご理解いただきたいと思います。と考えております。

人口ビジョン、現在の考え方というところでありますが、いずれにしても第1次総合戦略を策定する段階から将来を見据えたということで、先ほど言いました国立社会保障人口問題研究所の調査結果をもとにしているということで、そこに落ち込まないというところを現状、把握した中でいろいろな数字、目標数値を設定したというところもあります。

ただ、第1次総合戦略を今まで実施する中でも目標数値自体がちょっと見直されなければ、とても届かないような点も出てきていることは承知しておりますので、今回の人口ビジョンの見直しの中で再度、そのへんは検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○17番議員（野中真理子君）

令和2年の目標達成についての答弁を。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

すみません。

令和2年度の目標につきましては、現在の総合戦略につきましては、毎年度、翌年度の決算が終わった段階で、KPIの見直し等もすべてしていくという予定になっております。柱が変わるかもしれないんですが、令和2年度につきましても、本年度の決算がまとまった段階でしっかりと、そのへんの評価等もまとめた中でお示ししていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、2項目めの情報公開透明性の高い市政についての再質問をいたします。

市長の、このことについてのお考えが情報発信の充実を目指すものであるということは、答弁から理解はできました。しかし、市長が行う、または市が行う情報発信、例えば市長が行うフェイスブックだとかツイッター、または市が全体で行うホームページでの発信というのは、すべてをそこに書いて発信するというのは、なかなかできないものであるし、良し悪しは別としても、そのフェイスブックやツイッターで発信するのは、ある意味で恣意的にならざるを得ないものだと思います。やはり情報が自分として、市長として、または市としての選択の中で情報を発信しているという面が、どうしてもそれはある。別にそれを否定しているわけではなくて、そういうことを市長が積極的にやられることは、もちろん重要ですし、大切だとは思っているけれども、それは市が行う情報発信の、私はある意味で限界だと思っておりまして、そのほかに本当に情報の透明性の高い市政のためには、市が行っているいろいろな会議、またはその経緯、そういうものを常に文書として残して、あとで開示請求とかがあったときに、それを出して、市民が検証できるようにするというところこそが本来の意味での透明性の高い市政に資することだと思います。それは、総務部長が情報公開、それから文書管理についての条例からしっかりと行ってくださったんですけども、その理念達成のためにも本当に行政文書の文書主義とか、そういうことが大切であるので、情報発信と、それから行政文書についての取り扱いというものを改めて市長も考えていただき、この情報公開透明性の高い市政というものをぜひ実現させていただきたいと思います。

例えばの例ですけれども、今、コロナのいろいろなことが、対策会議も含めて様々なことがされていると思います。新聞に各都道府県のコロナ対策の議事録があるのか、ないのか、または公開されているかどうかというのが、何日か前に出たと思いますけど、例えばですけれども、北杜市のコロナ対策のいろいろな会議の議事録、またはその経緯みたいなものは文書として残っているんでしょうか。例えば5万円の現金と応援券がどういうところで出てきた、それからどういう経緯で、それからどういうことが話し合われて議案として出てきた、そういうこと

があとで検証できたり、そういうことができるような文書になっているのかどうかということも含めて、この行政文書の文書主義、それから行政文書の在り方ということを答えていただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

17番、野中真理子議員の情報公開透明性の高い市政についての再質問にお答えをさせていただきます。

私のほうから、例えばということでしたが、コロナ対策の会議録というところでお答えをさせていただきたいと思っております。

コロナにつきましては、「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」の計画段階から内部の打ち合わせ、担当課との打ち合わせ、様々な打ち合わせを行った上で、本部会議であるとか対策本部が必要なときには、そのへんの報告もさせていただいたところであります。

大変申し訳ありませんが、内部の担当レベルの打ち合わせの会議録は大変申し訳ないですが、現在残っていない状況です。コロナの点につきましては、1点、どうしても市内生活圏に感染情報が入った場合については、これまでの考え方というのは、とにかく感染者の保護ということがものすごくあった関係で、会議についても非公開というような部分で進めさせてもらっている部分があります。なので、開示の請求を受けた場合については、一部開示というような取り扱いになるかと思うんですが、公文書として会議録は残っておりますので、開示請求された場合については公開ができるというような状況であります。そんなところでよろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

17番、野中真理子議員の再質問にお答えさせていただきます。

公文書の管理ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、公文書の管理の適正化に関しては、昨日、代表質問の中にも答弁させていただいたんですけども、やはり社会的な要請が高まっているという現実でございます。そういう中で、しっかり公文書についても適切に管理をしていかなければいけないというふうに考えております。

その上で、しっかり情報公開に対しても対応していかなければいけないと思いますし、また対応することによって、行政の活動内容等を市民に説明、また理解をしてもらうということと考えると考えておりますので、しっかり、公文書の管理についても今年も研修を行っております。職員に公文書の管理の徹底については、また定期的に研修を行いながら、しっかり管理、保管、そして情報公開できるような体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

例えばコロナであれば、コロナにかかった方とか、その周辺情報というのは、もちろん個人情報として保護されなければいけない、あとはいろんな配慮をしなければいけないということは分かっております。情報公開条例とともに個人情報保護というのは大事にされなければいけない。それは両輪であるということは、十分分かっているのです、そこも踏まえた上で行政文書の在り方を今後さらにしっかりとした方針のもとでやっていただければいいと思っています。これはお願いです。特に答弁は入りませんので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで17番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月24日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時25分

令和 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 4 日

令和2年第4回北杜市議会定例会（4日目）

令和2年12月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第75号 | 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第76号 | 北杜市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第77号 | 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第78号 | 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第103号 | 市道路線の認定について |
| 日程第6 | 議案第104号 | 市道路線の変更について |
| 日程第7 | 請願第6号 | 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願 |
| 日程第8 | 議案第79号 | 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第9 | 議案第80号 | 令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第81号 | 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第82号 | 令和2年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第83号 | 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第84号 | 須玉全国植樹祭会場跡地公園（みずがき山公園）の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第85号 | 北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第86号 | 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第87号 | アグリーブルむかわ外3施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第88号 | たかねの湯の指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第89号 | 青年小屋外1施設の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第90号 | 道の駅こぶちさわ観光案内所の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第91号 | 北杜市神代公園の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第92号 | 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第93号 | 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）の指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第94号 | 白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について |
| 日程第24 | 議案第95号 | 北杜市明野テニスコート外1施設の指定管理者の指定について |

- 日程第25 議案第96号 北杜市須玉総合体育館外2施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第97号 北杜市高根体育館外1施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第98号 北杜市長坂総合スポーツ公園外1施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第99号 北杜市大泉体育館外2施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第100号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター外1施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第101号 北杜市白州総合運動場外2施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第102号 北杜市武川運動公園外4施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第105号 北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第106号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第107号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第35 議案第108号 工事請負契約の締結について（北杜市立小淵沢保育園建設工事（建築主体）（明許））
- 日程第36 選挙第8号 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第37 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（20人）

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30人）

市	長	上村英司	政策秘書部長	小澤章夫
総務部長		山内一寿	企画部長	清水博樹
健康市民部長		浅川辰江	福祉部長	伴野法子
森林環境部長		宮川勇人	産業観光部長	中田治仁
建設部長		仲嶋敏光	教育長	堀内正基
教育部長		中山晃彦	上下水道局長	大輪弘
会計管理者		板山教次	監査委員事務局長	坂本孝典
農業委員会事務局長		土屋智	明野総合支所長	浅川和也
須玉総合支所長		堀込美友	高根総合支所長	植松宏夫
長坂総合支所長		興水伸二	大泉総合支所長	八巻弥生
小淵沢総合支所長		小泉雅人	白州総合支所長	中山和彦
武川総合支所長		清水能行	政策推進課長	浅川豪
総務課長		加藤郷志	財政課長	加藤寿
人事課長		小澤哲彦	管財課長	末木陽一
商工・食農課長		栗澤忠之	人事課給与担当リーダー	唐澤史明

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	清水市三
議会書記	津金胤寛
〃	進藤修一

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として、条例2件、補正予算1件、契約案件1件が提出されました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 議案第75号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第7 請願第6号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願までの7件を一括議題といたします。

本件につきましては各委員会に付託しておりますので、各委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第75号および議案第76号、請願第6号について報告を求めます。

総務常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○総務常任委員長（福井俊克君）

それでは、総務常任委員会から委員長報告を申し上げます。

令和2年12月24日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

総務常任委員会委員長 福井俊克

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月8日の本会議において付託されました事件を、12月15日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第75号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第76号 北杜市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

請願第6号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願

以上、3件であります。

それでは次に、審査の結果について申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、討論等について申し上げます。

議案第75号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第76号 北杜市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、この2件は質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第6号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願であります。

「当意見書を北杜市議会として出す意味・理由は。」との質疑に対し、「敗戦国を含め、戦争に反対した人々が救われている中、日本だけが謝罪も補償もしていない。全国の市議会や県議会が意見を国会に上げることが重要と考える。県内では旧石和町、旧鰍沢町、旧山梨市が同様の請願を採択し、意見書を提出している。」との答弁がありました。

また、「同様の請願は昭和49年から国会に出されている。現在、対象者は何人いて、どう謝罪するのか。」との質疑に対し、「存命の方は、ほとんどいなくなっている。謝罪をする気持ちをご家族も含め伝えることが重要である。賠償についてもご家族が受け取る方法ではないかと予想している。国家として正式に謝罪し補償していくことが重要である。」との答弁がありました。

次に、「第193回国会で議論されている。大日本帝国憲法下では合法であったとされている。市議会として当時の憲法下でも違法であったとするのか。もしくは悲惨な過去を繰り返さないために意見書を出すのか。」との質疑に対し、「再び繰り返さないという意思を強く込めて表明することが重要と考える。戦後、GHQも関わり、治安維持法は正しいものではなかったとされた。対象者についても将来に向かってその刑の言い渡しを受けなかったとみなすとの結論が出ている。」との答弁がありました。

次に、「治安維持法は悪法とのことだが、その他の見解もあるのか。」との質疑に対し、「戦前のことについては、様々な意見があるが、治安維持法は悪法であったと確信している。他の見解があれば紹介してほしい。」との答弁がありました。

質疑終了後の討論において、「当請願は前議会でも議論を重ねてきた。時代背景など十分理解が深まらなかった。戦争はあってはならないことではあるが、治安維持法は当時の国の情勢の中で制定された法律であり従うしかなかったと考える。多くの国会議員もこの問題に関心があると聞いている。まずは国会および国が考えるべき問題であるため、この請願を採択することに反対する。」との討論がありました。

一方、「治安維持法による弾圧は、国民の思想、信条、信仰の自由に対する侵害および言論、表現、結社の自由に対する抑圧であるばかりでなく、日本国民の全体をひたすら戦争に向かって進ましめる役割を担った。法の犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない。と日本弁護士連合会人権擁護大会で報告されている。北杜市議会として意見書を出すことは国を動かす糧になるため、この請願を採択することに賛成する。」との討論がありました。

一方、「国会で議論されているのか。地元選出の国会議員と話をしているのか。市内に対象者がいるのか等、判断する材料に乏しく現時点での採択に反対する。」との討論があり、起立採決

の結果、可否同数となったため北杜市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長採決で不採択すべきものとなりました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第77号および議案第78号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○文教厚生常任委員長（齊藤功文君）

文教厚生常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

令和2年12月24日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

文教厚生常任委員会委員長 齊藤功文

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、12月8日の本会議において付託されました事件を、12月16日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第77号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第78号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

以上、2件であります。

出席委員は委員長 齊藤功文、副委員長 中山喜夫、委員 神田正人、大芝正和、進藤正文、清水敏行、志村清。

審査結果ですけれども、議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第77号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

「改正に係る計算式は国から示されたものか。」との質疑に対し、「国から示されたものである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「解体のスケジュールとその予算は。今後の活用方法は。」との質疑に対し、「令和3年度当初予算に工事費の計上をお願いしたい。解体工事については、6月の入札を予定している。跡地に体育施設の駐車場の整備を計画している。」との答弁がありました。

また、「以前、長坂町にもB&G海洋センターがあり、同様に廃止を進めていたが、当時の白倉市長がトップセールスを行い、B&G財団から補助金を得て、屋内ゲートボール場へ転換し

たという経緯がある。渡辺前市長は同様のトップセールスを行ったのか。」との質疑に対し、「小淵沢B&G海洋センタープールについては、公共施設等総合管理計画の第1期において廃止という位置付けになっており、計画に基づきB&G財団と協議を行い、老朽化が著しいことと近隣に代替施設があるということで廃止の承認を得た。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第103号および議案第104号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、秋山真一君。

秋山真一君。

○経済環境常任委員長（秋山真一君）

経済環境常任委員会の報告を報告書の朗読をもって、委員長報告とさせていただきます。

令和2年12月24日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

経済環境常任委員会委員長 秋山真一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月8日の本会議において付託されました事件を、12月17日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第103号 市道路線の認定について

議案第104号 市道路線の変更について

以上、2件であります。

次に、議案の審査結果等について申し上げます。

議案第103号 市道路線の認定について、議案第104号 市道路線の変更についての2件は、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第75号 北杜市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等

の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第76号 北杜市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第77号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第78号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第103号 市道路線の認定についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第103号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第104号 市道路線の変更についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第104号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第6号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願に対する討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に対する賛成者、言ってみれば委員長の報告は反対でありますので、原案に対する賛成者の発言を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

請願第6号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、原案に賛成する立場から討論を行います。

治安維持法は、犠牲者は平和を願い、人権尊重と主権在民を唱え、戦争に反対したために逮捕され、拷問による虐殺、獄死という多大な犠牲を受けています。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間、作家小林多喜二をはじめ学者、文化人など逮捕者は10万人、送検された人は7万5,681人、虐殺された人90人以上、拷問・虐待1,600人余り、実刑が5,162人にのぼっております。これは治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟の調べであります。

戦後、治安維持法は日本がポツダム宣言を離脱したことにより、政治目的の弾圧と人道に対する悪法として廃止されました。この法律によって処罰された人々は無罪とされましたが、政府は謝罪も賠償もしていない状況にあります。

皆さんに、今回、NHKがテレビ報道をしています。そしてそのあと「証言 治安維持法」という本を発行しております。この中で2例、具体的な事例について報告をさせていただきます。

皆さんも特高警察というのはご存じだと思いますが、どのような取り調べを受けたのか、ここに記述があります。

14歳の女性、1928年4月に検挙、5月に釈放され、1カ月間取り調べを受けて、現在105歳となられた方です。当時、両親が共産党の幹部、東京での生活は当局の目を避けるため地下生活を余儀なくされておりました。娘は党員の娘とは知らされていなかった。母親と共に警察署に連行される。入口で離される。少女は警察署内で両親の交遊関係などについて執拗な取り調べを受ける。そのときの様子が、「分かりません」「知りません」を繰り返すうち、刑事は怒りに顔を赤くして怒鳴り始め、私の顔を何回も殴る。また、立ち上がり後ろにまわり、腕をねじ上げ、おさげ髪をつかんで引っ張った。また、後頭部をつかんで押し伏せ、私のおでこをぐいぐいと畳に押し付ける。「手を出してごらんないさい」、そうやってテーブルの上に出した私の片手を柔らかく握ったかと思うと、いきなり傍らにある鉛筆を私の指に挟み、大きな手に力を込めて握った。骨が折れるかと思うほどの痛さに、私はわっと泣いた。

この少女の受けた拷問は90年前であるが、心の病として残っております。その娘が爪を切ることを嫌がる。爪を切ると、パチンと切るたびに手を撫でて、「大丈夫、大丈夫」と言わなければ爪を切らせない。ものすごく怖がり、爪を切っていたら、急に手を動かして、逆に手を切ってしまう。この方が大腿骨骨折で手術を受けると、麻酔が切れると特別室に入れられるほど大騒ぎをする。医師から「昔、刑務所か何かに入っていましたか」と聞かれ、90年経ってもフラッシュバックする。こうした事例であります。

その次は1933年、長野県で起きた二・四、2月4日から7カ月間、農民運動や労働組合の関係者約600人の検挙者のうち、教員が200人以上含まれる、いわゆる「教員赤化事件」が起きております。

その1人、当時26歳の方の日記が残っております。この先生は、子どもに慕われて、家でご飯を食べられない生徒を自宅に連れてきて、一緒に食事をする。教師になって6年目、独身で、実家を離れて勤務先の学校近くの下宿に住んでいた。夜明け近く、眠っていた部屋に突如

として警察官が踏み込んできた。一日で釈放されたが、学校には戻ることは許されず、農家の両親が住む実家で謹慎を命じられる。突然、犯罪者にされる。本人は治安維持法違反の心当たりはまったくない。共産党に入ったこともなく、党員すら知らなかった。

検察や特高の資料を確認すると、共産党とは無関係の人の検挙こそが多い。二、四事件など6年間に検挙者5万3,474人のうち共産党員は1,837人。わずか3.4%に過ぎない。当時、治安維持法が改正され、国体変革者の刑罰を10年以下からの懲役から極刑に変えた「目的遂行罪」の規定で、共産党に所属していない人でも、党の目的を手助けする何らかの行為をしていれば罰することはできました。人間の思想を取り締まることに重きを置いた、共産党ではないが、入党もしていないが、いろいろ命令されて活動している者、共産党と思想を同じくする、そうしたところで処罰するものであります。

その後、校長先生らに指導されて、仲間から教わった社会主義的な考えを「軽薄な言説」と切り捨てるようになりました。

当時、1930年代後半、日本は不況の出口を求め旧満州に進出する移民政策、いわゆる「満蒙開拓団青少年義勇兵」を募りました。長野のこの先生、この義勇軍に児童を送り出すよう、学校ごとに人数が割り当てられて、農家を訪問して説得にまわる。非常に大変だったんだが、それに協力した。事件後、国に逆らってはいけない、国の言うことは正しい、そのことを自分に言い聞かせての行動でありました。

長野県では、こうした中で、全国で一番多く、6,216人の少年を満州に送っております。国策に協力したが、戦後、引揚者が戻り、自分の説得で満州に赴いた少年たちが命を落としている。亡くなっていることを聞き、「満州に 憧れて果てし 少年に わが教えたる 三人まじり」と、亡くなる4年前にこうした死を悼み歌を詠んでおります。戦後、その先生もずっと心の傷を負っていたということが分かります。

こうしたことが治安維持法によって行われた、戦争に駆り立てられたということであり、深い反省が必要だと考え、意見書の提出がぜひ必要だと考え、賛成する立場であります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

請願第6号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願につき、委員長報告に賛成し、原案に反対をする立場で討論を行います。

この請願は、前議会でも議論を重ねてきたところであります。残念ながら時間の経過などから当時の時間背景など十分に理解できないことが多い請願で、非常に難しい請願であったことで継続審査を重ねてきたと理解しているところであります。

戦争は絶対にあってはならないことでありますし、また二度と起こしてはならないと、このように私も考えていますが、当時の国の情勢の中で制定された法律であったと考えております。

法律が制定された時代に反戦などを叫び、処罰された方々のことを現在の、われわれの今の社会の中で考えると誠に複雑な思いであります。当時は法律に則った対応であったことでもありますので、その法律に従うしかないと考えております。

この件につきましては、100名超の国会議員の先生方が賛同しているとの紹介があったわ

けでございます。われわれ以上にこの問題を調査・研究をして理解をしている国会議員の先生方に判断をしていただくことが、私は最善であると考えます。

よって、請願第6号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願に反対をいたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

請願第6号「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、この請願の私、紹介議員として原案に賛成、つまり不採択とした総務常任委員長報告に反対し、採択すべきだという立場で討論します。

なお、今、井出議員からも紹介がありましたけど、この請願、同じ趣旨の請願は前の議会で2年余りにわたって審議をされて、ずっと継続、そして最終の9月議会で結論が出ないまま廃案扱いになっていたものです。改めて、新しい議会で請願が同じ趣旨で出されているものです。

そして今回、一度の委員会で結論が出て、採決がされて、今回初めて本会議で審議をされて結論が出るわけです。すべての議員に賛否が問われる。新しい議員の皆さんを含めて。そういう意味で市民が大変注目している案件だと私は思います。

討論に入ります。

戦前の天皇制政治の下で、今では当たり前の主張であります現憲法の大原則である主権在民や戦争反対を主張した国民を犯罪者として捉え、虐殺、獄死を含む多大な犠牲を国民に与えた治安維持法が思想そのものを犯罪とした悪法として断罪をされて、廃止されたことは当然です。先ほど清水進議員が、その悲惨さを紹介していました。

だからこそ、悪法だったからこそ、弾圧された犠牲者に対して、将来にわたって、その刑の言い渡しを受けなかったものとみなすとされたわけであります。しかし問題は、戦後75年にわたって、犠牲者には国から何の謝罪も損害の賠償もしてこなかったということです。その点で諸外国との違いは本当に驚くばかりです。

紹介するとドイツではナチスの犠牲者15万3千人の方に対して、年間80万円の年金を支給しています。韓国では、日本の植民地支配と戦った犠牲者を愛国者として表彰しています。そして月16万円の年金を出しています。アメリカでは、30年も前に大統領が正式に謝罪をして6万人に、これは年金ではありません。6万人の方に1人、その当時250万円を賠償しているということです。

常任委員会の審議の中で再三、私、強調しましたが、すでに戦後75年が過ぎて、犠牲者の多くは亡くなっています。遺族の皆さんなどが、その悔しい思いを引き継いでいるとはいえ、犠牲者の名誉回復、そして謝罪、賠償が急がれると思います。全国の地方議会からは山梨からの3議会を含む400を超える議会からの意見書が国に提出されています。北杜市議会もこれに加わるべきだと強く訴え、不採択とした委員長報告への反対討論とします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に反対者の発言を求めます。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

請願第6号につきまして、委員長報告に賛成、また本請願につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、これは総務常任委員会の審査におきまして、不採択でございます。総務常任委員の皆さまは、個別にも、また委員会におかれましても、これにつきまして真摯に向かい合い、結論を出したものでございまして、その結論に対しましては尊重すべきだと鑑みるところでございます。

治安維持法国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書でございますが、私は恒久平和を願う国民の一人でございます。戦争は痛ましいことであります。日本は残念ながら敗戦をしたわけでございますが、この敗戦によりまして、東京裁判やポツダム宣言によりまして、今の日本の国家がスタートしたわけでございます。多くの皆さまが苦渋をなめた戦争でございました。私の父も、私の叔父も戦争に向かいました。私の知り合いも満蒙開拓団の少年兵として満州の地に行きました。独房で亡くなった方もいらっしゃいます。

そして、では、亡くなったその人たち、現存する人たちのすべての皆さまが今、本当にこの国家賠償を求めているのか、国に謝罪を求めているのかはなかなか判断がつかないものだと思っているところでございます。

徴用工問題もでございますが、中国に至っては日本に戦争責任を科さなかった。ドイツは多くの戦争責任を科されて、ドイツの国家が再生するまでにはかなり時間がかかりました。

日本はアメリカという国の、またGHQにより世界で一番、平和の国を、理想国家を目指すべき憲法が制定され、それに基づいて、今、われわれがこうやっているわけでございます。

歴史的な総合的な見地に立ちますと、本当にその時代に治安維持法、不敬罪によりまして命を奪われたり、また人格を否定されたり、また人権を阻害された行為については、これは許すべきものではございませんし、それは東京裁判において1つの区切りが付いたわけでございます。その後、多くの皆さまは戦後の復興に向かったわけでございます。

これは謝罪と賠償を行う治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書でございますから、これにつきまして、私としては非常に判断が難しいところでございます。それはなぜか、国際的な今の日本社会において、これを自国のみにした場合につきましては、おそらく国外からの、さらなる賠償も求められるやの可能性もあるわけございまして、軽々にこれをよしという判断は非常に難しいわけでございます。日本は、すべての国民が国民健康保険、また年金の恩恵にあずかっております。ほかの国につきましては、国民健康保険という保険制度や、また年金制度というのがない国もあります。

亡くなった皆さまは、多くの国民の皆さまが一律に平和な社会を目指すため、願って、日々暮らされたと思っております。その皆さまの思いや、また今なお苦しんでいる皆さまの思いを思い浮かべますと、たしかに非常にここを判断するのは難しいわけでございますが、北杜市議会として意見書を提出するのにつきましては、残念なことでございますが、私としては以上の理由によりまして賛成をすることができません。

以上の理由によりまして、請願第6号については反対をさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

請願第6号の採択に賛成の立場で討論をさせていただきます。

治安維持法も優先保護法も当時は適法の名の下に、苦しみ、不当な扱いを受けた方たちがいるわけです。後世にいる私たちは、それをどのように判断するか、当時は適法であったということで見過ごすのか、または歴史をしっかりと検証して、どのように自分たちの立場、また行動をしていくかということが、私は大変重要ではないかと思います。

世界に目を向ければ、現在、香港は香港国家安全法の名の下に言論の自由が奪われている。私たちはそれを目の当たりにしているわけです。請願は北杜市議会に対して、市議会議員の一人ひとりがどうこれを判断するかということを、それをしてもらうために市民の方たちがあげてきたものだと思えます。

私は、この請願に対して議員一人ひとりがどう判断するか、それを明らかにする、非常に大事なものだと思っております。私はそういう意味で、私自身はこの請願第6号、採択に賛成いたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

私は、反対という立場で討論させていただきます。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書についてなんですけども、今回、僕も戦争を知らない世代として、私、知る機会となりまして、本当に勉強になりました。そして、また請願を紹介された志村議員からお薦めいただいた、先ほど清水議員が見せていただいていた本も購入させていただいて、読ませていただきました。本当にぞっとするような内容が書かれておりまして、本当に今、そういった時代があったんだということが本当に驚きましたし、また今あるこの平和というのは、そういった時代の歴史の犠牲者のもとにあるんだなというふうに思ひまして、また決して忘れてはならないことであると感じました。

歴史の教訓として、戦争を繰り返してはならないということは強く感じるんですけども、今回の請願について、僕も調べたりもしました。そして治安維持法は当時、大日本帝国憲法時代に適法として制定されたものであり、また、その法による違反者に対する拘留、拘禁については、当時は適法であり、またその法の違反に対する罪にかかる刑というものの執行についても、当時、適法に構成された裁判によって、ちゃんと言い渡された有罪判決であったものというふうに国のほうにも確認をしました。

そして、違法があったかどうか認められないので、現在に至っているんですけども、国に損害賠償を求めるべき、今、理由はなく、そして謝罪する必要もないというのが今の憲法なんですけども、なので私もそういうふうに思いますし、一般的に現在の日本国憲法の施行以前のものに関しての違法な公権力の執行については、国に国家賠償責任がないということが判例として確定しているそうです。

なので、私も総務常任委員会の委員として議論したわけなんですけども、その中で北杜市民の中にそういった該当者がいるかどうか分からないという話もありましたし、またこの報告書にも書かれているんですけども、国で議論されていることであり、またこういった地方議会で議論することではないとも思います。また、請願を出すのは、そういった歴史を繰り返さないというような趣旨もあるということを委員会でも聞いたんですけども、であるならば国に損害賠償を求めるような意見書ではなく、またそういった趣旨の意見書を出すというのが筋なんではないかなと私は思いました。そういった意味で、私は反対というふうにさせていただきます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

請願第6号 「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」の提出を求める請願について、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

12月15日に行われました、総務常任委員会の審査を傍聴いたしました。その際、紹介議員からは全国で2,700ほどの地方議会のうち407議会で採択され、意見書を国へ提出している。対象者は10万人を追跡調査して、今、当時20歳の人が戦後75年経過した中で95歳となり、子どもや孫、家族の問題になっている。北杜市の対象者については、詳細は分からない。また、地元の国会議員との意見交換はしていない。そして、合併前の石和町、鯉沢町、山梨市で採択されているという見解が示されました。

治安維持法は廃止され、この法律によって処罰された方は無罪となりました。この間の賠償については、課題も多く非常にデリケートな部分もございます。先ほど皆さまの諸々のお話の中に、たくさんの課題を生み出すこともありました。

現在の自治体の状況では、甲府市をはじめ継続審査のところもあります。また、すでに不採択になったところもございますが、継続審査というところが多いように感じております。

また、かなり以前になりますが、札幌市議会のように党派を超えた議員や、それから市民とともに意見書を提出しているところもございます。

請願に対する慎重な審査が必要だと考えていまして、新しく選出された議員も数多くいる中で、私としては今回、継続審査を望むところでありました。しかし、委員会での決定がございまして、委員会の皆さまには慎重審議をさせていただいているというふうに強く感じているところでございます。委員会の意見を尊重すべきではございますが、以上の理由で原案に賛成いたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

こちらの原案につきましては、反対という立場で討論をさせていただきます。

先ほどご説明もありましたけれども、私も戦争につきましては、戦争を知らない世代ではございますけれども、いろいろな経緯、また今ではネットですとか、そういったところで、その悲惨さ、また体験というところを今、生きていらっしゃる方から学ぶ機会もあり、そういうも

のに参加させていただいたこともあり、こういうものは繰り返してはならない、それは非常に私の中の思いでもございます。

今回、提出された請願について、委員会内でも質問もさせていただきました。意見書を出すにあたっては、この市議会から出す理由がやはり必要かと思います。その中で、国家のこと、そういったものは、やはりわれわれも地元の国会議員さんに選挙というものを通じて負託しているという一面もございます。ですので、その中でそういった方々と議論や討論、意見交換が交わされているかどうかというところも知りたかったということで、確認をさせていただきました。

また、市議会の在り方というものは国に対してももちろんそうですけれども、第1に北杜市の市民に有益なことなのか、市民のためになるかということも優先して考えなければならないかと思います。

その中で現在、この北杜市において、賠償の対象となる方がいらっしゃるですとか、そういったところのエビデンスというもの、理由というところがまだまだ、これにつきましては、議論ですとか、討論が必要だと思い、今回のこの原案に、請願に対しましては反対ということで討論をさせていただきます。

以上となります。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから、請願第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決をいたします。

請願第6号を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、請願第6号は総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（加藤紀雄君）

再開をいたします。

日程第8 議案第79号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

議案第79号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,451万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を372億6,230万8千円とするものであります。

6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正であります。

まず、追加としまして、7款1項商工費、企業誘致・立地活動推進事業455万4千円につきましては、誘致企業の工場新設に伴う水道配水管等の整備について、年度内での完了が見込めないこと。

8款2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（改築）8,296万5千円につきましては、市道浅川線道路改良工事において使用する資材の製作に不測の日数を要すること。

10款3項中学校費、中学校施設整備事業3億4,709万6千円につきましては、中学校トイレ改修事業について、全体工期から年度内での完了が見込めないこと。

11款2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業1,200万円につきましては、市道須玉小尾12号線、和田橋災害復旧工事において関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内での事業完了が見込めないことから、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次に変更といたしまして、8款2項道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業（修繕）につきましては、トンネル長寿命化修繕において使用する照明設備の資材の製作に不測の日数を要することや橋梁長寿命化修繕において関係機関との協議に不測の日数を要することから、年度内完成が見込めず繰り越しとなる事業費、合計4,300万円を増額変更するものであります。

その下の第3表 債務負担行為補正であります。文書管理システムの更新業務について委託契約を締結することについて、本年度中に選定作業を進める必要があることから、令和3年度までの期間で、限度額を1,660万円とする債務負担行為を設定するものであります。

次に7ページの第4表 地方債補正をご覧ください。

変更としまして、合併特例事業債を2,980万円減額し、限度額を7億2,360万円とし、過疎対策事業債を1億6,290万円減額し限度額を4億4,190万円とし、学校教育施設等整備事業債を1億4,390万円減額し限度額を1億4,820万円とし、地域活性化事業債を400万円増額し限度額を8,190万円とし、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を2億8,600万円増額し限度額を4億9,650万円とし、緊急自然災害防止対策事業債を300万円増額し限度額を4,930万円とそれぞれ設定し、補正後の限度額の合計を37億2,610万円とするものであります。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

まず11款1項地方交付税につきましては、普通交付税を717万2千円増額し、補正後の額を95億495万6千円とするものであります。

15款2項国庫補助金7億5,398万5千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金や公立学校施設整備費補助金、農村地域防災減災事業補助金、埋蔵文化財発掘調査費補助金などであります。

16款1項県負担金2,048万4千円の増額は、県営土地改良事業の実施に向けた埋蔵文化財発掘調査に対する県負担金であります。

同款2項県補助金1,196万2千円の増額は、農業振興を図る農業者を支援する未来を拓くやまなし農業応援事業費補助金、活力ある水田農業支援事業費補助金であります。

18款1項寄附金2億円の増額は、ふるさと納税寄附金であります。

19款2項基金繰入金7億3,573万1千円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とふるさと納税寄附金の計上に伴い、まちづくり振興基金繰入金と公共施設整備基金繰入金をそれぞれ減額するものであります。

最後に22款1項市債4,360万円の減額は、過疎対策事業債の第一配分や中学校のトイレ改修事業への国庫補助金の内示等により合併特例事業債、過疎対策事業債、学校教育施設等整備事業債および防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の精査を行ったほか、企業誘致立地活動推進事業の財源として地域活性化事業債を、また林道維持事業の財源として緊急自然災害防止対策事業債を計上するものであります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

2款1項総務管理費9,933万6千円の増額は、ふるさと納税寄附金の増額が見込まれることに伴い、返礼品やポータルサイトの利用料等を増額する地域づくり交流費などであります。

3款1項社会福祉費290万3千円の増額は、介護保険特別会計への繰出金などであります。

同款2項児童福祉費1,192万5千円の増額は、子ども・子育て支援交付金の事業費確定に伴う国庫返還金であります。

4款1項保健衛生費1,041万円の増額は、峡北広域行政事務組合のごみ処理負担金であります。

6款1項農業費3,254万円の増額は、農業振興を図る農業者を支援する農業振興事業費や転作作物の転作拡大、支援などを行う水田農業構造改革対策事業費、ため池での防護柵を整備する団体営土地改良事業費であります。

7款1項商工費455万4千円の増額は、誘致企業の工場新設を支援する企業対策事業費であります。

9款1項消防費641万3千円の増額は、峡北広域行政事務組合の常備消防負担金であります。

10款1項教育総務費2,367万6千円の増額は、来年度から中学校で使用する教師用指導書やICT教育の推進を図るため、主要5教科のデジタル教科書を整備するものであります。

同款4項社会教育費2,276万2千円の増額は、埋蔵文化財の発掘調査を行う埋蔵文化財調査事業費であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(加藤紀雄君)

日程第9 議案第80号 令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長(浅川辰江君)

議案第80号 令和2年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ423万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億3,028万3千円とするものです。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入についてであります。

3款2項国庫補助金170万円の増額は、介護保険事業費補助金であります。

7款1項一般会計繰入金253万7千円の増額は、一般会計繰入金であります。

続いて、歳出についてご説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費423万7千円の増額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費であります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第10 議案第81号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川健幸市民部長。

○健幸市民部長（浅川辰江君）

議案第81号 令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、塩川病院、甲陽病院におけるマイナンバーカードを活用した保険証のオンライン資格確認導入に向けた整備を行う経費を補正するものであります。

予算書1ページをお開きください。

第2条、令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算、第4条、本文、括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,986万3千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,991万9千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする」に改め、令和2年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）第2条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次の

とおり補正するものであります。

先に起債の変更の説明をさせていただきますので、2ページをお開きください。

変更としまして、塩川病院医療機器等整備事業は160万円増額し、限度額を1億2,580万円とし、甲陽病院医療機器等整備事業は500万円増額し、限度額を2億5千万円とそれぞれ改めるものでございます。

申し訳ございませんが、1ページにお戻りください。

中段となります。収入、第1款第1項企業債660万円の増額は、起債の借り入れであります。

第2項補助金190万2千円の増額は、医療提供体制設備整備費交付金であります。

支出、第1款第2項建設改良費855万8千円の増額は、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認導入に向けたシステムを整備するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第11 議案第82号 令和2年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

大輪上下水道局長。

○上下水道局長（大輪弘君）

議案第82号 令和2年度北杜市水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、市が行う企業誘致立地活動推進事業において、上水道整備が必要なため、補助金を受け水道本管の布設工事を行うため、令和2年度北杜市水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入ですが、1款5項他会計補助金は455万4千円の増額。

支出であります、1款1項建設改良費は455万4千円の増額であります。

以上が議案第82号の説明となります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第12 議案第83号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定についてから日程第31 議案第102号 北杜市武川運動公園外4施設の指定管理者の指定についてまでの20件を一括

議題といたします。

内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

議案第83号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の管理について、指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称 北杜市北の杜聖苑

指定管理者となる団体の名称等 名称 株式会社宮本工業所

所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第84号 須玉全国植樹祭会場跡地公園（みずがき山公園）の指定管理者の指定についてであります。

恐れ入りますが、以下、提案理由につきましては、議案第83号と同様でありますので、省略させていただきます。

公の施設の名称 須玉全国植樹祭会場跡地公園

指定管理者となる団体の名称等 名称 増富特産品出荷組合

所在地 山梨県北杜市須玉町小尾8862番地1

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第85号 北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 北杜市オオムラサキセンター

指定管理者となる団体の名称等 名称 特定非営利活動法人自然とオオムラサキに親しむ会

所在地 山梨県北杜市長坂町渋沢910番地

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第86号 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 小淵沢町有機肥料供給センター

指定管理者となる団体の名称等 名称 小淵沢町有機物流通組合

所在地 山梨県北杜市小淵沢町下笹尾114番地147

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第87号 アグリーブルむかわ外3施設の指定管理者の指定についてであります。

公の施設の名称 アグリーブルむかわ

武川町市民農園・体験農園施設

武川町滞在型農園施設（コテージ）

武川町市民農園等管理棟

指定管理者となる団体の名称等 名称 株式会社ファーストアッセント

所在地 山梨県北杜市須玉町若神子新町1205番地25

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第88号 たかねの湯の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 たかねの湯

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社ダンロップスポーツウェルネス

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番1号

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

続きまして、議案第89号 青年小屋外1施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 青年小屋

権現小屋

指定管理者となる団体の名称等 名 称 有限会社八ヶ岳青年小屋

所在地 山梨県北杜市小淵沢町8881番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第90号 道の駅こぶちさわ観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 道の駅こぶちさわ観光案内所

指定管理者となる団体の名称等 名 称 一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント

所在地 山梨県北杜市高根町清里3545番地4559

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第91号 北杜市神代公園の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市神代公園

指定管理者となる団体の名称等 名 称 神代桜保存会

所在地 山梨県北杜市武川町山高2634番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第92号 明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 明野町農村公園直売所施設

指定管理者となる団体の名称等 名 称 有限会社アグリマインド

所在地 山梨県北杜市明野町上手13777番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第93号 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町農林水産物直売・食材供給施設

指定管理者となる団体の名称等 名 称 有限会社八ヶ岳農産

所在地 長野県茅野市金沢549番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第94号 白州町農産物加工施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 白州町農産物加工施設

指定管理者となる団体の名称等 名 称 農事組合法人味の里はくしゅう

所在地 山梨県北杜市白州町白須1291番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第95号 北杜市明野テニスコート外1施設の指定管理者の指定について

であります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市明野テニスコート

北杜市明野多目的屋内運動場

指定管理者となる団体の名称等 名 称 株式会社トミオカテニス

所在地 山梨県甲府市善光寺町2999番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第96号 北杜市須玉総合体育館外2施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市須玉総合体育館

北杜市須玉穂足スポーツ公園

北杜市須玉のろしの里ふれあい公園

指定管理者となる団体の名称等 名 称 有限会社北杜緑化

所在地 山梨県北杜市須玉町若神子新町222番地1

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第97号 北杜市高根体育館外1施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市高根体育館

北杜市高根総合グラウンド

指定管理者となる団体の名称等 名 称 AQUA・NTM共同事業体

所在地 山梨県北杜市高根町清里3545番地5

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第98号 北杜市長坂総合スポーツ公園外1施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市長坂総合スポーツ公園

ながさかげんき百歳センター

指定管理者となる団体の名称等 名 称 AQUA・NTM共同事業体

所在地 山梨県北杜市高根町清里3545番地5

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第99号 北杜市大泉体育館外2施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市大泉体育館

北杜市大泉格技場

北杜市大泉屋内ゲートボール場

指定管理者となる団体の名称等 名 称 一般社団法人北杜市体育協会

所在地 山梨県北杜市大泉町谷戸1915番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第100号 北杜市小淵沢総合スポーツセンター外1施設の指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市小淵沢総合スポーツセンター

北杜市小淵沢東スポーツセンター

指定管理者となる団体の名称等 名 称 八ヶ岳スポーツトレーニング倶楽部

所在地 山梨県北杜市小淵沢町2161番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第101号 北杜市白州総合運動場外2施設の指定管理者の指定について
であります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市白州総合運動場

北杜市白州ふるさと交流センター

北杜市白州体育館

指定管理者となる団体の名称等 名 称 特定非営利活動法人八ヶ岳北杜グランデフット
ボールクラブ

所在地 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3332番地1555

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

続きまして、議案第102号 北杜市武川運動公園外4施設の指定管理者の指定についてで
あります。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市武川運動公園

北杜市武川テニスコート

北杜市武川体育館

北杜市武川弓道場

武川多目的屋内運動施設

指定管理者となる団体の名称等 名 称 武川スポーツ公園管理組合

所在地 山梨県北杜市武川町新奥1112番地

指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

以上、指定管理者の指定についてのご説明となります。よろしくご審議の上、ご議決いた
だきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂多枝子君。

議案名を述べてから質問をお願いします。

○18番議員（保坂多枝子君）

議長、ちょっとお聞きします。

全体に関わることでございますので、一つひとつというところもあるんですが、一括の中で
質問してもよろしいでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

はい、どうぞ。

○18番議員（保坂多枝子君）

この指定管理につきましては、先日の全員協議会でも説明がございました。その指定管理の
選定について、いくつか質問させていただきたいと思います。

選定の方法は、公募による施設で複数のものの申請があった場合については、採点方式、公

募による施設で1社のみの申請であった場合には、または公募によらない施設については採点方式によらないで、指定管理候補者として妥当な団体を選ぶとしております。

採点におきましては、書類審査および面接審査を行い、審査基準項目ごと、1点から5点の間で採点し、1つ目、合計の総評価点が最高得点であり、かつ2つ目、委員ごとの最高点、最も適切であるが比較的多数の申請者を指定管理候補者として妥当であるかを総合的に審査する。1と2に矛盾が生じた場合は2を優先させる。また、選定委員は第1分科会6名、第2分科会6名の12名で行われ、審査は分科会審査終了後、選定委員会に選定結果を諮り、付託意見等を集約し、最終的な候補者としての選定を行うとあります。

今回の審査会では欠席者が通してありました。審査について、ちょっと質問させていただきます。

欠席者の扱いなんですが、この資料を見ますと7月13日に行われた第2回委員会では、第1分科会で4施設が審査され、そのうちの3施設は1人欠席、要するに5人で審査です。1施設は全員6人で審査されています。また、第2分科会では、5施設すべてにおいて1人欠席、つまり5人で審査されています。審査結果も当日、協議されていて、11人で協議されたというふうに感じています。

次に7月22日に行われた第3回の委員会では、第1分科会は6施設が審査され、全員出席しています。第2分科会では4施設が審査され、1人欠席で5人で審査され、当日審査結果に基づく協議がされている。

また、8月7日に行われた委員会では第1分科会は1人欠席、つまり5人。第2分科会は全員出席で審査され、同じく同日審査結果に基づく協議がされているとあります。

ここでお聞きしたいんですが、審査は書類審査か面接審査とあり、欠席者の評価点というのはどのようになっているのでしょうか。

欠席者の評価が審査評価に加わっているとすると、審査はどのように行ったのか。審査に加わっているとしたら、欠席者扱いではないと思いますが、そのことについてお聞きます。

また、7月13日の第1分科会は1施設のみ6人で審査しています。あとはすべて第2分科会も含め、1人欠席の5人で審査しています。第1分科会、第2分科会ともに欠席者が1人いたという判断でよろしいでしょうか。

次に分科会の欠席者は、選定委員会、最終的な協議会ですね、それにも欠席しているということでしょうか。選定委員会は、欠席者の意見がしっかりと反映されているのかどうか、お聞きます。

それと選定委員は候補者を決める大事な責務があると思います。21、今回選定をする中で、13の選定が欠員がいる中で行われております。日程とか、ほかに何か工夫ができなかったかお聞きしたいと思います。

また、北杜市長坂スポーツ公園、ながさかげんき百歳センターの指定管理についてでございますが、個別になりますが、一括ということでお願いいたします。

選定された指定管理候補者は、選定結果の報告書によると総合評価点の合計点で高い評価を得たとありますが、次点の申請者とは3点という僅差でありました。この次点の申請者は、この所見には魅力あるアイデアが見られたが、施設全体の管理面にやや不安がある。新しい体制に期待してみたい。ネームバリューによる集客で活性化ができる可能性あり。新たな視点での経営を期待したいという所見が付されております。非常にここは審査も大変だったと思います。

次点の申請者、ならびに指定管理者の概要をお知らせいただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

保坂多枝子議員の指定管理者の指定に対します、ご質問にお答えをさせていただきます。

何点もいただきましたので、すみません、順次、説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、欠席者の評点がどうなっているのかというような質問でございました。

まず、北杜市指定管理者候補者選定委員会の設置要綱に基づきまして、選定作業を行っておりますけれども、設置要綱で、その選定委員会の開催のことが決まっております、参加者の半数以上で、その選定委員会が成り立つという要綱になっておりますので、基本的に欠席者がいても、この選定委員会は成り立っているということです、ご理解をお願いしたいと思います。そういうことでございますから、欠席者の評価点は加算、加点されておられません。

次に2番目ですけれども、欠席者の評価が審査に加わっていないとするということでございますけれども、これにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、欠席者の評価が加わっておりませんので、審査内容には影響がないということでございます。

続きまして、7月13日の分科会が第1分科会6人、第2分科会は1人欠席ということであったということであります。欠席者がいたかということでございますけれども、これにつきましては、第1分科会につきましては、午前中の審査について1名の欠席の委員がおりまして、5名で審査をしております。また、午後からは審査に、その1名の欠席者が出席いたしましたので、午後からの審査については6名の委員で審査を行いました。

第2分科会については、終日1名の欠席者がおりましたので、5名での審査となっております。その後、全体での審査については1名欠席ということで、11名で審査を行っております。

次に全体の選定委員会で欠席者の意見が反映されているかということでございますけれども、これにつきましても、設置要領で欠席者があっても成り立つということになっておりますので、当日、どうしても都合が悪く欠席された委員については、基本的には、出席した委員に一任されているということで、特に審査等には意見は反映していないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

次に選定委員で、候補者を決める大事な責務であり、21の選定する中で13の選定の欠席者がいる中での審査で、日程変更等、対応できなかったのか、工夫ができなかったのかというご質問でございますけれども、委員の皆さんも重責を十分認識している上で、日程調整をいただいております。これについては、最初の会議で、どうしても委員の、できるだけ全部、出席してもらうように、日程調整を最初に1年間のスケジュールを組ませてもらう中で日程調整をさせていただきました。さらに、会議があるごとに次の会議の日程を再度確認し、できるだけ委員が欠席しないように調整をする中で行っておりますので、これについては、どうしても要綱の中でやっているということで、完全に100%、出席ということが、得られればいいんですけれども、それができなかったところについては、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、北杜市長坂スポーツ公園、ながさかげんき百歳センターの指定管理の次点の申請者、ならびに候補者の概要ということでございますけれども、これにつきましては、本当に僅差で

の結果となりました。非常に委員も悩み悩み、結果を、まず分科会で2者の候補者でございすから、得点制で行いました。

まず、書類審査ということで、書類については初日にすべて委員のほうに配らせていただく中で、内容確認をしていただいております。また、当日は分科会に分かれての審査でございすけれども、分科会の冒頭で、その書類の内容について所管課に確認を行い、そのあと提案者、応募者からプレゼンをいただく中で、応募者のご意見を聞き、それぞれ点数を付けている状況であります。

その中で、分科会ではまず次点者については、日本とブラジルの交流やサッカーの著名な方が会社に加わっているということで、そのサッカーを通じた、日本とブラジルの架け橋や、またサッカーを使ったいろいろな新しい事業についての提案があり、非常に委員の皆さまも、その未来の可能性というか、その施設の活用の可能性については、非常に期待を持ったところであります。

一方、指定管理候補者については、今までこの施設の管理を行っている会社ということもあり、これまでの実績に基づき、管理の工夫とか管理について積極的なご提案をいただいたところでもあります。

この結果、この未来の可能性をよしとした委員、未来の可能性に対して次点者に最高得点を付けた委員が2名、また管理の確実性ということで、やはりその管理を重視し、候補者に得点を付けた委員が2名おまして、得点的には2対2でございました。あと1名の方、5名の委員のうち1名の方は、内容は項目によって点は違ったんですけれども、合計点として同点を付けました。どちらも選べないというか、内容は違うんですけども、それぞれ評価したら同点になったということでございます。

その結果として、最高点を付けた、候補者としては、両方1点ずつ入れまして、3対3という全協の資料に示したとおりのことにさせていただきました。ですので、委員の数では決められませんので、内規で決めました得点の高いほうを候補者にするということで、3点という僅差ではありますけれども、一応、事務局としてはそういう結果を発表させていただきました。

当然、僅差であり、委員の皆さまも非常に意見が割れたということで、第2分科会としましては、そのあと本当に協議をする中で、その未来の可能性にかけるのか、施設の安全な管理にかけるのかと非常に議論をしたわけですけれども、第2分科会としては、やはり大変広い、大きな施設ですので、しっかり管理をしていただくほうにお願いしたいと。また、そういう新しい取り組みについては、その指定管理者候補者にもそういう取り組みを検討していただきたいという意見をまとめて、分科会の意見とさせていただきました。

そのあと、に分科会の部長のほうから全体会議でも、その内容を報告させていただく中で、全体会議でもやはり同じような、全員で議論をしまして、どちらを取るのかと非常に難しい選択ではありましたが、やっぱり施設の安心な管理の結果を取りたいということで、最終的に指定管理候補者、今、お願いしている候補者の選定となったということでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございました。今のご説明で、ずいぶん苦労されたということが分かります。

先ほど、要綱のところで半数以上が出席すればという、要綱の中で開催ということでございますので、問題はないと思いますが、今回は非常に僅差であったと。非常に難しい審査であったということで、例えば6人で審査するべきものが5人であった。それがまた、いろいろな人間生身ですからいろんな事情もあるでしょうし、ご都合もあると思いますので、欠席ということはやむを得ない場合もあると思います。5人で審査した、4人で審査した、過半数ですから、最低4人になると思いますが、このときの審査が例えば休んだ方の得点が逆になるという可能性もあるわけです。そんな中で決められた規則の中でした審査でございますので、その点については今回、言及することもないんですが、すごく極端できつい言い方なんですが、恣意的に休むとか、そんなことは決してないと思います。でも、そういうふうな結果が出るときもあるんじゃないかなと懸念がされるわけですね。選定委員の方は、本当に事前にこんな、すごく厚い書類を渡されて、何日もかけて何時間もかけて、その中の審査をされているということも承知しておりますので、私どもは、審査過程とか、審査の結果というのを重要視しています。それで議会でも承認をするという形を取っておりますので、こういったケースが1つ生まれたということで、しっかりしたルールづくり、要綱の中でも検討の課題になったのではないかと思います。

決して、私が申し上げているのは、指定管理を取った方がどうかこうとかという問題ではなくて、ちょっと疑義が残るような過程の説明でしたので、しっかりそこをお聞きしたいというふうに思ったところです。本当に逆転の可能性があるんじゃないかというふうな、一般的に思うとありましたので、非常に3点という僅差は今回重かったというふうに思います。選定するところも大変だったと思いますので、今のような経過も踏まえて、私の疑義も踏まえて、また検討をしていただきたいと思います。

そして今回のことは、欠席者を除く11人でしっかり協議をされたということでございますので、そのことも理解していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

先ほども内容につきましては、るる説明をさせていただきましたけれども、審査に欠席という理由もいろいろありますけれども、基本的に私ども選考するときに本当に公平な方を選んでいくつもりでおりますので、そのへんの心配はないものと考えております。

いずれにしても、今後もそういう欠席者が出ないような形で、できるだけ日程調整をして、しっかり対応していきたいと思っております。

また、繰り返しになりますけれども、最終の選考委員会のほうで、そのときの参加者全員で再度協議をしているということは行っておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

質疑を何点かさせてもらいますが、議案第88号 たかねの湯の指定管理者の指定について、先ほど保坂議員も指摘しております議案第98号 北杜市長坂総合スポーツ公園外1施設の指定管理の指定について、そしてもう1点、この候補者の選定につきましては、漏れたわけですが、大泉のパノラマの湯があるわけでございます。

そういたしますと、指定管理におきましては、指定管理の届け出があつて、それについて審査する場合につきましては、選定委員会を付属機関として本市は設けているわけでございます。これは法的には設けなくてもいいという法律になっているわけでございます。つまりあくまで市の意思として指定管理を選定すると、こういうことになるわけですが、本市は他市と同じように、公平・公正を求めた中で選定委員会の結果を尊重しているわけでございます。そうした中、選定委員会の結果が出ますと、それを通知するわけですが、この3施設につきましては、たまたま選定から外れたという、3つの届け出があつたわけで、届け出に対して通知をおそらくしているはずなんです。そして、行政不服審査法によりますと、これらについて、なぜ落ちたかとか、簡単に言うと不服申し立てができるということになるわけですが、これはおそらく北杜市の、この選定委員会、また公の施設を管理するための地方自治法244条に基づいた中で規約をおそらくつくつてあると思いますけども、そういたしますと、落選した、この3事業者は今の段階の中では、それに対しての不服申し立てであるとか、申し出ができるはずなんです。その3業者はまずされているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

内田俊彦議員の、指定管理の指定に伴います質問にお答えをさせていただきます。

複数の応募があつた施設について、その結果の通知、地方自治法に伴います通知に対する不服の申し立てということでございますけれども、現在、そういう申し立てはございません。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

複数もそうですが、1業者については落ちているわけですから、そこにも通知をしているんだと思います。それも答えていただきたいんですが、これには期日というものも設定されていると思いますが、その期日内に申し立てをするということになっていると思います。今後、この仮協定が議会で議決をされたとなりますと、これは本協定に向かつて、これは通知を今度はしていくわけになると思いますが、この議会の中で、この仮協定が仮に否決となると、否決になったということで、今度はその団体、業者に対して、また通知をするわけですが、今の段階では、指定する業者の候補となったということしか通知がしていなくて、決定はこれから。これから年度協定、年次協定とか、いろんなことについての詳細について、これから本協定が結ばれていくと。これが指定管理者制度となっているわけですが、心配するのは、当然、法に基づく不服審査手続きがされているかどうかということについては、こういっ

た場合、非常に今後も問題になりますので、それについては、市としては自治法の本旨に則って、きちっと行われているというふうに私は鑑みるところですが、そこについてお伺いをするところでございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

19番、内田俊彦議員の指定管理関係の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、当然、法に基づいて通知をしておりますので、それについては期日もあります。そんな中で、その期日までには先ほど申し上げましたとおり、異議等の申し出はないということでございます。

また、先ほど、大変申し訳ありません、複数施設と言いましたけれども、1つの施設についても落選の通知をしているところもありますので、それについては、不服の申し出はないということです、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第83号から議案第102号までの20件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号から議案第102号までの20件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第97号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第100号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第101号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第32 議案第105号 北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第105号 北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

合併による財政優遇措置の終了などに伴い、今後、市財政の悪化が懸念されることから財政

健全化に積極的に取り組み、持続可能な行政運営を推進するための決意として、私の給料を減額することから、当該条例を制定するものであります。

内容につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

議案第105号 北杜市市長の給与の特例に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

まず最初に、概要書を願ひいたします。

本条例制定の趣旨でございます。

合併による財政優遇措置の終了などに伴い、今後、市財政の悪化が懸念されることから財政健全化に積極的に取り組み、持続可能な行政運営を目指すため、市長の給料を減額することから北杜市市長の給与の特例に関する条例を制定するものであります。

提案理由についても同様でございます。

恐れ入ります、議案書の2ページを願ひいたします。

本条例につきましては、第1条、第2条、そして附則で構成されております。

まず最初に第1条は、令和3年1月1日から同年12月31日までの期間にかかる市長の給料の月額を北杜市の市長等の給料等に関する条例第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める月額80万円に100分の30を乗じて得た額24万円を減じた額56万円とする旨の市長の給料の特例を規定するものであります。

第2条ですが、減額した市長の給料の額について、北杜市の市長等の給料等に関する条例第6条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額として適用しない旨を規定するものであります。

附則において、本条例の施行日を令和3年1月1日と規定するものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第105号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第105号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第33 議案第106号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第106号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する参与を設置することから、報酬の額について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

内容説明を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

議案第106号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに概要書を願ひいたします。

趣旨でございます。

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する参与を設置することから、報酬の額について規定するほか、所要の改正を行うため、北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

提案理由についても同様でございます。

施行日は令和3年1月1日からとなります。

恐れ入ります、新旧対照表1ページを願ひいたします。

別表中18の法務専門職員の項の次に新たに「19 参与 月額 給与条例別表第2行政職給料表に掲げる再任用職員7級の額を超えない範囲内で市長が定める額」の規定を加え、改正前の19の項中、下線部、「給与条例別表第1」を「給与条例別表第2」に改め、同項を20と

するものでございます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

議案第106号に対しまして、質疑をさせていただきます。

まず、先ほど地方公務員法の第3条第3項第3号に規定する参与というのは、これは特別職ということの規定だと思います。しかし、まずもって、この参与を職とするということになりますと、地方自治法の、もともとが職員として、地方自治法の職員として特別職ということになるわけですが、そこには171条なり、172条なり、174条、173条が改正されました。そのいずれかに入るわけです。そのいずれかのどれに該当して、それが簡単に言うところ、この件につきましては、私たちも、また多くの市民の皆さまも非常に今回の目玉かなと思っておりますので、あえてお聞きするわけですが、地方自治体は地方自治法、法令等に基づきまして、これらを遂行していくわけですが、それについて、きちっとした説明、そしてその目的、そして172条だと思いますけども、172条をもとにおそらく参与を設置するという規則を、今の段階でつくっているはずなんです。これは、172条だと思いますが、これについては、要するに任命することにつきましても、市長が任命することになるわけですが、それらについても1つの縛りをしているわけですが、また、地方公務員法でいけば欠格条項もございまして、16条に基づくものにつきましては、これは当然、それを選任しないということになります。われわれ議会は、その自治法なり公務員法なりに基づいたことについては、この場で議決なり、することはできるわけですが、選任のことについては、市長の専権事項ということになって、市長にお任せということになりますが、しかし、それを選任する基準というのは、先ほどの指定管理の選定委員会ではありませんけども、それは規約をつくって然るべきということでございまして、それらの規約については、おそらくつくられておると思いますので、この場で説明をしていただきたい。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の質問にお答えさせていただきます。

この参与、地方公務員法の第3条第3項における特別職として登用というふうに考えているところですが、この参与の登用につきましては、議員ご指摘のとおり地方自治法の172条、これに基づきまして、この職員を登用したいと考えているところですが、その中、172条におきましては、参与については市の職員として置くことになります。この172条の3項により職員の定数は条例で定めるんですけども、ただし、臨時、または非常勤の職員については、この限りでないということが書いてございますので、参与については別に規則を制定することによって、登用したいというふうに考えているところでございます。

規則の内容ということでございますけども、身分については、先ほど来、出てきておりますように、地方公務員法の適用を受ける第3条第3項第3号に規定する、非常勤職の特別職としての身分を有するという、また職務ですか、目的ですけども、これは市長の求めに応じまして、市の政策に対しての助言、または提言を行うということを目的とすることになります。

委嘱ですけども、これは当然、職員ということになりますので、市長が任命するというところで規則のほうにも定めているところでございます。

また、任期でございますけども、任期については1年以内です。この参与については、地方公務員法の適用を受けるんですけども、特別職ということでございますので、この規則の中で守秘義務、これをしっかり設けて、職務上、知り得た秘密を他にもらしてはいけないというところをしっかりと設けまして、参与の服務として定めているところでございます。

以上のような規則を別に制定しまして、参与のほうを登用したいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ちょっとよく理解できないというか、まず地方自治法の第172条の第3項について、まず説明がない。3項について、当然、それをこの場で言えなければ駄目ではないでしょうかね。なおかつ規則について、要するに公務員だということでございます。公務員は守秘義務がある。公務員法第34条でしょう。それについてもお答えしていただきたい。また、当然、服務規程があるわけですから、服務規程も教えていただきたい。教えていただきたいというのは、すべて説明してくださいということでございます。規則についても、ないならないで結構ですけど、今、そう思っているということですが、それを想定してあるならば、今の段階でお示しをしていただきたい。おそらく第1条に設置がある。第2条に目的がある。そして第3条に職務ですとか、そのあと選任の方法ですとか、そういったものがあるはずなんです。そこまできちんとしていかなければ、法に則ったものを進めることができないわけですから、今から考えるのでは、非常に遅いと言わざるを得ないし、それについてはきちっと服務規程の、その規則についても、やはりここで説明をしていただかないと分からないわけですよ。説明資料で説明してくれるなら、それでも結構です。口頭で全部読み上げても結構です。どちらを選択しても結構ですが、多くの皆さまがこれについては注目していることでございますので、きちっとした説明責任を果たすべきだと思います。そしてこれは市長の肝いりでございますから、それらはすべて掌握した中で、ここに上程しているのが当然なことですから、誰が答えてもそれは結構かもしれませんが、きちっと方向性を出したらわれわれに説明をすべきであると思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の質問にお答えをさせていただきます。

説明がちょっと不十分ということで大変申し訳ございません。

地方自治法の172条におきましては、普通地方公共団体に職員を置くということがまず、定められております。この職員については、2項において、普通地方公共団体の長がこれを任命するということでございます。3項におきましては、職員の定数については条例で定めるという規定がされているとともに、臨時または非常勤の職員については、この限りでないということが定められているところであります。これによりまして、参与は非常勤の職員ということを考えておりますので、別に参与設置規定を設けて登用していきたいというふうに考えているところでございます。

その規則につきましては、まず第1条で参与を置く設置ということで、第1条ですね、北杜市の円滑な行政運営を図るために、必要に応じて北杜市参与を置くことができるということを規定しているところでございます。

そして第2条におきましては、身分ということで、地方公務員法の第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職ということで、身分を定めているところでございます。

また、3条におきましては職務ということで、参与は市長の必要に応じて市の政策に対する助言および提言を行うものとするということで、職務を定めております。

第4条、ここでは委嘱ということで、参与は前条に規定する職務について、高い見識、または経験を有する者のうちから市長が委嘱するということで、市長のほうから委嘱するということとを規定しているところでございます。

第5条は任期でございますけれども、参与の任期は1年以内とし、再任は妨げない旨を定めているところでございます。

第6条でございますが、ここでは参与の勤務時間については、原則として1週間あたり20時間未満とするという勤務時間を定めているところでございます。

7条におきましては、秘密の義務ということで、参与は職務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない、その職を退いたあとも同様とすると、秘密厳守の定めをしているところでございます。

第8条におきましては、報酬ということで、北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表第2の規定による参与の報酬額は月額15万2,910円とするということで、まず報酬額を定めまして、第2項におきましては、参与の報酬については月の初日から末日までの期間において勤務する日がなかった場合については、支給しないものという規定を置いているところでございます。

最後に第9条として庶務ですけれども、参与に関する庶務については政策秘書部、政策推進課において処理とするということで、最後にその他ということで、この規則に定めるもののほかに必要な事項については市長が別に定めるということで規定をしまして、最後、附則で令和3年1月1日から施行という、このようなつくりになっているものでございます。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

答弁漏れです。服務規程について、まだ示されていないです。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の質問にお答えさせていただきたいと思いますが、サービス規程については、この規則の中で、この守秘義務、第7条で守秘の義務ということで、ここで参加のサービスとして定めているというところで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは、再々質問になります。

先ほど示されたわけですが、目的等も明確にされて、なおかつ任命権については、地方自治法の第172条の2、前項の職員は普通地方公共団体の長がこれを任命するということで、あくまでこれは市長の判断ということになると思います。それはその規則の中からそれを適用して市長が判断するんだらうということになっておりますね。先ほどサービス規程と言いましたが、では北杜市の市の職員にはサービス規程があるわけですが。そのサービス規程はこの参加には該当しないのか。また、先ほどの答弁でいきますと、当然費用弁償はない。社会保障はない。こういった中で、これは算定されている金額ということで、1カ月間、1回も必ず来なかった場合については、これは報酬を支払わないと、こういうくくりの規則のようになっております。そして、これは任期がないんですね。任期がないんですよ。規則の中に。この任期については、ではどのように判断すればいいのか、お伺いをいたします。

まず、サービス規程のことについてと任期、報酬の確認でございます。

もう1つ、お伺いさせてもらいますが、ではこの参加を置くことによって、北杜市にとってどのように貢献がなされるかということについても、お答えいただきたい。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、サービス規程でございますけれども・・・すみません。

（「議長。」の声）

○議長（加藤紀雄君）

はい、どうぞ。

○19番議員（内田俊彦君）

多岐にわたっておりますし、非常に回答が不明瞭でございます。これらについては、一度整理をしていただきたいし、もう時は12時40分、休憩をしていただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

了解しました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 1 2 時 4 0 分

再開 午後 2 時 1 5 分

○議長（加藤紀雄君）

再開をいたします。

内田俊彦君に対する答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の質問に対して、答弁させていただきます。

大変、お時間をかけることとなって申し訳ございません。

何点か、ご質問をいただいているわけなんですけれども、まず最初に法律のほうからちょっと整理して説明させていただきたいと思っておりますけれども、このたびの登用を予定している参与については、地方自治法 1 7 2 条に基づき設置をしたいと考えているところでございます。

その 1 7 2 条の第 4 項で、この中では人事評価、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限および懲戒、服務、退職管理、研修、福祉および利益の保護、その他、身分の取り扱いに関しては、この地方自治法に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによるという規定がございます。北杜市の一般職員については、この規定に則りまして、北杜市職員服務規程ということで、地方公務員法に定める基準に従いまして、必要な事項を定めているところでございます。

しかし、この参与につきましては、先ほど説明させていただきましたけれども、地方公務員法の第 3 条第 3 項第 3 号に掲げます特別職の臨時、または非常勤職員ということでございますので、この職員については、同じく地方公務員法になるんですけれども、第 4 条の第 2 項になりますけれども、この法律の規定は法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないというようなことが定められていることから、必要な事項については、参与の設置規則の中で定めて適用させていくというふうに考えているところでございますけれども、その中で服務規程については、守秘義務ということで定めているところなんですけれども、そのほかにもやはり、服務についても、服務、また分限処分についても明確にする必要があるということで、服務については法令、条例、規則の規定を順守しなければならないということ。また、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。また、職務上知り得た秘密をもらさないこと。また、職務に従事する際は、その遂行に専念することなどを定めた服務で、分限処分については職務実績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えられない場合などの適用欠格条項を定めた分限処分等を定めていく必要があると考えておりますので、これについては現在、この参与の設置規則の中で定めていくのか、また別に特別職の非常勤職員のサービスの基準に関する規則を定めていくのかということで、今、検討しているところでございますので、この 1 2 月 2 8 日までには、ここを取りまとめた中で規則を定めていきたいと考えているところでございます。

次に費用弁償の関係でございますけれども、費用弁償の関係については支給しないという考え方でいるところでございます。

また、社会保険等の社会保障費については、勤務時間 2 0 時間以内ということで考えてございますので、社会保険等の費用については発生しないと考えています。

また、任期については1年以内の任用を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

19番、内田俊彦議員のご質問の中、政策参与を設置する上での効果というような部分につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本市のこれからの市政推進において、様々な政策課題の解決を進めていく中で、これまでの延長線上の取り組みだけでは、どうしても十分でないというような部分も、これから可能性として出てくると考えております。そのためには、より専門的な知識を必要とする場面が増加していくことも考えておりますので、そこに当たっていただく参与というようなところになるかと思っております。

今後、いかなる場面、課題に直面しても迅速な対応、解決が可能となるよう、専門的知識等を踏まえた助言を得ることが可能な政策参与が必要であると、このたび市長が判断をしたところであります。

今回、予定をしております参与につきましては、これまで県職員として企画部理事をはじめとする様々な分野の行政経験や県の参与として県行政に対し助言を行ってきた経験、また国会議員秘書として国政に関する業務に携わった経験、現在、特定行政書士として市民生活全般における様々な課題解決にも関わっていただいている経験などから、これまで以上、より広範囲的な視点から市政の推進に大きく貢献いただけるのではないかとということで、現在のところ考えているところであります。

政策参与につきましては、国、県のパイプ役として情報収集を強化していただく。また、市民からの新たな相談窓口として専門的な相談にも乗っていただき、市民との関係、風通しのいい行政を進めていきたい。また、多岐にわたります政策に対します職員からの相談役としても職務に当たっていただくということの中で、円滑な市政運営が図れる効果があるというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

上村市長。

○市長（上村英司君）

内田俊彦議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今の政策秘書部長からご説明がありましたけれども、ちょっとかぶるかもしれないですけど、私から参与の役割について、ちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

今、目まぐるしくいろいろ世の中の状況が変わっていきますけれども、やはり国、県からしっかりと情報を迅速に収集して、北杜市もしっかりとそれに対応していくということが非常に大事だと思っております。そういう中で、国、県にしっかりとパイプがあって、そういう情報をしっかりとキャッチをして、それに対応できるような体制を整えるためにも、参与の登用というのが私は必要だというふうに思っております。

また、窓口におきましても、法律的に非常に難しい案件もあるわけでございまして、職員が

苦慮する場面もあるということでございますので、ぜひ、そういうところにも参与に助言をいただきまして、そういう職員の窓口の対応にもしっかりと対応していくという役割を担っていただくのが参与だというふうに思っておりますので、ぜひとも議員の皆さまにはご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

内田議員、質問でしょうか。

3回、終わりましたよね。3回の質問をいただいたと思っているんですが、今の答弁で。何か答弁漏れ等があれば。

はい、どうぞ。

○19番議員（内田俊彦君）

私は答弁漏れも指摘した中では3回になるかもしれないけども、答弁漏れを指摘していますから、それはカウントしないのが当然だと思いますけど。

○議長（加藤紀雄君）

ちょっと、こちらの手違いで失礼しました。

では、今のは答弁漏れの答弁であると。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

まず、参与に関していろいろご説明があったわけでございまして、そういった説明を最初からしていただきなかったという気持ちはあります。ただ、問題なのは服務規程をはじめ、政策参与を設置するに至っての規則が、きちっと整備されていないということが、今議会で分かったわけでございまして、基本的にはこれは条例を提出するのであれば、規則についても付随して、きちっとわれわれに示していかなければ、その運用等は分からないわけでございます。太陽光条例のときもそうでしたけど、それについては、要綱について、きちっと説明もしていただいている現実もあります。条例を提出するわけですから、特段、道路の認定ですとか、基本的にあまり問題にならないものであればいいけども、このように議論を交わすようなものについては、細則をきちっとつくるべきだと。そして示すべきだと。今で言いますと、たしかに今言われているのは、地方公務員法の中の一般職とは違う服務規程だと言われた。たしかに一般職として違う服務規程であれば、それはやはり報酬面と勤務時間の問題であって、あとのものについては、基本的にみんな地方公務員法の中で、これはくくられるのが一般的だと私は思いますよ。守秘義務もそうでありますし。要するに欠格条項についてもたしか16条か19条だったと思いますけども、それにもきちっと明確になっているわけだし、それがあれば当然、市長は任命をしないのは当然の話でありますし、それについてありますけども、やはりそこには法令等をきちっと順守しながら、細則の中に盛り込むということをすべきです。

任期についても、私たちには当初から説明がなかったですよ。基本的に今言うのは、総務部長のお答えは、基本的には1年で、再任を妨げないと、こういうご答弁かなと思っております。任期は重要でありまして、4年なのか、2年なのか、1年なのか、はたまたずっと任期なのか、これは特別職では分からないわけなんですよ。一般職につきましては、これは採用のときから

定年がくれば、その任を解かれる任期ということになるわけでございますけども、そこは明確に最初から答えなければいけなかったのではないのでしょうか。

つまり、この条例は運用を見定めた中、また目的をきちっとしていない中で、参与ありきで進んできたというふうにはしか考えられないような状況を、私は感じる。ほかの議員はどうか知りませんが。こんなこと、私は、今後、北杜市にとってあってはならないことだと思います。やはりここについては、きちっと整備をすべきだと思います。

それだけの、先ほど政策秘書部長が言われた、また市長が言われた、国と県のパイプですとか、また総合的に、専門的なことも分かると。その人を2日という日はあるけども、2日という日の中での、これは7級かなんかの準用をした中での金額で、おそらく1日1万6,600円ぐらいだったと思いますけども、計算していくと。はたして、それだけのことを、ではするのに、窓口は毎日、月曜から金曜日まであるわけございまして、窓口業務で困ったら、その参与は2日しか来ていないわけだから、今言うことについては、信ぴょう性が薄い。お金を出してでもきちっとやればいだけの話かなと思います。

そしてもう1点、市長に聞きたいのは、本来ならば信頼のある副市長を選任して、こういったことについては、その副市長に、副市長は事務についての、簡単に言うと決裁権を市長に代わってできる人になるわけですよ。それを任命すればいいだけ、したほうがいいんじゃないですかと思います。この議会に提出すればいいんじゃないですかと私は思うわけですよ。そのほうがもっとすっきりすると思いますけども。

以上、何点か質問いたしました。明快なご答弁をお願いして、私は一応、3回でございます。ほかにも質問する方がいらっしゃるの、またその方たちの質問を受けていただきたい。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

内田俊彦議員の、ご質問にお答えさせていただきます。

規則の整備については、きちんと体制が整っていなかったというご指摘をいただきまして、誠に申し訳ございませんでした。そのサービス規程のところについては、ちょっといろいろ議論、検討をしているところでございまして、しっかり先ほども答弁させていただきましたけども、その参与の設置規則の中に盛り込むのか、また別に非常勤の特別職のサービス規程を定めるのかというところで、今、調整中ということでございますけども、そこはしっかり最終的には、規則の中で明記してやっていきたいと思っておりますし、また任期についてもはっきり期間の任期を設けて、適用できるようにしてまいりたいと考えています。

しっかり法令を順守するような形で、規則のほうもつくってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

19番、内田俊彦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

週2日の勤務ということであれば、相談窓口においても十分に対応できないんじゃないかと

いう、役割そのものに信ぴょう性が薄いというようなご指摘をいただきました。

たしかに相談、いつ来るか分からない状況の中で、週2日ということであれば対応が限られてしまうところも出てくるかと思います。それにつきましては、現在、すぐやる課、またコンシェルジュというところの検討も進めておりますので、そのへんもしっかりと整合性が取れるような形で検討し、早急に対応方法を固めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

また、副市長というところでありますが、副市長の職務につきましては、一般的に副市長につきましては、市長の補佐、市長の命を受けた政策および企画を携わる、また職員の担任する事務の監督、市長の職務代理というような部分がありますが、今回の登用を考えております政策参与の職務につきましては、市長が政策判断を行う段階におきまして、基本的には市長に対しまして助言、提言を行うというような役割というところで考えておりますので、そのへんについては明確に、しっかり分けて設置のほうを進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

今の内田議員の質問と、あと答弁を聞いていて、まずとても残念に思ったことは、それだけの内容があっという間に、議会にまったく説明をせずに、この条例を通そうとした、その姿勢にとっても残念な気持ちでいます。それだけの、今、質問があつて、初めて規定等々、考えている、それだけのものがそろっているという答弁でしたけれど、それがあるなら、なぜ先に説明していただけなかったのか、なぜ説明しなかったのか、逆を言えば。そこが非常に残念です。それについて、なぜ、それだけのたたき台があるにもかかわらず、説明をしなかったか、その部分を、説明しなかったことは市長の考えなのか、部長の考えなのか分かりませんが、そこに対して、まず説明を。できれば市長の見解をいただきたいと思います。

全員協議会の中での説明の部分だけのベースで、私は考えていたんですけども、報酬は上限35万6,800円、これだけの金額が支払えることに一応、なっています。それで規定に関しては、市長が定めるところなので、予算が通ってしまえば、その金額はどんな形でも、例えば、今回、実際にあがってきているのが15万2,010円ですか、その金額だったとさっき、その規定の説明で分かったんですけど、その金額は要は1人なのか、それとも全体の予算なのか、私は、この予算審議、このあとの補正予算のほうでしか分からないので、全体額しか分かりませんが、要はそれを1人で、その金額をもらえるのか、それともそれを分割しても予算内だったら構わないのか。そのへんに関して、先ほどの説明の規定の中でも人数は謳っていなかったと思うので、もし、これ、うがった見方なんですけれど、もし、その総額設定、議会がチェックできるは総額だけなんですけれど、議会が通った全体額、今回の15万円という、その15万円を5万円ずつ3人に分けることも可能なのかなと。逆に1万円ずつ15人に分けることも可能なのかなという、うがった見方もしちゃうんですね。今の規定の説明の中だと。そうすると、これ、もっとうがった見方をすると、有権者にばらまくこともできるのではないかなと。そして、例えば私の関係者を政策参与として雇ってもらって、5万円いただ

ければ、私は議決で賛成しますよなんて話にもなってしまっているんじゃないかと思うんですよね。でも、それは議会では誰が承認されたか、どこにお金があったのか、チェックはまったくできませんので、そういうところの対策というのは、どういう考え方をしているのか。やらないからいいとか、一般常識的にやらないでしょうなんていうレベルの考え方で捉えているのか。そのへんについて、しっかりとした説明をいただきたいと思います。

これ、全体的に月額報酬ということなんですけれど、現在、リモートワーク、当たり前のようにニュースで流れています。要はここにいなくても仕事ができる時代なので、先ほどの説明だと月に1回も来なかったら報酬は支払いませんよという答えでしたけれど、実際に、先ほど、政策参与にやってもらいたいことに対して、国、県とのパイプ役という話が出ていましたけれど、国、県とのパイプ役を願うんだったら、こんなところには駄目でしょうと思うんですよね。国会なり、国会議員のところなり、県議会、知事、様々な方、要は外を飛び歩いてもらわなければ困るわけですよね。それが今現在、このコロナ禍の状態で、リモートワークもできません。どうしても1回、来てもらわなければ報酬も払いません。今、そんな時代ではないと思うんですけれど、そのへんの考え方が私にはいまいち理解できなくて、本当にこの人は何、どんな仕事に就かせたいのか、どんな仕事をやらせたいのか、先ほどの答弁でもパイプ役をやってもらいたい、職員との相談、今まで、ではその政策参与がいなかったら、国と県とのパイプ役は誰もいなくて、職員の相談、窓口の対応、困ったときには、ではどうしていたんですか。今まで。そう考えると、本当にこの政策参与が必要なのかなという疑問に思ってしまうんですよ。だからその部分をもう少し、しっかりとこの政策参与を置きたいと言っているのは市長なので、市長の口からしっかりとどういう仕事を本当はやらせたいのか、これに対してどういう効果があるのか、なぜ、今までは、この人がいなかったことができたのに、今回からはこの政策参与を置かなければできないのか、その差がまったく分からないので、今までやれていたことがなぜできないのか、だからできないから政策参与を置くんだと思うんですけれど、なぜ、その政策参与に頼らなければいけないのかを説明いただきたいと思います。

あと、実際に全員協議会の説明では、市長直轄だという話がありました。この市長直轄という部分では外部からはどんな仕事をして、どんな効果があつてなんてことは、まったく分からなくなってしまうんですよね。ある意味、ブラックボックス化してしまうと思うんですけれど、実際に市長だけ直通、市長だけしか相手しないアドバイザーみたいなレベル、要は市長の政策秘書みたいな感じの人材だったら、実際に市民の血税を使うのではなくて、市長自ら雇うという選択もあったと思うんですけれど、それを市長直轄、全員協議会で説明された市長直轄で市長とだけ連携を取るような話をしていたので、それでしたら、この政策秘書として自分で雇うというお考えがなかったのか、なぜ、そうではなく市民の血税と使って、この北杜市に雇い入れるのか、その部分の説明をお願いします。

とりあえず、以上、よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

秋山真一議員の質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、議会での説明、そして人数、支払いのチェック体制ということで質問に答

えさせていただきたいと思いますけども、まず、議会への説明については、この条例案、また予算を提出した際に、議会のほうには説明させていただきたいと考えていました。ですので、全員協議会がありますので、そちらのほうでこの議案説明、予算の説明と併せて説明をしたいと考えていたところでございます。

また、この参与の人数でございますけども、この規定というのは、あくまでも1人ということで、1人に対しての報酬額ということで定めているところでありますので、複数の参与に対して、この月額15万2,910円を分配して払うというような考え方ではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

また、この支払いについても、しっかり報酬の支払い先等を確認した中で口座振り込みという形を取ってまいりますので、正しい報酬の支払い方法を取ってまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

7番、秋山真一議員のご質問の中、一部になりますが、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、国、県とのパイプ役ということで、市役所に居ずに外へ飛び出すのが本当ではないか、またリモートというような方法もあるんじゃないかというような、お話いただきました。

いずれにしても、リモートに関しましては、市の市政の内容というところであれば、セキュリティもありますので、リモートする場合についても市役所の中でできる体制を取ってきたい。また、当然、必要に応じて外へ飛び出すということも当然あります。そんな中で、いずれにしても国、県、今までもパイプはありました。職員からの相談ということであれば、当然、副市長を中心に、これまで行ってきたところもありますが、いずれにしても、これまで以上の効果を出すように参与を設置してまいりたいというところであります。

これまでができていなかったからということではなくて、これまでやってきたものをさらに効果を上げる、さらに強化していくという面で市長のほうからは参与を設置するということで、お話をいただきながら、今、議案も提出した中で準備のほうを進めている状況であります。

私からは以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

上村市長。

○市長（上村英司君）

秋山真一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今までももちろん、国の情報を取って北杜市に還元していくということはやっていたというふうに思っております。しかしながら、ますます、例えば移住定住ですとか、デジタル化、そして脱炭素社会、あと5Gですとか、そういうものに対応していくようなことが北杜市でも必要ではないかなと思っております。そういうことを強力に私は進めていきたいと思っております。ぜひ、そういうことのためにも、ぜひもっともっと情報をしっかりと取って、北杜市でも前に進めていきたいと思っております。そのために国の情報をしっかりと取っていくような、政策参与というものをぜひ置きたいと思っております。ぜひ、そのあたりをご理解してい

ただきまして、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

まず1点目、議会に説明を考えていたと、先ほど部長の答弁がありましたけれど、いつのことを言っているんですか、これ。この予算を上程するときに、議会の説明を考えていたという答えだったと思うんですけど、今後、この議案を議会がどうこうすることがありますかね。いつの段階の、その説明を考えていたと先ほど言いましたけれど、いつの段階の話をしているのか、ちょっといまち理解が私にはできません。

通ってから説明をしようとしていたのか、それとも規約が全部まとまってから説明しようとしていたのか。そう考えると、予算だけ通ってしまえば、あとはなんとかかなと思っていたのかなと、そんな考えもできてしまう部分でもあるんですよね。要は規定、規則、あやふやなままで、とりあえず議会に絡む、この予算という部分だけ、規定、規約は市長権限でいくらかでも自由にできますから、変更もできますから、この議会の議決に絡む、この予算だけ何しろ通せと。あとはなんとかかなるんじゃないかという、うがった見方もできてしまうんですけど、先ほどの議会の説明を考えていた、この部分に対して、いつのことを言っているのか、ちょっと明確にお答えいただければと思います。

2点目、人数は1人ということで、とりあえず安心はできました。それも実際には自由にえられる世界なので、それ以上のことは市長権限なので議員の私がいろいろ言うべきところではないのかもしれませんが、こういった、先ほど今回、なられる予定になっている方の説明をちらっと受けましたけれど、そういう方のこういう人がなりますよ、こういう報酬でやりますよ、いつまで勤めますよ、そういう議会に説明という部分は、要はあるのでしょうか。実際に、これに関しては説明しなくてもいい部分だとは思うんですけど、この政策参与はとても重要なポジション、重要な仕事を担っていると思いますので、議会はそれに対して承認案件という部分ではないとは思いますが、せめて議会にはそういう重要なところはしっかりとした情報として教えていただきたいと思いますが、その点の考えをよろしくお願いします。

あと、これまで以上、国へのパイプ、情報収集、そういうところをこれまで以上にやっていきたいという説明でしたけれど、今の説明だと情報収集係なのかなと、ちょっと思ってしまう部分もあるんですけど、全協の説明では政策提案という部分が強かったと思うんですけどね。その政策提案については、市長の声明の中で市民に主体的にやっていただきたい、行政参画していただきたい、これまでもそうだと思うんですけど、市民の声をしっかりと受け止めて、それを実現させていきたいという、それが主だと思うんですけど、もちろん職員からの提案、議会からの提案、様々な提案があると思うんですよ。もちろん、市長自らの考えというものももちろん持っていると思うんです。選挙公約でもいろいろ言っていたとおりの、いろんな考えを、これからは、考えではなく、それを実現させていくステージになってきたと思うんですけど、そこでまたあえて、政策提案をしてもらったり、情報収集が必要なのかなと、私には疑問に思っています。要は、国、県の新しい情報も必要かもしれないですけど、北杜市に住んでいる北杜市の市民のための政治をしなければならないので、新しいことを取り入れれば、みんな喜ぶわ

けではないと思うんです。田舎には田舎のやり方、北杜市には北杜市のやり方、北杜市民の要望をしていること、それをまず先に実現するべきであって、その次に余力ができれば、はじめて国の動向を注視しながら新しいものを取り入れていく、それは必要な部分だと思います。だから、そこのどちらを重きに置いているのか、私にはちょっと理解ができないんですけど。市民中心の政治をやるんだったら、市民の声を中心にして聞くべきですし、新しいことを中心にやりたいんだったら政策参与を重用するべきですし。はっきり言って、今、コロナ禍の厳しい経済では、両方をやることは、大都市ではないので、私はできないと思っています。そこまでの財政の余力はないと思っています。

そのへんの考えを、何でもいいとこどり、それは許されません。やれることをやる。それが一番大切だと思うので、そこの部分に対して市長の考えをお伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

秋山真一議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、いつの時点で議会に説明を考えていたのかという、まずご質問でございますけれども、これについては今条例については、追加で提案させていただきました。ですので、提案させてもらった時点で、全員協議会を開いて、その中でこの条例案、そして予算案についても説明させていただきたいということで考えておりました。

ですので、議会の説明を怠ったという考え方は持っていないで、この追加案件となりましたので、この会期中の中で全員協議会を開いて説明をさせていただきたいと考えて、全員協議会の開催をお願いしたというところでございます。

また、議員の皆さんにこの方の紹介ということのお話なんですけれども、この件については、どのような場面でどのような機会であるということもありますので、そこについては、また検討させていただきたいと考えています。

私からは以上です。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

7番、秋山真一議員のご質問の中、私からは今回、登用を予定している方の情報というところであります。

やはり人事案件ではないということの中で、名前についてはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、これまでの経歴という部分につきましては、山梨県庁に入庁以来、最後が県の企画部理事でお辞めになっております。その前につきましては、知事直轄の山梨県参与を経験されております。その後になります、国会議員の公設第一秘書というところで就任をされている経験があります。また、資格としましては、特定行政書士ということで、資格をお持ちになって、現在、事務所を開いているところであります。また、山梨県庁在庁時における職務につきましても、そのほか、県土木部の管理課のほうにご勤務をされていたり、県税事務所というようなか所の中で、不動産取得税の関係のお仕事をされていたりとか、県の東京事務所の行政課の行政リーダー等も就任されていたりというところで、そのほか、

市町村課であるとか、県のリニア推進室であるとか、県金融課であるとか、そういうところで幅広い範囲で、これまで県のほうの職務をやってこられた、いろいろな経験がある、行政経験があるという方であります。そんな情報であります。

私からは以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

上村市長。

○市長（上村英司君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと先ほどの私の説明がちょっと、よくなかったかなというふうに思いますが、私は市民の皆さんの要望を応えるために、ぜひこの参与を置きたいと思っております。特に具体的なことを言えば、今、コロナということもございまして、迅速に国が打ち出す政策なんかもしっかりと早く聞き取って、それを政策にしていくということが、本当に、早い対応が必要だと思っております、そういうことにも迅速に対応していかなければいけないなと思っております、そういうためにも、国の情報をいち早く取っていくということが大事でございまして、そのために参与に十分アンテナを立てていただきまして、政策を立案していきたいと思っております。

そのほかにも、市民の皆さまにとって大事なことというのはたくさんあるというふうに思っております、そういうことをしっかりとやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

3回目なので、最後ということにしたいとは思いますが、すみません、部長の答えがいつさら分かりません。いつさらという言い方もよくないですね。全協を開いて議会に説明を考えていた。上程するときに。上程されましたよ。今、議決するところですよ。その間の全協というのはいつですか。規定に関しては、先ほど、内田議員が質問していただいたおかげで初めて議員は知ることができました。先ほどの質問がなければ、なんの質問も、なんの情報もなく採決ですよ。その間に、5分前に全協を開きましたか。全然理解できないです、先ほどの答弁は。そういうことを言われてしまうと、不信感しか募りませんので、ちゃんと説明していただきたい。そこはしっかりともう一度、言っておきます。

先ほどの2点目ですけど、私の聞き方が悪かったのか、答弁を聞いていて思ったんですけど、要はこういう規約を市長権限で決めます。それはもう当然のことです。任命します。それも当然のことです。そういう情報を、議会に説明していただけるのかという質問なんです。要はそれを変更した場合、いついつに変更しました。こういう内容で、こういう理由でという、その説明が、要は政策参与は重要なポストなので、重要な規定だと思うので、そこに対して変更したんだったら変更した、こういう理由でやりますよ、こういう人になりますよ、金額はここまで下がりましたよ、上がりましたよという、そういう説明はいただけるのかという質問をしたつもりだったんですけど、それに対して、お答えください。

最後に、市長、市民のためにやっていきたい、例えばそのコロナに対して新しい情報を仕入

りたい、そう言いますけれど、実際にコロナに関しては新しい情報を入れたとしても、それがすぐに、この北杜市で実行できるわけではないと思うんですよ。要は、国会を通過して予算化されて、議決が下りなければ何もスタートはできないわけです。今までだって、そうやって国会が決まったことを自分の市でどう利用できるか、どう活用できるか、もちろん、その前の情報というものも重要かもしれませんが、決まらない部分に関して、一生懸命、追いかけるのではなくて、決まったことに対して対応してきたと思うんですけど、それをなぜ、先の先まで情報が必要なのか、その情報がなければ逆に動けないのか、そこがちょっと理解ができない部分で、例えば今議会、実際にコロナに対しての対応はほとんどない状況です。情報がなかったから対応できなかったのか、それとも、北杜市の現状を理解していないからやらなかったのか、それとも今はするタイミングではなかったのか、それは私には分かりませんが、そういった部分でも情報に振り回されるより現実を見て、北杜市の市民を見て、そこから考えたほうがいいと思いますけれど、情報がどうしても必要だという理由、新しくなければ価値がないという、その情報の理由、そのへんに関してもう一度、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

秋山真一議員の質問にお答えさせていただきたいと思いますが、先ほどの説明不足ということでございますけども、たしかにこの追加議案を提出させていただいた折の全員協議会において、この条例改正の内容と予算についての説明をしてという考え方をしていたんですけども、その説明ではやはり不足だったというご指摘をいただいたと受け止めましたので、今、話された、そういう規則の整備とか、そういうところも併せて全員協議会において説明を差し上げるべきだということで反省をしておりますし、また、その場で、そういう説明をした中で、この本会議の中でいただいたご意見等を反映すれば、このようなことがなかったのかなということで、大変申し訳ございません。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の参与につきましては、本日、ご議決をいただけた場合、1月からの着任を予定しております。着任なれば、しっかりとお名前も明らかにできるかと思っておりますので、場面も通じてご紹介、ごあいさつもさせていただきたいと思います。

また、その後、職務の内容等、変わった場合につきましては、その都度、議員の皆さんにはお知らせをまいります。

もう1つ、情報収集というようなところも、お話をいただきました。仮にコロナのお話を議員のほうからもいただきましたので、コロナにつきましては、私どももこれまで精いっぱい国の情報、県の情報を取りに行っております。また、議員の皆さまからもいろいろな情報もいただきながら、これまでの対策を取ってきているのが現状です。また市内の状況につきましても、私どもも商工会と連携するとか、職員自らというところで、市内の状況もしっかり捉える必要があることから、いろんな方と連携しながら、また議員の皆さんからもいろんな情報もいただ

きながら、今まで対策も取ってきたところであります。

ただ、今後、私も先ほど言いましたように、これから諸課題もコロナの影響もあるでしょうし、少子高齢化というような部分、いろいろな部分で、これまで以上に、やはり国、県とのパイプというものをしっかり取りながら、情報収集はとにかく努めていかなければならないという、そんな思いから市長のほうからは、そういう国、県とパイプの太い方を参与に置きたいというようなこと、またいろいろな相談内容についても、これまでの、本当に私どもも努力はしなければいけないんですが、市民のいろんな多様なニーズであるとか、専門的なご質問等、ご要望等にどうしても時間がかかってしまったというところもあるかと思います。そういう部分が少しでも風通しがよくなるということも目指しながら、今回の参与というところを市長も考え、私どももその準備に入ってきたところであります。

そんなところでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

先ほど来の説明を受けていて、ちょっとなんとも理解ができない、説明不足は否めないというのが、私の感想でございます。

まず、どうしても市長が政策参与、この12月に出されなければならない。これは例えば1月に臨時会を開いて、議員にある程度の説明をして納得いったところで出すということでもいいのかという気もしないでもないわけですね。政策参与がいわゆる救世主、スーパーマンではないかというような印象のお話をされているような、私は気がするんですが、本当にスーパーマン的な、要するに省庁等に行ったときに、北杜市とつなぎ込みができる、連携ができる、こういったことができるのか、その力量はどこに根拠があるのか、そのへんの根拠をお伺いしたい。これがあるわけですね。やはり、その政策参与をどうしてもここで決めていくという、上程したんだということで、条例が通ればいいというだけで上程したのか。それともピシッと議員にも理解をしてもらう中で、しっかり審議して、そして条例を認めていただきたい、政策参与というポストを認めていただきたいということなのか、そのへんも聞きたいところですね。

あと、適格要件が、私には本当にこの方が、人物も分からないわけですからね。はたして、その方が適格なのかどうかということも、私のほうでは分からないわけですが、それは市長の権限だから、それは何とも言いませんが、いずれにしろ、今、申し上げたこと、それから先ほど来、総務部長が盛んに申し訳ないと、規則とかそういったものを議員にお示しできないで、ここへ上程したことが申し訳ないと。それは総務部長が謝罪をされたということは、市長の謝罪と受け取ってよろしいでしょうか。

以上、ちょっとお伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

山内総務部長。

○総務部長（山内一寿君）

秋山俊和議員の質問にお答えさせていただきたいと思いますが、まず規則の件でござい

ますけれども、規則の件については、これはたしかに今のご指摘のとおり、私の責任ということで謝罪をしたものでございます。市長のほうから参与を置きたいという指示をいただいた中で対応をしてきたわけなんですけれども、その準備が、まだ完全に整っていないということで、今ご指摘を受けたところでございますので、これについては、事務的なところになりますので、私の職務の中で起きたことなので、私が謝罪をしたというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

小澤政策秘書部長。

○政策秘書部長（小澤章夫君）

20番、秋山俊和議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の参与、いろいろな面で適格な人なのかというようなところだったと思います。

いずれにしても、市長が掲げております公約、またこの前の市政方針で出している政策につきましても、その実現というような部分で、そのへんの整理もした中で、市長のほうからこの人を置きたいというところで、実現に向けてしっかりと取り組んでいただける方であると私どもは承知をしながら準備をしているところであります。

また、総務部長の答弁、私の答弁というような部分、先ほど、総務部長の職務というような部分もありましたが、基本的には私どもお答えしているお答えについては、市長が答弁したものと同様と解釈していただいて構わないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

上村市長。

○市長（上村英司君）

20番、秋山俊和議員のご質問にお答えさせていただきます。

政策参与でございますけれども、もちろん市民の皆さまに情報面、あらゆる面で貢献できる人だと思っております。そして議員の皆さまにも非常に情動的にも、国の情報、県の情報、いろいろな面で、ぜひ貢献ができるような方だと思っておりますので、議会にもぜひ貢献できる人だと私は思っておりますので、ぜひそのあたりの理解をぜひ議員の皆さまにもよろしくお願いいたしますと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

今、総務部長がそこで私の責任だというようなことをおっしゃったわけですが、私はこういったことに関しては、総括責任者は市長だと思っておりますので、本来、市長ではないかなと私は思うんですが、それはそれとして、そのことについてはこれ以上触れません。

それから、国、省庁へのパイプ、このパイプがどのような素晴らしいものがあるのかということが見えてこないわけですが、ある程度、本来であると、こういう条例等を出す前にそのへんのことは議員に知らしめておくのも、1つの方法ではないかと私は思うわけです。そうでないから、こういうところに、本会議でも質問をするような形になるということになると思ってしまうんですがね。

いずれにせよ、市長が信じて、そして市民のためになるということでございますので、そこは私も承っておきます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を・・・いいですか。

答弁はよろしいですか。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

議長、そういうことは、私が手を挙げて聞いたんですよ。判断は市長がするでしょう。その答弁が私にいかどうかということですか。私は、そちらのものを求めたわけだから、その形を見せていただくということですから、そういうふうな振り方はしないでいただきたい。

○議長（加藤紀雄君）

上村市長から答弁を求めます。

○市長（上村英司君）

秋山俊和議員のご質問にお答えさせていただきます。

事前にしっかりと説明がなかったということでございまして、私の本当に不徳の致すところだと思っております。しっかり、そのあたりも議員の皆さまと連携を取りながら今後はやらせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

潔い市長のお言葉、私も受け止めました。そして、市長の自信のある、その自信も受け止めましたから、今後はしっかりとそこは観察させていただくということで、了解いたします。

○議長（加藤紀雄君）

それは答弁よろしいですね。

（はい。の声）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第106号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第106号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第34 議案第107号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第107号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の追加補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による子育てへの負担の増加や収入が減少している低所得のひとり親世帯に対し、国が支援する臨時特別給付金を年内に速やかに支給するため、所要の経費を計上したところであります。

また、私の給料の減額のほか政策の判断に当たり、幅広い見識と経験に基づく助言、提言を受けるために政策参与の設置に伴う報酬、本年10月の台風被害の復旧にかかる費用など緊急に対応する必要がある経費を計上したところであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は8,459万7千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ373億4,690万5千円となります。

内容につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

議案第107号 令和2年度北杜市一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,459万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を373億4,690万5千円とするものであります。

6ページの第2表 繰越明許費補正をご覧ください。

追加といたしまして、11款1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧費6,789万9千円につきましては、渇水期での工事を行う箇所もあるなど、年度内での事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に7ページの第3表 地方債補正をご覧ください。

変更としまして、災害復旧事業債を4,820万円増額し、限度額を1億3,070万円とし、補正後の限度額の計を37億7,430万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

まず、１１款１項地方交付税につきましては、普通交付税を６５２万５千円増額し、補正後の額を９５億１，１４８万１千円とするものであります。

１３款１項分担金１３９万５千円の増額は、農地災害復旧事業分担金であります。

１５款２項国庫補助金１，６９５万９千円の増額は、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事業費補助金であります。

１６款２項県補助金１，１５１万８千円の増額は、農地農業用施設災害復旧費補助金であります。

２２款１項市債４，８２０万円の増額は、農地農業用施設災害復旧事業に充当する災害復旧事業債であります。

次に４ページ、５ページの歳出であります。

２款１項総務管理費、補正額２６万１千円の減額は、政策参事の人件費と市長の給料の特例減額であります。

３款２項児童福祉費、補正額１，６９５万９千円は、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事業費であります。

１１款１項農林水産施設災害復旧費、補正額６，７８９万９千円は、農地農業用施設災害復旧費であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１０７号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０７号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１０７号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第３５ 議案第１０８号 工事請負契約の締結について（北杜市立小淵沢保育園建設工事（建築主体）（明許））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

追加提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１０８号 工事請負契約の締結（北杜市立小淵沢保育園建設工事（建築主体）（明許））についてであります。

小淵沢保育園の新園舎の建設を進めるため、地方自治法第９６条第１項第５号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

一般競争入札により今月１１日に仮契約を締結したことから、本日、追加提案させていただきました。

内容につきましては、担当部長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水博樹君）

議案第１０８号 工事請負契約の締結について（北杜市立小淵沢保育園建設工事（建築主体）（明許））について、ご説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第５号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第２条の規定により、請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的 保育園施設整備事業

北杜市立小淵沢保育園建設工事（建築主体）（明許）

契約の方法 一般競争入札

契約金額 ４億９，７２０万円

契約の相手方 山梨県北杜市須玉町藤田３６３番地１

フカサワ・鈴建北杜市立小淵沢保育園建設工事（建築主体）（明許）共同企業体
構成員（代表） 山梨県北杜市須玉町藤田３６３番地１

株式会社フカサワ

代表取締役 深沢秀樹

構成員 山梨県北杜市小淵沢町４５１番地

株式会社鈴建

代表取締役 鈴木哲夫

以上、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第１０８号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０８号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１０８号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１０８号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第３６ 選挙第８号 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

北杜市選挙管理委員会委員にお手元に配布いたしましたとおり、福田紘君、三井正隆君、浅川一宏君、溝口宗一君の４人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を北杜市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が北杜市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に北杜市選挙管理委員会委員補充員にお手元に配布いたしましたとおり、小尾章臣君、進藤幸夫君、坂本力君、白倉民雄君の4人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を北杜市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が北杜市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま指名いたしました順序とすることに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第37 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査等につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付託されました議案審査はすべて終了いたしました。

12月8日に開会されました本定例会は、上村市政にとっても、また北杜市議会にとっても、新しい構成の中での初の議会でありました。

議員各位には慎重な審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧な答弁をいただき、誠にありがとうございました。

特に代表質問、一般質問には全議員が登壇し、北杜市の市政の重要な課題、またさらなる発展を目指す北杜市政の将来像等について、活発な議論が交わされました。

令和2年、今年も余すところ1週間となりましたが、今議会での成果を新たな年、令和3年には豊かな北杜市、そして住民の皆さまへのさらなるサービスの向上として、着実に実現へ向

かって進んでいくことを期待し、そして確信し、令和2年第4回北杜市議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

よいお年をお迎えください。

閉会 午後 3時32分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	清水 市 三
議会書記	津 金 胤 寛